2017（平成29年度）

中心市街地活性化ハンドブック

国土交通省都市局まちづくり推進課

２０１７（Ｈ２９年度）　中心市街地活性化ハンドブック

―目次―

Ⅰ．中心市街地活性化法の改正について・・・・・・・・・・・・Ⅰ－１～１２

Ⅱ．中心市街地活性化基本計画の認定状況等・・・・・・・・・・Ⅱ－１～２

Ⅲ．中心市街地の活性化を図るための基本的な方針・・・・・・Ⅲ－１～３２

Ⅳ．中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル・・・・・・Ⅳ－１～１２１

Ⅴ．国土交通省の主な支援策・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅴ－１～４６

Ⅵ．中心市街地活性化問い合わせ先一覧・・・・・・・・・・・Ⅵ－１

Ⅶ．中心市街地の活性化に関する法律等

①　中心市街地の活性化に関する法律・・・・・・・・・・Ⅶ－１～５０

②　中心市街地の活性化に関する法律施行令・・・・・・・Ⅶ－５１～５９

③　中心市街地の活性化に関する法律施行規則・・・・・・Ⅶ－６０～７５

④　附帯決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅶ－７６～７７

Ⅰ．中心市街地活性化法の改正について

中心市街地活性化法の改正について

１，「まちづくり三法」とは

中心市街地は、多様な都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統を育んできた「街の顔」である。しかし、近年におけるモータリゼーションの進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化により、空洞化が進みつつあり、これには、大規模店舗の出店も大きな影響を与えていると考えられる。

かつて、大規模小売店舗の出店にあたっては、「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（大店法）に基づき、地元中小小売業者との商業調整が行われてきたが、国内外の環境の変化に応じ、商業調整は行わないこととなり、平成１２年に大店法は廃止されることとなった。

こうした流れの中、平成１０年に、大規模店舗の出店に際して周辺の生活環境の保持の観点から配慮を求める「大規模小売店舗立地法」、空洞化の進行している中心市街地の活性化を図る「中心市街地における市街地の整備改善と商業等の活性化の一体的推進に関する法律」（以下、「旧中心市街地活性化法」という。）、まちづくりの観点から大規模店舗の立地規制などを可能にする「改正都市計画法」の３つの法律、いわゆる「まちづくり三法」が制定され、従来の商業調整にかわる新たな枠組みへと転換した。

このうち、旧中心市街地活性化法については、市町村が自らのイニシアチブのもとで作成する中心市街地活性化基本計画に基づき、市街地の整備改善と商業等の活性化を柱とする総合的・一体的な対策を関係府省庁、地方公共団体、民間事業者等が連携して推進することにより、中心市街地の活性化を図るものであり、平成１８年７月１２日までに、６９０地区において基本計画が作成され、活性化に向けての取組が進められてきた。

また、都市計画法については、特別用途地区の種類の多様化（平成１０年）や、特定用途制限地域及び準都市計画区域の創設（平成１２年）により、用途地域内だけでなく、「非線引き都市計画区域の白地地域」や都市計画区域外においても、市町村等の判断により、大型店などの土地利用を規制できることとした。

２，平成１８年改正

１．まちづくり三法見直しの背景と理念

旧中心市街地活性化法施行後、様々な対策が講じられてきたにも関わらず、中心市街地は、居住人口の減少、公共公益施設の移転や郊外大型店の立地といった原因により衰退が進んでいるのが現状であった。

平成１６年９月には、総務大臣から、経済産業省、国土交通省等に対し、行政評価・監視結果に基づき、中心市街地の活性化が図られていると認められる市町は少なく、基本計画の的確な作成、事業の着実な実施、基本計画の見直し、基本計画の的確な評価等の改善が必要であるとの勧告がなされた。

平成１６年度末から、国土交通省では、「中心市街地再生のためのまちづくりのあり方に関する研究アドバイザリー会議」を設け、中心市街地の現状・課題や大規模集客施設立地のまちづくりへの影響などについて、学識経験者の助言を得ながら基礎的研究を進め、中心市街地の賑わい創出のための支援や、広域的視点からの大規模集客施設の適正立地の確保など、様々な観点から検討を行い、平成１７年８月に最終報告書が公表された。アドバイザリー会議では、実際に空洞化している都市と、活性化の実をあげている都市を比較し、その違いが住民の暮らしやすさにどの程度影響しているかを考察するため、具体事例

の分析を行った。
また、平成１７年６月、国土交通省は社会資本整備審議会に対して、「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」（都市計画・歴史的風土分科会）、「人口減少等社会における市街地の再編に対応した建築物整備のあり方」（建築分科会）について諮問を行い、「中心市街地再生小委員会」と「市街地の再編に対応した建築物整備部会」を設置、審議及びパブリックコメントを経て、平成１８年２月に答申を受けた。
答申においては、わが国が人口減少・超高齢社会を迎える中で、都市圏内で生活する多くの人にとって暮らしやすい集約型都市構造を実現するための「都市構造改革」が必要であるとされており、その手法として、ゾーニングの強化や広域的な観点から適性立地を判断する手続きの整備等、都市計画制度により広域的都市機能の適正立地を図るとともに、街なか居住の促進や公共公益施設の集約立地支援を「選択と集中」の観点から行う等、多様な都市機能の集約のための誘導支援と体制の整備を進めていくことが必要とされている。
一方、与党においても、自民党中心市街地再活性化調査会や公明党まちづくり三法見直し検討プロジェクトチームにおいて中心市街地問題について議論が行なわれ、平成１７年１２月には自民党が「まちづくり三法見直しに関する最終取りまとめ」を公表した。
このような流れをうけ、第１６４回国会において「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案」及び「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案」が成立し、それぞれ平成１８年5月３１日、６月７日に公布された。

２．中心市街地活性化法改正の概要

（１）　趣旨

今後、わが国が人口減少・超高齢社会の到来を迎える中で、高齢者をはじめ多くの人々にとって暮らしやすいまちとなるよう、様々な機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりの実現が必要となっている。しかし、旧中心市街地活性化法は、商業振興策が中心であり、街なか居住の推進や、図書館、病院等の都市機能の集積促進など、中心市街地を「生活空間」として再生する措置が少なく、また、市町村が策定した基本計画の内容を評価し、意欲的な取組みを国が集中的に支援する仕組みとなっていなかった。
このため、今般の改正は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、内閣に中心市街地活性化本部を設置するとともに、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度を創設、様々な支援策を重点的に講じていくこととし、また、地域が一体的にまちづくりを推進するための中心市街地活性化協議会の法制化等の措置を講じることとするものである。

（２）　概要

① 題名の変更

従来の「市街地の整備改善」と「商業等の活性化」に加えて、「街なか居住」や「都市福利施設の整備」等の支援措置を追加することにより、中心市街地における「都市機能の増進」や「経済活力の向上」を図る総合的な支援法に改め、それに伴い法律名を「中心市街地の活性化に関する法律」（以下、「改正中心市街地活性化法」という。）と変更した。

② 基本理念、責務規定の創設

改正中心市街地活性化法を通じて目指すべき中心市街地の活性化のあり方、関係者間

の連携の必要性、国の支援のあり方について基本となる理念を明らかにし、併せて、中心市街地の活性化を図るに当たって、国・地方公共団体・事業者に求められる責務について定めた。

③ 国による「選択と集中」の強化

（ⅰ） 中心市街地活性化本部の設置

中心市街地活性化の実現のためには、市街地の整備改善、商業等の活性化に加え、都市利便の増進を図るための施設整備、共同住宅の整備など中心市街地における都市機能の増進、経済社会の活力の向上に関する各種の施策を政府として総合的かつ効果的に推進することが必要であるため、内閣に中心市街地活性化本部を設置することとした。中心市街地活性化本部は、基本方針の案の作成、基本方針に基づく施策の実施の推進、施策の企画立案・総合調整等に関する事務を行うこととされている。

（ⅱ） 基本方針に定める事項

旧中心市街地活性化法では、基本方針は主務大臣が定めることとなっていたが、改正中心市街地活性化法では、中心市街地活性化について、政府全体で取り組むため、中心市街地の活性化を図る基本的な方針を政府が定めるものとし、中心市街地活性化本部が作成した基本方針の案について、閣議決定を行うこととした。基本方針に記載事項として各号に定める事項は、次のとおりである。

○中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項
○中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
○中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項
○中心市街地の活性化を図るために必要な事業に関する事項
○中心市街地の活性化を図るために必要な事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項
○中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項
○その他中心市街地の活性化に関する重要事項

（ⅲ） 内閣総理大臣による基本計画の認定制度の創設

市町村が作成する中心市街地活性化基本計画について、内閣総理大臣による認定制度を創設し、多様な都市機能の増進と商業等の活性化に意欲的に取り組む市町村を重点的に支援することとしている。基本計画に定める事項には、基本方針に追加した事項のほか、中心市街地活性化の目標、計画期間等が含まれる。

認定の基準としては、①基本方針に適合すること、②中心市街地の活性化に相当程度寄与するものであること、③円滑かつ確実に実施されると見込まれること、の３点が定められており、具体的には、基本方針で定められることになる。特に三大都市圏及び政令指定都市以外の地方都市においては、特別用途地区の活用による準工業地域における大規模集客施設の立地の制限を認定の条件とすることとしてる。

なお、旧中心市街地活性化法に基づく基本計画は法改正に伴い効力を失うため、改めて新しい基本方針に基づく基本計画を策定し、認定申請を行なう必要がある。

④ 多様な民間主体の参画

都市機能の増進を推進する者（中心市街地整備推進機構、まちづくり会社等）と経済活力の向上を推進する者（商工会又は商工会議所等）により組織される中心市街地活性化協議会を法制化し、市町村が基本計画を作成する際に意見を述べる手続などを設け、多様な関係者の参画による取組の実現を図ることとした。なお、現行の TMO（中小小売商業高度化事業構想を作成し、市町村の認定を受けた認定構想推進事業者）は法的な効力を失い、協議会に発展的改編を図ることになる。また、協議会の構成員

となることができる中心市街地整備推進機構については、従来公益法人のみがその指定対象なっていたが、近年良好な市街地を形成するために地域に密着したまちづくり活動を行う主体として、NPO の役割が高まってきたことから、新法においては、特定非営利活動法人法第２条第２項の特定非営利法人（いわゆる NPO 法人）をはじめとする営利を目的としない法人も指定対象に追加した。

⑤ 支援措置の拡充

認定を受けた基本計画に基づいて行われる事業に対する支援措置として、新たに以下の特例等の新設又は拡充を行った。

○土地区画整理事業の換地特例の拡充

保留地として定められる土地の対象に、認定基本計画において定められた公営住宅等の用に供する土地を追加する。

○中心市街地共同住宅供給事業の創設

中心市街地共同住宅供給事業を実施しようとする者が、事業の実施に関する計画を作成し市町村長の認定を受けた場合、国は、事業者に補助する地方公共団体に対し補助することができる。

○大規模小売店舗立地法の特例の創設

都道府県等は、区域を定め、大規模小売店舗立地法の規定の緩和を行うことができる。（第一種特例区域：規制の実質的な撤廃、第二種特例区域：特区措置の全国展開）

○共通乗車船券の特例の創設

認定中心市街地の旅客を対象とする二以上の運送事業者が共同で発行する共通乗車船券の届け出手続きを簡素化する。　　等

（３）　特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止

商業の活性化に対する支援措置を中心市街地に集中的に講ずるとの観点から、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法を廃止した。

（４）　施行期日

改正中心市街地活性化法は、平成１８年６月７日に公布され、同８月２２日に施行された。

３，平成２６年改正

１．趣旨

少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めが掛からない状況である。そこで、「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を図るため、以下の措置を講じる。

① 中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業を認定し、重点支援する制度の創設

② 中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置、道路占用の許可の特例等の創設

２．概要

（１）民間投資を喚起する新たな重点支援制度の創設

① 中心市街地への来訪者又は就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させる

などの効果が高い民間プロジェクト（特定民間中心市街地経済活力向上事業）に絞って、経済産業大臣が認定する制度を創設。

② 認定を受けたプロジェクトに対し、以下の支援策を講じる。

〇認定された民間事業者に市町村が貸付けを行う際に、中小企業基盤整備機構が当該市町村に貸付けを実施。

〇地元の協議会や市町村が立地を望む大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法の立地手続きを簡素化（説明会開催義務の免除等）。

※法律上の支援策とあわせて、以下の支援策を講じる。

・認定された民間事業者を直接支援する補助金を交付。
・建物等の取得に対する割増償却制度、登録免許税の軽減といった税制優遇措置を適用。
・施設整備者及び店子に対する一層の低利融資を実施。

（2）中心市街地の活性化を図る措置を拡充

① 中心市街地の商業の活性化に資する事業を認定する制度を創設。

〇小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業（民間中心市街地商業活性化事業）を、経済産業大臣が認定する制度を創設。

〇認定を受けた事業に対し、以下の支援策を講じる。

・中小企業基盤整備機構が、中小企業支援策に係る知見を活用して、ソフト事業に係る情報提供等の協力を実施。
・中小企業投資育成株式会社による出資について、出資先の資本金上限を３億円超に引き上げ、出資対象を拡大する。

② 認定を受けた基本計画に対し、規制の特例等を創設

〇オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例を創設。

〇それぞれの中心市街地に限って活動が認められる特例通訳案内士制度を創設。

③ 基本計画を作成しようとする市町村の規制の解釈に関する疑問等に対し、国が回答する制度を創設。

３．施行期日

改正中心市街地活性化法は、平成２６年４月２５日に公布され、同７月３日に施行された。

○平成１８年改正の概要

「まちづくり三法」とは何か

大店法（S49～H12）の廃止

中小小売業者との商業調整の廃止。

いわゆる「まちづくり三法」の制定等

大店立地法（H12～）

大型店の立地に際して、「周辺の生活環境の保持」の観点からの配慮を求める。

（配慮事項）
- ・交通渋滞・安全確保への対策
- ・騒音対策
- ・廃棄物の保管、処理対策　等

中心市街地活性化法（H10～）

中心市街地の活性化のために8府省庁で**「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」**を一体的に推進。

都市計画法の改正によるゾーニング（土地利用規制）（H10～）

地域毎に大型店の適正な立地を実現。

大型店の郊外立地を規制する必要があると市町村が判断した場合の土地利用規制制度を措置。（特別用途地区、特定用途制限地域）

まちづくり三法見直しの検討の経緯

与党の動き

平成16年11月
自民党・中心市街地再活性化調査会に設置された「**まちづくり三法見直し検討ワーキングチーム**」が検討を開始

平成17年8月
自民党政権公約2005（06.まちづくり三法の見直しと中心市街地の再活性化）
「まちづくり三法」を見直し、都市機能の市街地集約とにぎわい回復を理念とする基本法的な法律を次期通常国会に提出する。

平成17年12月
自民党ワーキングチーム及び中心市街地再活性化調査会が「**まちづくり三法見直しに関する最終取りまとめ**」**を決定**し、自民党政調審議会、総務会の了解を得る。

国交省における検討経緯

中心市街地再生のためのまちづくりのあり方に関するアドバイザリー会議
（座長：金本良嗣東大教授）
平成16年11月～平成17年7月　第1回～第6回会議開催

平成17年 8月　最終報告書

社会資本整備審議会　都市計画・歴史的風土分科会　中心市街地再生小委員会（委員長：小林重敬横浜国大教授）
平成17年6月　諮問「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」

平成18年2月
社会資本整備審議会より答申

社会資本整備審議会　建築分科会 市街地の再編に対応した建築物整備部会（部会長：小林重敬横浜国大教授）
平成17年7月　諮問「人口減少等社会における市街地の再編に対応した建築物整備のあり方について」

平成18年2月
社会資本整備審議会より答申

その他

平成16年9月
総務省より、中心市街地の活性化に関する行政評価・監視結果に基づく勧告

平成16年9月～
産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議
平成17年12月
中間取りまとめ
～コンパクトでにぎわいあるまちづくりを目指して～　を公表

平成17年6月
参議院決算委員会より会計検査院に対し、中心市街地活性化プロジェクトの実施状況について、会計検査の実施及びその結果の報告を要請（平成18年10月報告）

第164回通常国会において、「中心市街地の活性化に関する法律」及び「都市計画法」を改正

なぜ中心市街地活性化が必要なのか （現状～方向性）

これまでの都市の拡大成長を前提としたまちづくりの結果

居住・公益など様々な都市機能が郊外へ拡散

○市役所、病院、学校の郊外移転
○郊外型ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰの増加

中心市街地の空洞化

○中心部のシャッター商店街

都市の拡大成長を前提としたまちづくりの弊害

○自動車依存型の都市構造による高齢者等の生活利便性低下
○拡散した都市構造による各種公共サービスの効率性低下、都市経営コストの増大
○広域的都市機能の立地による道路計画上想定しない交通渋滞の発生
○都市機能の拡散に伴う公共交通の衰退、自動車利用の増加による環境負荷の増大

人口減少・超高齢社会を迎える今後のまちづくりの方向性

様々な都市機能がコンパクトに集約した、歩いて暮らせるまちづくりを進めることが必要

なぜ中心市街地活性化が必要なのか （方向性～法改正）

コンパクトなまちづくりを実現していくためには、
○都市機能の無秩序な拡散防止
○中心市街地への都市機能の集約　　の両輪で取組むことが必要

都市機能の無秩序な拡散防止（都市計画制度の活用）

都市計画法の改正

○大規模集客施設について、商業地域等の用途地域を除き、一旦立地を制限
○立地する場合には、都市計画手続を経ることにより、地域が判断する仕組とする
○公共公益施設についても開発許可を要することとする等、開発許可制度の見直し

【大規模集客施設の立地可能な地域】

（改正前）
都市計画区域の約９割（８７．２%）※
※市街化調整区域を大規模集客施設が立地可能な地域としてカウント

（改正後）
商業地域、近隣商業地域、準工業地域に限られ、都市計画区域の１割未満（３．４%）

中心市街地への都市機能の集積（中心市街地活性化の推進）

中心市街地活性化法の改正

○中心市街地活性化本部（本部長：内閣総理大臣）の創設
○基本計画の内閣総理大臣認定の創設
○多様な民間主体が参画する中心市街地活性化協議会の法制化

都市機能の集積を誘導するための予算措置の充実（認定計画に基づく取組について重点支援）

○市街地の整備改善
○街なか居住の推進
○建物の用途転換による公益施設の立地促進
○商業等の活性化
○LRT、バスなどの公共交通機関の充実

基本計画関係

（改正前）
市町村が単に作成する基本計画

（改正後）
市町村が作成する基本計画に内閣総理大臣の認定を与え、フォローアップを行う。

支援策関係

（改正前）
市街地の整備改善、商業等の活性化

（改正後）
市街地の整備改善、商業等の活性化に加え、街なか居住の推進、公益施設の立地促進、公共交通機関の充実を追加。

中心市街地活性化法等の施行スケジュールと状況

中心市街地活性化法

平成18年5月31日　法案成立

6月　7日　　法律公布

8月11日　　政令の公布

平成18年8月22日　法律施行

中心市街地活性化本部の設置

平成18年9月8日　基本方針の閣議決定

平成18年9月26日　マニュアルの公表

中心市街地活性化基本計画の認定（平成２９年６月２３日現在　２１２計画（１４１市））

※うち下線６４計画は２期計画認定、下線太字４計画は３期計画認定

平成19年2月8日（2地区）	富山市、青森市
平成19年5月28日（11地区）	久慈市、金沢市、岐阜市、府中市、山口市、高松市、熊本市、八代市、豊後高田市、長野市、宮崎市
平成19年8月27日（5地区）	帯広市、砂川市、千葉市、浜松市、和歌山市
平成19年11月30日（5地区）	三沢市、高岡市、福井市、越前市、鳥取市
平成19年12月25日（1地区）	鹿児島市
平成20年3月12日（8地区）	滝川市、柏市、新潟市、藤枝市、奈良市、宝塚市、久留米市、日向市
平成20年7月9日（22地区）	小樽市、弘前市、八戸市、盛岡市、秋田市、鶴岡市、大野市、飯田市、中津川市、豊田市、大津市、尼崎市、伊丹市、神戸市（新長田地区）、松江市、西条市、四万十市、北九州市（小倉地区）、北九州市（黒崎地区）、諫早市、大分市、別府市
平成20年11月11日（13地区）	伊賀市、岩見沢市、富良野市、山形市、大田原市、高崎市、長岡市、上越市（高田地区）、甲府市、塩尻市、米子市、松山市、山鹿市
平成21年3月27日（10地区）	遠野市、白河市、静岡市（静岡地区）、静岡市（清水地区）、掛川市、名古屋市、守山市、丹波市、田辺市、酒田市
平成21年6月30日（6地区）	稚内市、川越市、豊橋市、長浜市、直方市、小城市
平成21年12月7日（9地区）	石岡市、敦賀市、沼津市、大垣市、高槻市、姫路市、下関市、大村市、植木町（現熊本市　平成22年3月23日合併）
平成22年3月23日（8地区）	十和田市、石巻市、福島市、上田市、倉敷市、唐津市、佐伯市、沖縄市
平成22年11月30日（3地区）	大仙市、明石市、川西市
平成23年3月25日（4地区）	北見市、旭川市、日光市、福知山市
平成23年6月29日（1地区）	東海市
平成24年3月29日（9地区）	玉野市、飯塚市、富山市、青森市、金沢市、熊本市、豊後高田市、長野市、高岡市
平成24年6月28日（1地区）	岐阜市
平成24年11月30日（3地区）	上山市、高知市、日南市
平成25年3月29日（17地区）	函館市、小田原市、安城市、津山市、周南市、帯広市、八戸市、福井市、大野市、藤枝市、豊田市、大津市、鳥取市、松江市、府中市、大分市、鹿児島市
平成25年6月28日（2地区）	十日町市、高松市
平成25年11月29日（2地区）	草津市、盛岡市
平成26年3月28日（13地区）	須賀川市、土浦市、久慈市、白河市、高崎市、柏市、長岡市、飯田市、豊橋市、長浜市、山口市、久留米市、諫早市
平成26年10月17日（5地区）	岩国市、富良野市、山形市、甲府市、松山市
平成27年1月22日（2地区）	石巻市※、浜松市※
平成27年3月27日（15地区）	蕨市、高山市、堺市、江津市、長崎市、岩見沢市、酒田市、福島市、川越市、上田市、掛川市、姫路市、川西市、倉敷市、守山市※
平成27年6月30日（3地区）	会津若松市、倉吉市、竹田市
平成27年11月27日（3地区）	大垣市、三原市、米子市
平成28年3月15日（14地区）	田原市、伊勢市、小林市、長井市※、弘前市、遠野市、静岡市、福知山市、丹波市、伊丹市、明石市、佐伯市、唐津市、沖縄市
平成28年6月17日（3地区）	水戸市、青梅市、府中市
平成28年11月29日（2地区）	雲南市、越前市
平成29年3月24日（9地区）	いわき市、東近江市、大牟田市、奄美市、秋田市、**富山市**、**高岡市**、**金沢市**、**熊本市**
平成29年6月23日（1地区）	高槻市

※：地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置

都市計画法（参考）

平成18年5月24日　法案成立

5月31日　　法律公布

平成18年8月30日　一 部 施 行
（都市計画提案制度の拡充の先行的施行）

平成18年11月30日　一 部 施 行
（準都市計画区域の見直しの先行的施行）

平成19年11月30日　全面施行
（大規模集客施設の立地規制の強化、開発許可制度の見直し、用途緩和型地区計画の創設等）

○平成２６年改正の概要（民間投資の喚起を図るための法改正）

「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律」の概要

1. 背　景

（1）少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めが掛からない状況。

（2）このような状況の中、「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、国土交通省とも連携を図りつつ、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図ることが有効。

2. 改正法の概要

（1）中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指して行う事業を認定し、重点支援することで民間投資を喚起する制度を新たに創設。

（2）中心市街地の活性化を進めるため、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業を認定する制度、オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例、それぞれの中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度等を創設。

3. 措置事項の概要

A. 重点支援

【今回の改正で新設】
特定民間中心市街地経済活力向上事業
作成：民間事業者（市町村経由）　認定：経済産業大臣

支援 ←
・予算措置の拡充
・税制優遇措置
・無利子融資
・大店立地法の特例

地元同意が必要

中心市街地活性化協議会

目標
①来訪者の増加
②就業者の増加
③小売業の売上高の増加

B. 裾野拡大

【今回の改正で新設】
民間中心市街地商業活性化事業
作成：民間事業者（市町村経由）　認定：経済産業大臣
＝ 小売事業者を支援するソフト事業

【従来のスキームを拡充】
中心市街地活性化基本計画
作成：市町村　認定：内閣総理大臣
支援 ← ・規制の特例

A. 重点支援（民間投資を喚起する新たな制度の創設）

（1）中心市街地における経済活力の向上を図るため、中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い民間プロジェクトを認定する制度を新たに創設。

（2）当該認定事業計画に対する特例措置として、①予算措置の拡充、②税制優遇措置（建物等の取得に対する割増償却制度等）の創設、③中小企業基盤整備機構による市町村を通じた無利子融資、④地元が望む大規模小売店舗の立地手続きの簡素化等の措置を講ずる。

B. 裾野拡大（中心市街地活性化を図る新たな措置）

※中心市街地活性化基本計画の認定要件を緩和する。（基本方針の改定）

（1）小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を図るソフト事業（イベント・研修を行う事業）を認定する制度を新たに創設し、資金調達を円滑化する等の支援を行う。

（2）道路占用の許可の特例措置、中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度といった規制の特例等の措置を講じる。（国交省と連携）

※経済産業省資料

中心市街地活性化法のスキーム

【目　　的】少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済の活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
【基本理念】快適で魅力ある生活環境の形成、都市機能の集積、創造的な事業活動の促進を基本とし、地域の関係者が主体的に取組み、それに対し国が集中的にかつ効果的に支援を行う。

基　本　方　針　（中心市街地活性化本部が案を作成し、閣議決定）

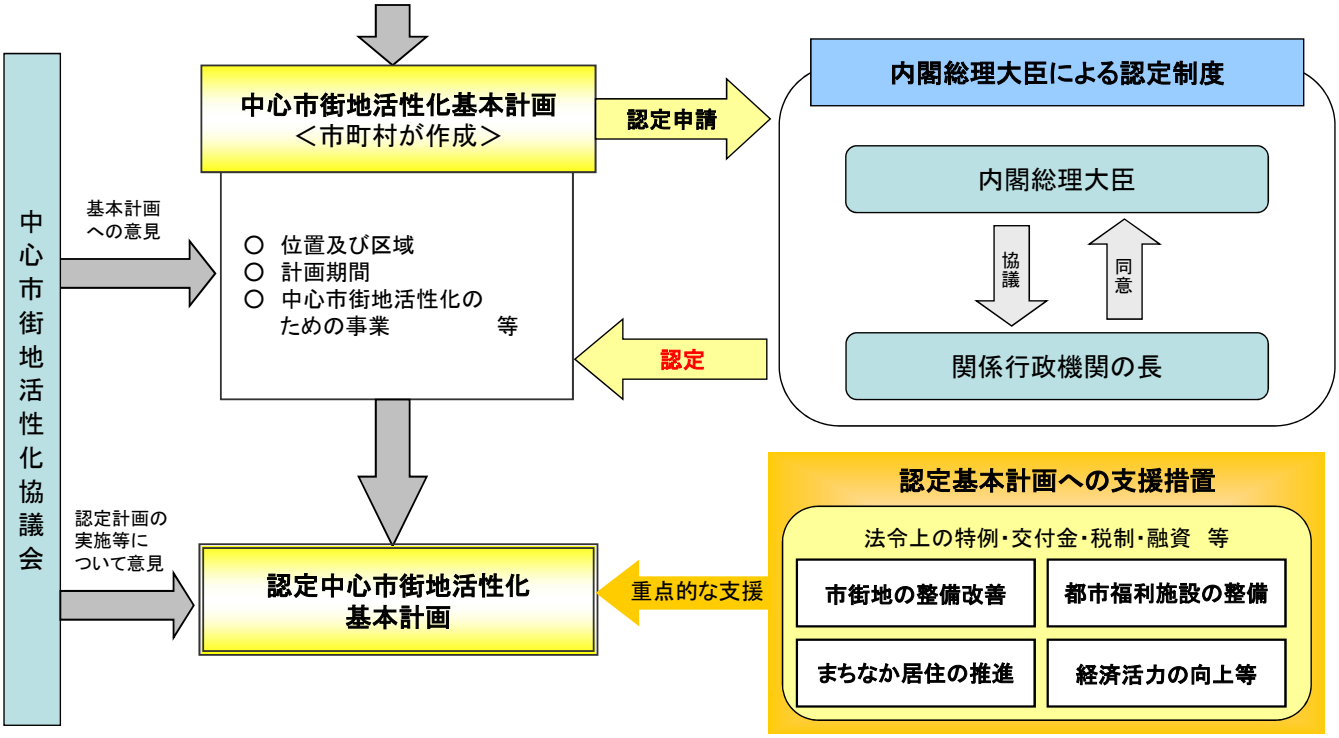

中心市街地活性化協議会の概要

協議会の役割

・市町村が作成する基本計画、認定基本計画の実施等について、市町村に意見を述べることができる。（法第15条第9項）
・市町村が基本計画を作成する際の意見聴取　（法第9条第6項）
・民間事業者が事業計画を作成する際の協議　（法第42条第1項）

協議会のしくみ

設置者（必須構成員）

【都市機能の増進】

・中心市街地整備推進機構
　又は
・良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社（まちづくり会社）

【経済活力の向上】

・商工会又は商工会議所
　又は
・商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人等又は特定会社

中立的な立場で協議会に参加

・協議により規約を定め、共同で協議会を組織
・協議会を組織した旨を公表

（事業者のみ）協議会を組織するよう要請

参加要請

参加の申出

任意構成員

・当該中心市街地において市町村が作成する基本計画に記載された事業（中活法第9条第2項第2号から第6号までに規定する事業）を実施しようとする事業者

・認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

・当該中心市街地をその区域に含む市町村

（デベロッパー、商業関係者、地権者、市町村等）

「中心市街地活性化協議会」の設置状況につきましては、 中心市街地活性化協議会支援センター　のHPをご覧ください。
URL　：　http://machi.smrj.go.jp/active/index.html

基本計画の認定基準

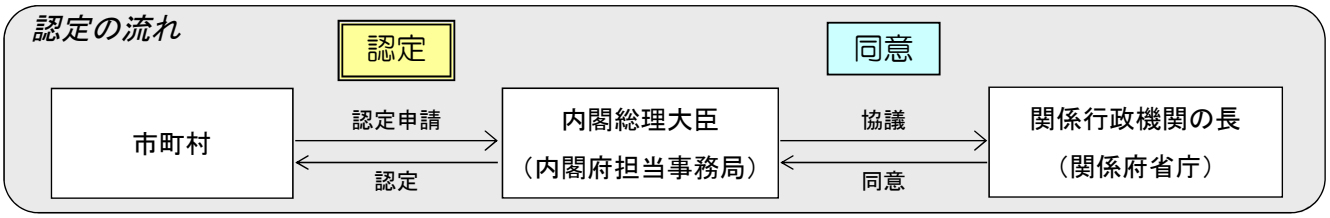

○認定基準

① 基本方針に適合するものであること。
→基本方針の該当部分に適合した内容であることが必要
（第1章、第2章4.、第3章、第9章、第10章、第12章）

② 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
→以下の点で判断
a)中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章から第8章までの事業等が記載されていること。
※（合理的な理由が記載されていれば、新たな事業等について記載する必要なし）
b) a)の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

③ 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
→以下の点で判断
a) 事業等の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと。
b) 事業等の実施スケジュールが明確であること。

○同意基準 → 所管する法令等への適合性及び諸計画との整合性

中心市街地活性化基本方針の概要

○ 政府が実施すべき施策とともに、基本計画の認定基準や実施状況についての評価等、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針を、中心市街地活性化本部で作成したもの

Ⅰ．中心市街地の活性化の意義及び目標

・人口減少、少子高齢社会を迎えている中で、高齢者にも暮らしやすいコンパクトなまちづくり
・環境負荷の小さなまちづくりにもつながる

Ⅱ．中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

○政府における推進体制の整備
（本部において、施策の企画･立案、総合調整、進捗状況の把握。関連施策･各府省の緊密な連携、地方支分部局での適切な助言。等）

○認定を受けた基本計画の取組に対する重点的な支援、認定と連携した支援措置の創設･充実

○基本計画の認定基準
基本方針に適合するものであること など
・計画期間は、概ね5年以内を目安とする。

○基本計画の実施状況についての評価の実施等
・進捗状況の把握
・施策の実施状況の事後評価

Ⅲ．中心市街地の位置及び区域

○中心市街地の要件、数など
→ 原則的には1市町村に1区域。地域の実情により、複数存在する場合も考えられる。

Ⅳ．～Ⅷ．各種事業等の推進

（市街地整備、教育･医療･福祉等都市福利施設の整備、街なか居住の推進、経済活力の向上 など）

Ⅸ．Ⅳ．からⅧ．までの事業等の総合的かつ一体的推進

○推進体制の整備
→ 市町村の行政担当部局の連携。中心市街地活性化協議会の設置。(事業の実施者に加え、地権者、地域住民、行政等多様な者の参画)

○基本計画に基づく事業･措置の一体的推進、住民等様々な主体の巻き込み

Ⅹ．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置

○都市機能の集積の促進の考え方
→ 都市機能の無秩序な拡散を防止。認定に際しては、集積のための取組や周辺の開発状況等を踏まえ判断。

○都市計画手法の活用
→ 集積促進のため、地区計画等を活用。地方都市では、準工業地域で大規模集客施設に係る特別用途地区等が決定される場合に認定。

Ⅺ．特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項

Ⅻ．その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

・実践的、試行的な活動等により、厳選された事業による計画を策定。
・都道府県で、必要な体制整備。市町村との意見交換。市町村への支援、助言を実施。

中心市街地の要件

中心市街地活性化法による措置は、都市の中心の市街地であって、次に掲げる要件に該当するものについて講じられる。

○ 当該市街地に、**相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積**しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。

○ 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、**機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる**市街地であること。

○ 当該市街地における**都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切**であると認められること。

準工業地域に対する立地制限

都市計画法、建築基準法等の改正

大規模集客施設は、商業地域、近隣商業地域及び準工業地域の3つの用途地域において立地可能

↓

地方都市の場合、大都市と比べて人口や都市活動の規模が相対的に小さい
→準工業地域に大規模集客施設が立地した場合に、中心市街地活性化への影響は大きい

中心市街地活性化基本方針・マニュアル

三大都市圏及び政令指定都市を除く地方都市においては、基本計画の内閣総理大臣による認定に際し、特別用途地区又は地区計画の活用による準工業地域における大規模集客施設の立地の制限していることを条件とする。
（三大都市圏及び政令指定都市においても、必要に応じて、特別用途地区等を活用）

中心市街地活性化基本計画の認定制度の流れ

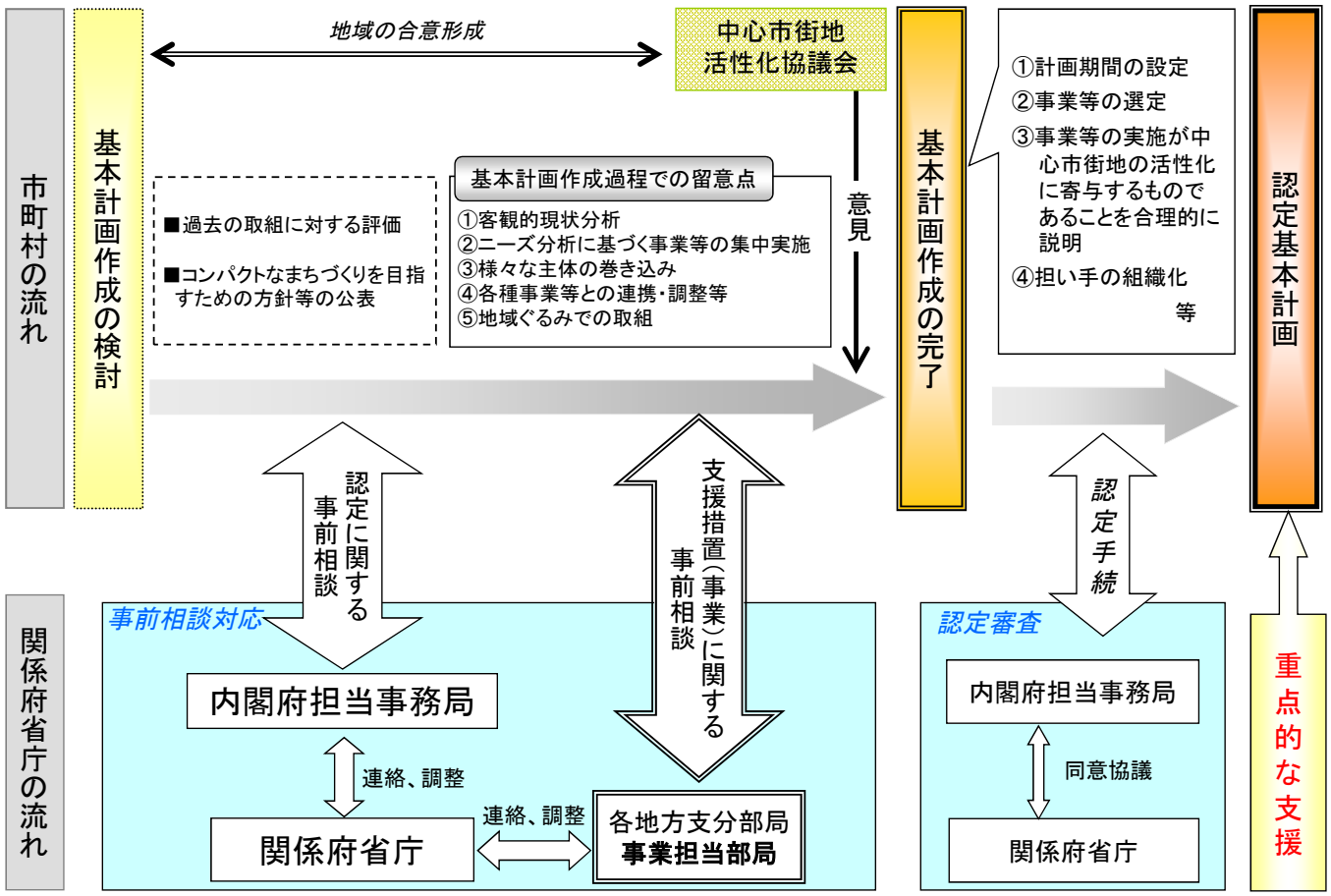

参考：都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要

平成26年8月1日施行

背景

・地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

法律の概要

●立地適正化計画（市町村）

・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成

・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（多極ネットワーク型コンパクトシティ）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

○誘導施設への税財政・金融上の支援

・整備に対する補助 予算

・整備に対する民間都市開発機構の出資等 予算

・外から内（まちなか）への移転に係る買換特例 税制

○公的不動産・低未利用地の有効活用

・市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 予算

○医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

・誘導施設について容積率等の緩和が可能

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ

◆歩いて暮らせるまちづくり

・附置義務駐車場の集約化も可能

・歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ

・歩行空間の整備支援 予算

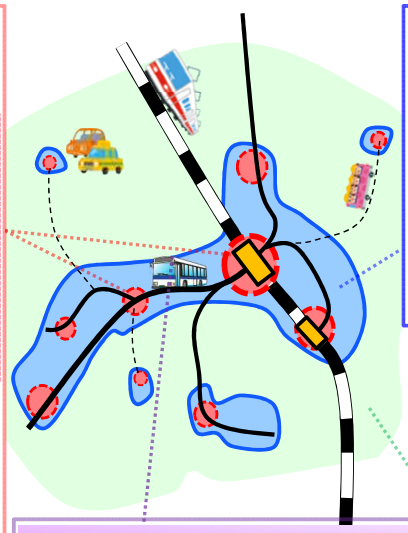

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

・公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 予算

・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層住居専用地域への用途変更）

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

・市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

・不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ

・都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度

・協定を締結した跡地の適正管理を支援 予算

公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定

◆公共交通を軸とするまちづくり

・地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）

・都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設の整備支援 予算

※下線は法律に規定するもの

Ⅱ．中心市街地活性化基本計画の認定状況等

中心市街地活性化基本計画の認定状況（平成29年6月までの認定計画数：212計画（141市））

認定次	認定日	地区	認定地方公共団体　赤字　2期計画認定　赤字　3期計画認定 灰色：計画終了
第1次	平成19年2月8日	2	富山市・青森市
第2次	平成19年5月28日	11	久慈市・金沢市・岐阜市・府中市（広島）・山口市・高松市・熊本市・八代市・豊後高田市・長野市・宮崎市
第3次	平成19年8月27日	5	帯広市・砂川市・千葉市・浜松市・和歌山市
第4次	平成19年11月30日	5	三沢市・高岡市・福井市・越前市・鳥取市
第5次	平成19年12月25日	1	鹿児島市
第6次	平成20年3月12日	8	滝川市・柏市・新潟市・藤枝市・宝塚市・久留米市・日向市・奈良市
第7次	平成20年7月9日	22	小樽市・弘前市・盛岡市・秋田市・鶴岡市・大野市・中津川市・豊田市・大津市・神戸市（新長田地区）・尼崎市・伊丹市・松江市・西条市・四万十市・北九州市（小倉地区・黒崎地区）・諫早市・大分市・別府市・八戸市・飯田市
第8次	平成20年11月11日	13	伊賀市・岩見沢市・富良野市・山形市・大田原市・高崎市・長岡市・上越市（高田地区）・甲府市・塩尻市・米子市・松山市・山鹿市
第9次	平成21年3月27日	10	遠野市・白河市・静岡市（静岡地区・清水地区）・掛川市・名古屋市・守山市・丹波市・田辺市・酒田市
第10次	平成21年6月30日	6	稚内市・川越市・豊橋市・長浜市・直方市・小城市
第11次	平成21年12月7日	9	石岡市・敦賀市・沼津市・大垣市・高槻市・姫路市・下関市）・大村市・熊本市（植木地区）
第12次	平成22年3月23日	8	十和田市・石巻市・福島市・上田市・倉敷市・唐津市・佐伯市・沖縄市
第13次	平成22年11月30日	3	大仙市・ 明石市・ 川西市
第14次	平成23年3月25日	4	北見市・旭川市・日光市・福知山市
第15次	平成23年6月29日	1	東海市
第16次	平成24年3月29日	9	玉野市・飯塚市・富山市・青森市・金沢市・熊本市・豊後高田市・長野市・高岡市
第17次	平成24年6月28日	1	岐阜市
第18次	平成24年11月30日	3	上山市・高知市・日南市
第19次	平成25年3月29日	17	函館市・小田原市・安城市・津山市・周南市・帯広市・八戸市・福井市・大野市・藤枝市・豊田市・大津市・鳥取市・松江市・府中市（広島）・大分市・鹿児島市
第20次	平成25年6月28日	2	十日町市・高松市
第21次	平成25年11月29日	2	草津市・盛岡市
第22次	平成26年3月28日	13	須賀川市・土浦市・久慈市・白河市・高崎市・柏市・長岡市・飯田市・豊橋市・長浜市・山口市・久留米市・諫早市
第23次	平成26年10月17日	5	岩国市・富良野市・山形市・甲府市・松山市
第24次	平成27年1月22日	2	石巻市・浜松市
第25次	平成27年3月27日	15	蕨市・高山市・堺市・江津市・長崎市・岩見沢市・酒田市・福島市・川越市・上田市・掛川市・姫路市・川西市・倉敷市・守山市
第26次	平成27年6月30日	3	会津若松市・倉吉市・竹田市
第27次	平成27年11月27日	3	三原市・大垣市・米子市
第28次	平成28年3月15日	14	田原市・伊勢市・小林市・長井市・弘前市・遠野市・静岡市（静岡地区・清水地区）・福知山市・丹波市・伊丹市・明石市・佐伯市・唐津市・沖縄市
第29次	平成28年6月17日	3	水戸市・青梅市・府中市（東京）
第30次	平成28年11月29日	2	雲南市・越前市
第31次	平成29年3月24日	9	いわき市・東近江市・大牟田市・奄美市・秋田市・富山市・高岡市・金沢市・熊本市
第32次	平成29年6月23日	1	高槻市

※現時点で認定を受けている中心市街地活性化基本計画は、94市94計画（平成29年6月現在）。

中心市街地活性化基本計画認定都市　（平成29年6月までの認定計画数：141市212計画）

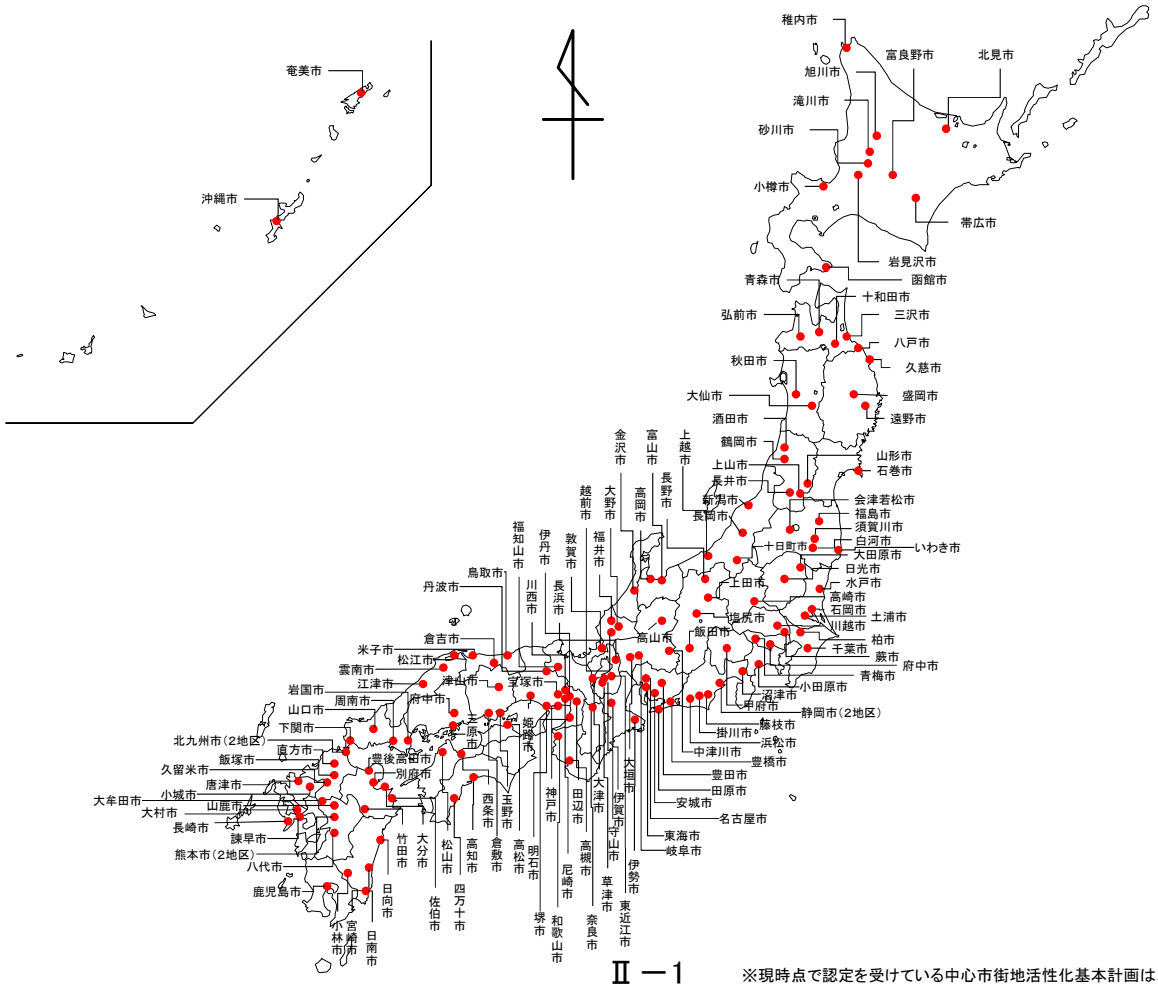

Ⅱ－1

※現時点で認定を受けている中心市街地活性化基本計画は、94市94計画（平成29年6月現在）。

（参考）中心市街地活性化基本計画データベース

認定中心市街地活性化基本計画の詳細等につきましては、国土交通省HP内中心市街地活性化のまちづくり「中心市街地活性化基本計画データベース」をご覧ください。

（データベースの例）

市町村名	都道府県名	基本計画名称
富山市	富山県	富山市中心市街地活性化基本計画

認定日	最終変更日	計画期間			面積		人口		特別用途地区
		開始	終了	期間	市町村全域(km2)	中心市街地(ha)	市町村全域(人)	中心市街地(人)	都市計画決定日
H19.2.8	H21.3.27	H19.2	H24.3	5年2ヶ月	1,241.85㎢	約436ha	417,637	22,281	H19.1.4

中心市街地活性化協議会			
名称	設立日	都市機能の増進（法第15条第1項第1号）	経済活力の向上（法第15条第1項第2号）
富山市中心市街地活性化協議会	H18.8.30	㈱まちづくりとやま	富山商工会議所

目標	指標	現況	目標
公共交通の活性化により車に頼らずに暮らせる中心市街地の形成	路面電車市内線一日平均乗車人数(人)	10,016	13,000
魅力と活力を創出する富山市の「顔」にふさわしい中心市街地の形成	歩行者通行量(人)	24,932	32,000
魅力ある都心ライフが楽しめる中心市街地の形成	居住人口(人)	24,099	26,500

事業名	事業期間	支援措置	支援措置期間	実施主体	区分					概要
					市	福	居	商	交	
グランドプラザ整備事業	H17～H19	まちづくり交付金	H17～H19	富山市	○					全天候型ガラス屋根広場の整備事業 位置：グランドプラザ（総曲輪三丁目） 地区面積：約1,400㎡
富山城址公園整備事業	H10～H27	まちづくり交付金	H16～H23	富山市	○					富山らしさを象徴する城址公園として再整備する事業 位置：富山城址公園 地区面積：約7.4ha
低未利用地活用推進調査事業	H18～H20	まちづくり交付金	H18～H20	富山市	○					中心市街地に散在する小規模な低未利用地を集約して一定規模の土地として有効活用するための支援策等の調査事業 位置：中心市街地
富山駅周辺地区土地区画整理事業	H17～H29	土地区画整理事業	H17～H28	富山市	○					富山駅周辺の土地区画整理事業 位置：富山駅周辺地区 地区面積：約10.4ha

URL ： http://www.mlit.go.jp/crd/index/db/index.html

（参考）全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議

まちづくり三法の改正や都市再生特別措置法の改正により、中心市街地のまちづくりを進める重要な主体として位置付けられた、まちづくり会社、中心市街地整備推進機構及び都市再生推進法人等が情報交流を行い、民間主体による中心市街地の再生とコンパクトなまちづくりを促進することを目的とする。

連絡会議概要

○設　立　：　平成19年6月28日

○会　員　：　54団体(平成29年4月1日現在)中心市街地活性化基本計画の認定を受けた又は受けようとしている市町村のまちづくり会社、中心市街地整備推進機構及び都市再生推進法人等

○役員会社　会長：(株)まちづくり松山　副会長：(株)黒壁、豊田まちづくり(株)　監事：(一財)柏市まちづくり公社、(株)飯田まちづくりカンパニー

○賛助会員：　4団体（平成29年4月1日現在）　会の趣旨に賛同する者

○参与会員：　都市再生機構、民間都市開発推進機構、全国市街地再開発協会、区画整理促進機構

○会　費　：

会　員	年会費　12,000円
賛助会員	年会費　50,000円

※旅費等実費については会員各自にてご負担頂きます

活動内容

○中心市街地活性化や都市再生に係る情報共有、ノウハウの蓄積

・総会　（年1回、6月頃開催）

・勉強会の開催　（年2回、6月・11月頃開催）

　まちづくり会社が行っている事業の手法や工夫等の紹介　等

　直近では平成29年6月29日、30日に東京都において開催

　（まちづくり会社の職員だけでなく、市町村職員も参加可能。）

・HPの設置

　会員、事務局の連絡や提案、情報交換など

○相談室の設置

・まちづくり手法等の相談　（都市機構：全国まちづくり支援室）

・出融資に係る相談　（民都機構：中心市街地活性化支援室）

・再開発等の相談

（再開発協会：企画部内）

・市街地整備に関する相談

（区画機構：まちなか支援センター内）

Ⅲ．中心市街地の活性化を図るための基本的な方針

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針

平成18年9月8日
閣議決定
平成19年12月7日
一部変更
平成21年4月24日
一部変更
平成23年10月7日
一部変更
平成26年7月25日
一部変更
平成26年12月27日
一部変更
平成28年4月1日
一部変更

中心市街地は、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統をはぐくみ、各種機能を培ってきた「まちの顔」とも言うべき地域である。

しかしながら、病院や学校、市役所などの公共公益施設の郊外移転等都市機能の拡散、モータリゼーションの進展、流通構造の変化等による大規模集客施設の郊外立地、居住人口の減少等中心市街地のコミュニティとしての魅力低下、中心市街地の商業地区が顧客・住民ニーズに十分対応できていないことなどにより、中心市街地の衰退が進みつつある。

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（以下「本方針」という。）は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第8条第1項に基づき、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために定めるものである。

本方針に基づく施策の推進に当たっては、平成19年11月30日の地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」の「第1　地方再生の基本的考え方」における「地方再生五原則」に加え、平成26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則」を踏まえ、施策に取り組むものとする。その際、ブロック別担当参事官が、中心市街地活性化のみならず、都市再生、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、地域再生、環境モデル都市・環境未来都市に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各府省庁における地方創生及び国土強靱化の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。

第1章　中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

1．中心市街地の活性化の意義

活性化された中心市街地は、

① 商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。

② 多様な都市機能が身近に備わっていることから、高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。

③ 公共交通ネットワークの拠点として整備されていることを含め既存の都市ストックが確保されているとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。

④ 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。

⑤ 過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること。

⑥ コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。

などから、各地域ひいては我が国全体の発展に重要な役割を果たすことが期待される。

しかし、前文で述べたとおり中心市街地の多くの実態は、このような期待にこたえられる状態になく、我が国が人口減少・少子高齢社会を迎えている中で、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能がコンパクトに集積した、子どもや高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、にぎわいあふれるまちづくりを進めていくことが必要である。

そのため、国、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りながら、地域が自主的かつ自立的に取り組み、国民の生活基盤の核となる中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することにより、地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図ることが重要である。

その際、中心市街地の活性化は、人口減少、高齢化など、我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療・福祉といった機能の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要である。

2．中心市街地の活性化の目標

中心市街地の活性化は、中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、地域の創意工夫をいかしながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものであり、これを通じて次の目標を追求すべきである。

① 人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現する

こと。

② 地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること。

また、同時に、中心市街地における実態を客観的に把握し、効果的かつ効率的な民間及び公共投資を実施することにより、インフラの整備・維持管理コストの縮減、各種公共的サービスの効率性の向上等を実現することも追求し得るものである。

さらに、中心市街地の活性化による効果を周辺地域にも波及させることにより、様々な地域の活性化に結びつける必要があり、ひいては国民生活の向上と健全な発展を図らなければならない。

第2章　中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1. 政府における推進体制の整備等

内閣に設置された中心市街地活性化本部（内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする。以下「本部」という。）において、施策で重要なものの企画及び立案を行うとともに、施策の総合調整を行う。さらに、法第9条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）における進捗状況等の把握に努めるとともに、中心市街地の活性化に関する施策の見直しなども併せて実施する。

各府省庁においては、本部を中心に緊密な連携を図り、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、中心市街地の活性化に関する施策を効果的かつ効率的に推進する。また、経済産業局や地方整備局をはじめとする各府省庁の地方支分部局において、市町村の中心市街地の活性化に関する取組に対して、適切な支援や助言等を実施する。

また、都市再生、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、地域再生、環境モデル都市・環境未来都市、観光立国等の関連する諸施策との連携を図り、これらの成果を最大限活用する。

2. 認定基本計画に基づく取組に対する重点的な支援

政府は、中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するため、認定基本計画に基づく取組に対して、重点的な支援を実施する。

さらに、地域が地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえながら、効果的かつ効率的に中心市街地の活性化を推進するために行う取組に対し、地域の幅広い選択が可能となるよう、様々な支援措置の整備を行うものとする。

3. 基本計画の認定基準

法第9条第10項各号に掲げる基本計画の認定基準について、具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

① 本方針に適合するものであること。（第1号基準）

本方針のうち、以下に示す項目に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。

a） 第1章　中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

基本計画には、中心市街地の活性化を実現するための取組期間を計画期間として定めなければならない。なお、計画期間は、基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮し、おおむね5年以内を目安に、適切に設定することとする。

b） 第2章　4. 基本計画の認定の手続

c） 第3章　中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項

d） 第9章　第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項

e） 第10章　中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項

f） 第12章　その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

② 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。（第2号基準）

a） 中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章から第8章までの事業等に関する事項が記載されていること。

地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、第4章から第8章までの各章についてそれぞれ新たな事業等を記載する必要はない。

b） a)の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

をもって判断する。

③ 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。（第3号基準）

中心市街地の活性化を実現するために行う事業等について、

a） 事業等の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと。

b） 事業等の実施スケジュールが明確であること。

をもって判断する。

4. 基本計画の認定の手続

⑴ 基本計画の認定申請

基本計画の認定申請は、市町村が行う。基本計画の作成に当たっては、法第９条第６項に定めるとおり、法第15条第１項に規定する中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）が組織されている場合には基本計画に定める事項について協議会の意見を、協議会が組織されていない場合には法第９条第２項第５号に掲げる事項について当該市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会議所の意見を聴かなければならない。

基本計画の認定申請に当たって、市町村は、法第９条第９項に基づき、中心市街地

の活性化に係る事業（市町村が基本計画に記載しようとする、法第９条第２項第２号から第６号までの事業）及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律等の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を求めることができる。なお、解釈について確認を求める規定が複数ある場合や、解釈について確認を求める規定に係る関係行政機関の長が分からない場合には、内閣府地方創生推進事務局を通じて確認を求めることもできる。

その際、市町村は、事業内容（当該事業が「これに関連する事業」である場合には、関連する「中心市街地の活性化に係る事業」の内容、関連すると考える理由を含む。）や解釈を確認したい規定について極力明らかにして確認を求めるものとする。

⑵ 基本計画の記載事項

基本計画の記載事項は、法第９条第２項及び同条第３項で定めるとおりとする。なお、認定の申請に際し、必要に応じて、関連する資料を添付するものとする。

法第９条第３項第２号で定める中心市街地の活性化の目標を定める場合は、本方針第１章２.①及び②に掲げられた目標に従い、認定を受けようとする市町村において、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）の目標、基本的方向等を踏まえ、当該市町村の実情に応じて、重点化等を行って設定することができる。その際、設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、地方版総合戦略の策定に際して設定した地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を踏まえ、当該市町村の実情に即した指標の絶対値、変化率等の定量的な指標に基づいて設定するものとする。

加えて、目標の達成状況を、より的確に把握するために、地域住民の意識や感覚の変化、まちのイメージ、満足度等の一義的には定量的な評価が難しい指標についても、定量的な指標を補完する形で、地域独自の指標として設定することも考えられる。

なお、市町村が、本方針に定める支援措置等のほか、構造改革特別区域基本方針別表第１に定める特例措置を活用する場合は、当該特例措置を記載した構造改革特別区域計画を、地域再生基本方針に定める支援措置を活用する場合は、当該措置を記載した地域再生計画を作成し、一括して認定を申請することができる。

⑶ 関係行政機関の長の同意

内閣総理大臣が行う法第９条第12項に基づく関係行政機関の長の同意の取得については、認定による効果が生じる５.⑴に示す法に定める特別の措置及び５.⑵に示す認定と連携した支援措置が記載されている場合に、これを行うものとする。

なお、認定による効果が生じない５.⑶に示す中心市街地の活性化に資するその他の支援措置については、記載されている場合であっても、この限りではない。

また、５.⑶に示す中心市街地の活性化に資するその他の支援措置については、市町村の求めに応じて関係行政機関に対して情報提供を行う。

⑷ 基本計画の認定

内閣総理大臣は、⑶の関係行政機関の長の同意を得て、法第９条第10項に基づき、基本計画の認定を行う。なお、法第９条第11項に基づき、内閣総理大臣は基本計画の認定を行うに際し必要と認めるときは、本部に対し、意見を求めることができる。

内閣総理大臣は、基本計画の認定をしたときは、遅滞なく当該市町村に通知を行う。市町村は、本通知を受けた際には、遅滞なく都道府県及び基本計画の作成時に意見を聴いた協議会又は商工会若しくは商工会議所に対して、認定基本計画の写しを送付するとともに、認定基本計画を公表する。なお、内閣総理大臣は、基本計画を認定しなかった場合においては、理由を付して当該市町村に通知する。

また、内閣総理大臣は、認定基本計画について、法第13条に基づき、基本計画の認定基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

⑸ 地域再生計画との連携

地域再生計画に、法第９条第２項第２号から第６号までに規定する事業及び措置（基本計画が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項を記載することができる。

この場合において、地域再生計画の認定があったとき（作成された基本計画が、法第９条第10項各号に規定する基準に適合するものである場合に限る。）は、中心市街地活性化基本計画の認定があったものとみなす。

５. 認定と連携した支援措置等について

国は、中心市街地の活性化に資する各種支援措置を整備するとともに、認定基本計画に基づく取組に対する重点的な支援を実施するに当たり、認定と連携した支援措置の創設に努める。

⑴ 法に定める特別の措置

法に定められた特別の措置のうち、基本計画の認定を受けることの他に要件を定めていないものについては、基本計画の認定を受けることにより活用することが可能となる。

また、法に定められた特別の措置のうち、基本計画の認定を受けることの他に要件を定めているものについては、その要件を満たすことにより活用することが可能となる。

⑵ 認定と連携した支援措置

政府の支援措置のうち、認定と連携した支援措置は、以下に示すとおりである。

① 認定と連携した特例措置

政府の支援措置のうち、基本計画の認定を要件として、支援の対象となる、支援

対象項目が拡大する、支援要件が緩和されるなどの措置を講ずるものについては、基本計画に当該支援措置を活用する取組について記載することが必要となる。なお、当該支援措置を活用するに当たっては、別途、支援措置の要件等を満たすことが必要である。また、政府が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で重点的な支援を行うものとする。

② 認定と連携した重点的な支援措置

政府の支援措置のうち、中心市街地の活性化以外にも活用が可能な支援措置で、認定基本計画と連携させて重点的な支援を実施するものについては、基本計画に当該支援措置を活用する取組について記載することが必要となる。なお、政府が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で重点的な支援を行うものとする。

⑶ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

⑴及び⑵に該当しない政府の支援措置についても、中心市街地の活性化に資する取組である場合には、⑴及び⑵に掲げるものと併せて総合的かつ一体的に推進することが重要である。このため、これらの支援措置を活用する取組についても基本計画に記載することとし、効果的かつ効率的な実施がなされるよう、各府省庁は必要な支援を行うよう努めることとする。なお、広く中心市街地の活性化に資する取組として有効であるものについては、積極的に実施することとする。

6. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等

⑴ 認定基本計画の進捗状況の把握等

① 中心市街地の活性化に向けては、基本計画の認定が目的ではなく、設定した目標に向かって着実かつ効果的に事業を実施していくことが重要である。そのためには、地域経済分析システム（以下「RESAS」という。）の活用等を通じ、地域経済や少子化の状況等を踏まえた地域ごとに異なるアプローチの下、不断の事業効果の検証、改善、実施といったPDCAサイクルの確立が必要である。

このため、基本計画の認定を受けた市町村は、認定基本計画に記載された取組の着実な実施を通じて、中心市街地の活性化が実現できるよう、計画期間中、原則毎年フォローアップ（定期フォローアップ）を行うよう努めるものとするとともに、計画期間終了後には、基本計画に関する最終的なフォローアップ（最終フォローアップ）を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

フォローアップに当たっては、市町村は、認定基本計画の目標の達成状況に関する評価指標を設定している場合には、当該目標の達成状況について、評価指標に基づき評価するとともに、基本計画の作成時に中心市街地の現状分析で用いた基礎データについては、毎年把握・蓄積し、独自に評価した上で、公表することが望ましい。

② 定期フォローアップに基づき、市町村は、認定基本計画に記載された事項と中心

市街地の現状や事業等の実施状況、目標の達成状況等から判断し、必要と認められる場合には、協議会と連携して、速やかに当該認定基本計画の見直しを行い、見直した基本計画について、再度認定の申請を行うよう努めるものとする。

③　最終フォローアップにおいては、市町村は、目標の達成状況、事業実施前後での中心市街地の状況、市民意識の変化など、取組の実施を通じた認定基本計画の成果等について評価するとともに、今後の課題について整理するよう努めるものとする。

④　認定計画の期間を終了し、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォローアップの結果を新たな基本計画に的確に反映するよう努めるものとする。また、内閣総理大臣は、認定に当たっては、その反映状況等について確認する。

⑤　内閣総理大臣は、基本計画の認定を受けた市町村に対し、上記フォローアップの結果を含め中心市街地の活性化の状況等について、報告を求め、その内容を公表するとともに、その成果を基本計画の認定や中心市街地の活性化に関する施策の推進に活用する。

⑵ 施策の実施状況の事後評価

政府は、中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について、以下により事後評価を実施する。この場合に、市町村の負担を軽減する観点から、各府省庁における予算執行事務体制等を活用しつつ、実績額等の把握を行うこととする。

①　各府省庁は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組に係る所管事業に対する予算及び配分額を把握し、内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、各府省庁の報告に基づき、政府における認定基本計画に対する予算及び配分額を取りまとめ、公表する。

②　また、市町村は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組の実績額や進捗状況等について、内閣総理大臣に報告する。

③　内閣総理大臣は、⑴②及び⑵①②の報告に基づき、政府全体の施策の実施状況等について定期的に評価を行う。なお、内閣総理大臣が、評価を実施するに当たり、関係行政機関は、必要な協力を行うものとする。

第3章 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項

1．中心市街地の要件

市町村は、基本計画を作成するに当たって、その中心の市街地が、法第２条各号の要件を満たす場合に、当該市街地を中心市街地と位置付けることとする。

①　当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。（第１号要件）

当該市街地が存在する市町村内の他の地域と比較して、相当数の小売商業、各種事

業所、公共公益施設等が密度高く集積することによって様々な都市活動が展開され、それを核として一定の商圏や通勤圏が形成されていることなどをRESASによる客観的・統計的なデータ等を活用し把握した上で、当該市町村において当該市街地が経済的、社会的に中心的な役割を担っているかをもって判断する。

② 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。（第2号要件）

当該市街地における低・未利用地の状況、事業者数や従業員数、小売商業の店舗数や販売額その他の都市活動に係る土地利用及び商業活動の状況・動向等をRESASによるデータ等の活用により客観的に評価し、当該市街地において衰退し、又は衰退するおそれがあると認められるかをもって判断する。

③ 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。（第3号要件）

当該市町村及び周辺地域の市街地の規模、配置、相互関係等の現状、総合計画、地方版総合戦略、都市計画や産業振興に関するビジョン等のまちづくりの方針等との整合性について確認し、当該市街地の活性化に取り組むことが、当該中心市街地のみならず、市町村全体やその周辺の地域の発展にも効果の及ぶものであるかをもって判断する。

2. 留意事項

市町村は、基本計画に中心市街地の位置及び区域を定めるに当たっては、以下の点に留意するものとする。

⑴ 中心市街地の数

中心市街地は、それぞれの市町村の中心としての役割を果たしている市街地であり、各種施策の効果的かつ効率的な投資という観点から、中心市街地を設定しようとする場合、原則として一市町村に一区域として設定することが望ましい。

しかし、市町村の中には、市町村合併を含め、まちの長い発展の歴史を通じて、社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点地区が複数ある場合がある。こうした市町村では、複数の拠点が相互に連携し、適切な役割分担を図りつつ総合的かつ一体的に活性化を図ることが必要と考えられる場合がある。こうした場合、地域の実情を十分に勘案した上で、複数の拠点を一体の区域とみなすことができる。

また、同一の市町村内にあっても、地域によって異なる課題を持っているなど、地域の実情により中心市街地とすべき地域を複数設定した方が適当と市町村が判断する場合は、当該複数地域の役割分担等を明確にしつつ、複数の地域ごとの基本計画を作成することも可能である。

当該市町村が周辺市町村と密接な関係を持っており、複数の市町村で連携して活性化を図る場合には、一体的に支援する。

これらの中心市街地は、RESASによる客観的・統計的なデータ等に基づき、１．の要件を満たす必要があり、策定された基本計画の内容が、認定基準に適合すると判断されるものについて、認定を行うこととなる。

⑵ 中心市街地の規模等

中心市街地の規模等は、それぞれの市町村ごとに様々であると考えられるが、土地利用や諸機能の集積の実態、事業の実施範囲等の観点から、中心市街地の区域を設定するに当たっては、居住人口や都市機能等において市町村の他の地域に比べて高い密度が保持されているなど各種取組が総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲となるよう定めなければならない。

これまで都市機能の集積がなく、今後新たに市街地として整備する地区や周辺居住者のための近隣核であり広域的な効果が見込まれない地区等を含めて広く中心市街地の区域とすることは適当ではない。

なお、区域の設定に当たっては、市町村マスタープラン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の２第１項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」）と適合することが求められていることを踏まえ、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく立地適正化計画（当該計画が策定されると市町村マスタープランの一部とみなされる。）が策定されている場合は、当該計画に基づく都市機能誘導区域と整合性をもって区域を設定しなければならない。

第4章　中心市街地における土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する基本的な事項

1. 市街地の整備改善のための事業の必要性

中心市街地の空洞化の一因としては、他の地域に比べて相対的に高い地価や輻輳した権利関係を背景として、計画的な都市基盤施設の整備や建築物の更新が遅れ、モータリゼーションの進展に伴う道路、駐車場等の整備、新しい都市機能の受け皿となる土地や床の供給等の要請に十分な対応ができていないことがある。

したがって、中心市街地における市街地の整備改善を進めるに当たっては、基本計画において定められた中心市街地において、面としての中心市街地の機能向上、環境改善、防災機能の向上等に資するよう、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面整備事業、道路、公園、駐車場、下水道等公共の用に供する都市基盤施設の整備事業その他の事業を適切に組み合わせ、積極的かつ強力に進めることが重要である。

なお、事業の選択に当たっては、低・未利用地の状況を含む土地利用の状況、都市基盤の状況、関係権利者や地域住民の意向等地域の実情や、都市計画制度上の取扱を踏まえ、事業実施者等と十分な調整を図りつつ、中心市街地の活性化の実現のために最も適切かつ実現性の高い事業手法を選択することが重要である。

2. 具体的事業の内容等

⑴ 具体的事業の内容

本事項で対象となる事業としては、商業、業務、居住等の都市機能の集積及び再配置を進める面整備事業として土地区画整理事業及び市街地再開発事業、公共の用に供する施設の整備事業として道路、公園、駐車場、下水道の整備事業のほか、河川、広場、歩行空間、電線類地中化、自転車駐車場等の整備事業、連続立体交差事業、民間都市開発事業等が挙げられる。

⑵ 記載事項等

基本計画には、現在実施中又は計画期間内に実施を予定している事業について、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性を記載するとともに、当該各事業の種類、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

また、認定基本計画に位置付けられた土地区画整理事業において、法第16条に規定する土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、一定の土地を換地として定めないで、保留地として定める場合には、基本計画において、土地区画整理事業と併せて整備する都市福利施設又は公営住宅等について記載する。

第5章　中心市街地における都市福利施設を整備する事業に関する基本的な事項

1. 都市福利施設を整備する事業の必要性

中心市街地の活性化を実現するためには、生活者の視点から、教育文化施設や医療施設等を含めた、多様な都市機能の集積を図ることが必要である。これら都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設は、交流人口の増大等によりにぎわいの創出に寄与するものであるが、モータリゼーションの進展や相対的に高い地価等を背景に郊外移転が進み、このことが中心市街地の衰退の一因となっている事例も見受けられる。

このことにかんがみ、中心市街地における居住者等の共同の福祉又は利便のため必要な施設を、都市の中核的機能を担う「都市福利施設」として基本計画に記載し、その整備を推進することが必要である。

2. 具体的事業の内容等

⑴ 具体的事業の内容

本事項で対象となる事業としては、教育文化施設（学校、図書館等）、医療施設（病院、診療所等）、社会福祉施設（高齢者介護施設、保育所等）等の整備事業が挙げられる。

また、国、地方公共団体、中心市街地整備推進機構等が設置する、認定基本計画に土地区画整理事業と併せてその整備が位置付けられた都市福利施設（認定基本計画において定められた中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な

施設に限る。）の用に供するため、法第16条に規定する土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、一定の土地を換地として定めないで、保留地として定めることができる。

⑵ 記載事項

基本計画には、現在実施中又は計画期間内に実施を予定している事業について、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性を記載するとともに、当該事業により整備される都市福利施設の種類、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

第6章　公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の中心市街地における住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する基本的な事項

1. 街なか居住の推進のための事業の必要性

人が住んでいるということは、まちが成り立つ基本的な条件であることから、中心市街地ににぎわいを取り戻すためには、街なか居住の推進を図ることが極めて重要である。

このため、中心市街地について、公共公益施設や商業施設等の集積を図り、暮らしやすい生活空間としての整備を進めるとともに、中心市街地における、多様な居住ニーズに対応した住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等を基本計画に記載し、積極的に推進することが必要である。

2. 具体的事業の内容等

⑴ 具体的事業の内容

本事項で対象となる事業としては、補助制度、交付金制度等を活用して公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅等の整備を行う事業、補助、ファンド等を含めた多様な手法を活用して街なか居住にふさわしい民間の優良な住宅整備を行う事業、これらと一体として行う居住環境の向上のための事業等が挙げられる。

また、認定基本計画に土地区画整理事業と併せてその整備が位置付けられた公営住宅等の用に供するため、法第16条に規定する土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、一定の土地を換地として定めないで、保留地として定めることができる。

なお、法において規定される中心市街地共同住宅供給事業については、詳細を⑶に記載する。

⑵ 記載事項

基本計画には、現在実施中又は計画期間内に実施を予定している事業について、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性を記載するとともに、当該事

業の種類、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

⑶ 中心市街地共同住宅供給事業

① 趣旨

中心部における居住人口の回復を図ることは、市街地内の余剰空間が有効利用されないことによる投資効率の悪化への有効な対策と考えられ、中心部における居住人口が回復し、他の都市機能の需要が高まることによって、多様な都市機能の集積した市街地の形成につながると見込まれる。また、高齢者等にとっても利便性の高い暮らし方を提供できることから、街なか居住促進策の充実強化を図ることが重要である。

中心市街地共同住宅供給事業は、街なか居住に資する民間事業者等による優良な共同住宅供給事業について、市町村長による認定制度を創設し、当該認定を受けた共同住宅供給事業に対して各種支援措置を設け、中心市街地における優良な住宅の供給を促進していくものである。

また、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の特例を設け、居住環境の良好な住宅供給についての豊富なノウハウ・事業経験や公的機関としての信頼性を有効に活用し、街なか居住の推進を図ることが期待される。

② 事業の要件

中心市街地共同住宅供給事業を行う者は、法第22条第２項に掲げる事項を記載した計画を作成し、法第23条の認定基準に基づき、市町村長の認定を受ける必要がある。なお、地方公共団体の補助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設された住宅の家賃又は価額については、法第31条に定める事項を遵守しなければならない。

また、地方住宅供給公社の業務の特例については、法第33条の定めるところによる。

③ 記載事項

中心市街地共同住宅供給事業を活用するに当たり、基本計画においては、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

第7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

1. 経済活力の向上のための事業及び措置の必要性

中心市街地において形成されている商店街等の商業集積が、ワンストップショッピングの利便性やアメニティ機能の向上といった消費者及び住民のニーズにこたえるためには、中心市街地における商店街等の商業集積において、広く面的展開を視野に入れ

た多様な規模、業種及び業態の店舗構成・店舗配置を計画的に実現することや、その事業展開を支える各種の商業基盤施設を整備することなどに積極的に取り組む必要がある。また、当該市町村における商業の配置に関する総合的な検討と他の関連施策の活用状況等を踏まえ、他の取組と一体的に経済活力の向上を図ることが重要である。

実施事業の選択に当たっては、商圏及び地域としての購買力の見通し、現に立地している小売商業者の延床面積、商業集積の業種構成・店舗配置、当該商業集積が地域において果たしている役割及び今後の果たすべき役割、当該地域における新たな事業のシーズやそれへのニーズ等を市場調査やアンケート等を通じて可能な限り定量的な客観性をもって的確に把握することが必要である。

また、関係事業者や地域住民の意思を尊重しつつ、中心市街地の活性化の実現のために最も適切であり、実現性の高い事業を地域の実情に合わせて選択し、集中的に実施することが重要である。その際、地域の特性に応じて多様な事業等を組み合わせ、それらが一体として相乗効果を生み出すように行うことが必要である。

2. 具体的事業及び措置の内容等

経済活力の向上のための事業等には、中心市街地における中核的な商業施設、商業基盤施設の整備、地域全体の望ましいテナントミックスの実現、子育て支援、介護、教育等を通じた地域コミュニティの活性化に寄与する空き店舗の活用、既存店舗・商店街のリニューアル、新業態・新サービスの開発や製配販のネットワークの構築、電子商取引の導入促進、商店街等の情報化、効率的な物流システムの構築等の多様な事業等が考えられる。その中で、いかなる事業を行うかについては、地域の自主的かつ自立的な判断の下、総合的な観点から決定されなければならない。

法において経済活力の向上のための事業及び措置として規定されているものは、①中小小売商業高度化事業、②特定商業施設等整備事業、③民間中心市街地商業活性化事業、④中心市街地特例通訳案内士育成等事業、⑤大規模小売店舗立地法の特例措置等であるが、これらの他に地域の主体的な取組が、幅広く基本計画に盛り込まれることが望ましい。

なお、特定民間中心市街地活性化事業若しくは特定民間中心市街地経済活力向上事業として中小小売商業高度化事業若しくは特定商業施設等整備事業を実施しようとする場合又は民間中心市街地商業活性化事業を実施しようとする場合には、協議会における協議を経て、経済産業大臣に認定の申請をすることとなるが、その際、協議会における協議の結果、多数の賛同を得ていることが望ましい。

⑴ 中小小売商業高度化事業

① 趣旨

中心市街地における中小小売商業の活性化のための取組が、従来、a)個々の商店街ごとの活性化努力にとどまり、複数の商店街による広域的な中小小売商業の発展に必ずしも結びついていないこと、b)専ら基盤整備などの周辺事業にとどまり、中

小小売商業としての競争力の根幹である業種揃え・店揃えの最適化に関する取組が不十分であったこと、c）主に事業を営む中小小売商業者を中心とした取組であり、地権者等との連携が不十分であったこと、d)まちの様々な事業主体との連携が不足していたことなどを踏まえ、商業者を取り巻く様々な関係者との連携の上に立った、意欲的な中小小売商業者による業種構成・店舗配置、基盤整備及びソフト事業を総合的に推進し、周辺地域への波及効果の認められる商店街等中小小売商業の高度化を通じた中心市街地のにぎわい回復に資する取組を戦略的かつ重点的に促進するものである。

② 事業の要件

中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成10年政令第263号）第12条及び経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成18年経済産業省令第83号）第12条及び第13条に定めるところによる。

③ 記載事項

基本計画には、中小小売商業高度化事業の実施予定者と協議の上、設置する施設又は設備の概要、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載する。

なお、地権者の協力を得ることについては、空き店舗対策として喫緊に実施するに当たり重要であるとともに、中心市街地のにぎわい回復を図る上で、土地利用の高度化やまち全体のテナントミックスを進める必要性等の視点においても重要である。

⑵ 特定商業施設等整備事業

① 趣旨

中心市街地における経済活力の向上のためには、消費者に対する多様なサービスの提供の観点から、様々な小売商業の集積とともに公益施設等の都市機能の増進を促進することが重要である。その場合、専門性の高い中小規模の店舗が集積するのみでなく、大型店や各種の公益施設を含めた多様な都市機能の増進を促すことにより、中心市街地全体としての魅力の向上を図ることが有効である。

このような認識の下、特定商業施設等整備事業は、地域のイニシアティブと創意工夫をもって大型店を含んだ商業集積の中に商業基盤施設又は相当規模の商業施設の整備を行うことにより、中心市街地全体の魅力向上とにぎわい創出を目的とするものである。

② 事業の要件

a） 実施地域

事業の実施地域については、一定の商業集積が見られ、公共公益施設が一つ以上存在し、さらに、電車、バス等の公共交通機関による来訪が可能な地域であることが必要である。

b） 施設の内容

整備する施設は、商業基盤施設又は相当規模の商業施設である。商業施設については、整備する施設の延床面積が原則５百平方メートル以上であることが必要である。また、商業基盤施設については、周辺の小売業者の顧客その他の地域住民の利便の増進又は周辺の相当数の小売業者の業務の円滑な実施に資するものであることが必要である。ただし、事業を実施する地域の人口規模等からみて、適当な規模の施設とすることが重要である。

③ 記載事項

基本計画には、特定商業施設等整備事業の実施予定者と協議の上、整備する施設の概要、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等を記載することとする。

⑶ 民間中心市街地商業活性化事業

① 趣旨

中心市街地の商業の活性化に際しては、魅力ある商業施設の整備をはじめとしたハード面の取組だけでなく、にぎわいを生み出すイベントの開催や、まちの個性を発見するための研修の実施、多くの来訪者を惹き付ける街並みづくりに向けた地域の関係者間の調整などといった、ソフト面の取組を実施することも有効である。

そこで、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を図るソフト事業を経済産業大臣が認定することとし、資金調達を円滑化するなどの支援を通じて民間活力が十分に発揮される環境整備を推進する。認定を受けた民間事業者（法第43条第1項に規定する認定民間中心市街地商業活性化事業者）には、中心市街地の商業の活性化の担い手として、ソフト事業を通じて積極的に情報発信や関係者コーディネート等に取り組むことが期待される。

② 事業の要件

上記趣旨に照らして適切な事業内容と事業主体であるとともに、事業等の実施スケジュールが明確であることをもって判断する。

③ 記載事項

基本計画には、民間中心市街地商業活性化事業の実施予定者と協議の上、当該事業の概要、必要性、それぞれの計画において記載すべき事項その他留意事項等を記載する。

⑷ 中心市街地特例通訳案内士育成等事業

① 趣旨

通常、報酬を得て外国人に付き添い通訳ガイドをするには、通訳案内士法上、観光庁長官の行う通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受ける必要がある。

そこで、特例の対象範囲を認定中心市街地の区域に限定し、市町村が基本計画に中心市街地特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業を定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合は、当該市町村が行う認定中心市街地の特性に応じた通訳案内士に関する研修を修了し登録を受けることで、認定中心市街地の区域において報酬

を得て通訳ガイドを行うことができる旨を規定し、中心市街地の活性化を進めることとする。

本制度は、訪日外国人旅行者を中心市街地に呼び込み、その活力で当該地域の活性化を図ることを目的に、受入体制の整備を行うための特例措置であり、市町村の活性化施策の選択肢を増加させることで、中心市街地の活性化に資するものである。

② 事業の要件

中心市街地活性化基本計画の区域における通訳案内士及び地域限定通訳案内士（以下「通訳案内士等」という）に対するニーズの検証を踏まえること、認定市町村が行う研修の内容及びカリキュラムが当該中心市街地特例通訳案内士の資質を確保する上で適切であること、休日を含め中心市街地特例通訳案内士が円滑に確保・活用できると見込まれることを要件とする。なお、通訳案内士等が活用できる場合には、その活用も図るものであること。

③ 記載事項

基本計画には、当該事業の概要、当該事業で特例ガイドを養成する言語、基本計画の区域における通訳案内士等に対するニーズ、当該事業で実施する研修の内容等を記載する。なお、通訳案内士等が活用できる場合には、その活用が図られるための取組も記載すること。

⑸ 大規模小売店舗立地法の特例措置

① 趣旨及び措置の概要

商業機能の郊外移転等を背景とした中心市街地の疲弊が進む状況にかんがみ、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）の新設又は変更の手続等を緩和することを通じ、中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し中心市街地の商業等の活性化を図る必要がある。

このような観点から、法に基づき以下の三種類の特例措置を活用することができる。

a） 第一種大規模小売店舗立地法特例区域（以下「**第一種特例区域**」という。）

第一種特例区域は、認定基本計画において定められた中心市街地（以下「認定中心市街地」という。）において大店立地法の新設又は変更の際の届出自体を不要とする等により、大店立地法の手続を実質的に適用除外とするもの（法第37条、第38条関連）である。

b） 第二種大規模小売店舗立地法特例区域（以下「**第二種特例区域**」という。）

第二種特例区域は、全国の中心市街地において、大店立地法の新設又は変更の際の届出書類の簡素化や８か月の実施制限を適用除外とする等の大店立地法の手続の簡素化を図るもの（法第65条関連）である。

c） 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された大規模小売店舗（以下「**認定特例大規模小売店舗**」という。）

認定特例大規模小売店舗は、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画

に定める所在地に新たに大規模小売店舗が出店する場合は、第一種特例区域と同様の特例を適用するもの（法第58条関連）である。

手続としては、民間事業者が市町村経由で経済産業大臣に認定を申請し、経済産業大臣が都道府県知事に協議し同意を得る。同意に際しては、都道府県が公告・縦覧を行い住民等が意見表明を行う。

第一種特例区域及び第二種特例区域については、区域のみを指定するのに対し、認定特例大規模小売店舗においては、特例を受ける時点で大規模小売店舗の設置者や立地場所が特定されているため、地域住民等の同意が円滑に得られるようになると期待される。

② 特例区域を定めるに当たっての留意点

a） 特例措置の対象となる区域の考え方

本特例措置の活用に当たっては、都道府県と市町村の密接な連携の下、特に大型空き店舗等に大規模小売店舗の迅速な誘致が必要な場合において、周辺生活環境の保持への影響も勘案しつつ、都道府県及び政令指定都市（以下本項において、「都道府県等」という。）が、認定中心市街地及び中心市街地の全部又は一部を特例区域として定めることが必要である。その際、特例区域の広さや定める区域の連続性を問わないほか、認定中心市街地においては第一種特例区域と第二種特例区域を混在して指定することも可能である。

b） 地域住民等の意見への配慮

大店立地法の運用主体である都道府県等が特例区域を定める際には、法（第37条等）に基づき、地域住民等の意見の提出を求めること等としているが、その際、中心市街地の活性化に期待される効果や周辺生活環境の保持に配慮する事項等を含め地域住民が適切な判断を行い得るような情報を提供するとともに、地域住民等の意見に配慮した上で特例区域を定めることが重要である。

c） 市町村からの要請に対する配慮

都道府県は、法（第37条第５項等）に基づき市町村から特例区域を定めるよう要請があったときは、その内容を十分に検討することが必要である。また、当該要請に応じることができない場合には、その理由等について市町村に通知することが望ましい。

③ 認定特例大規模小売店舗の留意点

大規模小売店舗の立地により新たな渋滞の発生が予測される場合等には、関係する地方公共団体や道路管理者・公安委員会において都市計画の見直しや付加車線の設置、信号設置、信号現示の調整等が必要となる場合もあるので、設置者は、予め十分な調査・予測を行うよう努めるとともに、道路管理者、公安委員会などの関係機関との間で関連する法令に係る所要の調整を行うことがあり得ることに留意しなければならない。

また、都道府県は、必要に応じて認定特例大規模小売店舗についての説明会の開催等を求めることができるため、設置者は、住民等の理解が十分に得られるような

説明をするよう努めることが必要となる場合があり得ることに留意しなければならない。

④ その他の留意事項

認定基本計画の計画期間が終了した場合又は法第13条に基づき基本計画の認定が取り消された場合には、都道府県等は、当該基本計画に係る認定中心市街地内に定められた第一種特例区域の変更又は廃止の必要性について速やかに検討することが必要である。

また、市町村が大店立地法の特例に係る措置を活用しようとする場合であって、基本計画作成時に、都道府県に要請する予定がある場合等においては、その旨又はその概要を基本計画に記載することが望ましい。

第8章　第4章から第7章までの事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する基本的な事項

1. 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業

⑴ 事業の必要性

中心市街地について、人の往来を活発化させ、活気にあふれたまちづくりを進めるためには、公共交通機関による中心市街地へのアクセスの利便性の向上、中心市街地内の移動の利便性の向上が不可欠である。都市機能の集積によりにぎわいの回復を図るためには公共交通機関の果たす役割は重要であり、誰もが利用でき、交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減にも寄与する鉄道、地下鉄、新交通システム、バス、路面電車等の公共交通機関の利便性の向上を図る必要がある。

⑵ 具体的事業の内容等

① 具体的事業の内容

具体的に想定される事業は次のとおりであるが、これらの事業に取り組むに当たっては、それぞれの中心市街地の規模や構造、交通体系等に即して、最も効率的で使いやすい交通システムを選択して整備することが望ましい。

a） 鉄軌道

鉄軌道については、効率的な公共投資や事業採算性に留意しつつ、地下鉄、新交通システム等の新線建設、延伸、高速化、車両の改善や、貨物鉄道の旅客線化等を図るとともに、LRTの導入（走行空間の整備、低床式車両の導入等）を進め、また、パークアンドライド等の導入に必要な駐車場等の整備を図るなど、ハード面の事業を推進していくことが重要である。

さらに、利用者の利便性の向上に資する運行ダイヤの改善や、共通乗車券、一日乗車券等割引乗車券の充実・普及等によるソフト面の改善を促進することも重要である。

b） バス

バスについては、地域の多様なニーズにきめ細かく対応したハード、ソフト

両面での取組を促進することが必要である。具体的には、バスベイの整備をはじめとするバスの走行環境の改善やパークアンドバスライド等の導入に必要な駐車場等の整備、バスの運行情報を提供することによりバスの利便性を高めるバスロケーションシステムの導入のほか、ＢＲＴの導入（走行空間の整備等）、低床バス車両の導入、地域のニーズに対応するために車両や運賃、路線等を工夫したコミュニティバスの導入、既存の路線の運行時間帯の拡大や運行回数の増加、鉄道や他のバスとの乗継ぎのための時刻の調整等の取組について、地域の実情に即して的確に組み合わせて推進することにより、利用者の利便の増進を図ることが重要である。

c） 交通ターミナル、複数の交通機関の連携

鉄道駅、バスターミナル等の交通ターミナルは、鉄道と鉄道、鉄道とバス等公共交通機関相互の結節点であるとともに、駅前広場や交通広場を含む空間として「まちの顔」としての機能も有しており、中心市街地の活性化を図るためには、その整備と機能の高度化を推進する必要がある。このため、連続立体交差事業、橋上駅化等駅の大規模改良によるターミナルの機能強化、ターミナル内のエレベーター、エスカレーター等の整備、段差の解消や利用者への案内情報提供機能の充実を図るとともに、複数の交通機関で利用可能な共通乗車船券の導入等により、交通結節点の機能強化や乗継ぎ抵抗の軽減による利用者の利便性の向上等の事業を推進することが重要である。

また、その整備に当たっては、中心市街地への人や物の流れを考慮しつつ、駅前広場や交通広場に加え、公共公益施設、商業施設等も有する多機能化・高度化された施設として、一体的な整備を図ることが効果的である。

② 記載事項

基本計画には、原則として、現在実施中又は計画期間内に実施を予定している事業について、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性を記載するとともに、当該事業の種類、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

2. 特定事業及び措置の内容

⑴ 中心市街地における都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設であって、相当数の企業等が利用するためのものを整備する事業

① 趣旨

都市型新事業は、中心市街地に集まる個人消費者や事業者などのニーズに対応した商品・サービスの提供を行う事業である。具体的には、ａ）最終消費財の製造・加工の事業、又は、ｂ）パッケージソフトウェアやマルチメディアソフト等のコンテンツ産業に属する事業、デザイン業等のように、物に体化された形態でサービスが提供される事業であり、商業機能の活性化の一翼を担うものとして期待される。

このため、経済活力の向上と併せて、都市型新事業を実施する企業等の立地を促

進し、中心市街地における活発な事業活動の展開を図ることが有意義である。

上記ａ）及びｂ）の事業を営む事業者への支援に加えて、本事業は、都市型新事業の円滑な展開により経済的な波及効果が相当程度見込まれる施設の整備を行うものであり、賃貸等の形態により相当数の事業者の利用に供される事業場施設、事業の展開を支援するための共同研究施設、産学連携支援施設、インキュベータ、情報交流施設、展示・販売施設等を対象とする。

② 事業の要件

a） 施設の機能

整備する施設は、都市型新事業を実施する事業者が入居して事業展開スペースとして利用する機能（賃貸型事業場等）、新商品・新役務に係る研究開発等を促進する機能（共同研究施設・産学連携支援施設等）、研究開発や事業化を支援する機能（インキュベータ等）、市場の動向やニーズ把握を行う機能（情報交流施設等）、又は需要者との接触を通じて新事業展開を促進する機能（展示・販売施設等）を有する施設である。

b） 施設の規模

整備する施設の規模は、おおむね５事業者程度以上の利用が可能となるものであることが必要である。

c） 事業主体

本事業は、組合による実施、共同事業形態等の民間事業者の協力・連携の下での実施、地方公共団体等の公的主体と民間事業者の協力・連携による実施、地方公共団体等の公的主体による実施、市街地整備等を実施する主体による実施等、中心市街地の活性化に即した事業を実施できる主体及び事業形態によって行われる必要がある。

d） 中心市街地の特性の活用

中心市街地及びその周辺に存在する事業者や研究機関、事業者支援機関等、当該中心市街地の有する人や組織のポテンシャル、技術的蓄積等を適切に活用する事業である必要がある。

③ 記載事項

基本計画には、原則として、現在実施中又は期間内に実施を予定している事業について、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性を記載するとともに、当該事業の実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

⑵ 中心市街地食品流通円滑化事業

① 趣旨

青果店、鮮魚店等の食品小売業は、消費者の身近な存在であり、日々の食生活を支えるという重要な役割を担っており、ワンストップショッピング等食品の購買の利便に関する消費者ニーズの変化、高齢化の進展等社会構造の変化等の中で、地域

の特徴に応じ、消費者の視点に立った諸機能の充実が求められている。

本事業は、商店街に分散する食品小売店の集積や既存食品小売市場のリニューアル等、中心市街地における食品商業集積施設を効果的に整備することにより、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展を通じて中心市街地の活性化に資するものである。

② 事業の要件

本事業は、食品小売店の集積効果により消費者利便の確保と食品小売業の活性化を図るものである。

このため、整備する施設については、食品小売業者の店舗が５店舗以上集積し、生鮮食品（青果、鮮魚又は食肉をいう。）の小売業者の店舗が存在する施設である必要がある。また、当該施設における食品の小売の事業を主たる事業として行う者の店舗数の割合が３分の２以上であり、当該施設と駐車場、休憩所等の消費者利便施設が一体的に整備されている必要がある。

③ 記載事項

基本計画には、原則として、現在実施中又は期間内に実施を予定している事業について、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性を記載するとともに、当該事業の実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

⑶ 乗合バスの利用者の利便の増進のための事業

① 趣旨

中心市街地内外の移動手段として身近かつ一般的な公共交通機関として大きな役割を果たしているバスの運行頻度の改善等バスサービスの向上は、中心市街地の活性化に大きく資するものである。

このような観点から、運行系統ごとの運行回数の増加を特定事業として定め、これを促進するため、国土交通大臣の認定を受けた場合には、法第56条の規定により、運行系統ごとの運行回数の増加に係る道路運送法（昭和26年法律第183号）上の運行計画の変更について、事後の届出で足りることとする。

② 事業の要件

法第７条第11項及びこれに基づき特定事業を定める国土交通省令において、その全部又は一部の区間が中心市街地に存する路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業について、運行系統ごとの運行回数を増加させることを特定事業として定めている。

法に基づく特定事業としてこの運行回数の増加を行うに当たっては、次の要件に適合していることが必要である。

ａ） 中心市街地内の商業施設等を利用しやすくするため、運行回数の増加を行おうとする運行系統の周辺の商業施設の営業時間、時間帯ごとの施設利用客の多寡等に配慮すること。

ｂ）　それぞれの地域における実情を踏まえ、運行回数の増加により中心市街地を含めた地域におけるバスサービスが全体として利用者の利便性を高め、かつ、調和がとれたものとなるようにすること。

ｃ）　バスサービスと鉄道等他の公共交通機関との連絡の円滑化に配慮することにより、交通サービス全体として利用しやすいものとすること。

③ 記載事項

基本計画には、原則として、計画期間内に実施を予定している事業について、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性を記載するとともに、当該事業の種類、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

⑷ 貨物運送効率化事業

① 趣旨

中心市街地において、共同集配施設を整備し共同で集貨又は配送を行う事業を推進し、中心市街地内の交錯輸送を排除することにより貨物の輸送の効率化を図ることは、流通機能の向上を通じて中心市街地の活性化に大きく資するものである。また、これにより、トラック走行台数が減少することに加え、貨物運送効率化事業を行う者をはじめとする関係者が連携して、渋滞対策、駐車対策等と協調して事業を実施することにより、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減等による中心市街地内の交通環境の改善と地域住民の生活環境の改善を通じて、中心市街地の活性化に資することも期待される。このような観点から、共同集配施設を整備し、中心市街地において共同で集荷又は配送を行う事業を特定事業として定め、これを促進する。

② 事業の要件

貨物運送効率化事業は、中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達を継続して行う一般貨物自動車運送事業者又は第一種貨物利用運送事業者（以下「既存運送事業者」という。）の集貨又は配達業務を効率化するための事業である。すなわち、共同集配を行うための施設を設置した上で、この施設を活用して複数の既存運送事業者の集配業務を効率化するため、共同集配事業を行うものである。

ａ） 実施場所

共同集配事業が行われる地域は、当該中心市街地において、営業用貨物自動車による交錯輸送が著しいことにより、貨物の運送の効率化を図ることが適切であると認められる地域とする。

共同集配のための施設を整備する事業が行われる地域は、中心市街地の区域の外であっても差し支えない。

ｂ） 事業主体

法第７条第11項第４号イに規定する施設を整備する事業者と同号ロに規定する共同集配事業を行う事業者は、同一主体でも、異なる主体でも差し支えな

い。なお、事業の円滑な実施の観点から、事業実施に当たり許認可等を要する場合には、許認可等に係る関係法令等を所管する行政機関等との十分な調整を図ることが必要である。イとロが異なる主体の場合は共同で特定民間中心市街地活性化事業計画を申請することとする。

ロに規定する事業を行う事業者は、既存運送事業者の全部又は大部分の集配を集約し、積合貨物の運送を行う必要がある。

c） 施設

イに規定する施設は、必ずしも自動仕分けコンベア等高度な物流機器を備えている必要はなく、共同集配事業を実施するために中心市街地から集貨された貨物の仕分け又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分けを行うことができる施設及び規模を備えていれば足りる。

③ 記載事項

基本計画には、原則として、現在実施中又は計画期間内に実施を予定している事業について、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性を記載するとともに、当該事業の種類、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

⑸ 協議会における協議

特定民間中心市街地活性化事業又は特定民間中心市街地経済活力向上事業として特定事業を実施しようとする場合には、協議会における協議を経て、主務大臣に認定の申請をすることとなるが、その際、協議会における協議の結果、多数の賛同を得ていることが望ましい。

⑹ 道路の占用の許可基準の特例措置

① 趣旨

本制度は、市町村又は認定基本計画に基づく事業を行うものが、道路等の公共空間を活用することで、まちの回遊性・にぎわいを高めるための事業が行えるようにするための特例措置の一つであり、市町村の活性化施策の選択肢を増加させることで、中心市街地の活性化に資するものである。

② 措置の内容

道路法上、道路を占用しようとするときは、道路管理者の許可を受けなければならないとされているが、当該許可に際しては、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの（以下「無余地性」という。）などの基準に適合する場合にのみ、道路管理者は許可を与えることができるものとされている。

そこで、認定基本計画に記載された施設等の道路の占用であり、道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域に設けられる施設等であるなどの要件に該当する場合において、当該認定基本計画の期間内に限り無余地性の有無にかかわらず、道路管理者が当該施設等の占用に係る許可をすることができる旨規定するとと

もに、道路管理者が特例の適用を可能とする道路の区域を指定するに際して、当該道路を管轄する警察署長への事前協議、道路管理者が指定した道路の区域及び施設等の種類についての公示義務についても規定し、中心市街地の活性化を進めることとする。

③ 留意点

道路の占用に係る許可権限は道路法（昭和27年法律第180号）上、道路管理者に与えられており、また道路の占用の際に併せて必要となる道路の使用許可の権限は道路交通法（昭和35年法律第105号）上、警察署長に与えられていることにかんがみ、道路の占用許可に係る事項を定める際には、道路管理者及び都道府県公安委員会の同意を得ることに留意しなければならない。

第9章 第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項

1. 推進体制の整備

⑴ 市町村の推進体制の整備等

基本計画に基づく各種の事業等を円滑かつ確実に実施するため、基本計画を作成する段階やそれぞれの準備段階から、これに関わる市町村、地域住民、地域経済団体、民間事業者、NPO、地域金融機関、地域交通事業者等、様々な関係者が情報交換や濃密な議論を行い、連携を図ることが必要である。また、市町村の行政担当部局間の連携のみならず、必要に応じ民間事業者、有識者、地域住民等の理解と参画を得ることも重要であり、民間連携の体制の整備に努め、継続的に活動を行っていくことが必要である。

なお、男女共同参画の視点も踏まえて、地域住民等の理解と参画を得ていくことが重要である。

⑵ 中心市街地活性化協議会の設置

中心市街地の活性化を図るためには、都市機能の増進を図る事業等を実施する者や経済活力の向上を図る取組を行う者だけではなく、地権者や地域住民等の多様な主体が参画し、活発な議論を交わしつつ、それぞれが相互に連携し、共通の理念の下に主体的かつ積極的に取り組むことが重要である。

このため、都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者が、中心市街地ごとに、協議により、運営に関し必要な事項等を規約に定め、共同で協議会を組織することができる。さらに、協議会には地権者や地域住民、行政等の多様な主体も構成員として参加できるほか、協議会の構成員以外の者に対しても、必要な協力を求めることができる。

協議会は、多様な構成員が議論を行い、地域独自の考えを実行に移すべく、その意見調整を図ることによって、中心市街地の活性化に向けた取組の実効性を確保するなど、中心市街地の活性化を推進する上での中心的な役割を担うものである。

協議会は、基本計画の案の作成に向けた協議を自ら積極的に行うことや、市町村に対して参加を要請し、基本計画の案や認定基本計画の見直しの提案を行うための協議を積極的に行うなどの意欲的な取組が期待される。

また、協議会については、都市再生特別措置法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会との構成員の一部共通化や合同開催などにより、計画策定等に当たって綿密な連携を図ることが望ましい。

① 協議会の構成員

a） 協議会を組織することができる構成員

協議会は、下記の(i)及び(ii)に掲げる者の双方が、それぞれ一以上参画し、協議の上、規約を定めることにより、共同で組織することができる。

⑴ 都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

ア 中心市街地整備推進機構

イ 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社等

⑵ 経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

ア 商工会又は商工会議所

イ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定会社

b） 協議会に参加することができる構成員

協議会は、その運営を安定化させ、確度の高い成果を追求し、中心市街地の活性化のトータルコーディネーターとしての有効な機能を果たすために、a)に示す協議会を設立することができる者に加え、以下に示すような者が自ら協議会に申出を行い参加する、あるいは協議会の参加の要請に基づき参加するなど、地域の多様な関係者の参画が図られなければならない。

⑴ 基本計画に記載された事業を実施する事業者

⑵ 中心市街地において土地・建物等を所有する地権者、地域住民の代表者、NPO等、認定基本計画及びその実施に関して密接な関係を有する者

⑶ 市町村、その他公共サービスの提供者

なお、上記に示すものはあくまで例示であり、基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者が、協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出た場合、その申出について、正当な理由がなければ拒むことができない。

また、協議会は、関係行政機関、独立行政法人中小企業基盤整備機構、一般財団法人民間都市開発推進機構、その他の組織等に対して、必要があると認めるときには、資料の提供、意見の表明等の協力を求めることができる。

② 協議会の役割

協議会は、市町村が基本計画を作成しようとする際に、基本計画に定める事項について意見を述べることができる。また、協議会は、認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についても、市町村に対し意見を述べることができる。なお、市町

村が基本計画の認定の申請を行う際に、協議会が存在する場合には、その意見及び対応について示した資料を添付するものとする。

また、協議会は、民間中心市街地商業活性化事業、特定民間中心市街地活性化事業及び特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施しようとする者の事業計画について、中心市街地における当該事業の位置付け、必要性、有効性、実効性等について協議を行い、事業実施者に対し協議の結果を伝えなければならない。

③ 協議会における留意事項

協議会の実効性を高める観点から、協議会を組織するに当たり、以下の事項に留意する。

ａ） 協議会における意見調整を円滑に進める観点から、まちづくりについて専門的なノウハウを有するタウンマネージャーや専属の職員を配置するなど、協議会の組織体制の強化を図るよう努めること。

ｂ） 協議会における運営の透明性、公平性、実効性を確保する観点から、事務局の体制、協議事項、協議手続、協議結果の公表方法、会計等の取扱等を規約に定めるよう努めること。

2. 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

中心市街地の活性化を図るため、第４章から第８章までに掲げる事業等について、総合的かつ一体的に推進し、生活空間としての中心市街地の魅力向上を図ることが重要であることから、市町村は、基本計画を作成するに当たり、以下に掲げる点を考慮し、それぞれの内容、方向性等について基本計画に記載する。

① 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

基本計画の作成に当たり、市町村は地域の現状等に関する統計的なデータや地域住民のニーズ等をRESAS等によって客観的に把握し分析することが必要である。

また、このニーズ等に基づき中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するために、地域が必要とする取組を重点的かつ集中的に実施することが必要である。

② 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

市町村は、地域の現状や地域住民のニーズ等をRESAS等によって客観的に把握し分析した上で、中心市街地の活性化を進めるために必要な第４章から第８章までに掲げる事業等を基本計画に盛り込み、総合的かつ一体的に推進することが必要である。このため、これら事業等が互いに連携して相乗効果を生み出すよう、それぞれの事業の実施区域、実施時期、実施方法等について、基本計画の作成段階から、当該事業者や、必要な許認可等に係る関係法令等を所管する行政機関等との十分な調整を図ることが必要である。

全体として、住民等様々な主体の参加・協力を得て地域ぐるみで取り組むことが重要である。

また、市町村は、法第５条の「国の施策と相まって、効果的に中心市街地の活性化を推進するよう所要の施策を策定し、及び実施する責務を有する」という責務規定にかん

がみ、協議会への参加を要請された場合はこれに積極的に応じるとともに、協議会からの意見を尊重することが重要である。

第10章　中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項

1. 都市機能の集積の促進の考え方

人口減少・少子高齢社会を迎えている中で、都市機能の無秩序な拡散を防止し、都市の既存ストックを有効活用しつつ、地域が適切に判断し、病院や文化施設等の都市機能の適正立地を確保し、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりを実現していくことが必要である。

市町村は、地域の判断を反映させながら、公共公益施設等の街なかへの立地、街なか居住の推進、土地利用規制を活用した民間開発のコントロール等を進め、自らその実現に対し取り組んでいくことが必要となる。特に中心市街地の活性化の取組を行う一方で、周辺部の開発を容認すると、中心市街地で空き家・空き地等が発生するなど、効果的かつ効率的な活性化の推進が図られない。認定に際しては、中心市街地の活性化の取組についてその実効性を確認するため、都市機能の集積のための取組状況や周辺における民間開発のコントロールの取組状況等の市町村の状況を考慮し、判断することとする。

2. 都市計画手法の活用

中心市街地における都市機能の集積を図るためには、都市計画手法を活用することにより、都市機能の適切な立地誘導やそのための環境整備等を図ることが有効である。

具体的には、商業・業務等多様な都市機能の集積を促進するため、高度利用地区等を活用して土地の有効利用を誘導するとともに、必要に応じて市街地再開発促進区域等の積極的な手法を活用すること、居住人口の増加等を誘導しつつにぎわいと住環境の調和を図るため、地区計画等を活用して住宅に係る容積率の特例や立体的な用途制限等を行うこと、来街者の増加に寄与する魅力的な街並みの形成等を行うため、景観地区や地区計画等を活用して建築物の用途や形態等の調和を図ることなど、地域の実情等に応じた都市計画手法の活用が考えられる。

また、立地適正化計画を策定することにより、居住機能を居住誘導区域に誘導するとともに、医療、福祉などの生活サービス機能を都市機能誘導区域に誘導することが考えられる。さらに、必要に応じて、特定用途誘導地区の活用により、医療など特定の用途に限って容積率の緩和や用途緩和を行うことが考えられる。

特に公共交通の結節点においては、多くの人々にとって交通利便性が高い場所であることから、多様な機能を複合的に集積する土地利用を誘導することが望ましい。また、駐車需要に適切に対応するため、駐車場整備地区の活用が考えられる。

準工業地域は多様な用途を許容する地域であるが、地方都市において、準工業地域に大規模集客施設（＊１）が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられることから、三大都市圏（＊２）及び政令指定都市以外の地方都市においては、特

別用途地区等の活用により準工業地域における大規模集客施設の立地の制限が行われる場合について、基本計画の認定を行うものとする。また、三大都市圏及び政令指定都市においても、必要に応じて、特別用途地区等を活用するものとする。

なお、特別用途地区等の活用に当たっては、土地利用の方針に関する地域の理解を高めるため、市町村マスタープラン等の都市計画の上位計画において、準工業地域に係る特別用途地区等の指定方針等をあらかじめ明らかにしておくことが考えられる。

＊1「大規模集客施設」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二(わ)項に掲げる建築物をいう。

＊2「三大都市圏」とは、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に定められた既成市街地、近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に定められた既成都市区域、近郊整備区域及び中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）に定められた都市整備区域のことをいう。

3. 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

中心市街地の活性化を推進するためには、都市機能の適正立地を図るとともに、都市機能の街なかへの立地を支援する各種の措置を活用し、都市の既存ストックを有効活用しつつ、都市機能の街なかへの集積を促進していくことが必要である。

4. 基本計画に記載すべき事項等

基本計画には、中心市街地における都市機能の集積やそれに伴う投資の重点化等に関する方針と併せて、それを実現するための措置及び必要な第４章から第８章までに掲げる事業等のうち都市機能の集積に資するものを再掲し、それらの総合的かつ一体的推進の方法について記載するものとする。

第11章　特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項

1. 目標設定の意義

特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに対して、経済産業大臣が認定した場合に重点的な支援を講じるものである。限られた政策支援を重点化するに相応しい事業に絞り込んで、予算措置の拡充、税制措置の創設、低利融資措置の創設、地元が望む場合には大規模小売店舗立地法の特例措置の創設などの政策支援を集中させることで、中心市街地への民間投資を強力に喚起していくことが必要である。

こうした中心市街地の活性化の起爆剤となる民間プロジェクトは、中心市街地の経済活力の向上（来訪者、就業者、売上高のいずれかで評価）を相当程度増加させることを目指して実施されなければならない。また、こうした目標を達成する成功率を高めるための取組が併せて実施されなければならない。

2.「相当程度増加」の判断基準

特定民間中心市街地経済活力向上事業の目標は、以下の二つの要件をともに満たすものとして設定されなければならない。

⑴ 意欲的な数値指標

以下のいずれかの指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること。

① 「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の４倍以上であること。

② 「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の１％以上であること。

③ 「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。

⑵ 周辺地域の経済活力を向上させる波及効果

来訪者、就業者、売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するかが明確であること。

3.「相当程度増加」の成功率を高めるための取組

設定した目標を達成する成功率を高め、中心市街地の活性化の成果をあげるためには、民間事業者や地域住民などの多様な主体が相互に連携して中心市街地の活性化に向けて取り組んでいく環境が整備されていることが必要である。そのため、目標の達成は、以下の４つの要件を満たすものとして実現されなければならない。

⑴ 地元住民や市町村の強いコミットメント

以下のいずれかのような形で、当該中心市街地の関係者や当該市町村の強いコミットメントが示されている必要がある。

① 当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代あるいは当該事業の収益に連動する地代によって土地の貸付けが行われていること。

② 当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄付（いずれも現物を含む。）を受けていること。

③ 当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について貸付けが行われていること。

④ 当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。

⑤ その他、上記と同等以上の強いコミットメントを、当該中心市街地の関係者や当該市町村が行っていると認められること。

⑵ 地権者の同意

事業の確実な実施に万全を期すため、当該事業実施区域内の地権者全員の同意を得られる見通しがなければならない。（再開発事業など、法律で地権者全員の同意が不要とされている場合はその定足数。）

⑶ 中心市街地活性化協議会の同意

申請は、協議会の協議を経て行われることになるが、協議会としても事業計画や目標設定について同意していなければならない。

⑷ 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画との適合

認定市町村が立地適正化計画を作成している場合においては、特定民間中心市街地経済活力向上事業が、立地適正化計画で商業機能の集積を図る都市機能誘導区域とされている区域内で実施されなければならない。

第12章 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

1. 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

基本計画に掲げる事業等については、実践的・試行的な活動に裏打ちされるなど、厳選されたものとする必要がある。

さらに、各種事業等の計画の作成及び実施に当たっては、その効果を高めるため、地域の歴史的・文化的な資源の活用、快適な歩行者空間の確保、美しい都市景観の創造等に留意するとともに、定期借地権の活用、円滑な土地取引の促進のための取組、イベントとの連携等様々な創意工夫に努めることが重要である。

2. 都市計画等との調和

基本計画に基づく各種の事業等については、都市計画が定められている場合には都市計画に適合して行われる必要がある。

このため、基本計画も、都市計画及び市町村マスタープラン（策定すれば市町村マスタープランの一部とみなされる立地適正化計画を含む。）に適合するとともに、地域公共交通網形成計画との調和が保たれている必要がある。

また、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく市町村計画をはじめ、他法令に基づく種々の計画との調和を図ることも必要である。

3. 環境・エネルギー等への配慮

中心市街地及び周辺地域における各種事業等の計画及び実施に当たっては、良好な環境の保全、交通の安全と円滑の確保等に影響がないよう配慮することが重要である。

また、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素まちづくりは、都市機能の集約化等によってエネルギー総量を抑制することで、環境負荷（温室効果ガス排出量など）を抑制、削減するものであり、こうした取組との連携も必要である。

さらに、徹底した省エネルギー社会の実現に向けた取組のほか、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起こし、地域活性化につながるものとして重要である。

４．都道府県における体制整備

都道府県は、中心市街地の活性化の重要性にかんがみ、必要な体制整備を行い、広域的観点から市町村の定める基本計画に基づく取組の効果が広く及ぶよう、市町村相互の整合性確保及び都道府県が実施する事業等であって基本計画に記載されたものについて市町村との連携促進を図ることなどを含め、市町村との十分な意見交換及び市町村への適切な支援や助言を行うことが望ましい。

特に、中心市街地の活性化のために郊外の大規模集客施設の立地を抑制している市町村がある一方、その隣接市町村で地域雇用創出等のために大規模集客施設を郊外に誘致するなど、市町村間の政策の違いによって中心市街地の活性化に取り組む市町村の政策効果が限定的になる場合もある。

こうした課題に対応すべく、広域自治体である都道府県は、広域的観点から、市町村相互の整合性確保と連携促進を図るために指導、助言を行うなど、大規模集客施設の立地について適切な誘導を行うことが重要である。

都道府県は大規模集客施設の立地などの個別事項に限らず、当然ながら中心市街地の活性化全般についての市町村の身近な相談窓口としての機能も期待される。

５．法令の遵守

基本計画の策定及び事業等の実施に当たっては、関係法令を遵守することが必要である。

Ⅳ．中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル

中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルの概要

○　市町村が、法及び基本方針に基づき基本計画を作成し、内閣総理大臣の認定の申請を行うにあたり、必要となる手続、認定基準の解説、基本計画作成のポイント、支援措置の概要等を取りまとめたもの

＝認定の際のポイント＝
①基本計画が、地域住民等様々な主体を巻き込み、十分な協議が行われ理解を得て作成され、地域ぐるみで取組むこととなっていること。
②基本計画に掲げる事業等が、厳選されたものとなっていること。
③基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮して計画期間が明確に定められていること。
④中心市街地の区域が、各種取組が総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲となるよう定められていること。
⑤基本計画に記載された事業等が、円滑かつ確実に実施され、活性化に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

Ⅰ．中心市街地活性化基本計画の認定制度の概要

○基本計画の作成段階から認定・変更等までの流れ
1. 事前相談
　・内閣府担当室、関係府省庁（地方支分部局を含む）において受付
2. 基本計画の作成
3. 市町村に対する規定解釈等の回答制度
4. 基本計画の認定申請
5. 基本計画の認定
　・認定に関する処分にあたっての留意事項
6. 認定基本計画の変更
　・計画内容の変更、市町村合併に伴う変更などの考え方
7. 新たな認定基本計画の作成について
8. 認定の取り消し
9. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等
10. 「構造改革特別区域計画」及び「地域再生計画」との関係

Ⅱ．基本計画の認定基準

○法9条第10項各号の規定による、認定基準の解説

（第1号基準）基本方針に適合するものであること
・基本方針の中で認定基準として記載されている事項の考え方

（第2号基準）当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること
・中心市街地の活性化を実現するために必要な各種事業の考え方

（第3号基準）当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
・事業等の主体が特定され、実施スケジュールが明確であることについての考え方

Ⅲ．基本計画の作成要領

※マニュアル＜28年度版＞参照

Ⅳ．認定申請手続

○認定申請に必要な書類
○中心市街地活性化基本計画と同時に構造改革特別区域計画、地域再生計画の認定申請を行う場合
○認定基本計画の変更の認定申請に必要な書類

Ⅴ．認定と連携した支援措置等に関する解説等

○関係行政機関の長による同意について
　・認定の際に必要となる関係行政機関の長の同意の考え方
○基本方針第2章5．で整理した認定と連携した支援措置等について

Ⅵ．基本計画の認定と連携した支援措置等

基本計画に記載すべき事項

（1）作成主体：市町村
（2）手　続：中心市街地活性化協議会に意見を聴く。

※協議会が設立されていない場合、経済活力の向上に関する部分について、商工会又は商工会議所に意見を聴く

（3）主な記載事項：
＊基本計画の名称、作成主体、計画期間
　→概ね5年以内で、計画に記載された取組の効果が発現する時期を考慮

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針
　→基本方針の「中心市街地の活性化の意義」を踏まえつつ、統計的なデータ、地域住民のニーズの把握・分析等を踏まえ記載
2. 中心市街地の位置及び区域
　→位置及び区域の設定の考え方について記載。中心市街地の活性化の取組と関連性のない区域を含まないよう設定
3. 中心市街地活性化の目標
　→具体的な数値目標を複数設定。目標の設定における考え方、事業との整合性等について記載。
4. 市街地の整備改善のための事業等に関する事項
5. 都市福利施設整備事業に関する事項
6. 住宅供給及び居住環境向上のための事業に関する事項
7. 経済活力向上のための事業及び措置に関する事項
8. 公共交通機関の利用者の利便増進事業、特定事業に関する事項
9. 各事業・措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
　→市町村の推進体制や協議会の有無など中心市街地の活性化への取組体制や各種事業の連携等について記載。

（4～9）
・中心市街地の活性化を実現するための各事業の必要性について記載
・具体的事業が無い場合には、現状分析をふまえ、事業の必要性がないことを明示

10. 都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
　→準工業地域における大規模集客施設の立地を特別用途地区等により制限しているか等について記載
11. その他中心市街地の活性化に資する事項
12. 認定基準に適合していることの説明

基本計画作成上の留意点　～支援措置の施策的観点・位置付け～

施策的観点

A. 市街地の整備改善
・商業、業務、居住等の都市機能の集積及び再配置を進める面整備事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業など）
・基盤施設整備（道路、公園、駐車場、下水道など）

B. 都市福利施設の整備
・教育文化施設（学校、図書館等）、医療施設（病院、診療所等）、社会福祉施設（高齢者介護施設、保育所等）等の整備

C. 街なか居住の推進
・街なか居住の推進のための事業（住宅供給と一体的に行う居住環境の向上のための事業を含む）

D. 経済活力の向上
・中心市街地における中核的な商業施設、商業基盤施設の整備など

E. 公共交通機関、特定事業等
・公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業（地下鉄、新交通システム、LRT等の整備など）

各支援措置が複数の施策的観点に位置付けられることも考えられるため、基本計画策定時に注意が必要。

支援措置の位置づけ

（1）法に定める特別の措置
法律第4章に定められた特別の措置。
（中心市街地共同住宅共同事業、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例など）

（2）①認定と連携した特例措置
政府の支援措置のうち、基本計画の認定を要件として、支援の対象となる、支援対象項目が拡大する、支援要件が緩和するなどの措置を講ずるもの。
（暮らし・にぎわい再生事業、都市再生整備計画事業の提案事業の枠の拡大など）

（2）②認定と連携した重点的な支援措置
認定基本計画と連携させて重点的な支援を実施するもの。

（3）中心市街地活性化に資するその他の支援措置
「（1）法に定める特別の措置」「（2）①認定と連携した特例措置」「（2）②認定と連携した重点的な支援措置」に掲げるものと併せて総合的かつ一体的に推進する支援措置

各支援措置のマニュアルでの位置づけが決まっているため、基本計画策定時に注意が必要。

国土交通省の支援措置に係る記載例

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	目標達成のための 位置づけ及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
［事業名］ ○○○○ ［内容］ ○○○○… ［実施時期］ 平成○○年度	○○市	○○○○…	［支援措置］ ○○○○○○ ［実施時期］ 平成○○年度 ここの記載です	

◆留意事項

（1）上表の支援措置の内容に記載する国交省の事業等については以下①～⑥があります。
①社会資本整備総合交付金として支援する事業（一部個別補助金で支援する事業含む）
②防災・安全交付金として支援する事業
③個別補助金として支援する事業
④貸付金
⑤直轄事業
⑥法に定める特例措置
※「都市再生整備計画事業」や「暮らし・にぎわい再生事業」、「地域住宅計画に基づく事業」の支援を受ける場合は、後述の「その他補足」もご確認下さい。

（2）支援措置の記載にあたっては、支援を受ける事業（または受ける予定の事業）が上記（1）①～⑥のどれに該当するか「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル〈平成29年版〉」をご確認の上、次頁以降の記載例を参考にして記述して下さい。

（3）支援措置が上記（1）①～⑥のどれに当たるか不明な場合は、お手数ですが、各地方整備局等の事業担当課までお問い合わせ下さい。

1　社会資本整備総合交付金で支援する事業

原　則　：新たな「整備計画」に基づき交付対象事業に交付金を交付

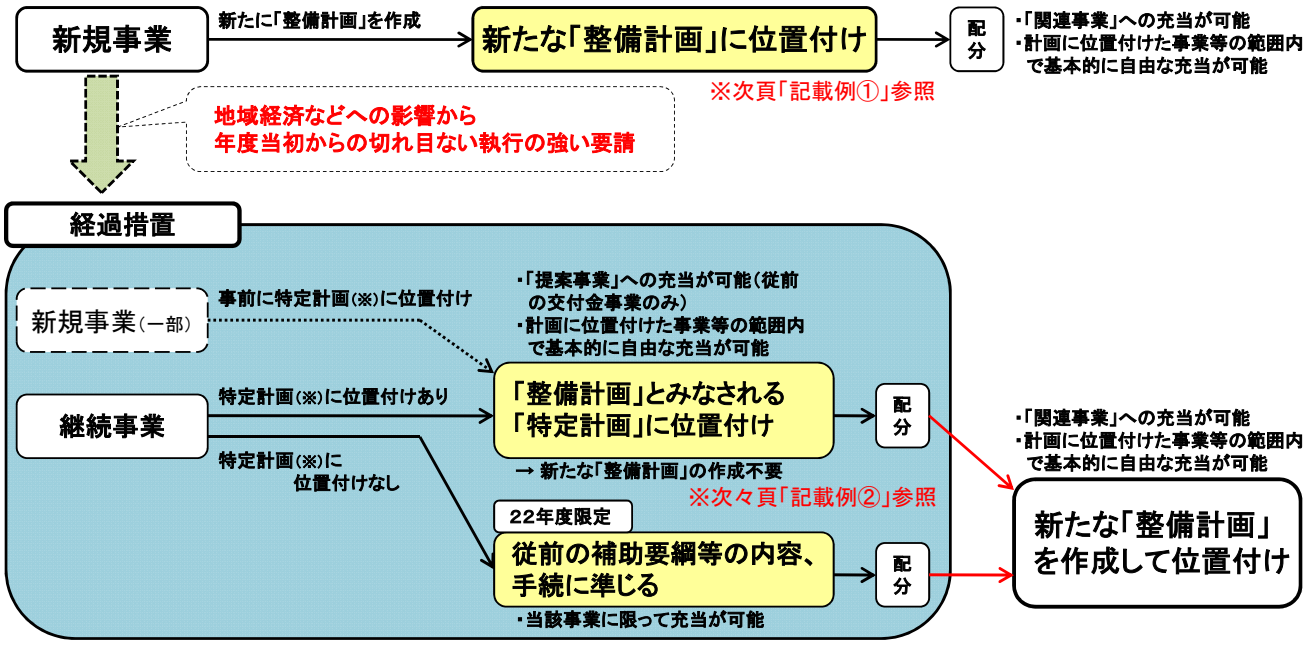

（※）特定計画：「整備計画」（＝社会資本総合整備計画）の計画事項に相当する事項を含む下記の一定の計画

地域活力基盤創造計画、都市再生整備計画、地域住宅計画、広域的地域活性化基盤整備計画、みなと振興計画、都市公園等統合補助事業計画、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画、古都保存事業計画、緑地保全等事業計画、緑地環境整備事業計画、津波・高潮危機管理対策緊急事業計画、海岸耐震対策緊急事業計画、海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画

（参考）「整備計画」の計画事項

- 計画の名称／計画の目標／計画の期間
- 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- 計画の期間における交付対象事業の全体事業費
- 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項

「関連事業」：関連社会資本整備事業及び効果促進事業

「提案事業」：地方公共団体が提案する事業又は事務（従前の交付金制度）

記載例①：新規事業の場合

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	目標達成のための 位置づけ及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
[事業名] ○○○○ [内容] ○○○○･･･ [実施時期] 平成○○年度	○○市	○○○○･･･	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（○○○○事業） 社会資本整備総合交付金（○○事業と一体の関連社会資本整備事業） 社会資本整備総合交付金（○○事業と一体の効果促進事業） [実施時期] 平成○○年度	基幹事業の場合の例 関連社会資本整備事業の場合の例（○○には基幹事業名を記載） 効果促進事業の場合の例（○○には基幹事業名を記載）

◆支援措置の記載について

○基幹事業の場合
- 整備計画上の基幹事業に係る事業名を括弧書きで記載します。

○関連事業（関連社会資本整備事業・効果促進事業）の場合
- 関連事業がどの基幹事業と一体的に実施されるのかわかるように記載します。

※社会資本整備総合交付金の交付要綱等は下記URLを参考にして下さい。
http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html

記載例②：特定計画の場合

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	目標達成のための 位置づけ及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
[事業名] ○○○○ [内容] ○○○○・・・ [実施時期] 平成○○年度	○○市	○○○○・・・	[支援措置] 社会資本整備総合交付金 （○○○○計画） [実施時期] 平成○○年度	

特定計画の名称を記載

◆支援措置の記述について

- 特定計画に位置付けられている事業の場合、社会資本整備総合交付金交付要綱第15第1項に基づき同計画期間内に限り、同計画の提出をもって整備計画とみなされるところです。
- 基幹事業及び関連事業は、整備計画上の対象事業であるため、特定計画上ではそのような区分けはされていません。
- よって、支援措置には特定計画の計画名を記載します。
- なお、今後特定計画から整備計画に位置付け直す場合は、記載要領①と同じ記述になるのでご注意下さい。

2　防災・安全交付金の場合（平成25年2月26日創設）

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	目標達成のための 位置づけ及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
[事業名] ○○○○ [内容] ○○○○・・・ [実施時期] 平成○○年度	○○県	○○○○・・・	[支援措置] 防災・安全交付金 （○○○事業） 防災・安全交付金 （○○○事業と一体の関連社会資本整備事業） 防災・安全交付金 （○○○事業と一体の効果促進事業） [実施時期] 平成○○年度	

交付要綱附属編附属第Ⅰ編ロの事業の名称を記載

関連社会資本整備事業及び効果促進事業の場合の例（○○○には交付要綱附属編附属第Ⅰ編ロ1～16にかかげる事業名を記載）

◆支援措置の記述について

・従来の社会資本整備総合交付金のメニューのうち、防災・安全分野に特化した新たな交付金（平成24年度補正予算において創設）により、地方自治体によるインフラ老朽化対策や事前防災・減災対策、生活空間の安全対策を重点的に支援することとなりました。

・防災・安全交付金の対象となった事業は、社会資本整備総合交付金交付要綱第6第一号ロに掲げる事業です。

・支援措置の記載は、上表を参照下さい。
※社会資本整備総合交付金交付要綱等は以下URLを参考にして下さい。
http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html

3　個別補助金で支援する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	目標達成のための 位置づけ及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
[事業名] ○○○○ [内容] ○○○○･･･ [実施時期] 平成○○年度	独立行政法人 都市再生機構	○○○○･･･	[支援措置] 暮らし･にぎわい再生事業 [実施時期] 平成○○年度	

該当する支援措置名を記載

◆支援措置の記述について

上記記載例のとおり該当する支援措置名を記載して下さい。・

例） 独立行政法人都市再生機構、協議会等向けの公共事業（基金への補助含む）や非公共事業

4　貸付金

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	目標達成のための 位置づけ及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
[事業名] ○○○○ [内容] ○○○○･･･ [実施時期] 平成○○年度	○○市	○○○○･･･	[支援措置] 都市開発資金（都市環境維持･改善支援事業） [実施時期] 平成○○年度	

該当する支援措置名を記載

◆支援措置の記述について

・ 貸付を受ける場合は、上記記載例のとおり該当する支援措置名を記述して下さい。

例）都市開発資金（都市環境維持･改善支援事業）

５ 直轄事業

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	目標達成のための 位置づけ及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
［事業名］ ○○○○ ［内容］ ○○○○･･･ ［実施時期］ 平成○○年度	国土交通省	○○○○･･･	［支援措置］ 地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備 ［実施時期］ 平成○○年度	

該当する支援措置名を記載

◆支援措置の記述について

・ 国の直轄事業を中心市街地活性化基本計画に位置づける場合は、上記記載例のとおり該当する支援措置名を記述して下さい。

６ 法に定める特別の措置

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	目標達成のための 位置づけ及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
［事業名］ ○○○○ ［内容］ ○○○○･･･ ［実施時期］ 平成○○年度	○○鉄道(株)	○○○○･･･	［支援措置］ 共通乗車船券 ［実施時期］ 平成○○年度	

該当する特例措置名を記載

◆支援措置の記述について

・ 法に定める特別の措置を受ける場合は、上記記載例のとおり特例措置名を記載して下さい。

7－1　その他補足

都市再生整備計画事業及び暮らし・にぎわい再生事業の支援を受ける場合は、今後下記のとおり地区名を記載して下さい。

○都市再生整備計画事業

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	目標達成のための 位置づけ及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
[事業名] ○○○○ [内容] ○○○○・・・ [実施時期] 平成○○年度	○○○	○○○○・・・	[支援措置] 社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業 （○○地区）） [実施時期] 平成○○年度	

地区名を記載

○暮らし・にぎわい再生事業

※防災・安全交付金についても同様

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	目標達成のための 位置づけ及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
[事業名] ○○○○ [内容] ○○○○・・・ [実施時期] 平成○○年度	○○○	○○○○・・・	[支援措置] 社会資本整備総合交付金 （暮らし・にぎわい再生事業 （○○地区）） [実施時期] 平成○○年度	

地区名を記載

7－2　その他補足

地域住宅計画に基づく事業の支援を受ける場合は、今後下記のとおり交付対象となる基幹事業名を記載して下さい

○地域住宅計画に基づく事業

※防災・安全交付金についても同様

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	目標達成のための 位置づけ及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
[事業名] ○○○○ [内容] ○○○○・・・ [実施時期] 平成○○年度	○○○	○○○○・・・	[支援措置] 社会資本整備総合交付金 （地域住宅計画に基づく事業 （○○事業）） [実施時期] 平成○○年度	

交付対象となる基幹事業名を記載

中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル

＜平成２９年度版＞

内閣府　地方創生推進事務局

目　次

Ⅰ．中心市街地活性化基本計画の認定制度の概要
－基本計画の作成から認定・変更等までの流れ－

１．事前相談･･ １２
２．基本計画の作成･･ １３
３．市町村に対する規定解釈等の回答制度について････････････････････ １３
４．基本計画の認定申請･･ １３
５．基本計画の認定･･ １４
６．認定基本計画の変更･･ １４
７．新たな認定基本計画の作成について････････････････････････････ １６
８．認定の取消し･･ １６
９．認定基本計画の実施状況についての評価の実施等････････････････ １６
10.「構造改革特別区域計画」及び「地域再生計画」との関係･････････ １７

Ⅱ．基本計画の認定基準････････････････････････････････････ １７

Ⅲ．基本計画の作成要領

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針･･････････････････････ ２１
２．中心市街地の位置及び区域････････････････････････････････････ ２４
３．中心市街地の活性化の目標････････････････････････････････････ ２６
４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項･･ ３０
５．都市福利施設を整備する事業に関する事項･･････････････････････ ３１
６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項･････････････････････････ ３２
７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項･･････････････ ３２
８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項･･ ３３
９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項･･ ３４
10．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項･･ ３６

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項‥‥‥‥‥‥‥‥‥　３７
12. 認定基準に適合していることの説明‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　３８

Ⅳ. 認定申請手続

１. 認定申請に必要な書類‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　３８
２. 認定基本計画の変更の認定申請に必要な書類‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　４２
３. 書類の書式‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　４２

Ⅴ. 認定と連携した支援措置等に関する解説等

１. 関係行政機関の長による同意について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　４２
２. 認定と連携した支援措置等‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　４２

Ⅵ. 基本計画の認定と連携した支援措置等

１. 支援措置一覧‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　４４
２. 支援措置内容‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　５０

基本計画認定申請様式（別添）

Ⅰ．中心市街地活性化基本計画の認定制度の概要
－基本計画の作成から認定・変更等までの流れ－

「中心市街地の活性化に関する法律」（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）に基づく基本計画の認定制度は、市町村が、地域住民、関連事業者等の様々な主体の参加・協力を得て、自主的・自立的な取組を内容とする中心市街地の活性化、ひいては当該地域の活性化にも応じた取組施策を推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣がその認定を行います。政府は認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）に基づく事業及び措置に対して、府省庁の縦割りを排し、ワンストップで各々の関係施策を総合的かつ一体的にワンパッケージで、集中的かつ効果的に支援を実施するものです。

このため、基本計画の作成に先立って、市町村は、過去の取組（中心市街地の活性化に関する市町村独自の計画や直近の認定基本計画の実施状況等）に対する評価を行い、その成果や反省を踏まえて基本計画を作成することが求められます。

また、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年９月８日閣議決定。以下「基本方針」という。）に目標の一つとして挙げられている「人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること」（コンパクトなまちづくり）を目指すことについて、都市機能（教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の公共公益施設等）の適正立地や既存ストックの有効活用を含め、市町村としての方針や実現方策が公表されていることも必要です。

このような考え方の下、市町村が事業等を総合的かつ一体的に推進する観点から、以下のポイントを含む法及び基本方針に規定された認定基準について十分な対応を行うことが、基本計画の認定の要件となります。

① 基本計画の作成に当たり、地域住民等多様な主体、担い手の参画を得た協議の場（中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）等）が組織されるなど、十分な協議が行われ理解が得られていること。基本計画が円滑かつ確実に実施できるよう、地域ぐるみで取り組む体制となっていること。

② 基本計画に掲げる事業等が、実践的又は試行的活動に裏付けられるなど厳選されたものとなっていること。

③ 基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮して、計画期間が明確に定められていること。

④ 中心市街地の区域設定に当たり、各種取組が総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲となるよう定められていること。

⑤ 基本計画に記載された事業等が、円滑かつ確実に実施されることが見込まれ、これらの事業等の実施が、設定された区域の活性化に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

上記のポイントを踏まえた市町村の意欲的・積極的な取組が期待されます。

市町村から基本計画の認定申請を受理した内閣総理大臣は、認定基準に適合すると判断されるときに認定を行います。その際、基本計画に記載されている事業等については、本マニュアルⅤ．１．に従って当該事業等を所管する関係行政機関の長の同意手続を経て、認定を行います。

基本計画の作成段階から認定・変更等までの流れを、時系列に挙げると次のとおりとなります。

①事前相談
②基本計画の作成
③基本計画の認定申請
④関係行政機関の長の同意手続
⑤基本計画の認定
⑥認定基本計画の変更等

１．事前相談

内閣府地方創生推進事務局（以下「事務局」という。）は、地方支分部局を含めた関係府省庁との緊密な連携の下、一元的な窓口としての役割を担っています。基本計画の作成及び認定申請等について、事前の相談を広く受け付けていますので、ご活用ください。

相談に当っては、電話や内閣府地方創生推進事務局ホームページ内のメール相談をご活用ください。

【電話相談】

内閣府地方創生推進事務局

（中心市街地活性化担当：電話　０３－５５１０－２３３８）

【メール相談】

内閣府地方創生推進事務局ホームページ

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/soudanform.html

基本計画の認定申請に向けた事前相談にあたっては、以下のスケジュールを参考として、各種調整、手続及び基本計画策定期間を勘案のうえ、早めにご相談ください。

基本計画にかかる具体的な相談を行う場合は、計画の方針・目標・指標の考え方を整理していただくとともに、基本方針の第４章から第８章の事業のうち、活性化を実現するために重要となる取組事業を想定しておくことで効率的な調整ができます。

【参考：認定までの概略スケジュール（３月末認定の例）】

＜認定を目指す前年度まで＞

地域ニーズの把握、地元での中心市街地活性化への方針や計画の合意形成、都市計画手続き、中心市街地活性化協議会の設置、内閣府や地方支分部局への事前相談等

＜認定を目指す年度＞

５月～６月：内閣府でのヒアリング

７月～11 月：計画内容の調整、国の支援措置について地方支分部局と調整

12 月　　：計画案の完成
１月～２月：関係府省庁調整、認定申請、関係府省庁協議
３月末　　：認定
※例年、３月末認定の他、市町村からの要望に応じて、６月及び 11 月頃の認定も行っています。

２．基本計画の作成

基本計画を作成しようとするときは、客観的現状分析、ニーズ分析、過去の取組（市町村独自の計画や直近の認定基本計画の実施状況等）に対する評価に基づく事業等の集中実施、様々な主体の巻き込み、各種事業等との連携・調整等を図る必要があります。特に、住民等様々な主体の参加・協力を得て地域ぐるみで取り組むことが重要です。

また、以下に示す事項について、それぞれの主体の意見を聴かなければなりません。

①協議会が組織されている場合

基本計画に定める事項について、当該協議会の意見を聴取

②協議会が組織されていない場合

中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項について、当該市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会議所の意見を聴取

３．市町村に対する規定解釈等の回答制度について

市町村は法第９条第９項に基づき、基本計画に記載しようとする中心市街地の活性化に係る事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律等の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を求めることができます。

その際には、事業の内容や実施期間、解釈を確認したい規定の内容について極力明らかにし、書面または電磁的方法により確認を求めてください。

確認を求める規定が複数ある場合や、規定に係る関係行政機関の長が分からない場合には、事務局を通じて確認を求めることもできます。

４．基本計画の認定申請

基本計画の認定申請に際しては、市町村から内閣総理大臣に対して、認定申請書、基本計画及び添付資料を提出する必要があります。基本計画に記載する事項は、法第９条第２項及び第３項各号に列挙されています。法第９条第２項各号の事項は基本計画に必ず記載し、法第９条第３項各号の事項については、基本計画へ記載するように努めてください。これらの具体的な内容や記載方法については、本マニュアルⅢ．で詳述します。

申請書の受理から認定に関する処分が行われるまでの間に、基本計画の内容に大幅な変更を要する状況が生じた場合等には、原申請を取下げ、基本計画を変更して再度申請していただきます。

５．基本計画の認定

基本計画の認定に関する処分は､法第９条及び第 10 条並びに基本方針に基づいて行いますが、以下の点に留意してください。

なお、認定基準は、本マニュアルⅡ．において、支援措置等は、Ⅴ．及びⅥ．において詳述します。

① 法第９条第 10 項各号に規定する認定基準を満たす場合にはすべて認定します。

② 申請した基本計画全体が認定基準を満たさない場合であっても、認定基準を満たさない部分を除外することで満たされる場合には、基本計画の必要な変更や一定の条件を付した上で認定する場合があります。例えば、申請基本計画に記載された事業について、関係行政機関の長の同意が得られない場合であって、当該事業を除いて認定基準を満たす場合等に、当該事業の箇所のみ申請書類からの削除があれば、残余の基本計画に対して認定を行うことがあります。

また、市町村からの削除がない場合でも、内閣総理大臣は当該事業を除外した上で認定を行うこともあります。認定基本計画の変更の認定についても同様です。

③ 認定に関する処分は、申請の受理から３月以内に行います。

④ 基本計画を認定した場合には、市町村に対してその旨を書面又は電磁的な方法により通知しますが、認定しなかった場合においても、その理由を付して通知します。

⑤ 認定の通知を受けた際には、遅滞なく都道府県及び基本計画の作成時に意見を聴いた協議会又は商工会若しくは商工会議所に対して、認定基本計画の写しを送付しなければなりません。同時に、公報及びインターネット等を通じて認定基本計画を公表しなければなりません。

⑥ 関係府省庁が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で措置されることから、必ずしも認定をもって要望どおりの支援を受けることができるものではありません。

６．認定基本計画の変更

⑴内閣総理大臣による変更認定

認定基本計画に記載された内容を変更しようとする場合には、（2）に示す軽微な変更を除き、法第 11 条に基づき、内閣総理大臣による変更の認定が必要です。

特に、以下のような場合は、直ちに事務局に報告を行う必要があり、あわせて、速やかに認定基本計画の変更を検討し、変更が必要な場合には、変更の認定申請を行う必要があります。変更の認定申請が行われない場合は、後述の認定の取消しの手続に入ることがあります。

なお、これらの場合に、状況に応じて支援が留保されることがあります。

① 認定基本計画に記載された個々の事業又は措置が、実施できない状況が生じたとき。

② 認定基本計画における重要な前提条件と異なる状況が生じたとき。

③ 認定前にその事象が発生していれば、当該基本計画が認定されないような事象が発生したとき。

また、個別の事情に応じて認定基本計画の期間を延長して変更認定する場合もあり

ます。法第９条第２項第９号に基づき、基本計画の「変更」には「計画期間」の変更も含まれており、内閣総理大臣の認定が必要です。なお、計画期間は、おおむね５年以内を目安に、適切に設定するとしていることから、変更後の計画期間は６年を超えない範囲で設定してください。

⑵軽微な変更

変更の認定を要しない軽微な変更については、中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成 18 年内閣府令第 77 号)において次のとおり定めています。

１　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

２　基本計画に定められた事業及び措置の実施期間に影響を与えない場合における計画期間の６月以内の変更

３　前２号に掲げるもののほか、基本計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

このうち、「基本計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、計画の変更に際して個別の申し出があった場合に、内閣総理大臣が具体の事情を勘案して判断します。

なお、軽微な変更を行った場合であっても、変更の内容等について、様式第３により事務局に届出を行ってください。

⑶市町村合併に伴う変更

市町村合併に際して、認定を受けた市町村の法人格が消滅する場合（新設合併により、新たな市町村となる場合又は他の市町村に編入される場合）は、変更の認定申請を行う必要があります。一方、認定を受けた市町村の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入する場合）は、個別の判断によります。具体的には、以下のとおりです。

①認定を受けた市町村の法人格が消滅する場合

地方自治法第７条第７項に基づく総務大臣による告示があった日以後で、合併予定日の３月前から合併予定日までの間に速やかに、現に認定を受けている市町村名で法第 11 条に基づく変更の認定申請を行ってください。なお、変更の認定申請の方法等についてご不明な点がある場合はお早めにご相談ください。

②認定を受けた市町村の法人格が消滅しない場合

認定基本計画の記載内容に変更が生じない限り、特段の手続を要しないものとして取り扱います。

地域の名称に変更が生じた場合は、⑵に示す軽微な変更に該当しますので、地方自治法第 260 条第２項に基づく市町村長による告示があった日以後速やかに、地域の新たな名称について、様式第３により事務局に届出を行ってください。なお、認定基本計画の記載内容の変更の必要性についてご不明な点がある場合は、お早めにご相談ください。

⑷協議会への意見聴取について

認定基本計画の変更にあたり、協議会が組織されている場合には、変更の内容について意見を聴く必要があり、認定基本計画の「中心市街地活性化協議会に関する事項（本マニュアルⅢ．９．⑵）」の更新が必要となります。

７．新たな認定基本計画の作成について

認定基本計画の期間が終了した後､引き続き中心市街地の活性化に取り組む場合には、新たな基本計画を策定した上で、改めて申請し認定を受けることが可能です。

必要に応じ認定基本計画の期間と連続して新たな基本計画を開始することも可能ですが、認定基本計画について直近のデータ等を用いた検証を行い、その結果を踏まえたものとすることなどが求められます。

また、新たな基本計画の認定においても、基本方針に定める認定基準を全て満たす必要があるとともに、前回の認定基本計画における取組の進捗状況や終了時点での中心市街地の概要などについて綿密に分析を行ったうえで、新たな基本計画策定の必要性を明確化することが必要です（詳細については、本マニュアルⅡ．及びⅢ．をご参照ください）。

認定基本計画の期間終了の１年前までを目途にご相談ください。

８．認定の取消し

認定基準に適合しなくなった認定基本計画については、市町村からの報告等を踏まえた上で、認定の取消しや支援措置等の中止を行うことがあります。例えば、認定後、市町村自らが認定基本計画の内容に反する方針等を策定した場合、積極的に都市機能の郊外化を促進している場合には、認定を取消すことがあります。

９．認定基本計画の実施状況についての評価の実施等

⑴認定基本計画の進捗状況の把握

⒜フォローアップの目的と実施時期

市町村は、認定基本計画に記載された取組の着実な実施を通じて、中心市街地の活性化が実現できるよう、計画期間中、原則毎年フォローアップ（自己評価）を行うよう努めてください。

フォローアップには、計画期間中に実施する「定期フォローアップ」と計画終了後に実施する「最終フォローアップ」があります。「定期フォローアップ」は、自己評価の結果から必要と認められる場合に基本計画の見直しを行うことを主な目的としており、「最終フォローアップ」は、中心市街地活性化の取組に関する総合的な評価を目的としています。

市町村が行ったフォローアップは、報告書として各市町村のホームページ等で公表するよう努めてください。

⒝定期フォローアップ

中心市街地の現状、取組に対する協議会からの意見、市民意識の変化等の定性的な評価に加えて、目標指標ごとの目標達成の見通し及びその理由、実績データの推移、主要事業の実施状況、事業効果及び今後の対策といった定量的な評価を実施します。

なお、定期フォローアップに基づき、市町村は、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況、目標の達成状況等から判断し、必要と認

められる場合には、協議会と連携して、速やかに当該認定基本計画の見直しを行わなければなりません。場合によっては、見直した基本計画について、再度認定の申請を行うよう努めてください。

⑹最終フォローアップ

計画期間終了後の中心市街地の状況、取組に対する協議会からの意見、市民意識の変化等の定性的な評価に加えて、目標の達成状況、事業実施前後での中心市街地の状況、市民意識の変化など、取組の実施を通じた認定基本計画の成果等について評価するとともに、今後の課題についても整理するよう努めてください。

また、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォローアップの結果を新たな基本計画に的確に反映するよう努めてください。

⑵実績額の報告について

市町村は、基本方針の４章から８章までの事項で認定基本計画に位置付けられた全ての事業ごとに、事業費、その内訳（国・県・市費、その他費用）の実績額及び当該年度の進捗状況、今後の予定等について、指定された様式で毎年度速やかに事務局へ報告するものとします。

10. 「構造改革特別区域計画」及び「地域再生計画」との関係

中心市街地活性化のための取組を進めるに当っては、市町村が目指す総合的な目標を達成するため、構造改革特別区域計画の特例措置及び地域再生計画の支援措置を活用することによって、より効果的な実施が可能となります。

このため、基本計画の認定申請と、構造改革特別区域計画及び地域再生計画の認定申請については、基本的に同時に受付を可能とし、申請窓口の一元化等、認定手続を一体的に進めることとします。

また、地域再生計画と一体となって提出された基本計画については、地域再生計画の認定で、基本計画の認定があったものとみなされます。ただし、法第９条第２項第２号から６号までに規定する事業及び措置（同条第１項に規定する基本計画が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項を記載した地域再生計画の認定があったとき（作成された基本計画が法第９条第 10 項各号に規定する基準に適合するものである場合に限る。）に限ります。詳しくは「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）をご参照ください。地域再生計画認定申請マニュアル（各論）

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sinsei.html

なお、地域再生計画によるみなし認定においても、事前の調整や手続等が必要であるため、Ⅰ．１．に示すスケジュールを参考に基本計画を作成してください。

Ⅱ．基本計画の認定基準

基本計画の認定基準については､法第９条第 10 項各号(第１号基準から第３号基準まで)及び基本方針第２章．３に規定されています。

第１号基準［基本方針に適合するものであること］

基本計画が、基本方針の以下に示す各項目に定められた事項に則っているかどうかにより判断します。

①第１章　中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項
②第２章４．基本計画の認定の手続
③第３章　中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項
④第９章　第４章（法第９条第２項第２号）から第８章（同項第６号）までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項
⑤第 10 章　中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項
⑥第 12 章　その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

第２号基準［当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること］

基本計画が、以下の項目に則っているかどうかにより判断します。

①　中心市街地の活性化を実現するために必要な第４章から第８章までの事業等に関する事項が記載されていること。

地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、新たな事業等について記載する必要はありません。

②　①の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

市町村が計画する事業及び措置については、本マニュアルⅥ．に示す支援措置より、関係府省庁間の枠を超えワンストップで各々の関連施策を総合的かつ一体的にワンパッケージで活用し、中心市街地の活性化を効果的に図られることが期待されます。

これらの事業及び措置により、計画期間内に中心市街地の活性化を実現するためには、個々の事業等の実施がどのように寄与するかについて具体的かつ合理的に説明されていること、及びそれらの事業等の実施が計画全体としてどのように寄与するかについて具体的かつ合理的に説明されていることが必要です。この点は、認定基準の中でも特に重要なポイントですので、詳細に記述することが求められます。

上記①において、合理的な理由が記載されていれば新たな事業の記載は求めないとしていますが、中心市街地活性化の基本的な考え方として法第１条にあるように「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進」することが基本計画作成の目的となっていますので、事項そのものの記載は必要です。

該当する章の「事業の必要性」において現状分析を精緻に行い、その結果、事業が一定程度完了し既に効果が現れている場合には、以下を参考に記載してください。

第４章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

・基盤整備事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等で活性化に資された実施事業を記載）が中心市街地において完了し、都市機能の増進が十分図られていることから、新たな事業等を必要としない。

第５章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

・教育文化・医療・社会福祉施設（文化・市民ホール、図書館、病院、介護老人保健施設等で活性化に資された実施事業を記載）が多数集積しており、質の高い多様なサービスが既に提供され、新たな事業等を必要としない。

第６章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

・住宅整備の竣工及び定住促進の展開（公共・民間住宅供給事業、まちなか定住促進事業等で活性化に資された実施事業を記載）の取り組みにより、既存ストックの活用が可能で、居住人口の維持・増加が見込まれることから、新たな事業等を必要としない。

第７章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

・商業の活性化のための事業等（商業施設整備、イベント開催等で活性化に資された実施事業を記載）に既に取り組み、経済活力の向上が図られていることから、新たな事業等を必要としない。

第８章において、新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由

・公共交通事業及び特定事業（ＬＲＴ・ＢＲＴ・コミュニティバス等の公共交通機関導入事業、交通ターミナルの機能強化、都市型新事業、流通や貨物の効率化事業等で活性化に資された実施事業を記載）に既に取り組み、利便性の増進が十分図られていることから、新たな事業等を必要としない。

第３号基準［当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること］

中心市街地の活性化を実現するために行う事業等について、以下の項目に則っているかどうかにより判断します。

① 事業等の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと。

② 事業等の実施スケジュールが明確であること。

基本計画の認定を受けた後、計画に基づく事業等が確実に実施され、中心市街地の活性化の実現に着実につながっていくことを担保するため、主体の特定状況と事業等の実施スケジュールについて判断するものです。

まず、①のうち、「事業等の主体が特定されている」とは、主体となる具体の法人、個人等が既に定まっていることを指します。この場合は、基本計画に記載することについて、その主体と十分な調整がなされていることが前提です。

また、「特定される見込みが高い」状況としては、例えば、次のようなものが想定さ

れます。

・実施しようとする事業等が過去繰返し行われており、今後も同様な状況が継続する見込みであることから、主体が特定される蓋然性が極めて高い状況
・計画申請までに、主体となりうる者との調整が進んでおり、まもなく特定されるような状況
・入札やコンペ等、主体を特定するための手続のスケジュールが明確であり、その履行が確実である状況

実施予定者として記載されている主体が実施主体に決定した場合は、速やかにその旨を報告してください。実施主体に変更が生じる場合は、変更の認定申請が必要となる可能性がありますので、速やかにその旨を報告してください。

次に、②の「事業等の実施スケジュールが明確であること」とは、基本計画が認定され、事業等が開始された後、中心市街地の活性化が実現されるまでのスケジュールが明確になっていることを求めるものです。

なお、事業等実施のための関係者間調整が不十分である、許認可等が取得できないなど、事業等実施の見込みが明らかでないものについては、スケジュールが不明確なものとして扱います。

Ⅲ．基本計画の作成要領

基本計画は、以下の構成で作成してください（様式第４［基本計画標準様式］参照）。

①基本計画の名称

原則として、認定申請を行う市町村の名称に続けて中心市街地活性化基本計画と記載してください。

（例）○○市中心市街地活性化基本計画

②作成主体

市町村の名称とともに都道府県名を記載してください。

③計画期間

おおむね５年以内を目安に具体的な期間を月単位まで記載してください。

（例）平成○○年○月から平成○○年○月まで（○年○月）

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針
２．中心市街地の位置及び区域
３．中心市街地の活性化の目標
４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
５．都市福利施設を整備する事業に関する事項
６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項
８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
10．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
11．その他中心市街地の活性化のために必要な事項
12．認定基準に適合していることの説明

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針

この項目は、基本方針の「第１章１．中心市街地の活性化の意義」を踏まえ、以下の⑴～⑹について記載します。

⑴地域の概況

市町村要覧等を基に、地域の概要を記載してください。

・市町村の位置、地勢・気候
・市町村全体及び中心市街地の沿革（まちの成り立ち）
・市町村における中心市街地の歴史的・文化的役割

⑵地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

地域の現状等に関する客観的な把握・分析の状況について、地域経済分析システム（以下「RESAS」という。）による統計的なデータ等を基に記載してください。なお、原則として直近のデータを使用することとし、その把握が困難な場合には代替手法について検討する必要があります（特に、国勢調査や経済センサス等の毎年調査を実施しないデータ）。

統計的なデータ等として考えられるものは以下のとおりです。

①市町村全体、DID 地区、中心市街地ごとに分けた人口動態等

・面積
・居住人口及びその推移
・年齢別人口
・居住者の世帯状況（家族形態）・世代構成及びその推移
・従業、通学の状況（昼間人口・夜間人口及びその推移、移動の際の交通手段）

②経済活力関係

○小売商業・対消費者サービス業・飲食業関係

［当該中心市街地の商業集積にとってターゲットとして考えられる商圏］

・地理的範囲
・世代構成、世帯構造等
・購買力
・当該商圏内の小売商業・対消費者サービス業・飲食業の総売上高、総店舗数、延べ床面積、総従業員数

［当該中心市街地の商業集積の状況］

・小売販売額、飲食業・サービス業の売上額及び商圏におけるシェア
・店舗数、延べ床面積、従業員数の現状及び推移及び商圏におけるシェア
・核店舗の状況及びその他の店舗業種構成
・商圏における当該中心市街地商業集積の吸引状況（業種別、最寄り品、買い回り品別）
・駐車場の数、収容台数及び稼働率

［同じ商圏をめぐり競合する商業集積や大規模集客施設の状況］
・所在地（地図を使用して、中心市街地との距離及び位置関係がわかるよう図示されたのもの）
・小売販売額、飲食業・サービス業売上額
・店舗面積
・核店舗の状況及びその他の店舗の業種構成
・商圏における吸引状況（最寄り品、買い回り品別）
・駐車場の数及び収容台数

○中心市街地に存在するその他の産業関係
・中心市街地に存在する事業所数、従業者数
・中心市街地に存在する観光資源、観光入込数

○都市機能関係
［市町村内及び周辺の主要な公共機関、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、教育施設等の状況］
・所在地（地図を使用して、中心市街地との距離及び位置関係がわかるよう図示されたもの）
・施設の規模及び機能
・利用者数等
・今後の移転計画等が検討されている場合はその見通し
・鉄道駅の乗降客数
・バス路線の状況（区間ごとの運行本数、区間ごとの利用者数）
・自動車保有状況、世代別・性別自動車免許保有状況
・主要道路及び主要交差点の自動車通行量、歩行者通行量
・中心市街地及びその他の市街地の地価、固定資産税課税額、店舗賃料、家賃の状況

⑶地域住民のニーズ等の把握・分析

地域住民のニーズ等の客観的な把握及び分析においては、アンケートやパブリックコメント等の手法が挙げられます。

具体的な調査として考えられるものは、以下のとおりです。

①地域住民及び周辺住民を対象にした中心市街地の満足度やイメージ、来街頻度・目的に関する調査

②地域住民及び周辺住民を対象にした中心市街地の公共公益機能、商業機能の利用状況の調査

③地域住民を対象にした中心市街地の都市機能（公共公益機能、商業機能等）への

ニーズ調査

④当該中心市街地の商業集積がターゲットとして考えている商圏内の消費者に対するニーズ調査

⑤地域住民及び周辺住民を対象にした中心市街地への居住ニーズ調査

⑷これまでの中心市街地活性化に対する取組（市町村独自の計画や直近の認定基本計画など）の検証

市町村独自の計画や直近の認定基本計画に基づく事業などをはじめとする中心市街地に関係する過去の取組に対する評価を行い、成果として考えられる点、反省すべき点が踏まえられているかについて記載してください。

①市町村独自の計画や直近の認定基本計画などの概要

・計画期間

・区域面積

・基本的な方針及び目標

②事業の進捗状況

・各事業の着手・完了状況

・計画期間内に変更した事業

・未完了又は未着手の事業に関する要因分析

③目標指標の達成状況

・各目標指標の実績値の推移と最新値の状況

・各目標指標の実績値に関する要因分析

④定性的評価

・計画期間前後における地域住民の意識の変化

・中心市街地活性化協議会の意見

⑸中心市街地活性化の課題

⑴～⑷の記載を踏まえ、中心市街地の活性化に当っての課題を抽出し、整理してください。

⑹中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

基本計画において目指すべき活性化の方針について、過去の取組や中心市街地の現状等から、基本的な方向性を導出するまでの考え方を体系的に記載してください。記載にあたり特に留意すべき事項は、以下のとおりです。

なお、前回の認定基本計画に続く新たな基本計画は単なる延長ではなく、新たに認定を受ける計画であるという位置付けを踏まえ、前回の認定基本計画における取組の進捗状況、計画終了時点での中心市街地の概況等について綿密に分析を行った上で、新たな基本計画策定の必要性を明確化することが必要です。

① 「中心市街地活性化の課題」に掲げたものに対応した方向性となっているか。

② 「おおむね５年以内を目安に、適切に設定」される計画期間内に実現可能な内容となっているか。

③ 中心市街地内の地区別の方向性が明確になっているか。

④ 市町村の総合計画のように計画期間を超える長期的な視野ないしはビジョンを記載する場合には、それと整合性のとれた方針となっているか。

２．中心市街地の位置及び区域

この項目は、基本方針の「第３章　中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の⑴～⑶について記載します。

⑴位置

中心市街地を設定する上で、商圏、交通網、歴史・文化、地勢的関係により影響する周辺市町村を含めた範囲を図面により示し、これらとの関係を踏まえた位置設定の考え方を記載してください。

⑵区域

ⓐ区域設定の考え方

人口減少、高齢化、環境負荷低減等の諸課題に対応してコンパクトシティの実現を図りつつ、まち全体の活性化につながるような中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するためには、中心市街地の区域を適切に設定しなければなりません。

基本計画に中心市街地の位置及び区域を定めるに当たっては、都市全体の構造を見渡し、商業、業務、居住、福祉等の都市機能の集積状況等を踏まえ、歩いて暮らせる範囲を勘案し、限られた政策資源の重点化を図るにふさわしい区域を設定することが必要です。

更に、中心市街地の区域が都市計画法上の用途地域において、市街地の核となる商業地域が居住等の都市機能地域と整合が図られているか、土地利用計画の観点からも配慮することが必要です。

区域設定は、市町村の区域内の町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、対象となる土地の範囲を明確に特定するとともに、その設定の考え方についても記載してください。

また、それぞれの位置図・区域図については、地図を活用して明らかにすることが必要です。

ⓑ中心市街地の数

中心市街地は、それぞれの市町村の中心としての役割を果たしている市街地であり、各種施策の効果的かつ効率的な投資という観点から、中心市街地を設定しようとする場合、原則的に一市町村に一区域として設定することが望ましいです。

しかし、市町村合併を含め、まちの長い発展の歴史を通じて、社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点地区が同一の市町村内に複数存在する場合があります。こうした市町村では、複数の拠点が相互に連携し、適切な役割分担を図りつつ、総合的かつ一体的に活性化を図ることが必要であることが考えられるため、地域の実情を十分に勘案した上で、複数の拠点を一体の区域とみなすことができます。

また、同一の市町村内にあっても、地域によって異なる課題を持っているなど、地域の実情により中心市街地とすべき地域を複数設定したほうが適当である場合は、当該複数地域の役割分担を明確にしつつ、中心市街地ごとに別々の基本計画を作成することも可能です。

当該市町村が周辺市町村と商業や医療などにおいて密接に関連し、各々の中心市街地がこれらの機能を連携して活性化を図る場合は、市町村毎の事業及び措置を一

体的に判断して認定手続を行うこととします。

⑹中心市街地の規模の考え方

中心市街地の区域は、市町村ごとに諸機能の集積の実態を踏まえ設定しますが、その規模は前述にもあるように「歩いて暮らせる範囲」を勘案しつつ、「限られた政策資源の重点化」を図る規模としてください。

中心市街地の活性化は、都市機能事業と商業機能事業が連携して図られるものであり、これら事業との関連性が認められない区域は、総合的に活性化の施策を展開する認定区域としての必要性に欠けます。

特に、前回計画完了後に新たな計画を策定する場合、目的が果たされているエリアについて施策を適用しないのであれば、活性化の重点投資を図る意味でも規模の見直しについて検討されるべきです。

⑶中心市街地の要件に適合していることの説明

⑹各要件の記載内容

中心市街地として法第２条第１号から第３号(基本方針第３章１)の要件を満たしていることを RESAS による具体的かつ客観的なデータ等を用い、その根拠について記載してください

(ｱ)第１号要件（当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること）

中心市街地における小売販売額、飲食業・サービス業の売上額、店舗数、延べ床面積、従業員数の現状・推移及び商圏におけるシェア等の統計的なデータにより、商業の集積状況を把握・分析を行うとともに、主要な公共施設、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、教育施設等の立地状況及び鉄道・バス等の公共交通機関の集積状況についても把握・分析を行い、市町村の中心市街地であることを説明してください。

(ｲ)第２号要件（当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。）

中心市街地における人口、小売販売額、飲食業・サービス業の売上額、店舗数、空き店舗数、延べ床面積、従業員数、歩行者・自転車通行量等の統計データの傾向により、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、あるいは生ずるおそれがあると認められる市街地であることを説明してください。

この傾向は、中心市街地において当該事象の傾向が現れた時期から現時点までを示し、その全体的な傾向とその要因及び局所的な変化の要因の概要についても記載してください。

(ｳ)第３号要件（当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。）

市の総合計画や地方版総合戦略、都市計画マスタープラン等における中心市街地の位置づけ及び整備方針を確認し、中心市街地の活性化施策が当該市町村全体

の活性化や周辺市町村へも波及することを説明してください。

⑹複数拠点を一体区域とする要件の適合

基本方針の第３章２(1)に示すように、社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点地区が複数ある場合、一体の区域とみなした中心市街地として設定できるとしています。

この一体となった区域全体として、法第２条第１号から第３号(基本方針第３章１)の「中心市街地」の要件を満たす必要があります。更に、各拠点における中心的な役割としての具体的な要件の判断に当たっても、各要件の趣旨を踏まえ以下に適合している必要があります。

(ｱ)第１号要件に対する各拠点の考え方

複数拠点が一体となった区域全体として、「市町村の中心としての役割を果たしている」と言えるためには、拠点のいずれかが市町村の副次的拠点という位置づけではなく、各拠点いずれもが、たとえ拠点の性格・機能は異なることがあったとしても、同等の「中心」性を有するものであることを要します。

また、いずれの拠点にも、商業機能と都市機能の集積が存することは必要ですが、集積の程度が同等であることまでは要しません。

(ｲ)第２号要件に対する各拠点の考え方

複数拠点が一体となった区域全体として、「機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生じるおそれがある」と言えるためには、拠点のいずれかでは衰退が認められないということではなく、各拠点のいずれもが程度の差はあれ、衰退している、又はそのおそれがあると認められることを要します。

したがって、土地利用の状況や商業活動の状況などの客観的データから、拠点ごとに衰退性について精査することが必要です。

(ｳ)第３号要件に対する各拠点の考え方

複数拠点が一体となった区域全体での活性化の推進が「市町村及び周辺の地域の発展にとって有効かつ適切」と言えるためには、個々の拠点での取組を個々に分けて要件の適否を精査する意味はないと考えられます。

したがって、第３号要件については、複数拠点を一体の区域の取組全体として判断できます。

また、法の趣旨からしても重点的な支援策を講ずるべき「中心市街地」は、効率的かつ効果的な投資の観点で、複数拠点を一体の区域とするにしても、いたずらに広くなることは望ましくありません。

このため各拠点の一体性としては、効果的な社会経済活動が相互連携により図られている人的交流の実態、距離的かつ位置的な関係等を踏まえつつ、これらの活動が利便性の高い公共交通で、都市機能を発揮すべく利用実態を十分に有している状況等の総合的な観点から設定されていることが必要となります。

３．中心市街地の活性化の目標

この項目は、基本方針の「第１章２．中心市街地の活性化の目標」を踏まえ、以下の⑴～⑷について記載します。

⑴中心市街地活性化の目標

前述の１．⑹に示された活性化の方針に合致した目標を設定してください。

また、地域の実情、ニーズ、これまでの取組から導き出された基本的方向性との関係性について、実施される事業も踏まえ記載してください。

⑵計画期間の考え方

中心市街地の活性化を実現するための取組期間を計画期間として定めてください。計画期間は、事業を開始する時期から、基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現される時期を考慮し、おおむね５年以内を目安に１月単位で設定してください。取り組む事業が国・県などの助成制度を活用しており、また関係自治体による事業も多いことから、これらの効果を予算年度の期間全般に亘って発揮させるためにも、最終年月は年度末とすることが望まれます。

なお、後述の４．～８．において取り組む社会資本総合整備計画等の事業の実施期間は、計画期間を超えて設定することができます。この場合、当該事業が計画期間内に中心市街地の活性化に対して効果が発現されるものでなければなりません。

⑶目標指標の設定の考え方

⑻定量的な指標の設定

設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、地方版総合戦略等との整合を図りつつ、歩行者通行量、居住人口の社会増加数、新規出店数、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づいて設定してください。その際、絶対値の改善はもちろんのこと、一定地域内でのシェアの改善や過去の傾向と比較した変化率の改善等を採用することも考えられます。

また、中心市街地にある公共公益施設・商業機能等へのアクセスのしやすさ（利用者数等）、公共交通機関等の利用可能な公共サービス量（乗降客数等）、公共公益施設の維持管理コスト等の指標について、上記の数値目標と併せて活用することも考えられます。

中心市街地活性化の基本方針に沿った効果を、これら数値目標の達成状況から把握するには、複数の目標指標を適切に組み合わせることで総合的に判断することができます。

＜目標指標の設定に当たっての留意事項＞

目標指標の設定に当たっては、SMART（Specific、Measurable、Achievable、Relevant、Time-bound）の考え方を参考に、以下の事項に留意して設定してください。

①　明確かつ具体的であること（Specific）

基本計画に記載された取組によって達成されるべき状態について、明確かつ具体的に記載するようにしてください。したがって、「地域経済の活性化」といった不明確な目標指標は避けるようにしてください。

②　測定可能であること（Measurable）

設定する目標指標は、原則、毎年フォローアップを行ない、かつ、計画期間内に達成されたかどうか判定することを前提に、毎年計測できる指標を設定してください。

また、計画期間終了後も効果を持続していくことが重要であることから、継続的な計測が可能な指標となるようにしてください。

③　達成可能であること（Achievable）

明確な見通しの下で身の丈に合った目標とするとともに、関係者とも事前に十分な調整を行った上で記載するようにしてください。

④　整合的であること（Relevant）

基本方針に掲げる「中心市街地の活性化の意義及び目標」や地方版総合戦略に掲げる基本目標との整合性を勘案しつつ、設定する目標指標と基本計画の事業との間で目的・手段関係が成立していることに留意してください。

⑤　期限が明確であること（Time-bound）

各目標指標について、計画期間内に達成する旨を明確に記載してください。

＜目的に応じた目標指標の設定例＞

○にぎわいの創出	
	歩行者通行量、観光客数、公共公益施設利用者数　等
○街なか居住の推進	
	居住人口の社会増加数、市全体に占める中心市街地の居住人口の割合 居住人口　等
○経済活力の向上	
	新規出店数、空き店舗数、小売販売額・サービス売上高、事業所数 従業者数　等
○公共交通の利便の増進	
	バス等の利用者数　等

※いずれの目標指標も中心市街地に範囲を限定して測定する必要があります。

⑹目標数値の設定

基本計画の事業実施が全体として中心市街地の活性化の実現に寄与するものであり、後述の４．～８．の各事業の効果との整合性を踏まえながら、目標数値を合理的な手法で算定してください。

また、数値目標の推計をより高い精度のものとするためにも、個々のデータ等の根拠や考え方について示すとともに、基準値に目標指標のトレンドを反映するなど、社会経済情勢などの変化も考慮の上、設定してください。

＜目標数値設定の記載例＞

目標指標	基準値	推計値	目標値	事業による

	（平成 28 年）	（平成 33 年）	（平成 33 年）	増加数
新規出店数	10 件	8 件	30 件	22 件

①目標年度の推計値

平成 22 年以降の数値に基づくトレンドの推計を行い、8 件を推計値とした。

②事業による効果

ア　市街地再開発事業による効果

平成 31 年に市街地再開発事業では商業施設に○○件の店舗が整備されることから、○○件の新規出店が見込まれる。

算出根拠となる計算式を記載

イ　創業支援事業による効果

平成 29 年度に創業支援センターを開設し、創業相談の実施、創業塾の開催、空き店舗の情報提供等により、毎年○件の出店が見込まれることから、5 年間で○○件の新規出店が見込まれる。

算出根拠となる計算式を記載

ウ　空き店舗改修支援事業による効果

平成 29 年度から実施する空き店舗改修支援事業について、毎年○件の利用が見込まれることから、5 年間で○○件の新規出店が見込まれる。

算出根拠となる計算式を記載

＜目標数値の設定及び測定に当たっての留意事項＞

・基本計画に記載した方法に従って測定することとし、調査地点や調査期間、集計方法等の測定方法について、基準値と実績値が同一の方法で測定されるようにしてください。

・国勢調査や経済センサス、商業統計等については、計測頻度が毎年ではないこと、また、調査から公表まで時間がかかることに留意してください。これらは推移の分析や将来予測には有用ですが、目標数値の設定にそのまま使用すると毎年のフォローアップが困難となります。これを補完する方法としては、住民基本台帳等の他のデータを活用することや、中心市街地に限定した独自調査を実施することなどが考えられます。

・事業実施により効果が得られる時期と目標数値の測定時期の整合性に留意してください。

・歩行者通行量等の限定された日時で測定するような指標については、天候やイベントの有無に左右されるため、複数日に測定して平均値を算出することや予備日の設定など、毎年同じ条件下で測定されるようにしてください。

・小売販売額等について、大型商業施設等の限られた施設へのアンケート等により、当該施設の販売額等を把握し中心市街地内の小売販売額等を推計する方法は、当該施設に閉店等の事態が生じた場合に推計できなくなるおそれがあるので注意が必要です。

⑹その他指標の取扱い

数値目標の設定や達成状況を的確に把握するために、地域住民の意識等をアンケート等による社会調査の手法を利用して補完することもできます。

また、前回計画の指標を継続的に把握しておことで複合的な効果を示すことができる指標、目標数値の積み上げの根拠に不確定要素はあるものの副次的に把握しておくべき指標を参考的に用いることもできます。

この場合も目標値を定め、かつ毎年計測や推計を行うことで、きめ細かく中心市街地活性化の効果が把握できるとともに、基本計画実施に係る説明責任を果たす上でも役立てることができます。

⑷フォローアップの時期及び方法

フォローアップの時期、方法について記載してください。

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

この項目は、基本方針の「第４章　中心市街地における土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の⑴⑵について記載します。

⑴市街地の整備改善の必要性

現状分析を踏まえた上で、中心市街地の活性化を実現するために具体的事業を実施する必要があることについて合理的な説明を記載してください。新たな事業がない場合でも、現状分析は必ず記載し、その結果を踏まえて、具体的事業の必要性がないことを明確にしてください。

⑵具体的事業の内容

本事項で対象となる事業としては、商業、業務、居住等の都市機能の集積及び再配置を進める面整備事業として土地区画整理事業及び市街地再開発事業、公共の用に供する施設の整備事業として道路、公園、駐車場、下水道の整備事業のほか、河川、広場、歩行空間、電線類地中化、自転車駐車場等の整備事業、連続立体交差事業、民間都市開発事業等が挙げられます。

支援措置等の種類による区分（以下「区分」という。）（※）ごとに、現在実施中又は基本計画の計画期間内に実施を予定している事業について、事業名、内容、実施時期、実施主体を記載するほか、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性（具体的かつ合理的に記載）、措置の内容及び実施時期について記載してください。

区分⑴から⑶については、本マニュアルⅥ．に掲げる支援措置等を活用する場合には、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

区分⑷については、都道府県補助事業、地方単独事業、民間事業等を想定していますが、国以外の支援措置を受けるものがあれば、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

（下記①～③は、「５．都市福利施設を整備する事業に関する事項」から「８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」までの事業及び措置について同様の取扱とします。）

①区分（※）

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

(4)国の支援がないその他の事業

②事業等の実施区域については、原則として、その全部又は一部が基本計画に定める中心市街地の区域に存するものとし、中心市街地の区域外で行うものについては記載しないものとします。

③事業及び措置の実施箇所は、様式第４の「◇４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所」に地図を活用して示してください。

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項

この項目は、基本方針の「第５章　中心市街地における都市福利施設を整備する事業に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の⑴⑵について記載します。

⑴都市福利施設の整備の必要性

現状分析を踏まえた上で、中心市街地の活性化を実現するために具体的事業を実施する必要があることについて合理的な説明を記載してください。新たな事業がない場合でも、現状分析は必ず記載し、その結果を踏まえて、具体的事業の必要性がないことを明確にしてください。

⑵具体的事業の内容

本事項で対象となる事業としては、教育文化施設（学校、図書館等）、医療施設（病院、診療所等）、社会福祉施設（高齢者介護施設、保育所等）等の整備事業が挙げられます。

区分ごとに、現在実施中又は基本計画の計画期間内に実施を予定している事業について、事業名、内容、実施時期、実施主体を記載するほか、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性（具体的かつ合理的に記載）、措置の内容及び実施時期について記載してください。

区分(1)から(3)については、本マニュアルⅥ．に掲げる支援措置等を活用する場合には、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

区分(4)については、都道府県補助事業、地方単独事業、民間事業等を想定していますが、国以外の支援措置を受けるものがあれば、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

この項目は、基本方針の「第６章　公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の中心市街地における住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の⑴⑵について記載します。

⑴街なか居住の推進の必要性

現状分析を踏まえた上で、中心市街地の活性化を実現するために具体的事業を実施する必要があることについて合理的な説明を記載してください。新たな事業がない場合でも、現状分析は必ず記載し、その結果を踏まえて、具体的事業の必要性がないことを明確にしてください。

⑵具体的事業の内容

本事項で対象となる事業としては、街なか居住の推進のための事業（住宅の供給と一体的に行う居住環境の向上のための事業を含む。）として、中心市街地共同住宅供給事業、街なか居住再生ファンド、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、地域住宅計画に基づく事業等が挙げられます。

区分ごとに、現在実施中又は基本計画の計画期間内に実施を予定している事業について、事業名、内容、実施時期、実施主体を記載するほか、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性（具体的かつ合理的に記載）、措置の内容及び実施時期について記載してください。

区分(1)から(3)については、本マニュアルⅥ．に掲げる支援措置等を活用する場合には、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

区分(4)については、都道府県補助事業、地方単独事業、民間事業等を想定していますが、国以外の支援措置を受けるものがあれば、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

この項目は、基本方針の「第７章　中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項」及び「第11 章　特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項」を踏まえ、以下の⑴⑵について記載します。

⑴経済活力の向上の必要性

現状分析を踏まえた上で、中心市街地の活性化を実現するために具体的事業を実施する必要があることについて合理的な説明を記載してください。新たな事業がない場合でも、現状分析は必ず記載し、その結果を踏まえて、具体的事業の必要性がないこ

とを明確にしてください。

⑵具体的事業の内容等

本事項で対象となる事業としては、中心市街地における中核的な商業施設、商業基盤施設の整備、地域全体の望ましいテナントミックスの実現、子育て支援、介護、教育等を通じた地域コミュニティの活性化に寄与する空き店舗の活用、既存店舗・商店街のリニューアル、新業態・新サービスの開発や製・配・販のネットワークの構築、電子商取引の導入促進、商店街等の情報化、効率的な物流システムの構築等の多様な事業等が考えられます。法において経済活力の向上のための事業及び措置として規定されているものは、①中小小売商業高度化事業、②特定商業施設等整備事業、③民間中心市街地商業活性化事業、④中心市街地特例通訳案内士育成等事業、⑤大規模小売店舗立地法の特例措置等がありますが、これらの他に地域の主体的な取組が、幅広く基本計画に盛り込まれることが望ましいと考えられます。

区分ごとに、現在実施中又は基本計画の計画期間内に実施を予定している事業について、事業名、内容、実施時期、実施主体を記載するほか、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性（具体的かつ合理的に記載）、措置の内容及び実施時期について記載してください。

区分(1)から(3)については、本マニュアルⅥ. に掲げる支援措置等を活用する場合には、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

区分(4)については、都道府県補助事業、地方単独事業、民間事業等を想定していますが、国以外の支援を受けるものがあれば、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

この項目は、基本方針の「第８章　第４章から第７章までの事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の⑴⑵について記載します。

⑴ 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

現状分析を踏まえた上で、中心市街地の活性化を実現するために具体的事業を実施する必要があることについて合理的な説明を記載してください。新たな事業がない場合でも、現状分析は必ず記載し、その結果を踏まえて、具体的事業の必要性がないことを明確にしてください。

⑵具体的事業の内容

本項で対象となる事業としては、公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業、特定事業及び措置があります。

公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業としては、地下鉄、新交通システム、ＬＲＴ等の整備、運行ダイヤの改善、バスの走行環境の改善、パークアンドライド等の導入に必要な駐車場等の整備、ＢＲＴ等の導入、駅前広場の整備、連続立体交差事業や橋上駅化等による交通結節点の機能の強化等が挙げられます。

また、特定事業及び措置としては、法に定める、①中心市街地における都市型新事業の立地促進を図るための施設を整備する事業、②中心市街地における食品の流通の

円滑化を促進する中心市街地食品流通円滑化事業、③乗合バスの利用者の利便の増進のための事業、④貨物運送効率化事業及び⑤道路の占用の許可基準の特例措置が挙げられます。

区分ごとに、現在実施中又は基本計画の計画期間内に実施を予定している事業について、事業名、内容、実施時期、実施主体を記載するほか、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性（具体的かつ合理的に記載）、措置の内容及び実施時期について記載してください。

区分⑴から⑶については、本マニュアルⅥ．に掲げる支援措置等を活用する場合には、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

区分⑷については、都道府県補助事業、地方単独事業、民間事業等を想定していますが、国以外の支援措置を受けるものがあれば、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

９．　４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

この項目は、基本方針の「第９章　第４章から第８章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の⑴～⑶について記載します。

⑴市町村の推進体制の整備等

中心市街地の活性化のために行われる様々な取組が、総合的かつ一体的に進められるようにするため、市町村の行政担当部局間の連携を密に図ることが必要です。

また、市町村の担当部局間のみならず、地域住民、地域経済団体、民間事業者、ＮＰＯ、地域金融機関、地域交通事業者といったまちづくりの関係者間で目指すべき中心市街地の在り方（理念）の共有が重要であることから、こうした関係者が情報交換や濃密な議論を行うことで、相互連携を図り、効果的かつ効率的に取組を行うことが求められます。

ここでは、以下について記載してください。

① 市町村に中心市街地活性化を担当する関係部局を統括する組織（中心市街地活性化対策室など）を設置しているかどうか。設置している場合の要員状況及び専任職員の配置状況。

② 市町村の中心市街地活性化関係部局で構成される庁内の連絡調整のための会議等を設置しているかどうか。設置している場合の活動状況。

③ 市町村議会における中心市街地活性化に関する審議の内容。

④ 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場を設置している場合の構成員、会議開催状況及び議事概要。

⑵中心市街地活性化協議会に関する事項

中心市街地の活性化に向けて多様な主体が活発な議論を交わしつつ、それぞれが相互に連携し、共通の理念の下に主体的かつ積極的な取組が行われるよう、中心市街地ごとに協議会を組織することができます。

組織された協議会を実質的な議論の場として活用するには、基本計画の策定のみならず、フォローアップを通じた認定基本計画の見直しにおいても積極的な運営が図られることが必要です。また、協議会は、市町村の基本計画に対して意見を述べるだけ

ではなく、協議会自ら市町村に提案を行い、濃密に議論を交わし、主体的かつ積極的に各主体が一体になって中心市街地活性化に向けて取り組んでいく必要があります。

こうした観点を踏まえ、部会などの専門的事項を検討する場を設け各主体の意見が出やすい環境づくりを行うことも有効です。一方、市町村は、基本計画策定及び認定基本計画の見直しに対する協議会の意見を尊重して基本計画の策定・見直しに取り組むことが重要となります。

更に、協議会の運営は第三者の傍聴を認めることや議事録を公開するなど、透明性が確保されていることに加え、議題が十分な時間的余裕をもって通知されるなど、公平性が確保されていることが重要です。

ここでは、以下の項目について記載してください。

①協議会の概要（設立日、組織、役割等）

②構成員及び開催状況（開催日、議題、議事概要、議決状況等）

※運営幹事会や部会なども含む。

③法第 15 条各項の規定に適合していること

④基本計画の作成に際して協議会から提出された意見書

※認定基本計画の変更の際にも、変更の内容について意見を聴く必要があります。この場合、開催状況の欄に当該変更申請に係る協議を実施した旨を記載してください。

⑤協議会の規約

※協議会の目的及び運営体制を明確にするためにも、規約として以下の事項を定めることが考えられます。なお、協議会の概要にこれらの内容が記載される場合は規約の記載あるいは添付は任意とします。

・協議会の目的に関する事項
・協議会の構成員たる資格の得喪に関する事項
・協議会の運営に関する事項（会議の招集、定足数、議案及び議事進行、議事録作成、財務・会計）
・協議会の事務局に関する事項
・協議会の解散に関する事項
・規約の改正に関する事項

⑶基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

⒜客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

中心市街地の活性化には、地域が必要とする取組を重点的かつ集中的に実施することも重要です。そのためには、地域の現状等に関する統計的なデータや地域住民ニーズ等を RESAS 等によって客観的に把握し分析する必要があります。

ここでは、本マニュアルⅢ．１．⑵～⑷で記載した中心市街地に関わり影響してきた過去の取組に対する評価、地域の現状等に関する統計的データ、アンケート調査等から得られた地域住民のニーズに基づいて、中心市街地の活性化を実現するために必要かつ効果的な事業が位置付けられているか（基本計画への反映状況）を記載してください。

⒝様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

基本計画の作成段階から事業の実施に至る全体の過程において、協議会のみならず、地域住民等の様々な主体の理解・参加・協力を得て、広く地域ぐるみで取り組むことが重要です。

ここでは、以下のような事項について記載してください（協議会での取組を除く）。

・地域住民等を対象とした中心市街地活性化に関する啓発活動（例えば、シンポジウム、パブリックコメント、広報等情報提供）の実施状況
・地域住民等を対象とした協議・検討の場（例えば、住民説明会、ワークショップ、タウンミーティング）の設置状況及びその実施状況
・地域住民等が中心となったまちづくりやイベント等に関する活動状況

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

この項目は、基本方針の「第 10 章　中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の⑴～⑷について記載します。

⑴都市機能の集積の促進の考え方

中心市街地の活性化を図るためには、都市機能を街なかに集積させることが必要であることから、都市機能の集積のための方針や、郊外での開発を抑制し中心市街地への投資の重点化を図っていく考え方などについて記載してください。

⑵都市計画手法の活用

基本計画の認定にあたっては、三大都市圏（※）及び政令指定都市を除く地方都市については、当該市町村内におけるすべての準工業地域（準工業地域以外の用途に変更されるものを除く。）における大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区等の都市計画決定及び必要な条例の整備が行われることが条件となっていることから、これに関連して講じた措置（都市計画及び条例の概要等）等の都市計画等に関する事項について記載してください。

なお、特別用途地区内における用途の制限に関する条例は、都道府県が定めることも可能であるため、大規模集客施設の立地の制限に係る条例を都道府県が定めた場合、市町村はこれを活用して、都市計画決定のみにより制限を行うことも可能です。

※「三大都市圏」とは、首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）に定められた既成市街地、近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）に定められた既成都市区域、近郊整備区域及び中部圏開発整備法（昭和 41 年法律第 102 号）に定められた都市整備区域のこと。

⑶都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

都市機能の集積という観点から認定の際に確認を行うため、以下の事項について記載してください。

①　中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況（敷地面積、延べ床面積、経過年数、利用状況等）

②　申請市町村内の庁舎などの行政機関、病院や学校等の都市福利施設の立地状況及びそれらの移転計画がある場合は、その状況

③　申請市町村及びその周辺の大規模集客施設の立地状況及び設置計画がある場合は、その状況

⑷都市機能の集積のための事業等

前述の４．～８．に記載した事業等のうち、都市機能の集積に資すると考えられる事業等について再掲してください。

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

この項目は、基本方針の「第 12 章　その他中心市街地の活性化に関する重要な事項」を踏まえ、以下の⑴～⑶について記載します。

⑴基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

基本計画に掲げる事業等が、実践的・試行的な活動に裏打ちされるなど、厳選されたものであることに関する説明を記載してください。例えば、以下に該当する場合には、その内容を記載してください。

① 当該個別事業等に関連した実践的・試行的な活動をこれまでに行ったことがある場合には、その活動の内容や結果等

② 実行可能性についての調査を行ったことがある場合には、その内容や結果等

また、その他に留意した点や創意工夫した点があれば、記載することができます。

⑵都市計画等との調和

基本計画に基づく各種の事業等が都市計画に定められている場合には、都市計画、市町村マスタープランに適合するとともに、地域公共交通網形成計画、その他の法令に基づく種々の計画との調和が保たれていることについて、それら計画の方針や目的等の部分について、抜粋するなどにより確認できるように記載してください。

なお、市町村合併等により、市町村の従前の都市計画等が存在するが改定作業に着手している場合又は新たな都市計画等の策定作業を進めている場合は、その時点で決定されている方針を記載してください。ただし、認定申請後又は認定後に、都市計画等の変更内容が明らかになり、これに沿って、申請した基本計画又は認定基本計画の内容を変更しなければならない場合には、速やかに変更手続をしてください。

⑶その他の事項

ⓐ環境・エネルギー等への配慮

中心市街地及び周辺地域における各種事業等が、ヒートアイランド対策の観点からの配慮、大気汚染の防止、騒音及び振動の防止等の良好な環境の保全、交通の安全と円滑の確保等に配慮している場合には、その内容を記載してください。

また、低炭素まちづくりや省エネルギー、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築などの取組との連携を図っている場合には、その内容を記載してください。

ⓑ国の地域活性化施策との連携

都市再生、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、地域再生、環境モデル都市・環境未来都市など国の地域活性化施策を併せて活用する場合には、当該施策との連携による効果的な実施を図る観点から、当該施策の活用・連携方策について記載してください。

ⓒ都道府県との連携

大規模小売店舗等の郊外への立地が進む状況において、中心市街地活性化を図るには、商業機能をはじめとする様々な都市機能を中心市街地において維持・向上させるための規制・誘導策を含めた取組が重要です。

しかしながら、ある市町村において中心市街地活性化のために大規模小売店舗の立地規制を行う一方で、その隣接市町村で地域雇用創出等のために大規模小売店舗を誘致する等、市町村間の政策の違いによって中心市街地活性化に取り組む市町村の政策効果が限定的になってしまう場合があります。

こうした課題に対応し、広域自治体である都道府県において、大規模小売店舗を適正に立地誘導するための条例や指針等の制定により、一定の施策の効果が出ている事例もあります。

都道府県は、市町村の求めに応じて広域自治体として広域的観点から市町村相互間の整合性確保と連携促進を図るために、単に適切な指導・助言を行うだけでなく、協議会等の意向等を踏まえ市町村の求めに応じて、積極的に広域的な調整を行うことが望ましいです。

このような中心市街地における取組の実効性を高めるため、都道府県による広域的観点からの市町村相互の整合性確保や連携促進を図る施策や留意事項等がある場合には記載してください。

⑷d⑸法令の遵守

法令を遵守する必要があることはいうまでもないことですが、この点について特段の留意事項がある場合には記載してください。

12. 認定基準に適合していることの説明

ここには、三つの認定基準をさらに区分した項目ごとに、認定基準に適合していることの説明を、確認する意味で記載します。記載の仕方は、既述の内容の引用や記載場所の指示等で構いません。

Ⅳ. 認定申請手続

１．認定申請に必要な書類

⑴中心市街地活性化基本計画認定申請書（様式第１－１～１－４）

中心市街地活性化基本計画と同時に、構造改革特別区域計画、地域再生計画の認定申請を行う場合は、様式第１－２から第１－４のいずれかの様式を用いてください。

⑵中心市街地活性化基本計画（様式第４）

⑷a⑸紙媒体による提出様式

通しのページ及び目次を付し、製本せず用紙の左側に２つ穴を開けて（所要事項に穴がかからないよう注意してください。）紙ファイル等で綴じ、ファイルの表及び背に基本計画の名称を記してください。

⑷b⑸電子媒体の取扱い

認定申請には、基本計画の電子媒体をあわせて提出してください。

なお、認定日にあわせ、市町村のホームページにて公表してください。この場合、

事前に公表するアドレスを事務局に連絡してください。

⑶添付資料

⒜中心市街地活性化基本計画のみの認定申請の場合

添付資料については、一覧を作成し、まとめるようにしてください。

①中心市街地の区域等を示す計画図

基本計画様式の区域図等に加えて、以下の要領に従った計画図を添付してください。

・原則、縮尺１万分の１程度の地図を使用してください。
なお、国土地理院刊行の縮尺１万分の１の地図がある場合はそれを使用してください。その場合、所要の区域が複数の同地図を要する場合は、切れ目なく貼り合わせたものとしてください。

・当該地図に、中心市街地として指定する区域（区域の外周を黒い太線で示すこと）、基本計画に記載された個別事業等の行われる場所（事業ごとに異なる色（黒、青及び赤以外の色）を用いること）を点・線・面で示してください。
なお、色の使用については、別途個別の指示をする場合があります。主要な公共公益施設・商業施設の場所（公共公益施設については青い点・線・面、商業施設については赤い点・線・面で示すこと）等を示すことにより、事業等が一覧できるように図示してください。

②中心市街地の第１号要件に該当していることを示す書類（様式第４　２.［３］関係）

当該中心市街地における小売商業、各種事業所、公共公益施設の店舗数、施設数、床面積等の割合が、他の地域と比較して高いことがわかるよう、必要なデータ等を添付してください。加えて、当該中心市街地の商圏及び通勤圏の区域図、商圏人口及び通勤圏人口の推移がわかるデータがある場合には、それらも添付してください。

③中心市街地の第２号要件に該当していることを示す書類（様式第４　２.［３］関係）

土地の利用状況や当該中心市街地における空き店舗数（又は率）、空き地面積の推移、事業者数や従業員数等の推移が分かるよう、必要なデータを添付してください。

④中心市街地の第３号要件に該当していることを示す書類（様式第４　２.［３］関係）

⑤協議会等から聴取した意見（法第９条第６項、様式第４　９.［２］関係）

⑥関係府省庁の長の同意に際して、関係府省庁から提出が求められている書類等

⑦市町村の推進体制を示す書類（基本方針第９章１.（１）、様式第４　９.［１］関係）

⑧協議会が組織されている場合のみ）協議会の規約、構成員一覧、議事の概要（法第９条第６項、基本方針第９章１.（２）、様式第４　９.［２］関係）

⑨都市計画図

⑩コンパクトなまちづくり、中心市街地の活性化について、公表されている市町村の方針等（市町村マスタープラン、総合計画その他当該市町村の開発・まちづくりに関する公式に採択された、若しくは公的機関で審議中の計画その他の政策文書、条例等）（基本方針第 10 章及び第 12 章、様式第４　10．及び 11．関係）
⑪「客観的現状分析」「地域住民のニーズ等の客観的把握・分析」を申請市町村において行った際に使用した主な統計的なデータ（基本方針第９章２．①、様式第４　９．［３］関係）
⑫現在中心市街地の区域内に立地している公共公益施設について、その移転計画がある場合は、当該計画に関する資料（基本方針第 10 章、様式第４　10．関係）
⑬その他必要な書類

⑹中心市街地活性化基本計画と同時に、構造改革特別区域計画、地域再生計画の認定申請を行う場合

中心市街地活性化基本計画に関する添付資料の他、構造改革特別区域計画、地域再生計画に次の資料を添付してください。

次の資料を添付してください。

①区域の図面

構造改革特別区域（特区）又は地域再生計画（地域再生）に含まれる行政区画を表示した図面又は方位、縮尺、目標となる地物及び構造改革特別区域を表示した付近見取図

・特区又は地域再生の範囲を明らかにするために必要な図面を添付書類として求めるものです。付録１のうちモデル添付書類の「地図Ａ」又は「地図Ｂ」を参考にしてください。
・２種類の図面が定められています。
　ⅰ．特区又は地域再生の範囲が市域、県域等の行政界と一致する場合は、単に行政区画を表示した図面で足りることとします。
　→→→　地図Ａを添付
　ⅱ．特区又は地域再生の範囲が市域、県域等の行政界と異なる場合は、行政界の一部を切り取って特区又は計画の範囲とする場合は紛れがないように、方位、縮尺、目標となる地物とともに区域を表示する図面も求めます。
　→→→　地図Ａに加えて、地図Ｂも添付

②工程表

（構造改革特別区域計画又は地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書）

・３号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録１のうちモデル添付書類の「工程表」を参考にしてください。
・ここには、事業（関連事業を含む）ごとの工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、計画の意義、目標、効果との関連を勘案して、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるようにしてください。
・工程表として図示するとともに、計画の全体像が明らかになるように文章で

も記述してください。

・個別の事業の工程については、少なくとも、次の点について記述してください。

ⅰ．当該規制の特例措置又は支援措置等の適用が開始される日

ⅱ．特区計画又は地域再生計画の認定後に特例措置又は支援措置等に基づく許認可が行われる場合には、当該許認可申請を行う見込みの日

ⅲ．特例措置又は支援措置等に基づく事実行為が実際に開始される日

③構造改革特別区域関係の資料（構造改革特別区域計画を申請する場合）

⒜実施主体の特定の状況

規制の特例措置を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類

・特区計画に記載される「規制の特例措置を受けようとする者」の内容を補完して、３号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録１のうちモデル添付書類の「実施主体」を参考にしてください。

・ポイントは次のとおりです。

ⅰ．既に主体が特定されている場合には、主体の名称その他主体の特定に必要な情報を記載してください。

ⅱ．主体が特定される見込みが高い場合には、主体の特定に向けたこれまでの調整状況、主体の特定までのスケジュール、主体が特定される蓋然性が高いことを示す特区内における同種の事業の実績等を記述してください。

⒝関係者の意見

（構造改革特別区域法第４条第４項の規定に基づき聴いた意見の概要）

・意見を聴いた主体の名称、意見を聴いた日時、意見を聴いた方法、意見の概要、意見に対する対応について記載してください。

⒞特定事業の実施予定者からの提案（計画を作成する地方公共団体へのもの）

構造改革特別区域法第４条第５項の規定による提案を踏まえた認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要

・提案を行った主体の名称、提案が行われた日時、提案の内容、提案に対する対応について記載してください。

⒟同意要件に関する資料

（その他内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類）

内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した添付書類としては、原則として、基本方針別表１で「同意の要件」が設定されている特例措置に限って、次のものを認めています。

・弊害を防止する措置としての安全確保策の安全性を立証するための実験データ、文献等

・特区計画の認定申請として定められている事前手続が行われたことを示す書類

④地域再生計画関係の資料（地域再生計画を申請する場合）

⒜地域再生協議会の議事概要

地域再生法第５条第９項の規定（地域再生協議会における協議）により協議

をした場合には、当該協議の概要を記載した資料を添付してください。

⑹その他必要資料

地域再生計画に記載する支援措置により必要書類が異なるため、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)、（総論）を確認ください

２．認定基本計画の変更の認定申請に必要な書類

①中心市街地活性化基本計画の変更の認定申請書（様式第２）
②変更後の中心市街地活性化基本計画（様式第４）
③変更点がわかる新旧対照表
④必要な添付資料

３．書類の書式

位置図、区域図等を除き、Ａ４縦の用紙に横書きとし、12 ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。

また、両面コピーと片面コピーの混在は、なるべく避けてください。

Ⅴ．認定と連携した支援措置等に関する解説等

１．関係行政機関の長による同意について

内閣総理大臣は、市町村から申請のあった基本計画について認定をしようとするときは、下記により関係行政機関の長の同意を求めます。

具体的には、法第９条第２項第２号から第８号に掲げる事項として基本計画に記載された支援措置のうち、認定による効果が生じる法に定める特別の措置（２．⑴に示すもの）及び認定と連携した支援措置（２．⑵に示すもの）が記載されている場合には、内閣総理大臣は期限を付して関係行政機関の長に同意を求めることとし、認定による効果が生じない中心市街地の活性化に資するその他の支援措置（２．⑶に示すもの）については、関係行政機関の長の同意を求めませんが、市町村の求めに応じて関係行政機関に対して情報提供を行います。

関係行政機関の長は、所管する法令等への適合性及び諸計画との整合性等の観点から同意を行います。

基本計画に記載する事業等を選定する際には、当該事業等を所管する関係行政機関の長の同意がない場合は、認定の対象とならないことを踏まえ、事前に関係行政機関との十分な調整を図ることが必要です。

なお、関係行政機関の長が認定に同意しなかった場合においては、その理由を申請市町村に対して通知します。

２．認定と連携した支援措置等

⑴法に定める特別の措置

法第４章に定められた特別の措置のうち、基本計画の認定を受けることのほかに要件を定めていないものについては、基本計画の認定を受けることにより活用すること

が可能となります。

また、同章に定められた特別の措置のうち、基本計画の認定を受けることのほかに要件を定めているものについては、基本計画の認定に加えて、当該要件を満たすことにより活用することが可能となります。

⑵認定と連携した支援措置

政府の支援措置のうち、認定と連携した支援措置は、以下に示すとおりです。

①認定と連携した特例措置

政府の支援措置のうち、基本計画の認定を要件として、支援の対象となる、支援対象項目が拡大する、支援要件が緩和されるなどの措置を講ずるものについては、基本計画に当該支援措置を活用する取組について記載することが必要となります。

なお、当該支援措置を活用するに当たっては、別途、支援措置の要件等を満たすことが必要です。また、政府が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で重点的な支援を行うこととなります。

②認定と連携した重点的な支援措置

政府の支援措置のうち、中心市街地の活性化以外にも活用が可能な支援措置で、認定基本計画と連携させて重点的な支援を実施するものについては、基本計画に当該支援措置を活用する取組について記載することが必要となります。

なお、政府が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で重点的な支援を行うこととなります。

⑶中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

前述の⑴及び⑵に該当しない政府の支援措置についても、中心市街地の活性化に資する取組である場合には、⑴及び⑵に掲げるものと併せて総合的かつ一体的に推進することが重要です。

このため、これらの支援措置を活用する取組についても基本計画に記載してください。関係府省庁は、効果的かつ効率的な実施がなされるよう必要な支援を行うよう努めます。

なお、広く中心市街地の活性化に資する取組として有効であるものについては、積極的に実施してください。

Ⅵ. 基本計画の認定と連携した支援措置等

１． 支援措置一覧

※　国土交通省の支援措置を受ける場合は、別添「国土交通省の支援措置に係る記載」を参考に支援内容を記載して下さい。

（１）法に定める特別の措置

Ａ．市街地の整備改善

（ア）	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）	国土交通省	５０
（イ）	路外駐車場についての都市公園の占用の特例（法第17条）	国土交通省	５１
（ウ）	中心市街地公共空地等の設置及び管理（法第18条、第19条）	国土交通省	５２

Ｂ．都市福利施設の整備

（ア）	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）	国土交通省	５２

Ｃ．街なか居住の推進

（ア）	中心市街地共同住宅供給事業（法第22条～第34条）	国土交通省	５３
（イ）	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例（法第35条）	国土交通省	５３
（ウ）	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）	国土交通省	５４

Ｄ．経済活力の向上

（ア）	中心市街地特例通訳案内士育成等事業（法第36条）	国土交通省	５４
（イ）	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）（法第37条・第38条）	経済産業省	５５
（ウ）	民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定（法第42条）	経済産業省	５６
（エ）	独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務（法第44条）	経済産業省	５７
（オ）	中小企業投資育成株式会社法の特例（法第45条）	経済産業省	５７
（カ）	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第７条第７項、第48条）	経済産業省	５８
（キ）	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第７条第８項、第48条関係）	経済産業省	５９
（ク）	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（法第７条第13項、第50条関係）	経済産業省	６０

（ケ）	独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度（法第52条第２項）	経済産業省	６２
（コ）	中小企業信用保険法の特例（法第53条）	経済産業省	６３
（サ）	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例（法第58条）	経済産業省	６３

Ｅ．公共交通機関、特定事業等

（ア）	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第７条第11項第１号、第48条）	経済産業省	６４
（イ）	共通乗車船券（法第40条）	国土交通省	６５
（ウ）	道路の占用の特例（法第41条）	国土交通省	６６
（エ）	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第７条第11項第２号、第54条、第55条）	農林水産省	６７
（オ）	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第７条第11項第３号、第56条）	国土交通省	６８
（カ）	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第７条第11項第４号、第57条）	国土交通省	６９

（２）認定と連携した支援措置

①認定と連携した特例措置

Ａ．市街地の整備改善

（ア）	都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））	国土交通省	７１

Ｂ．都市福利施設の整備

（ア）	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	国土交通省	７１

Ｃ．街なか居住の推進

該当なし。

Ｄ．経済活力の向上

（ア）	商店街・まちなか集客力向上支援事業費補助金（まちなか集客力向上支援事業）	経済産業省	７２
（イ）	地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事業	経済産業省	７２

（ウ）	中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	経済産業省	７３
（エ）	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	経済産業省	７３
（オ）	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	７４
（カ）	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	７４
（キ）	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減	経済産業省	７５

Ｅ．公共交通機関、特定事業等

該当なし。

（２）認定と連携した支援措置

②認定と連携した重点的な支援措置

Ａ．市街地の整備改善

（ア）	社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））	国土交通省	７６
（イ）	社会資本整備総合交付金（道路事業） 防災・安全交付金（道路事業）	国土交通省	７６
（ウ）	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 防災・安全交付金（道路事業（街路））	国土交通省	７７
（エ）	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	７８
（オ）	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 防災・安全交付金（市街地再開発事業等）	国土交通省	７８
（カ）	社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業） 防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）	国土交通省	７９
（キ）	社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）	国土交通省	７９
（ク）	社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業） 防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）	国土交通省	７９
（ケ）	社会資本整備総合交付金（港湾事業） 防災・安全交付金（港湾事業）	国土交通省	８０
（コ）	社会資本整備総合交付金（河川事業） 防災・安全交付金（河川事業）	国土交通省	８１
（サ）	社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業） 防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）	国土交通省	８１

（シ）	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業） 防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）	国土交通省	８２
（ス）	社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業） 防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）	国土交通省	８２
（セ）	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）	国土交通省	８３
（ソ）	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） 防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）	国土交通省	８３
（タ）	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）	国土交通省	８３
（チ）	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）	国土交通省	８３

Ｂ．都市福利施設の整備

（ア）	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	８３

Ｃ．街なか居住の推進

（ア）	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	８４
（イ）	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）	国土交通省	８４
（ウ）	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） 防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）	国土交通省	８４
（エ）	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）	国土交通省	８５
（オ）	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業） 防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）	国土交通省	８５
（カ）	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）	国土交通省	８６

Ｄ．経済活力の向上

（ア）	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	経済産業省	８６
（イ）	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	経済産業省	８６
（ウ）	地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業	経済産業省	８７
（エ）	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	８７

Ｅ．公共交通機関、特定事業等

（ア）	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 防災・安全交付金（道路事業（街路））	国土交通省	８８
（イ）	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	８８

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

Ａ．市街地の整備改善

（ア）	社会資本整備総合交付金（道路事業） 防災・安全交付金（道路事業）	国土交通省	８９
（イ）	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 防災・安全交付金（道路事業（街路））	国土交通省	８９
（ウ）	社会資本整備総合交付金（河川事業） 防災・安全交付金（河川事業）	国土交通省	８９
（エ）	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	国土交通省	８９
（オ）	都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）	国土交通省	９０
（カ）	農村集落基盤再編・整備事業	農林水産省	９０
（キ）	地域用水環境整備事業	農林水産省	９０
（ク）	文化財建造物保存修理等事業	文部科学省	９０
（ケ）	伝統的建造物群保存修理等事業	文部科学省	９０
（コ）	地方創生推進交付金	内閣府	９０

Ｂ．都市福利施設の整備

（ア）	医療提供体制施設整備交付金	厚生労働省	９０
（イ）	社会福祉施設等施設整備費補助金	厚生労働省	９１
（ウ）	保育所等整備交付金	厚生労働省	９１
（エ）	保育対策総合支援事業費補助金	厚生労働省	９１
（オ）	公立文教施設の整備	文部科学省	９１
（カ）	地方創生推進交付金	内閣府	９１

Ｃ．街なか居住の推進

（ア）	地域支援事業交付金	厚生労働省	９１
（イ）	地方創生推進交付金	内閣府	９１
（ウ）	結婚新生活支援事業費補助金	内閣府	９１

Ｄ．経済活力の向上

（ア）	地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）	経済産業省	９２
（イ）	商店街・まちなか集客力向上支援事業（商店街集客力支援事業）	経済産業省	９２
（ウ）	中小企業等支援人材育成事業のうち、中心市街地活性化	経済産業省	９３

	普及促進事		
（エ）	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売商業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	経済産業省	９３
（オ）	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）（法第65条）	経済産業省	９３
（カ）	卸売市場施設整備対策	農林水産省	９３
（キ）	地方創生推進交付金	内閣府	９４
（ク）	地域少子化対策重点推進交付金	内閣府	９４

Ｅ．公共交通機関、特定事業等

（ア）	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 防災・安全交付金（道路事業（街路））	国土交通省	９４
（イ）	鉄道駅総合改善事業費補助	国土交通省	９４
（ウ）	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業）	国土交通省	９４
（エ）	鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）	国土交通省	９５
（オ）	地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）	国土交通省	９５
（カ）	都市鉄道利便増進事業費補助	国土交通省	９５
（キ）	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	国土交通省	９５
（ク）	民間まちづくり活動促進・普及啓発事業	国土交通省	９５
（ケ）	地方創生推進交付金	内閣府	９５

２．支援措置内容

基本方針の「第２章５．認定と連携した支援措置等について」及び本マニュアルⅤ．で整理した認定と連携した支援措置は、以下の区分のとおりとなります。

基本計画に記載する支援措置の事項として、基本方針及び本マニュアルⅢ．４．～８．の「(2)具体的事業の内容」に掲げられている事項については、様式第４（４．～８．［２］具体的事業の内容）に記載してください。また、以下の支援措置に示される前述の事項以外については、「その他の事項」欄に記載してください。

なお、区分の「（１）法に定める特別の措置」、「（２）認定と連携した支援措置」については、関係行政機関の長の同意が必要となります。「（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の同意はこの限りではありません。

※１　平成22年４月１日より国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金・交付金については、社会資本整備総合交付金として一部を除き原則一括化されたところです。

社会資本整備総合交付金、個別補助金で支援する事業等の基本計画への記載については、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考にしてください。

この他、実施する事業の内容によっては、他の分野（A「市街地の整備改善」等）にそれぞれ位置づけることも可能です。

※２　平成26年８月１日より都市再生特別措置法の一部を改正する法律が施行され、中心市街地を内包し、都市全体を対象とする、都市構造を再構築するための手厚い支援措置を講ずることとしたところです。

基本方針第１章１．においても、「中心市街地の活性化は、人口減少、高齢化などの我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療・福祉といった機能の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要である。」とされていることも踏まえ、基本計画の認定と連携した支援措置等についてもこうした考え方のもとに活用が図られることが重要です。

（１）法に定める特別の措置

Ａ．市街地の整備改善

（ア）土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）（国土交通省）

ａ．概要

認定基本計画に定められた土地区画整理事業であって地方公共団体、都市再生

機構又は地方住宅供給公社が施行するものの換地計画（認定基本計画において定められた中心市街地（以下「認定中心市街地」という。）の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、認定基本計画に土地区画整理事業と併せてその整備が定められた都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体等が設置するもの又は同様にその整備が定められた公営住宅等の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができます。

ｂ．要件

本特例の対象となる保留地は、以下の要件を満たすことが必要です。

①認定基本計画において法第９条第２項第２号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業であって土地区画整理法第３条第４項、第３条の２又は第３条の３の規定により施行するものの換地計画（認定中心市街地の区域内の宅地について定められたもの限る。）において定める保留地であること。

②当該特例による保留地を活用して整備する施設等が次のいずれかであること。

ⅰ）都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体、中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの（土地区画整理法第２条第５項に規定する公共施設を除き、認定基本計画において法第９条第２項第３号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）

ⅱ）公営住宅等（認定基本計画において法第９条第２項第４号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）

③当該特例による保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得ること。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

・保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて整備する都市福利施設及び公営住宅等の概要

ｄ．留意事項等

特にありません。

（イ）路外駐車場についての都市公園の占用の特例（法第17条）（国土交通省）

ａ．概要

都市公園の地下に設けられる、認定基本計画に定められた路外駐車場の整備を行うに当たり、一定の要件を満たす場合、公園管理者は占用の許可を与えるものとします。

ｂ．要件

本特例の対象となる駐車場は、以下の要件を満たすことが必要です。

①基本計画において、駐車場法第３条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第４条第２項第５号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備に関する事項を定めた場合であって、当該基本計画が法第９条第10項（第11条第２項において準用する場合を含む）の認定を受け、駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に関する事項の内容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めること。

②都市公園法第２条第１項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要について、あらかじめ、公園管理者（同法第２条の３の公園管理者）の同意を得ること。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほかに、下記について記載してください。

・事業の規模
・整備の目標年次
・占用する都市公園の名称・種別・規模・管理主体

ｄ．留意事項等

都市公園の地下に設けられる路外駐車場は、都市公園法第７条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合していることが必要です。

（ウ）中心市街地公共空地等の設置及び管理（法第18条、第19条）（国土交通省）

ａ．概要

認定中心市街地における一定規模以上の土地・建築物その他の工作物の所有者との契約に基づいて、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が、緑地・広場その他の公共空地・駐車場その他認定中心市街地の区域内の居住者等の利用に供する施設を設置・管理することができるものです。

ｂ．要件

緑地・広場その他の公共空地を設置・管理する場合は300㎡以上、駐車場を設置・管理する場合は500㎡以上の規模であることが必要です。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほかは、特にありません。

ｄ．留意事項等

中心市街地整備推進機構は設置・管理している緑地における保存樹等について、保存義務等を負うこととなります。（法第61条、第62条）

Ｂ．都市福利施設の整備

（ア）土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）（国土交通省）

（１）Ａ．市街地の整備改善（ア）土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を参照してください。

Ｃ．街なか居住の推進

（ア）中心市街地共同住宅供給事業（法第22条～第34条）（国土交通省）

ａ．概要

認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援します。

国は、法第30条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または、法第34条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助します。

また、地方住宅供給公社においては、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施等が行うことができることとする特例措置があります。（法第33条）

ｂ．要件

中心市街地共同住宅供給事業の実施に当たっては、基本計画に必要な事項を記載して内閣総理大臣の認定を受けるとともに、具体の事業計画について、法第22条に基づく市町村長による認定（地方公共団体が事業を実施する場合を除く。）が必要です。

なお、市町村による事業計画の認定に当たっては、特に以下の事項に留意してください。

・周辺の土地利用の状況等を十分に勘案して、良好な居住の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。

・入居者の利便及び福祉の確保の観点から、入居者のため必要な駐車場が確保されるよう配慮するとともに、高齢者等の入居が見込まれる場合においては、住宅の設計・設備の設置について安全面等について配慮がなされていること。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

・供給される予定の住宅戸数

なお、中心市街地共同住宅供給事業の実施予定者として地方住宅供給公社を位置付ける場合には、その必要性を記載してください。

ｄ．留意事項等

特にありません。

（イ）地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例（法第35条）（国土交通省）

ａ．概要

地方住宅供給公社法第８条の規定に係わらず、認定市町村である市は地方住宅供給公社を設立することができます。

ｂ．要件

特にありません。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほか、以下①について記載するとともに、支援措置の内容については、以下②のとおり記載してください。

①〔 地方住宅供給公社設立の目的、
　 基本計画の目標達成のための位置付け及び必要性 〕

② 地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例

ｄ．留意事項等

法第35条の特例により地方住宅供給公社を設立しようとするに当たっては、地方住宅供給公社法施行令の改正が必要となることから、あらかじめ、国土交通省と協議が必要です。

（ウ）土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例（法第16条）（国土交通省）

（１）Ａ．市街地の整備改善（ア）土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を参照してください。

Ｄ．経済活力の向上

（ア）中心市街地特例通訳案内士育成等事業（法第36条）（国土交通省）

ａ．概要

通常、報酬を得て、外国人に付き添い通訳ガイドをするには、通訳案内士法上、観光庁長官の行う通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けることが必要です。

特例の活用により、市町村が基本計画に中心市街地特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業を定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合は、当該市町村が行う認定中心市街地の特性に応じた通訳案内士に関する研修を修了し登録を受けることで、認定中心市街地の区域に限り、報酬を得て通訳ガイドを行うことが可能となります。

ｂ．要件

本事業は、以下の要件を満たすことが必要です。

・基本計画の区域において通訳案内士（地域限定通訳案内士を含む。）の数が不足しているなど、あくまで通訳案内士を補完することが必要な地域であること。
・基本計画の認定を受けた市町村が行う研修の内容及びカリキュラムが当該中心市街地特例通訳案内士の資質を確保する上で適切であること。
・観光協会や商工会議所・商工会、地元宿泊施設、商業施設などと連携するなど、休日を含め中心市街地特例通訳案内士が円滑に確保・活用できると見込まれること。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

・事業名（個々の事業名）
・措置の内容（通訳案内士法の特例を活用する旨）
・基本計画の区域において通訳案内士（地域限定通訳案内士を含む。）の数が不足しているなど、通訳案内士を補完することが必要であること。
・指定地方公共団体が行う研修の詳細な内容及びカリキュラム、終了時の効果測定方法
・顧客の求める日時に応じて中心市街地特例通訳案内士を常時手配できる方法
・通訳案内士制度と中心市街地特例通訳案内士制度とは別の制度であることの周知に係る方法
・研修受験者が将来的に通訳案内士になることを奨励する方法

ｄ．留意事項等

・提出時点で把握しうる最新のデータに基づいて資料を作成すること。
・事業実施に関係する者・団体と十分に調整を行うこと。
・専門家などの意見を聴取している場合にはその旨記載すること。

※　平成29年6月の通訳案内士法の一部改正法案の成立により、法律の施行後においては、中心市街地活性化法における通訳案内士法の特例に関する項目は削除されることとなりました。

改正法により、改正前に中心市街地特例通訳案内士として登録を受けた者は、改正通訳案内士法に規定される地域通訳案内士とみなすこととし、また、中心市街地活性化法第九条第十項の認定を受けた基本計画等についても、改正通訳案内士法に規定される地域通訳案内士育成等計画等としてみなすこととしております。

これにより、現在、中心市街地特例通訳案内士として活動されている方々は、引き続き、法改正後も継続的に活動を行うことが可能となります。

（イ）大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）（法第37条・第38条）（経済産業省）

ａ．概要

中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し中心市街地の商業等の活性化を図るため、認定中心市街地において大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出自体を不要とする等により、大規模小売店舗立地法の手続を実質的に適用除外とするものです。

ｂ．要件

都道府県及び政令指定都市が、認定中心市街地の全部又は一部を特例区域として定めることが必要です。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

・事業名（「第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定」と記載）
・措置の内容（法第37条に基づく大規模小売店舗立地法の特例を活用する旨）

ｄ．留意事項等

市町村が本特例措置を活用する旨を基本計画に記載する場合においては、特例区域の指定主体である都道府県の同意を得ていることが望まれます。

（ウ）民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定（法第42条）（経済産業省）

ａ．概要

中心市街地活性化に向けたソフト面の取組を支援するため、まちづくり会社等の民間事業者が行うにぎわいを生み出すイベントの開催やまちの個性を発見するための研修等の事業に対し、経済産業大臣が民間中心市街地商業活性化事業（以下「商業活性化事業」という。）として事業計画の認定を行います。

当該事業計画の認定を受けた民間事業者は、当該事業計画に基づいて実施する事業に関し、法第44条に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの情報の提供等の協力や法第45条に基づき、中小企業投資育成株式会社法の特例を受けることができます。

ｂ．要件

経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請に当たっては、実施する事業が認定基本計画に記載された事業であって、当該事業計画について協議会の協議を経ていることが必要です。

また、以下の要件を満たすことが必要です。

・当該事業が小売業の顧客の増加や小売業者の経営の効率化を図る事業であること。
・事業実施主体が、必要な体制、知識及び経験並びに経理的な基礎を有しており、かつ、その役員に暴力団との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者がいないこと。
・事業等の実施スケジュールが明確であること。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

・事業名（商業活性化事業として行う個々の事業名）
・措置の内容（「民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載）
　認定に基づき「中小企業投資育成株式会社法の特例（法第45条）」を活用する際はその旨記載してください。
・その他の事項（活用する他の支援措置の名称を記載）
　この事項に記載した支援措置については、「（２）認定と連携した支援措置」、又は「（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の事項に再掲してください。

ｄ．留意事項等

経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、市町村を経由して行うことが必要です。

この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。

（エ）独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務（法第44条）（経済産業省）

ａ．概要

法第42条に基づき民間中心市街地商業活性化事業計画（以下「商業活性化事業計画」という。）の認定を受けた中小企業者は、中心市街地における商業の活性化を促進させるため、テナントミックスやファシリティマネジメント等のソフト事業を実施する際に、全国の各種事例の知見が蓄積されている独立行政法人中小企業基盤整備機構から、運営ノウハウ等事業実施のための情報提供や専門家の派遣等の協力を受けることができます。

ｂ．要件

法第42条に基づく商業活性化事業計画の認定を受け、かつ、以下の要件を満たすことが必要です。

・事業実施主体が中小企業者であること。
・小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する研修その他の事業にあっては、中小小売商業者の経営のために行う事業に限られます（展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業については、中小小売商業者のために行う事業に限られません。）。

ｃ．基本計画に記載する事項

特にありません。

ｄ．留意事項等

特にありません。

（オ）中小企業投資育成株式会社法の特例（法第45条）（経済産業省）

ａ．概要

中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資金の充実を促進し、その健全な成長、発展を図るための投資等の事業を行うことを目的としており、その対象は、中小企業者一般ではなく、資本金の額が３億円以下の株式会社を初回投資の対象としています。

本特例措置は、法第42条に基づく商業活性化事業計画の認定を受けた民間事業者の、資金調達の多様化を図り、その事業活動を促進することを目的として、当該認定事業者が資本金が３億円を超える中小企業者であっても、中小企業投資育成株式会社による以下の措置が行えるようにするものです。

・株式会社の設立に際して発行される株式の引受け及び保有
・増資新株の引受け及び保有
・新株予約権の引受け及び保有
・新株予約権付社債等の引受け及び保有

ｂ．要件

法第42条に基づく商業活性化事業計画の認定を受けることが必要です。

ｃ．基本計画に記載する事項

商業活性化事業の措置の内容の欄に「中小企業投資育成株式会社法の特例」と記載してください。

ｄ．留意事項等

本特例措置の活用については、別途中小企業投資育成株式会社の審査を経て投資の可否が決定されます。

（カ）中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第７条第７項、第48条）（経済産業省）

ａ．概要

中小小売商業者等が認定中心市街地において行う、中小小売商業構造の高度化に資する下記の事業に対し、経済産業大臣が特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「特定民間事業計画」という。）の認定を行います。

中小小売商業高度化事業は、企業規模が小さく、企業数が多く、その多数が前近代的な生産的経営段階に留まっている中小小売商業の構造改革を進め、消費生活様式の高級化・多様化や交通体系・都市構造の移り変わり等経営環境の変化に中小小売商業者が円滑に対応していくことを促進する事業として位置付けています。

具体的には、①共同施設の設置、商店街の空き店舗を活用したテナントの誘致や店舗の計画的な建て替え等を実施する経営近代化事業、②集団で立地環境の良い新たな区域に移転等を行い、営業に必要な店舗、倉庫、事務所等を設置するほか、種々の共同事業の一環として集会場、イベント広場、駐車場等の整備等を実施する基盤強化整備事業、③ショッピングセンタータイプの店舗やそれと併設される施設を設置する共同店舗等整備事業等がこれに当たります。

当該事業計画の認定を受けた民間事業者は、法第53条に基づく中小企業信用保険法の特例及び株式会社日本政策金融公庫による低利融資を受けることができます。

ｂ．要件

中小小売商業高度化事業は、法第７条第７項に規定する事業であることが必要で、本事業の経済産業大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ていることが必要です。

また、中心市街地の活性化に関する法律施行令第12条及び経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（以下「経済産業省関係施行規則」という。）第12条及び第13条、別途定める認定の基準を満たすことが必要です。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。

その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

・事業名（中小小売商業高度化事業として行う個々の事業名）

・措置の内容（「中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載）
・その他の事項（活用する支援措置の名称を記載）
この事項に記載した支援措置については、「（２）認定と連携した支援措置」、又は「（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の事項に再掲してください。

また、以下の事項についても記載してください。

①当該中心市街地における他の商店街へ当該中小小売商業高度化事業が与える影響（当該商店街等及び当該中心市街地における他の商店街等の来街者数の現況等）

②個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上に与える影響及び商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上に与える影響

③基本計画における当該中小小売商業高度化事業の位置づけ

ｄ．留意事項等

経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、市町村を経由して行うことが必要です。

この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。

（キ）特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（法第７条第８項、第48条）（経済産業省）

ａ．概要

まちづくり会社等の民間事業者が認定中心市街地において実施する、商業基盤施設又は相当規模の商業施設の整備を行う事業に対し、経済産業大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

認定特定民間中心市街地活性化事業者が、当該事業計画に基づく事業を行う場合には、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を受けることができます。

ｂ．要件

経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請に当たっては、実施する事業が認定基本計画に記載された事業であって、当該事業計画について協議会の協議を経ていることが必要です。

また、特定商業施設等整備事業は以下の要件を満たすことが必要です。

①事業の実施地域が、一定の商業集積が見られ、公共公益施設が一つ以上存在し、さらに、電車、バス等の公共交通機関による来訪が可能な地域であること。

②整備する施設が、商業施設の場合は原則500㎡以上、商業基盤施設の場合は、周辺の小売業者の顧客その他の地域住民の利便の増進又は周辺の相当数の小売業の業務の円滑な実施に資するものであること。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

・事業名（特定商業施設等整備事業として行う個々の事業名）
・措置の内容（「特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載）
・その他の事項（活用する支援措置の名称を記載）
この事項に記載した支援措置については、「（２）認定と連携した支援措置」、又は「（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の事項に再掲してください。

ｄ．留意事項等

経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、市町村を経由して行うことが必要です。

この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。

（ク）特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（法第７条第13項、第50条）（経済産業省）

ａ．概要

民間事業者が認定中心市街地において実施する、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ、経済効果の高い民間プロジェクトに対し、経済産業大臣が特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（以下「経済活力向上事業計画」という。）の認定を行います。

経済活力向上事業計画の認定を受けた民間事業者は、以下の支援措置を受けることができます。

・独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度（法第52条第２項）
・中小企業信用保険法の特例（法第53条）
・大規模小売店舗立地法の特例（法第58条）
・商店街・まちなか集客力向上支援事業費補助金（まちなか集客力向上支援事業）の重点的な支援
・地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事業の重点的な支援
・株式会社日本政策金融公庫による低利融資
・当該事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減

ｂ．要件

経済産業大臣による経済活力向上事業計画の認定の申請に当たっては、実施する事業が認定基本計画に記載された事業であって、当該事業計画について協議会の協議を経ていることが必要です。

また、以下の要件を満たすことが必要です。

①実施する特定民間中心市街地経済活力向上事業（以下「経済活力向上事業」という。）が中小小売商業高度化事業の場合は、（１）Ｄ．（カ）ｂ．の要件を、特定商業施設等整備事業の場合は、（１）Ｄ．（キ）ｂ．の要件を、都市型新

事業の用に供する施設を整備する事業の場合は、（１）Ｅ．（ア）ｂ．の要件をそれぞれ満たすこと。

②目標の設定に関して以下ⅰ）からⅲ）までの要件を全て満たすこと。

ⅰ）以下のいずれかの指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること。

一．「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の４倍以上であること。

二．「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の１％以上であること。

三．「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。

ⅱ）周辺地域の経済活力を向上させる波及効果が見込まれること。

来訪者、就業者、売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するか以下の観点から説明されていること。

一．当該中心市街地及び周辺地域の商圏や来訪者等に関する分析に基づき、当該地域に対する集客や売上高等に関する効果が相当程度あること。

二．当該中心市街地において商業・居住・公共サービス等の多様な都市機能の集積に資する事業であること。

ⅲ）以下のいずれかの形で、地元住民や市町村の強いコミットメントが示されていること。

一．当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代あるいは当該事業の収益に連動する地代によって貸付けが行われていること。

二．当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄付（いずれも現物を含む。）を受けていること。

三．当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について貸付けが行われていること。

四．当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。

五．その他、上記と同等以上の強いコミットメントを当該中心市街地の関係者や当該市町村が行っていると認められること。

ⅳ）事業実施主体が、必要な体制、知識及び経験並びに経理的な基礎を有しており、かつ、その役員に暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者がいないこと。

ⅴ）確実に実施される見込みがあることとして、事業の実施時期や必要な資金の額及びその調達方法が、事業を実施するにあたり無理の無いものであることが説明されていること。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

・事業名（経済活力向上事業として行う個々の事業名）

・措置の内容（「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認

定」と記載）

認定に基づき「独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度（法第52条第２項）」、「中小企業信用保険法の特例（法第53条）」、「大規模小売店舗立地法の特例（法第58条）」を活用する際はその旨記載してください。

・その他の事項（活用する支援措置の名称を記載）

この事項に記載した支援措置については、「（２）認定と連携した支援措置」、又は「（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の事項に再掲してください。

また、当該事業が、中小小売商業高度化事業の場合は、以下の事項についても記載してください。

ⅰ）当該中心市街地における他の商店街へ当該中小小売商業高度化事業が与える影響（当該商店街等及び当該中心市街地における他の商店街等の来街者数の現況等）

ⅱ）個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力に与える影響及び商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力に与える影響

ⅲ）基本計画における、当該中小小売商業高度化事業の位置づけ

ｄ．留意事項等

経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、市町村を経由して行うことが必要です。

この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。

（ケ）独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度（法第52条第２項）（経済産業省）

ａ．概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構が市町村と協調して、法第50条に基づく認定を受けた経済活力向上事業計画に基づいて実施する事業に対し、必要な資金の一部を無利子貸付するものです。

・貸付割合：貸付対象事業費の80％以内

・貸付対象：土地、建物、構築物、設備

ｂ．要件

本制度は以下の要件を満たすことが必要です。

・法第50条に基づく認定を受けた経済活力向上事業計画に基づき実施する事業であること

・事業実施主体及び事業内容が経済産業省関係施行規則第17条及び第18条に該当すること

ｃ．基本計画に記載する事項

本措置を活用する場合には、経済活力向上事業の措置の内容の欄に、法第52条第２項に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度を活用する旨を記載してください（個々の事業の措置内容として再掲する

必要はありません。）。

ｄ．留意事項等

・市町村が貸付事業を行うのに必要な規程、体制等を整備していることが必要です。

・本貸付制度を活用する際には、市町村及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の審査を経て貸付けの可否が決定されます。

（コ）中小企業信用保険法の特例（法第53条）（経済産業省）

ａ．概要

本特例措置は、中小企業信用保険法の規定における、普通保険、無担保保険、特別小口保険について、中心市街地商業等活性化関連保証を受けた中小企業者に係るものは、その保険関係の限度額をその他の保険関係の限度額と別に定めることができるものです。

また、認定特定民間事業計画又は認定経済活力向上事業計画に基づく中小小売商業高度化事業又は特定事業を実施する公益法人については、同法における中小企業者とみなして、同法を適用し、普通保険、無担保保険の保険であって、特定会社や公益法人が行う当該事業の実施に必要な資金に係るものについては、普通保険、無担保保険の限度額を２倍に拡大するものです。

さらに、中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援保証について、普通保険のてん補率を、７０／１００から８０／１００に引き上げ、保険料を、同法第４条の規定に関わらず、保険金額の年２／１００以内において政令で定める率を乗じた額に引き下げる措置を講ずるものです。

ｂ．要件

法第７条第７項第１号から第７号に定める中小小売商業高度化事業又は同条第11項第１号に掲げる特定事業に係る特定民間事業計画又は経済活力向上事業計画の認定が必要です。

ｃ．基本計画に記載する事項

本特例措置を活用する場合には、特定民間中心市街地活性化事業又は経済活力向上事業の措置の内容の欄に、法第53条に基づく中小企業信用保険法の特例を活用する旨を記載してください（個々の事業の措置内容として再掲する必要はありません。）。

ｄ．留意事項等

特にありません。

（サ）認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例（法第58条）（経済産業省）

ａ．概要

中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し中心市街地の経済活力の向上を図るため、法第50条に基づく認定を受けた経済活力向上事業計画に基づいて実施する事業が、大規模小売店舗を立地する事業の場合、法第37条に規定する第

一種大規模小売店舗立地法特例区域と同様に、大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出自体を不要とする等により、大規模小売店舗立地法の手続を実質的に適用除外とするものです。

ｂ．要件

法第50条に定める経済活力向上事業計画に、本特例を活用する旨及び本特例を活用して設置しようとする大規模小売店舗の所在地並びに経済産業省関係施行規則第16条に規定する事項を記載した上で、当該事業計画の認定を受けることが必要です。

ｃ．基本計画に記載する事項

特例措置を活用する場合には、経済活力向上事業の措置の内容の欄に「大規模小売店舗立地法の特例」と記載してください（個々の事業の措置内容として再掲する必要はありません。）。

ｄ．留意事項等

・法第50条に基づく経済活力向上事業計画に本特例を活用する旨の記載があった場合、経済産業大臣がその認定に際し、都道府県知事に協議することとなりますので、事前に都道府県にその概要等を連絡、情報共有してください。

・都道府県知事は同意に際し、必要と認める場合は、事業者に対し、地元住民等への説明会の開催等を求めることができます。

Ｅ．公共交通機関、特定事業等

（ア）都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第７条第11項第１号、第48条）（経済産業省）

ａ．概要

民間事業者が認定中心市街地において、中心市街地に集まる個人消費者や事業者等のニーズに対応した商品・サービスの提供を行う都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するための施設を整備することにより、中心市街地における活発な事業活動の展開を図る事業に対し、経済産業大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

なお、当該認定特定民間事業の認定を受けた者は、法第53条に基づく中小企業信用保険法の特例を受けることができます。

ｂ．要件

本事業は以下の要件を満たすことが必要です。

①施設の機能

整備する施設は、都市型新事業を実施する事業者が入居して事業展開スペースとして利用する機能（賃貸型事業場等）、新商品・新役務に係る研究開発等を促進する機能（共同研究施設・産学連携支援施設等）、研究開発や事業化を支援する機能（インキュベータ等）、市場の動向やニーズ把握を行う機能（情報交流施設等）、又は需要者との接触を通じて新事業展開を促進する機能（展示・販売施設等）を有する施設であること。

②施設の規模

整備する施設の規模は、おおむね５事業者程度以上の利用が可能となるものであること。

③事業実施主体

本事業は、組合による実施、共同事業形態等の民間事業者の協力・連携の下での実施、民間事業者と地方公共団体等の公的主体の協力・連携による実施等、中心市街地の活性化に即した事業を実施できる主体及び事業形態によって行われること。

④中心市街地の特性の活用

中心市街地及びその周辺に存在する事業者や研究機関、事業者支援機関等、当該中心市街地の有する人や組織のポテンシャル、技術的蓄積等を適切に活用する事業であること。

本事業の経済産業大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

・事業名（特定事業として行う個々の事業名）
・措置の内容（活用する支援措置の内容）
・その他の事項（経済産業大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）

ｄ．留意事項等

経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、法第48条第３項各号に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画に関して意見を付すことができます。

（イ）共通乗車船券（法第40条）（国土交通省）

ａ．概要

鉄道、索道（ロープウェー等）、軌道（路面電車等）、バス、旅客船を対象とする共通乗車船券の導入について法第40条に基づく届出を行った場合、関係事業法規に基づく届出を行ったものとみなす特例を設け、窓口の一元化、ワンストップサービスによる手続きの迅速化により、運送事業者の事務負担を軽減し、共通乗車船券の発行の促進を図るものです。

これにより、運賃及び料金の割引による移動に係る費用負担及び乗り換えの度ごとに切符を買う手間が省けることによる心理的負担を軽減し、公共交通機関の利用者の利便の増進を図り、中心市街地へのアクセス向上及び中心市街地における移動円滑化を図るものです。

ｂ．要件

本特例に係る共通乗車船券は、認定中心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地内を移動する旅客を対象とし、二以上の運送事業者が定める期間、区間等の条件の範囲内で、各旅客運送機関を利用できるものです。

本特例を活用するに当たっては、基本計画に記載し、認定を受ける必要があります。

なお、二以上の運送事業者には、鉄道・バスといった異種モード間をまたがる場合のみならず、同種のモードの場合も含まれ、また、二以上の運送事業を行う一事業者（例えば、鉄道事業と自動車運送事業を行う事業者）も含まれます。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほかは、特にありません。

ｄ．留意事項等

当該事業の着実かつ円滑な実施の確保を図る観点から、事前に十分、運送事業者間の調整を行う必要があります。

なお、法第40条第１項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、国土交通省関係施行規則第63条に定める届出書を共同で提出する必要があります。

（ウ）道路の占用の特例（法第41条）（国土交通省）

ａ．概要

道路法上、道路を占用しようとするときは、道路管理者の許可を受けなければならないとされていますが、当該許可に際しては、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない（以下「無余地性」という。）等の基準に適合する場合にのみ、道路管理者は許可を与えることができるものとされています。

本特例の活用により、認定基本計画に記載された施設等の道路の占用であり、道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域に設けられる施設等である等に該当する場合において、当該認定基本計画の期間内に限り無余地性の有無にかかわらず、道路管理者が当該施設等の占用に係る許可をすることが可能となるものです。

ｂ．要件

基本計画に道路の占用許可に関する事項（対象施設等、占用しようとする場所等）が記載されており、かつ、当該対象施設等が、中心市街地の活性化に関する法律施行令第５条に規定するものであることが必要です。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

・事業名（道路の占用の特例を活用して行う個々の事業名）

・措置の内容（道路の占用の特例を活用する旨）

ｄ．留意事項等

・市町村が、基本計画に道路の占用許可に関する事項を記載しようとする際に

は、あらかじめ道路管理者及び都道府県公安委員会の同意を得ることが必要です。

・道路管理者の同意を得た際に提出した書類（占用の主体、占用物件、占用区域及び期間の分かるもの）の写しを添付してください。

・都道府県公安委員会の同意書及び都道府県公安委員会へ提出した書類の写しを添付してください。

・占用主体は、原則、道路管理者が設置する「特例道路占用区域に係る占用主体の選定のための委員会」によって選定されます。

（エ）中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第７条第11項第２号、第54条、第55条）（農林水産省）

ａ．概要

民間事業者が認定中心市街地において、近年の中心市街地の衰退や商店街の空洞化問題に対処するため、駐車場、休憩所等の消費者利便性を備えた食品商業集積施設を整備することにより、中心市街地における食品流通の円滑化を図る事業に対し、農林水産大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

当該特定民間事業計画の認定を受けた者は、法第54条に基づく食品流通構造改善促進機構による債務保証等を受けることができます。

ｂ．要件

中心市街地食品流通円滑化事業は以下の要件を満たすことが必要です。

①設置内容の条件

ⅰ）食品小売業者の店舗（外食・花き関係を含む。）が５店舗以上集積するものであること。

ⅱ）生鮮食料品（青果、鮮魚又は食肉をいう。）の小売業者の店舗があること。

ⅲ）食品小売の事業を主として行う者の店舗が２／３以上あること。

ⅳ）駐車場、駐輪場、休憩所、広場、緑化施設等の利用者の利便の増進に資する施設が、店舗が集積する施設と一体的に（利用可能な範囲に）設置されるものであること。

※ 上記のⅰ)～ⅳ)の条件において既存の施設を利用することも可能です。（全ての施設を新設する必要はありません。）

②事業実施主体

食品小売業者の出資又は拠出に係る法人又は事業協同組合等の食品小売業者を直接若しくは間接の構成員とするものの出資又は拠出に係る法人

本事業の農林水産大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

・事業名（特定事業として行う個々の事業名）

・支援措置の内容（活用する支援措置の名称）

・その他の事項（農林水産大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）

ｄ．留意事項等

農林水産大臣による当該事業計画の認定の申請は、法第48条第３項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画に関して意見を付すことができます。

なお、施設の整備に当たっては、周辺の住宅の分布状況、道路及び交通網の整備状況、小売店の立地状況、防災対策等に十分配慮するとともに、高齢者、障害者等が利用しやすいものとなるよう施設のユニバーサルデザイン、バリアフリー等に十分配慮してください。

（オ）乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第７条第11項第３号、第56条）（国土交通省）

ａ．概要

民間事業者が、バスの運行頻度の改善等中心市街地内外におけるバスサービスの向上を図るために、運行系統ごとの運行回数の増加を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第56条の規定により、運行系統ごとの運行回数の増加に係る道路運送法上の運行計画の変更について、事後の届出で足りることとなります。

ｂ．要件

本事業は以下の要件を満たすことが必要です。

①中心市街地内の商業施設等を利用しやすくするため、運行回数の増加を行おうとする運行系統の周辺の商業施設の営業時間、時間帯ごとの施設利用客の多寡等に配慮すること。

②それぞれの地域における実情を踏まえ、運行回数の増加により中心市街地を含めた地域におけるバスサービスが全体として利用者の利便性を高め、かつ、調和がとれたものとなるようにすること。

③バスサービスと鉄道等他の公共交通機関との連絡の円滑化に配慮することにより、交通サービス全体として利用しやすいものとすること。

本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

・その他の事項（国土交通大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）

ｄ．留意事項等

国土交通大臣による当該事業計画の認定の申請は、法第48条第３項に掲げる事

項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画に関して意見を付すことができます。

なお、本事業の実施については、以下の事項に留意することが必要です。

①運行回数の増加に当たっては、地域社会における高齢化の進展、障害者の自立に関する社会的要請の高まり等を踏まえ、また、出来る限り多くの者にバスを利用してもらうため、ノンステップバス等の低床バス車両の導入に努めることが必要です。

②バスの運行回数の増加と併せて、パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド等の交通システムを導入するために必要な施設の整備を行うことが、利用者の利便を向上させる上で効果的であり望まれます。

③環境への影響にも配慮することが望ましいことから、低公害車、低燃費車の導入に努めることが必要です。

（カ）貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第７条第11項第４号、第57条）（国土交通省）

ａ．概要

民間事業者が中心市街地において、貨物の輸送の効率化を図るとともに、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減等による中心市街地内の交通環境の改善と地域住民の生活環境の改善を図るために、共同集配施設を整備し、共同で集荷又は配送を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第57条に規定する貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例を受けることができます。

ｂ．要件

貨物運送効率化事業は以下の要件を満たすことが必要です。

①実施場所

共同集配事業が行われる地域は、当該中心市街地において、営業用貨物自動車による交錯輸送が著しいことにより、貨物の運送の効率化を図ることが適切であると認められる地域とします。

共同集配のための施設を整備する事業が行われる地域は、中心市街地の区域の外であっても差し支えありません。

②事業実施主体

法第７条第11項第４号イに規定する施設を整備する事業者と同号ロに規定する共同集配事業を行う事業者は、同一主体でも、異なる主体でも差し支えありません。なお、事業の円滑な実施の観点から、事業実施に当たり許認可等を要する場合には、許認可等に係る関係法令等を所管する行政機関等との十分な調整を図ることが必要です。イとロが異なる主体の場合は共同で特定民間事業計画を申請することとします。

ロに規定する事業を行う事業者は、既存運送事業者の全部又は大部分の集配を集約し、積合貨物の運送を行う必要があります。

③施設

同号イに規定する施設は、必ずしも自動仕分けコンベア等高度な物流機器を備えている必要はなく、共同集配事業を実施するために中心市街地から集貨された貨物の仕分け又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分けを行うことができる施設及び規模を備えていれば足ります。

本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

・その他の事項（国土交通大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）

ｄ．留意事項等

国土交通大臣による当該事業計画の認定の申請は、法第48条第３項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画に関して意見を付すことができます。

なお、本事業を実施していくに当たって、以下の事項に留意する必要があります。

①貨物運送効率化事業の円滑な実施に当たっては、事前に十分、運送事業者間の調整を行い、また、取引先の理解を得るなど共同集配事業が円滑に実施できるよう所要の措置を講ずる必要があります。

また、利害の調整に当たっては、本事業が中心市街地に係る集配を行う運送事業者の全部又は大部分が参加するものであるため、大企業と中小企業が一体となって実施することが十分想定されることから、このような場合には、中小企業に不当な負担を課すことがないよう配慮する必要があります。

②貨物運送効率化事業が円滑に実施され、その実施が一層促進されるためには、集配、荷捌きの効率化、伝票類の統一化、貨物の追跡管理情報システムの高度化、事故時の責任体制の明確化など、サービスレベルの向上に努める必要があります。

（２）認定と連携した支援措置

①認定と連携した特例措置

Ａ．市街地の整備改善

（ア）都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））（国土交通省）

ａ．事業の概要

都市の計画的な整備を推進するため、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が再開発事業等の面整備事業に有効に利用できる用地等の取得を行うために必要な資金について低利融資を行います。

特例措置：認定中心市街地のみ支援

ｂ．事業の要件

都市開発資金の貸付の要件を満たす必要があります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほかは、特にありません。

ｄ．留意事項等

特にありません。

Ｂ．都市福利施設の整備

（ア）社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）（国土交通省）
防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）（国土交通省）

ａ．概要

まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ることを目的として、認定中心市街地について、都市機能のまちなか立地支援、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援します。

特例措置：認定中心市街地のみ支援

ｂ．要件

当該支援策を活用して整備する都市機能導入施設に、認定基本計画に位置付けられた公益施設が含まれていること等が必要です。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

・当該支援策を活用して整備する都市機能導入施設に含まれる公益施設の用途を記載してください。
なお、住宅や商業等の施設を併設する際にはその旨を記載してください。

・この他、地方公共団体以外（独立行政法人都市再生機構、協議会）に対しては補助事業として支援しております。

支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～③のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）

②防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）

③暮らし・にぎわい再生事業

※独立行政法人都市再生機構、協議会向け

ｄ．留意事項等

特にありません。

C．街なか居住の推進

該当なし。

D．経済活力の向上

（ア）商店街・まちなか集客力向上支援事業費補助金（まちなか集客力向上支援事業）（経済産業省）

ａ．概要

中心市街地及び周辺地域も含めた経済活力の向上を実現するために、認定基本計画に基づき、民間事業者が実施する施設整備事業（ハード事業）のうち、特に外国人観光客の消費を取り込むための環境を整備する事業に対し支援します。（補助率：１／２、２／３）

ｂ．要件

本補助金の事業要件については「地域未来投資促進事業費補助金（まちなか集客力向上支援事業）公募要領」によります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。

また、法第50条に基づく経済活力向上事業計画の認定を受ける場合は、その他の事項欄に「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定」と記載してください。

なお、内容を記載する際は、当該補助金の趣旨に則しているか確認できるよう、記載してください。

ｄ．留意事項等

基本計画の認定を受けていない場合であっても、募集対象となる場合があります。（※最新の公募要領を確認してください）。

（イ）地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事業（経済産業省）

ａ．概要

中心市街地及び周辺地域も含めた経済活力の向上を実現するために、認定基本計画に基づき、民間事業者が実施する施設等の整備事業（ハード事業）を支援し

ます。（補助率：１／２、２／３）

ｂ．要件

本補助金の事業要件については「地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）公募要領」によります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。

また、法第50条に基づく経済活力向上事業計画の認定を受ける場合は、その他の事項欄に「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定」と記載してください。

なお、内容を記載する際は、当該補助金の趣旨に則しているか確認できるよう、記載してください。

ｄ．留意事項等

基本計画の認定を受けていない場合であっても、募集対象となる場合があります。（※最新の公募要領を確認してください）。

（ウ）中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））（経済産業省）

ａ．概要

中心市街地を活性化させるため、様々な関係者が一体となった意欲的な取組を行う地域において、次に定める事業を行う者に対し、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を行います。

① 民間事業者・まちづくり会社等が、認定経済活力向上事業計画に基づいて行う事業（事業の実施のために必要な設備資金及び運転資金）

② 中小企業者が行う、認定経済活力向上事業計画に基づいて整備された施設で卸・小売・飲食店及びサービス業の合理化、共同化等を図るための設備等資金

なお、沖縄県における貸付は沖縄振興開発金融公庫が行います。

ｂ．要件

Ｄ．（ウ）ａ．①及び②について

（１）Ｄ．（ク）ｂ．に定める要件が必要です。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。

また、その他の事項欄に、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定」と記載してください。

ｄ．留意事項等

詳細は株式会社日本政策金融公庫（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫）にお問い合わせください。

（エ）認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除（経済産業省）

ａ．概要

認定特定民間事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供するために土地を譲渡する場合に、譲渡所得から１，５００万円を特別控除することが認められています（租税特別措置法第34条の２、同法第65条の４、同法第68条の75）。

ｂ．要件

認定特定民間事業計画（法第49条第２項）に基づく中小小売商業高度化事業（法第７条第７項第１号から第４号まで又は第７号に掲げるものに限る。）の用に供する土地であって、当該事業が所定の要件を満たすものであることにつき書面により経済産業大臣の証明がされた事業であることが必要です。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。

また、その他の事項欄に、「特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載してください。

ｄ．留意事項等

特にありません。

（オ）中心市街地活性化ソフト事業（総務省）

ａ．概要

市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行うソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置します。

ｂ．要件

認定基本計画に位置付けられたイベント等のソフト事業に要する経費があること。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほかは、特にありません。

ｄ．留意事項等

特にありません。

（カ）中心市街地再活性化特別対策事業（総務省）

ａ．概要

市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う施設整備等を一般単独事業債の対象とします。

ｂ．要件

市町村が、自主的・主体的に展開する中心市街地再活性化に向けた新たな計画的取組を支援する観点から、以下に例示される施設を整備する場合、又は公共的団体が行う施設の整備に対する市町村の助成事業について、一般単独事業債の対象とします。

【対象となる施設整備の例】

・集客力を高める施設の整備（市民広場、ホール、駐車場等）

・地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設等）
・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備（ポケットパーク等）
・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備（託児所等）

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほかは、特にありません。

ｄ．留意事項等

基本計画の認定後、別途、地方債（一般単独事業債）の同意（又は許可）手続きが必要となります。

（キ）特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減（経済産業省）

ａ．概要

法第50条に基づく認定経済活力向上事業計画に記載された経済活力向上事業の用に供するため、その事業の実施区域において、不動産の取得又は建物の建築をした場合に、所有権の移転登記又は保存登記に係る登録免許税が１／２に軽減されます（租税特別措置法第81条）。

ｂ．要件

経済活力向上事業（法第50条第１項）が記載された経済活力向上事業計画について平成30年３月31日までに経済産業大臣の認定を受けていることが必要です。

また、不動産については経済産業大臣の認定の日から１年以内に取得したもの、建物については経済産業大臣の認定の日から３年以内に建築したもので、その取得又は建築後１年以内に登記を受けるものに限ります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。

また、その他の事項欄に、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定」と記載してください。

ｄ．留意事項等

本制度の適用を受けようとする場合は、登記の申請書に所定の事項の記載がある経済産業大臣の証明書を添付することが必要です。

Ｅ．公共交通機関、特定事業等

該当なし。

（２）認定と連携した支援措置
②認定と連携した重点的な支援措置

Ａ．市街地の整備改善

（ア）社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））（国土交通省）

ａ．概要

空洞化が進行する中心市街地において、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する土地区画整理事業に対して支援を行います。

ｂ．要件

土地区画整理事業の要件を満たす必要があります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほかは、特にありません。

ｄ．留意事項等

特にありません。

（イ）社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）
防災・安全交付金（道路事業）（国土交通省）

ａ．概要

中心市街地区域内において都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。

ｂ．要件

道路事業のうち、中心市街地区域内にかかる事業区域を有し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の観点で中心市街地の活性化に資するもので、国の費用負担等がある事業が対象となります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

・事業名（道路種別及び路線名）
・内容（事業種別（新設・改築等）、位置及び全延長）
・実施時期（全事業期間）
・実施主体（国、都道府県、市町村等の別）
・支援措置の内容及び実施時期（中心市街地の区域にかかる延長及び計画期間にかかる事業期間）

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（道路事業）

②防災・安全交付金(道路事業)

ｄ．留意事項等

事業区域の全部を中心市街地の区域外で行う道路事業であっても、中心市街地区域内へのアクセス向上や中心市街地区域内の渋滞緩和に資する事業を中心市街地と一体的に実施する場合などで、その主たる目的や効果が中心市街地区域内の活性化であり、併せて都市機能の拡散を適切に防止する施策が講じられている場合には、事業を位置付けることが可能です。

（ウ）社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））（国土交通省）
防災・安全交付金（道路事業（街路））（国土交通省）

ａ．概要

都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行います。

ｂ．要件

中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する以下の事業であり、その全部または一部が中心市街地の区域内に存するものが対象となります。

・中心市街地へのアクセスを向上させる幹線街路の整備
・交通結節点の整備
・公共交通機関を支援する街路の整備
・駐車場の整備
・自転車駐車場の整備
・連続立体交差事業
・歩行者空間を創出する街路の整備
・無電柱化推進事業
・沿道の土地利用を促進する街路の整備
・中心市街地内の交通円滑化等を目的とする総合交通戦略に位置付けられた事業
・その他中心市街地の活性化に効果の高い事業

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

・事業名（路線名又は地区名）
・内容（事業種別、位置及び全延長）
・実施主体（都道府県、市町村等の別）
・支援措置の内容及び実施時期（中心市街地の区域にかかる延長及び計画期間に係る事業期間）

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））

②防災・安全交付金(道路事業（街路））

ｄ．留意事項等

事業区域の全部を中心市街地の区域外で行う事業であっても、中心市街地区域内の歩行者空間の創出などの施策と併せて実施される中心市街地の通過交通を排除するための事業などで、その主たる目的や効果が中心市街地区域内の活性化であり、併せて都市機能の拡散を適切に防止する施策が講じられている場合には、事業を位置付けることが可能です。

また、中心市街地区域内で実施される幹線街路や駐車場の整備に関しては、歩いて暮らせる生活空間の実現のための施策と整合している必要があります。

（エ）社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

ａ．概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業等です。（従来のまちづくり交付金）

ｂ．要件

都市再生整備計画事業の要件を満たす必要があります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

・事業名（当該交付金を活用して行う個々の事業名）

・支援措置の内容（社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業））

ｄ．留意事項等

市町村は、都市再生整備計画を作成し国土交通大臣に提出することが必要です。

（オ）社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）（国土交通省）
防災・安全交付金（市街地再開発事業等）（国土交通省）

ａ．概要

空洞化が進行する中心市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する市街地再開発事業に係る施設建築物の整備等に対して支援を行います。

ｂ．要件

市街地再開発事業の要件を満たす必要があります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほか、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のいずれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）

②防災・安全交付金（市街地再開発事業等）

ｄ．留意事項等

特にありません。

（カ）社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）（国土交通省）

ａ．概要

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新を推進するため施行する土地区画整理事業（都市再生区画整理事業）を支援します。

ｂ．要件

都市再生区画整理事業の要件を満たす必要があります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほか、

支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のいずれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）

②防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）

ｄ．留意事項等

特にありません。

（キ）社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）（国土交通省）

ａ．概要

都市公園のバリアフリー化や中心市街地の活性化に資する公園・緑地等の整備について支援を行います。

ｂ．要件

認定中心市街地を含む地区内の公園、緑地であるとともに、都市公園・緑地等事業の要件を満たす必要があります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

・公園名

・面積

ｄ．留意事項等

特にありません。

（ク）社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）（国土交通省）

防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）（国土交通省）

ａ．概要

中心市街地の環境改善や防災機能の向上を図るため、汚水処理整備をはじめ、浸水被害の防止、地震対策及び再生水のせせらぎ水路への活用等を目的とした下水道整備に対して支援を行います。

ｂ．要件

認定中心市街地の一部を含み、下水道事業の要件を満たす必要があります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

・下水道施設の名称
・その構造及び位置

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）
②防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）

ｄ．留意事項等

下水道法第４条第１項若しくは下水道法第25条の11第１項に定める事業計画の策定をしておく必要があります。

（ケ）社会資本整備総合交付金（港湾事業）（国土交通省）
防災・安全交付金（港湾事業）（国土交通省）

ａ．概要

中心市街地の活性化に資する港湾施設の整備に対して支援を行います。

ｂ．要件

港湾施設を中心として、その活用を図るために必要な関連施設整備を行うもので、かつ、地域住民がそれらの施設を活用した交流空間の形成・活用に積極的であることが必要となります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

・当該事業にて行う施設整備を含む、港湾と中心市街地を結びつける計画の内容
・当該計画を推進する際の地域住民、市町村等の連携した取組内容

ｄ．留意事項等

基本計画を策定する際に、港湾法第３条の３に定める港湾計画への適合等、事前に港湾管理者と十分な調整を図ることとしてください。

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（港湾事業）
②防災・安全交付金(港湾事業)

※港湾管理者が実施する事業

（コ）社会資本整備総合交付金（河川事業）（国土交通省）
防災・安全交付金（河川事業）（国土交通省）

ａ．事業の概要

中心市街地における洪水の防止や地域のまちづくりと一体的に実施する河川の整備及び環境整備を行うものに支援を行います。

ｂ．事業の要件

以下のいずれかに該当し国の負担・補助等があるものが対象となります。

①中心市街地の区域内の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に効果のある事業であること。

②中心市街地の区域内の河川において、水辺空間の再生や地域住民等による施設の利活用を図るために実施する事業であること。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

・事業名（河川名及び事業名）

・支援措置の内容及び実施時期（区間、延長及び事業期間）

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（河川事業）

②防災・安全交付金（河川事業）

ｄ．留意事項等

中心市街地の区域外の河川において行う事業であっても、その主たる目的が中心市街地の治水安全度の向上である場合には、事業を位置付けることが可能です。

（サ）社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）（国土交通省）
防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）（国土交通省）

ａ．概要

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川の整備に対して支援を行います。

ｂ．要件

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、基本計画等又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置付けられているものが対象となります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほか、以下について記

載してください。

・河川名

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）

②防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）

ｄ．留意事項等

都道府県事業等を記載する場合は、事前に事業実施主体の了解を得ることが必要です。

（シ）社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）（国土交通省）
防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）（国土交通省）

ａ．概要

住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業の推進を図るため、基幹的な公共施設整備と併せて居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備等の、住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業に関連する公共施設等を整備するものについて、総合的に支援を行います。

ｂ．要件

住宅市街地基盤整備事業の要件を満たす必要があります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

・住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業の概要（団地名、団地タイプ、事業手法、事業実施主体、事業期間、入居期間、計画戸数又は面積）

・関連公共施設等の概要（施設名、種別、事業実施主体、事業期間、事業量）

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）

②防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）

ｄ．留意事項等

特にありません。

（ス）社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）（国土交通省）
防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）（国土交通省）

ａ．事業の概要

バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定、及び基本構想に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備に対し支援を行います。

ｂ．事業の要件

バリアフリー環境整備促進事業の要件を満たし、かつ、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい生活空間の実現を図ることによって中心市街地の活性化に資する事業であることが必要となります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）

②防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）

ｄ．留意事項等

特にありません。

（セ）社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）（国土交通省）
防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）（国土交通省）

（２）－② Ｃ．街なか居住の推進（ア）社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）を参照してください。

（ソ）社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）（国土交通省）
防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）（国土交通省）

（２）－② Ｃ．街なか居住の推進（イ）社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）を参照してください。

（タ）社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）（国土交通省）
防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）（国土交通省）

（２）－② Ｃ．街なか居住の推進（ウ）社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）を参照してください。

（チ）社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（国土交通省）
防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）（国土交通省）

（２）－② Ｃ．街なか居住の推進（オ）社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）を参照してください。

Ｂ．都市福利施設の整備

（ア）社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

（２）－②Ａ．市街地の整備改善（エ）社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を参照してください。

Ｃ．街なか居住の推進

（ア）社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

（２）－②Ａ．市街地の整備改善（エ）社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を参照してください。

（イ）社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）（国土交通省）
防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）（国土交通省）

ａ．概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行います。

ｂ．要件

優良建築物等整備事業の要件を満たす必要があります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）

②防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）

ｄ．留意事項等

一定の要件を満たす中心市街地共同住宅供給事業については、市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ優良建築物等整備事業としての支援を受けることが可能です。

（ウ）社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）（国土交通省）
防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）（国土交通省）

ａ．概要

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進等を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等について総合的に助成を行います。

ｂ．要件

住宅市街地総合整備事業の要件を満たす必要があります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

・事業地区名と整備タイプ

・整備する住宅の概要：整備主体、戸数、実施時期

・整備する関連公共施設の概要：整備主体、施設名、実施時期

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）

②防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）

ｄ．留意事項等

社会資本総合整備計画に住宅市街地総合整備事業の整備地区を含む一定の規模・要件を満たした区域（整備区域）を定め、整備方針等を明記した住宅市街地整備計画を記載し、国土交通大臣に提出する必要があります。

（エ）社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）（国土交通省）
防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）（国土交通省）

ａ．概要

地方公共団体が主体となり、公的賃貸住宅の整備や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援を行います。具体的な支援の対象としては、公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等のほか、提案事業による事業等の実施があげられます。

ｂ．要件

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に基づき、地方公共団体が地域住宅計画を作成し、国土交通大臣に提出の上、当該計画が目標の妥当性、計画の効果・効率性及び計画の実現可能性の客観的評価基準に適合しているものとして判断された計画に基づく事業であることが必要です。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

・事業名（当該交付金を活用して行う個々の事業名）

・支援措置等の名称（社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業））

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。（括弧内には、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編　第１章イ－15－（１）の表イ－15－（１）－１に規定されている地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業名を記入してください。）

①社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（○○事業））

②防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業（○○事業））

ｄ．留意事項等

特にありません。

（オ）社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）（国土交通省）
防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）（国土交通省）

（２）－②　Ａ．市街地の整備改善（ケ）社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）を参照してください。

（カ）社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（国土交通省）
防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）（国土交通省）

ａ．概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成するための支援を行います。

ｂ．要件

街なみ環境整備事業の要件を満たす必要があります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。

・事業地区名

また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。

①社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

②防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）

ｄ．留意事項等

社会資本総合整備計画に街なみ環境整備方針を記載し、国土交通大臣に提出する必要があります。

Ｄ．経済活力の向上

（ア）中心市街地商業活性化診断・サポート事業（経済産業省）

ａ．概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構が有する専門的ノウハウを活かして、中心市街地活性化協議会等を対象に、中心市街地の商業等の活性化及び協議会等の活動の活性化に関する取り組みを支援します。

ｂ．要件

中心市街地活性化協議会（協議会を組織しようとする者を含む）、法第４２条の規定に基づく認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者が対象となります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほかは、特にありません。支援対象は、７章に掲載（掲載予定も含む）の事業となります。

ｄ．留意事項等

専門家の派遣日数には、限度があります。中心市街地の商業活性化に資する事業であることが必要です。

（イ）中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業（経済産業省）

ａ．概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中心市街地の活性化に関して課題を抱える中心市街地活性化協議会等に対して、専門知識・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、中心市街地活性化協議会の設立・運営に係るアドバイスや個別事業の実施に係るアドバイスを行います。

ｂ．要件

中心市街地活性化協議会（協議会を組織しようとする者を含む）、法第４２条の規定に基づく認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者が対象となります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほかは、特にありません。個別事業へのアドバイスの支援対象は、７章に掲載（掲載予定も含む）の事業となります。

ｄ．留意事項等

派遣期間が一定日数を超える場合、アドバイザーの派遣費用の一部は利用者負担となります。

（ウ）地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業（経済産業省）

ａ．概要

中心市街地及び周辺地域も含めた経済活力の向上を実現するために、民間事業者が実施する次の事業を支援します。

①調査事業（補助率：２／３）

中心市街地活性化に向け、地域の個性や生活者のニーズを把握し、まちの魅力を真に高める方策を探るために行う調査・分析事業です。

②専門人材活用支援事業（補助率：１／２、２／３）

商業や中心市街地活性化に関する専門的な知見を有する人材の招聘等を行う事業です。

ｂ．要件

本補助金の事業要件については「地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）公募要領」によります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほかは、特にありません。

ｄ．留意事項等

事業活用にあたり基本計画の認定は必要ありません。ただし、中心市街地活性化基本計画の認定を目指している地域に限ります。

（エ）社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

（２）－②Ａ．市街地の整備改善（エ）社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を参照してください。

Ｅ．公共交通機関、特定事業等

（ア）社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））（国土交通省）
防災・安全交付金（道路事業（街路））（国土交通省）

ａ．概要

中心市街地へのアクセスを向上させる新交通システム、ＬＲＴやバス等の走行空間、パークアンドライド等の導入に必要な駐車場等、交通結節点等の整備を街路事業の一環として支援します。

ｂ．要件

中心市街地へのアクセスの向上、又は中心市街地内の移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地活性化に資する公共交通機関を支援する街路、交通結節点等の整備事業及び総合交通戦略の取組であり、その全部または一部が中心市街地の区域内に存するものが対象となります。

ｃ．基本計画に記載する事項

（２）－② Ａ．市街地の整備改善（ウ）社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））防災・安全交付金（道路事業（街路））を参照してください。

ｄ．留意事項等

当該事業を活用するに当たっては、基本計画の「市街地の整備改善のための事業」に「社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））」または「防災・安全交付金（道路事業（街路））」として記載し、さらに当該項目に再掲してください。

（イ）社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

（２）－②Ａ．市街地の整備改善（エ）社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を参照してください。

なお、（２）認定と連携した重点的支援措置中のＡ．市街地の整備改善、Ｃ．街なか居住の推進、Ｅ．公共交通機関、特定事業等のうち、沖縄振興計画に基づき沖縄県内において実施されるものについては、内閣府にその経費を一括計上し、それぞれの事業を所管する各省に移替え等を行い執行されるものがあります。その一部については、沖縄振興特別措置法に基づく補助負担割合の特例が適用されます。（内閣府）

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

Ａ．市街地の整備改善

（ア）社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）
防災・安全交付金（道路事業）（国土交通省）

中心市街地の区域外で都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。

なお、基本計画には事業区域の全部を中心市街地の区域外で行う道路事業について、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の観点で中心市街地の活性化に資するものであり、国の費用負担がある事業について記載してください。

（イ）社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））（国土交通省）
防災・安全交付金（道路事業（街路））（国土交通省）

本事業は、都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行います。

なお、基本計画には中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の通過交通を排除することで歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する以下の事業であり、その全部が中心市街地の区域外に存するものについて記載してください。

・中心市街地へのアクセスを向上させる幹線街路、公共交通機関を支援する街路、交通結節点、パークアンドライド等駐車場・自転車駐輪場等の整備
・中心市街地の通過交通を排除するなどの、中心市街地の交通円滑化に資する街路の整備、連続立体交差事業
・中心市街地内の交通円滑化等を目的とする総合交通戦略に位置付けられた事業
・その他中心市街地の活性化に効果の高い事業

（ウ）社会資本整備総合交付金（河川事業）（国土交通省）
防災・安全交付金（河川事業）（国土交通省）

認定基本計画に位置付けられる区域外の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に資する河川の整備に対して支援を行います。

（エ）民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援（国土交通省）

民間事業者が施行する都市再生特別措置法第２条第１項に規定する都市開発事業（以下「民間都市開発事業」という。）の立ち上げを支援するため、優良な民間都市開発事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が出資等（まち再生出資）を行うことにより、民間資金の誘導を図るものです。

なお、民間都市開発事業について、（一財）民間都市開発推進機構による出資等を受けるために、都市再生特別措置法第63条に規定する民間都市再生整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。

（オ）都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）（国土交通省）

地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対し、無利子貸付けを行います。

なお、貸付を受ける事業は都市再生整備計画に定められている必要があります。

（カ）農村集落基盤再編・整備事業（農林水産省）

地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する取組に対して支援を行います。

（キ）地域用水環境整備事業（農林水産省）

農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援を行います。

（ク）文化財建造物保存修理等事業（文部科学省）

地域の特色ある文化財建造物を保存・活用するため、国が指定等した重要文化財等の保存修理等に対し支援を行います。

（ケ）伝統的建造物群保存修理等事業（文部科学省）

歴史的な集落・町並みを保存・活用するため、国が選定した重要伝統的建造物群保存地区の保存修理等に対し支援を行います。

（コ）地方創生推進交付金（内閣府）

地域再生法に基づく地域再生計画に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援します。

なお、本交付金は、「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わいの創出を含む戦略的な取組などに対して支援を行います。

Ｂ．都市福利施設の整備

（ア）医療提供体制施設整備交付金（厚生労働省）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善等を図る観点から、医療施設等の施設整備について支援を行います。

なお、本交付金は、医療計画制度の実行性を確保するため、都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により都道府県が自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしています。

（イ）社会福祉施設等施設整備費補助金（厚生労働省）

生活保護法、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に基づき整備される社会福祉施設等の施設入所者等の福祉の向上を図る観点から、これら施設の整備について支援を行います。

なお、本補助金は、社会福祉法人等が整備し、地方公共団体が補助する社会福祉施設等の整備に要する費用の一部を国が補助することとしています（間接補助事業）。

（ウ）保育所等整備交付金（厚生労働省）

保育等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育園等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付することとしています。

（エ）保育対策総合支援事業費補助金（厚生労働省）

「待機児童解消加速化プラン」に基づく小規模保育等の改修等や保育人材確保策等に必要な経費の一部を支援。

（オ）公立文教施設の整備（文部科学省）

公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金により、地域コミュニティの拠点としての学校施設や、談話室、トレーニング室等を備えた社会体育施設の整備について支援を行います。

（カ）地方創生推進交付金（内閣府）

（３）Ａ．市街地の整備改善（ク）地方創生推進交付金を参照してください。

Ｃ．街なか居住の推進

（ア）地域支援事業交付金（厚生労働省）

介護保険の被保険者が要支援状態又は要介護状態となることを予防するとともに、要支援状態又は要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

なお、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の各事業に要する経費に対して、一定割合を交付するものであり、それぞれの事業規模は市町村により異なります。

（イ）地方創生推進交付金（内閣府）

（３）Ａ．市街地の整備改善（ク）地方創生推進交付金を参照してください。

（ウ）結婚新生活支援事業費補助金（内閣府）

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、地方公共団体が行う結婚新生活支援事業

（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援します。

D．経済活力の向上

（ア）地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）（経済産業省）

a．概要

（１）自立促進調査分析事業（補助率２／３）

商店街等が、商店街等の中長期的発展及び商店街等の自立化を図る新たな取組を行うに当たり、その取組内容が、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえたものであり、当該商店街において自立的に継続して取り組む事業として施設やサービスの利用者数、採算性等を確認するために必要な調査・分析事業を支援します。

（２）自立促進支援事業（補助率２／３）

商店街等が、歩行者通行量の増加、売上増加等に効果のある事業であって、地域商業自立促進調査分析事業の結果（同等程度のニーズ調査、マーケティング調査を独自に実施している場合は、当該調査結果を含む。）等の一定の根拠やデータを踏まえて行う、地域住民等のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した新たな取組により、商店街等の中長期的な発展及び商店街等の自立化が促進する事業を支援します。

※（１）、（２）ともに、以下の６つの分野のいずれかに係る公共性の高い取組であることが必要です。

①少子・高齢化
②地域交流
③新陳代謝
④構造改善
⑤外国人対応
⑥地域資源活用

b．要件

本補助金の事業要件について規定した「地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（地域商業自立促進事業）交付要綱」によります。

c．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほかは、特にありません。

d．留意事項等

特にありません。

（イ）商店街・まちなか集客力向上支援事業（商店街集客力向上支援事業）（経済産業省）

a．概要

商店街等が行う、外国人観光客の消費需要等を取り込むための環境整備や消費

喚起につながるＩＣ型ポイントカードシステムまたはキャッシュレス端末等の整備を支援します。

ｂ．要件

本補助金の事業要件について規定した「商店街・まちなか集客力向上支援事業費補助金（商店街集客力向上支援事業）交付規程」によります。

ｃ．基本計画に記載する事項

基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほかは、特にありません。

ｄ．留意事項等

特にありません。

（ウ）中小企業等支援人材育成支援事業のうち、中心市街地活性化普及促進事業（経済産業省）

中心市街地活性化に係る多様な知識を有し、活性化の推進を担うまちづくりの中核となる人材及びそれらを支える人材を育成するため、研修の実施・教材の提供・各種情報提供等からなる人材育成プログラムを実施します。

（エ）中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売商業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））（経済産業省）

中心市街地において、卸・小売、飲食店、サービス業及び不動産賃貸業を営む者（商店街振興組合、事業協同組合等を含む）に対して、経営基盤の強化のための合理化・共同化等を図るための設備取得、集配センターの取得、セルフサービス店の取得、ショッピングセンターへの入居、販売促進・人材確保及び新分野への進出に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を行います。

貸付限度額は、中小企業事業が７億２千万円（特別金利適用の場合は２億７千万円）、国民生活事業が７千２百万円となります。

なお、沖縄県における貸付は沖縄振興開発金融公庫が行います。

（オ）大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）（法第65条）（経済産業省）

中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し、中心市街地の商業等の活性化を図るため、中心市街地において大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出書類の簡素化や８ヶ月の実施制限を適用除外とする等により、大規模小売店舗立地法の手続の簡素化を図るものです。

なお、第二種大規模小売店舗立地法特例区域は、都道府県及び政令指定都市により、基本計画の認定に関わらず設定することができますが、基本計画に記載する場合においては、特例区域の指定主体と調整されていることが望まれます。

（カ）卸売市場施設整備対策（農林水産省）

食料の安定的な供給体制等を確保するため、各卸売市場が経営展望に即して行う

産地や実需者との連携、品質管理の高度化等に資する施設の整備を支援します。

（キ）地方創生推進交付金（内閣府）

（３）Ａ．市街地の整備改善（ク）地方創生推進交付金を参照してください。

（ク）地域少子化対策重点推進交付金（内閣府）

・ 地方自治体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」や「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）について、これまでの取組から発掘された優良事例の横展開を支援します。
（補助率1/2）

・ 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成２８年６月２日閣議決定）に掲げられた総合的な結婚支援等の新たな取組等に重点化し、地方自治体の取組を支援します。
（補助率10/10、3/4）

Ｅ．公共交通機関、特定事業等

（ア）社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））（国土交通省）
防災・安全交付金（道路事業（街路））（国土交通省）

中心市街地へのアクセスを向上させる新交通システム、ＬＲＴやバス等の走行空間、パークアンドライド等の駐車場、交通結節点等の整備を街路事業の一環として支援を行います。

なお、基本計画には中心市街地へのアクセスの向上等により中心市街地の活性化に資する、公共交通機関を支援する街路、パークアンドライド等の導入に必要な駐車場等、交通結節点の整備等の事業及び総合交通戦略の取組でその全部が中心市街地の区域外に存するものについて記載してください。

（イ）鉄道駅総合改善事業費補助（国土交通省）

駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るため、地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設等の駅空間の高度化に資する施設の整備に対して支援を行います。

（ウ）地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業）（国土交通省）

多様な関係者の連携により、地方バス路線などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援します。

（エ）鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）（国土交通省）

踏切道における事故の防止と交通の円滑化を図るため、踏切遮断機や警報機の設置、障害物検知装置等の高規格保安設備の整備等に係る費用に対し支援を行います。

（オ）地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）（国土交通省）

大都市圏における交通混雑の緩和や鉄道の利用者利便の増進を図るため、幹線鉄道の高速化や利便性向上に資する施設の整備等の事業に対し支援を行います。

（カ）都市鉄道利便増進事業費補助（国土交通省）

相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワーク（既存ストック）を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性の向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する事業に対し支援を行います。

（キ）地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備（国土交通省）

地域の交流拠点として中心市街地の活性化に資する官庁施設の整備について、施設整備の計画段階から地方公共団体等と連携を図りつつ国公有財産の最適利用、地域の特色や創意工夫を活かした魅力と賑わいのある拠点の形成、人の移動の円滑化に配慮して進めることにより、地域のまちづくり計画を推進するための取組を支援します。

（ク）民間まちづくり活動促進・普及啓発事業（国土交通省）

都市の魅力を増進するとともに持続可能なまちづくりを実現・定着させるため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に助成します。

（ケ）地方創生推進交付金（内閣府）

（３）Ａ．市街地の整備改善（ク）地方創生推進交付金を参照してください。

なお、「（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の Ａ．市街地の整備改善、Ｂ．都市福利施設の整備 及び Ｅ．公共交通機関、特定事業等 のうち、沖縄振興計画に基づき沖縄県内において実施されるものについては、内閣府にその経費を一括計上し、それぞれの事業を所管する省庁に移替え等を行い執行されるものがあります。その一部については沖縄振興特別措置法に基づく補助負担割合の特例が適用されます。（内閣府）

様式第１－１

中心市街地活性化基本計画に係る認定申請書

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

市町村長の氏名　　印

中心市街地の活性化に関する法律第９条第１項の規定に基づき、基本計画について認定を申請します。

注）氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第１－２

構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画認定申請書

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

地方公共団体の長の氏名　　印

構造改革特別区域法第４条第１項の規定及び同法附則第５条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について、並びに、中心市街地活性化に関する法律第９条第１項の規定に基づき、中心市街地活性化基本計画について認定を申請します。

注）・氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

・特区計画の認定申請に関しては、構造改革特別区域法第４条第１項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同附則第５条に規定する措置」の文字を、同法附則第５条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第４条第１項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

様式第１－３

地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画認定申請書

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

地方公共団体の長の氏名　　印

地域再生法第５条第１項の規定に基づき、地域再生計画について、並びに、中心市街地活性化に関する法律第９条第１項の規定に基づき、中心市街地活性化基本計画について認定を申請します。

注）氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第１－４

構造改革特別区域計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画認定申請書

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

地方公共団体の長の氏名　　印

構造改革特別区域法第４条第１項の規定及び同法附則第５条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について、並びに、地域再生法第５条第１項の規定に基づき、地域再生計画について、並びに、中心市街地活性化に関する法律第９条第１項の規定に基づき、中心市街地活性化基本計画について認定を申請します。

注）・氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

・特区計画の認定申請に関しては、構造改革特別区域法第４条第１項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同附則第５条に規定する措置」の文字を、同法附則第５条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第４条第１項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

様式第２

中心市街地活性化基本計画の変更の認定申請書

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

市町村長の氏名　　印

　　年　　月　　日付けで認定を受けた基本計画について、下記のとおり変更したいので、中心市街地の活性化に関する法律第１１条第１項の規定に基づき、認定を申請します。

記

１．変更事項
２．変更事項の内容
３．変更の理由

注）・氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
　　・変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

様式第３

中心市街地活性化基本計画の軽微な変更に係る届出書

年　　月　　日

内閣府地方創生推進事務局長　殿

市町村長の氏名　　印

　　年　　月　　日付けで認定を受けた基本計画について、下記のとおり中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成 18 年内閣府令第 77 号）に定める軽微な変更を行ったので、届出します。

記

１．施行規則の号の番号

２．軽微な変更の内容等

注）・氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
　　・変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

様式第４［基本計画標準様式］

○ 基本計画の名称：

○ 作成主体：

○ 計画期間：

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針

２．中心市街地の位置及び区域

［１］位置

位置設定の考え方
（位置図）

［２］区域

区域設定の考え方
（区域図）

［３］中心市街地の要件に適合していることの説明

要　件	説　明
第１号要件 　当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	
第２号要件 　当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること	
第３号要件 　当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と~~と~~を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	

３．中心市街地の活性化の目標

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

［１］市街地の整備改善の必要性

［２］具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項

［１］都市福利施設の整備の必要性

［２］具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

［１］街なか居住の推進の必要性

［２］具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

［１］経済活力の向上の必要性

［２］具体的事業等の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

８．　４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

［１］公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

［２］具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

◇ ４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

［１］市町村の推進体制の整備等
［２］中心市街地活性化協議会に関する事項
［３］基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

［１］都市機能の集積の促進の考え方

［２］都市計画手法の活用

［３］都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

［４］都市機能の集積のための事業等

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

［１］基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項
［２］都市計画等との調和
［３］その他の事項

12. 認定基準に適合していることの説明

基　準	項　　目	説　明
第１号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	
	認定の手続	
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	
	４から８までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	
第２号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な４から８までの事業等が記載されていること	
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	
第３号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	
	事業の実施スケジュールが明確であること	

Ⅴ．国土交通省の主な支援策

【国土交通省の主な支援策】

《凡例》
社：社会資本整備総合交付金として支援する事業（一部個別補助金として支援する事業含む）
防：防災・安全交付金として支援する事業
補：個別補助金として支援する事業
貸：貸付金
直：直轄事業
法：法に定める特例措置

※支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「Ⅳ認定申請マニュアル」（Ⅳ-2）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参照して下さい。

●中心市街地共同住宅供給事業（社・防・法）…… 3
●共通乗車船券（法）…… 4
●乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法）…… 5
●貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法）…… 6
●暮らし・にぎわい再生事業（社・防・補）…… 8
●道路事業（区画）（社・防）…… 10
●道路事業（社・防）…… 11
●道路事業（街路）（社・防）…… 12
●都市再生整備計画事業（社）…… 13
●市街地再開発事業等（社・防）…… 14
●都市再生区画整理事業（社・防）…… 16
●都市公園・緑地等事業（社）…… 18
●下水道事業、都市水環境整備下水道事業（社・防）…… 19
●河川事業（社・防）…… 20
●住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（社・防）…… 21
●住宅市街地基盤整備事業（社・防）…… 22
●バリアフリー環境整備促進事業（社・防）…… 23
●優良建築物等整備事業(社・防)…… 25
●住宅市街地総合整備事業（社・防）…… 26
●地域住宅計画に基づく事業（社・防）…… 28
●街なみ環境整備事業（社・防）…… 29
●港湾事業（社・防）…… 30
●民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援（法）…… 31
●都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））（貸）…… 32
●都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）（貸）…… 33
●民間まちづくり活動促進・普及啓発事業（補）…… 34
●鉄道駅総合改善事業費補助（補）…… 36

●鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）（補） 37
●地下鉄など鉄道整備に対する補助（補） 38
●都市鉄道利便増進事業費補助（補） 39
●地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備(直) 40
●地域公共交通確保維持改善事業（補） 41
●中心市街地の活性化に関する促進税制特例 43

市	都	街	経	公
(1)	(2)①		(2)②	(3)

●中心市街地共同住宅供給事業（社・防・法）

１．支援策の概要

認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援します。

国は、法第 30 条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または、法第 34 条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助します。また、優良な住宅の用に土地等を譲渡する場合の所得税の課税繰延が税制上の特例措置として認められています。

また、地方住宅供給公社においては、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施等が行うことができることとする特例措置があります。（法第 33 条）

２．支援策の内容

（１）対象者

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構※、地方住宅供給公社、民間事業者等

※個別補助金で支援

（２）対象地域

認定中心市街地

（３）補助対象

・調査設計計画費
・土地整備費
・共同施設整備費

（４）国費率

1/3

３．問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課

phone 03-5253-8111(内線 39-654)　fax 03-5253-1631

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●共通乗車船券（法）

１．支援策の概要

鉄道、索道（ロープウェー等）、軌道（路面電車等）、バス、旅客船を対象とする共通乗車船券の導入について法第 40 条第 1 項に基づく届出を行った場合、関係事業法規に基づく届出を行ったものとみなす特例を設け、窓口の一元化、ワンストップサービスによる手続きの迅速化により、運送事業者の事務負担を軽減し、共通乗車船券の発行の促進を図るものです。

これにより、運賃及び料金の割引による移動に係る費用負担及び乗り換えの度ごとに切符を買う手間が省けることによる心理的負担を軽減し、公共交通機関の利用者の利便の増進を図り、中心市街地へのアクセス向上及び中心市街地における移動円滑化を図るものです。

２．支援策の内容

（１）支援策の要件

本特例に係る共通乗車船券は、認定中心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地内を移動する旅客を対象とし、二以上の運送事業者が定める期間、区間等の条件の範囲内で、各旅客運送機関を利用できるものです。

本特例を活用するに当たっては、基本計画に記載し、認定を受ける必要があります。

なお、二以上の運送事業者には、鉄道・バスといった異種モード間をまたがる場合のみならず、同種のモードの場合も含まれ、また、二以上の運送事業を行う一事業者（例えば、鉄道事業と自動車運送事業を行う事業者）も含まれます。

（２）その他

当該事業の着実かつ円滑な実施の確保を図る観点から、事前に十分、運送事業者間の調整を行う必要があります。

なお、法第 40 条第 1 項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則第 63 条に定める届出書を共同で提出する必要があります。

３．問合せ先

国土交通省 総合政策局 公共交通政策部　交通計画課
phone 03-5253-8111(内線 54-705)　fax03-5253-1513

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法）

１．支援策の概要

民間事業者が、バスの運行頻度の改善等中心市街地内外におけるバスサービスの向上を図るために、運行系統ごとの運行回数の増加を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第 56 条の規定により、運行系統ごとの運行回数の増加に係る道路運送法上の運行計画の変更について、事後の届出で足りることとなります。

２．支援策の内容

（１）支援策の要件

① 中心市街地内の商業施設等を利用しやすくするため、運行回数の増加を行おうとする運行系統の周辺の商業施設の営業時間、時間帯ごとの施設利用客の多寡等に配慮すること。

② それぞれの地域における実情を踏まえ、運行回数の増加により中心市街地を含めた地域におけるバスサービスが全体として利用者の利便性を高め、かつ、調和がとれたものとなるようにすること。

③ バスサービスと鉄道等他の公共交通機関との連絡の円滑化に配慮することにより、交通サービス全体として利用しやすいものとすること。

本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。

（２）その他

当該事業の国土交通大臣の認定申請は、法第 48 条第 3 項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付しなければなりません。

なお、本事業の実施については、以下の事項に留意する必要があります。

① 運行回数の増加に当たっては、地域社会における高齢化の進展、障害者の自立に関する社会の高まり等を踏まえ、また、出来る限り多くの者にバスを利用してもらうため、ノンステップバス等の低床バス車両の導入に努める必要があります。

② バスの運行回数の増加と併せてパークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド等の交通システムを導入するために必要な施設の整備を行うことが、利用者の利便を向上させる上で効果的であり望まれます。

③ 環境への影響にも配慮することが望ましいことから、低公害車、低燃費車の導入に努める必要があります。

３．問合せ先

国土交通省 自動車局 旅客課
phone 03-5253-8111(内線 41-234)　fax 03-5253-1636

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法）

１．支援策の概要

民間事業者が中心市街地において、貨物の輸送の効率化を図るとともに、交通渋滞の緩和や環境負担の低減等による中心市街地内の交通環境の改善と地域住民の生活環境の改善を図るために、共同集配施設を整備し、共同で集荷又は配送を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第 57 条に規定する貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例を受けることができます。

２．支援策の内容

（１）支援策の要件

①　実施場所

共同集配事業が行われる地域は、当該中心市街地において、営業用貨物自動車による交錯輸送が著しいことにより、貨物の運送の効率化を図ることが適切であると認められる地域とする。

共同集配のための施設を整備する事業が行われる地域は、中心市街地の区域の外であっても差し支えない。

②　事業主体

法第 7 条第 11 項第 4 号イに規定する施設を整備する事業者と同号ロに規定する共同集配事業を行う事業者は、同一主体でも、異なる主体でも差し支えない。なお、事業の円滑な実施の観点から、事業実施に当たり許認可等を要する場合には、許認可等に係る関係法令等を所管する行政機関等との十分な調整を図ることが必要である。イとロが異なる主体の場合は共同で特定民間中心市街地活性化事業計画を申請することとする。

ロに規定する事業を行う事業者は、既存運送事業者の全部又は大部分の集配を集約し、積合貨物の運送を行う必要がある。

③　施設

同号イに規定する施設は、必ずしも自動仕分けコンベア等高度な物流機器を備えている必要はなく、共同集配事業を実施するために中心市街地から集荷された貨物の仕分け又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分けを行うことができる施設及び規模を備えていれば足りる。

本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、中心市街地活性化協議会の協議を経ている必要があります。

（２）その他

当該事業の国土交通大臣の認定申請は、法第 48 条第 3 項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画を検討し、意見を付すことができます。

なお、本事業の実施については、以下の事項に留意する必要があります。

①　貨物運送効率化事業の円滑な実施に当たっては、事前に十分、運送事業者間の調整を行い、また、取引先の理解を得るなど共同集配事業が円滑に実施できるよう所要の措置を講ずる必要があります。

また、利害の調整に当たっては、本事業が中心市街地に係る集配を行う運送事業者の全部又は大部分が参加するものであるため、大企業と中小企業が一体となって実施することが十分想定されることから、このような場合には、中小企業に不当な負担を課すことがないよう配慮する必要があります。

② 貨物運送効率化事業が円滑に実施され、その実施が一層促進されるためには、集配、荷捌きの効率化、伝票類の統一化、貨物の追跡管理情報システムの高度化、事故時の責任体制の明確化など、サービスレベルの向上に努める必要があります。

３．問合せ先

国土交通省　総合政策局物流政策課（物流産業室）
phone 03-5253-8111(内線 25-344)　fax 03-5253-1559

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●暮らし・にぎわい再生事業（社・防・補）

１．支援策の概要

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ります。

２．支援策の内容

（１）支援対象

・地方公共団体
・独立行政法人都市再生機構※
・中心市街地活性化協議会※
・民間事業者　等

※個別補助金による支援

（２）支援を受けるための要件

１）基本計画の認定を受けた地区であること。

２）当該支援策を活用して整備する都市機能導入施設に、認定基本計画に位置付けられた公益施設が含まれていること等。

３）対象施設

認定基本計画の区域内において作成された、暮らし・にぎわい再生事業計画の区域内に存し、地階を除く階数が原則として３階以上であること等。

（３）交付対象事業

・都市機能まちなか立地支援（調査設計計画費、土地整備費、まちなか立地に伴い追加的に必要となる施設整備費、賑わい交流施設整備費、供給処理施設整備・空地整備費、施設購入費（賑わい交流施設、施設内通行部分等）等）
・空きビル再生支援（調査設計計画費、改修工事費、共同施設整備費、賑わい交流施設整備費、施設購入費（賑わい交流施設、施設内通行部分等））
・賑わい空間施設整備（調査設計計画費、建築物除却費、公開空地整備費、施設購入費）
・計画コーディネート支援（再生事業計画の作成に要する費用、コーディネート業務に要する費用）
・関連空間整備（駐車場の整備費、緑化施設等の整備費、施設購入費等）

（４）交付率

１／３。ただし、都市機能まちなか立地支援及び空きビル再生支援については、一定の要件を満たす場合、１／１５加算。

（５）その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「Ⅳ認定申請マニュアル」（Ⅳ-2）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～③のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）
②防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）
③暮らし・にぎわい再生事業

※③は独立行政法人都市再生機構、協議会向け

３．問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課
phone 03-5253-8111(内線 32-745)　fax 03-5253-1591
国土交通省 住宅局 市街地建築課
phone 03-5253-8111(内線 39-654)　fax 03-5253-1631

市	都	街	経	公
(1)	(2)①		(2)②	(3)

●道路事業（区画）（社・防）

１．支援策の概要

空洞化が進行する中心市街地において、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する土地区画整理事業に対して支援を行います。

２．支援策の内容

（１）事業主体

地方公共団体、土地区画整理組合、都市再生機構　等

（２）支援を受けるための要件

土地区画整理事業の要件を満たす必要があります。

（３）支援内容

土地区画整理事業によって都市計画道路等が整備されることに着目し、それらの都市計画道路等を用地買収方式により整備することとして積算した事業費の額を限度額として、支援を行うものである。

（４）交付対象

移転、移設、道路築造、舗装、整地、河川水路、公園、減価補償金、営繕費、機械器具費、調査設計等のうち、一定の範囲が交付対象となります。

（５）国費率

1/2、5.5/10～9/10

３．問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課
phone 03-5253-8111(内線 32-744)　fax 03-5253-1591

市	都	街	経	公
(1)	(2)①		(2)②	(3)

●道路事業（社・防）

１．支援策の概要

中心市街地区域内において都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。

２．支援策の内容

（１）事業主体

国、地方公共団体等

（２）交付対象

中心市街地区域内にかかる事業区域を有し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の観点で中心市街地の活性化に資するもので、国の費用負担等がある道路事業

（３）国費率

各事業の交付率等による

（４）その他

事業区域の全部を中心市街地の区域外で行う道路事業であっても、中心市街地区域内へのアクセス向上や中心市街地区域内の渋滞緩和に資する事業を中心市街地と一体的に実施する場合などで、その主たる目的や効果が中心市街地区域内の活性化であり、併せて都市機能の拡散を適切に防止する施策が講じられている場合は、事業を基本計画に位置づけることが可能である。

また、支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「Ⅳ認定申請マニュアル」（Ⅳ-2）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（道路事業）

②防災・安全交付金（道路事業）

３．問合せ先

国土交通省 道路局　環境安全課

phone 03-5253-8111(内線 38-133)　fax 03-5253-1622

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●道路事業（街路）（社・防）

１．支援策の概要

都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行います。

２．支援策の内容

（１）事業主体

都道府県、市町村

（２）補助対象

① 中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する以下の事業であり、その全部または一部が中心市街地の区域内に存するもの。

・中心市街地へのアクセスを向上させる幹線街路の整備
・交通結節点の整備
・公共交通機関を支援する街路の整備
・駐車場の整備
・自転車駐車場の整備
・連続立体交差事業
・歩行者空間を創出する街路の整備
・無電柱化推進事業
・沿道の土地利用を促進する街路の整備
・中心市街地内の交通円滑化等を目的とする総合交通戦略に位置付けられた事業
・その他中心市街地の活性化に効果の高い事業

② 中心市街地へのアクセスの向上又は中心市街地内の通過交通を排除することで歩行者空間の創出や移動の利便性・快適性の向上等により中心市街地の活性化に資する以下の事業であり、その全部が中心市街地の区域外に存するもの。

・中心市街地へのアクセスを向上させる幹線街路、公共交通機関を支援する街路、交通結節点、パークアンドライド等駐車場・自転車駐輪場等の整備
・中心市街地の通過交通を排除するなどの、中心市街地の交通円滑化に資する街路の整備、連続立体交差事業
・中心市街地内の交通円滑化等を目的とする総合交通戦略に位置付けられた事業
・その他中心市街地の活性化に効果の高い事業

（３）国費率

1/2 等

３．問合せ先

国土交通省 都市局 街路交通施設課
phone 03-5253-8111(内線 32-845)　fax 03-5253-1592

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●都市再生整備計画事業（社）

１．支援策の概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする制度です。

平成 16 年度に、「まちづくり交付金」制度として創設され、平成 22 年度より社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置づけられています。

２．支援策の内容

（１）概要

都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付。

（２）交付対象事業

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業、地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業　等
・誘導施設の整備については、都市再構築戦略事業を実施する場合についてのみ交付対象となる。なお、都市再構築戦略事業については、事業の目的や地域要件、提案事業が交付対象外となる等、一定の要件があるので、詳しくは社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－１０－(１)の７．を参照のこと。
・中心拠点誘導施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設）、
連携生活拠点誘導施設（医療施設、地域交流センター等）、
生活拠点誘導施設（医療施設、地域交流センター）、高齢者交流拠点誘導施設
・市町村の提案に基づく事業、各種調査や社会実験等のソフト事業

（３）交付期間

概ね３～５年

（４）国費率

事業費に対して概ね４割（交付金の額は一定の算出方法により算出）

※都市再構築戦略事業は国費率１／２。

３．問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課
phone 03-5253-8111(内線 32-737)　fax 03-5253-1591

市	都	街	経	公
(1)	(2)①		(2)②	(3)

●市街地再開発事業等（社・防）

《市街地再開発事業》

１．支援の概要

空洞化が進行する中心市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する市街地再開発事業に係る施設建築物の整備等に対して支援を行います。

２．支援策の内容

（１）支援対象

地方公共団体、市街地再開発組合等

（２）支援を受けるための要件

市街地再開発事業の交付対象要件を満たす必要があります。

１　既に都市計画決定がなされた地区又は採択年度内に都市計画決定がなされることが確実と見込まれる地区において行われるもの。

２　再開発促進地区、都市機能誘導区域内等において行われる事業であること。

３　施行区域が原則として 5,000 ㎡以上であること（住宅局所管の市街地再開発組合及び再開発会社が施行者である事業の場合。）。等

（３）交付対象経費

調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費、防災性能強化費等

（４）交付率

1/3（市街地再開発組合等に対しては、国 1/3、地方公共団体 1/3）

＊　上記のほか、都市計画道路等の整備に要する費用に対する交付（公共施設管理者負担金に対する交付金、交付率 1/2 等。）がある。

３．問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課
phone 03-5253-8111(内線 32-745)　fax 03-5253-1591
国土交通省 住宅局 市街地建築課
phone 03-5253-8111(内線 39-654)　fax 03-5253-1631

（参考）市街地再開発事業とは

１．市街地再開発事業のしくみ

○　敷地を共同化し、高度利用することにより、公共施設用地を生み出す。

○　従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる（権利床）。

○　高度利用で新たに生み出された床（保留床）を処分し、事業費に充てる。

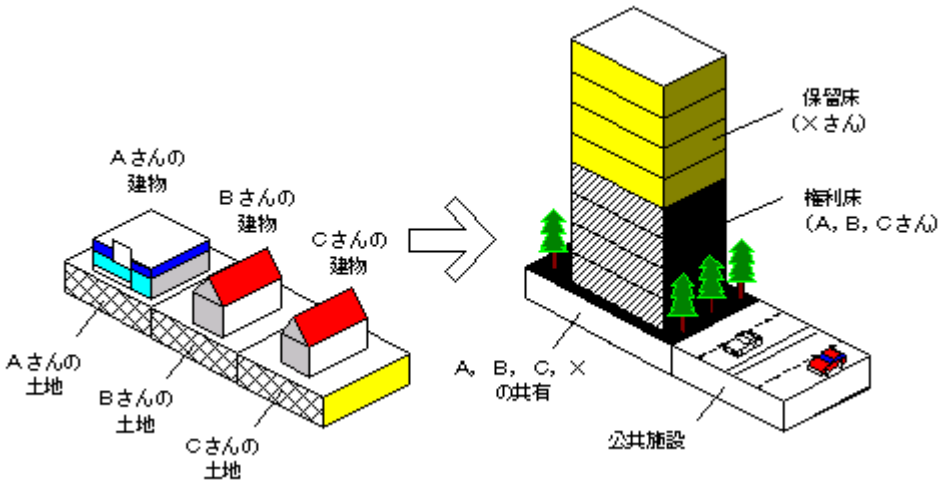

２．事業の種類

○　第一種市街地再開発事業〈権利変換方式〉

権利変換手続きにより、従前建物、土地所有者等の権利を再開発ビルの床に関する権利に原則として等価で変換する。

○　第二種市街地再開発事業〈管理処分方式（用地買収方式）〉

公共性・緊急性が著しく高い事業で、一旦施行地区内の建物・土地等を施行者が買収又は収用し、買収又は収用された者が希望すれば、その対償に代えて再開発ビルの床を与える。

３．施行者

市街地再開発事業の施行者は、個人（第一種のみ施行）、組合（第一種のみ施行）、再開発会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等である。

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●都市再生区画整理事業（社・防）

１．支援策の概要

空洞化が進行する中心市街地や、防災上危険な密集市街地など都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行う土地区画整理事業に対して助成を行うことにより、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を支援する制度です。

２．支援策の内容

（１）事業者

地方公共団体、土地区画整理組合　等

（２）対象事業

①地区要件

［一般地区］

直前の国勢調査に基づくＤＩＤに係る地区（重点地区については、施行後直近の国勢調査に基づくＤＩＤに含まれると見込まれる区域を含む）、かつ、次の要件を全て満たす地区

（イ）施行前の公共用地率 15%未満（中心拠点区域又は生活拠点区域の区域内において、都市再構築戦略事業【人口密度維持タイプ】事業として実施されるものにあっては20%未満）ただし、幹線道路等を除く。拠点的市街地形成重点地区において、狭隘道路等を解消するとともに公益施設を整備する事業については、道路幅員 6m未満（住宅地においては4m未満とする）の狭隘道路等についても除く。

（ロ）市町村の都市計画に関する基本方針、都市再生整備計画等法に基づく計画に位置づけ

［重点地区］

（ア） 都市機能誘導重点地区

一般地区に係る要件を満たし、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内で行われる土地区画整理事業の地区。

（イ） 拠点的市街地形成重点地区

一般地区に係る要件を満たし、かつ以下の①から⑤のいずれかに係る地区

①都市再生緊急整備地域

②都市再開発方針２号、２項地区

③都市鉄道等利便増進法に基づく交通結節機能高度化構想区域

④バリアフリー基本構想区域

⑤市町村の都市計画に関する基本方針等において位置付けられた地域の拠点

その他、重点地区には安全市街地形成重点地区、歴史的風致維持向上重点地区があり、それぞれの要件が存在します。

②面積要件

指定容積率（予定を含む。）／100%×（地区面積）≧2.0ha*

＊一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複

数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の１／２以上が土地区画整理事業により整備される場合を含む

＊安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業については、
指定容積率（予定を含む。）／100％×（地区面積）≧1.0ha とする。

＊拠点的市街地形成重点地区において、狭隘道路等を解消するとともに公益施設を整備する事業については、
指定容積率（予定を含む。）／100％×（地区面積）≧1.0ha とする。

＊中心拠点区域又は生活拠点区域の区域内において都市再構築戦略事業【人口密度維持タイプ】事業として実施されるものにあっては、
指定容積率（予定を含む。）／100％×（地区面積）≧0.5ha とする。

（３）交付対象

土地区画整理事業費

（調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、公開空地整備事業費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費、機械器具費、公共施設充当用地取得費）

（４）国費率

一般地区：1/3

重点地区：1/2

３．問い合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課
phone 03-5253-8111(内線 32-733)　fax 03-5253-1591

市	都	街	経	公
(1)	(2)①		(2)②	(3)

●都市公園・緑地等事業（社）

１．支援策の概要

商店街等の中心市街地の活性化に資する公園・緑地の整備について支援を行います。

例：中心市街地活性化広場公園整備事業

２．支援策の内容

（１）対象者

地方公共団体

（２）交付対象経費と交付率

1)施設の整備に要する費用にあっては当該費用の 1/2

2)用地の取得に要する費用にあっては当該費用の 1/3

（３）中心市街地活性化広場公園整備事業の対象地区

ア．地区の要件

・中心市街地法に基づく基本計画に位置づけられた地区を含む地区で３箇所以上の公園・緑地の整備を行うもの。

イ．事業箇所の要件

・１箇所当たりの面積が 500 ㎡以上であること。

・都市計画決定されていない公園、緑地を含む。ただし、事業完了後、都市公園として管理するものであること。

３．問合せ先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

phone 03-5253-8111(内線 32-953)　fax 03-5253-1593

市	都	街	経	公
(1)	(2)①		(2)②	(3)

●下水道事業、都市水環境整備下水道事業（社・防）

１．支援策の概要

中心市街地の環境改善や防災機能の向上を図るため、汚水処理整備をはじめ、浸水被害の防止、地震対策及び再生水のせせらぎ水路への活用等を目的とした下水道整備に対して支援を行います。

２．支援策の内容

（１）事業主体

主に市町村

（２）対象施設

下水道の管渠、終末処理場等

（３）国費率

管渠の整備、終末処理場の用地買収、ポンプ場の整備等　1/2

終末処理場の処理施設の整備等　5.5/10

（４）その他

再生水や雨水を再利用したせせらぎ水路等の良好な水辺空間の創出を行う場合は「新世代下水道支援事業制度」等を活用することとなります。当該制度では、この他に、下水熱の地域冷暖房等への活用、下水道管渠を光ファイバー収容空間として利用し情報化社会構築への支援等を実施する事業主体に対しても支援を行っています。（詳しくは担当課までお問い合わせください。）

また、支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「Ⅳ認定申請マニュアル」（Ⅳ-2）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）

②防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）

３．問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課

phone 03-5253-8111(内線 34-235)　fax 03-5253-1597

市	都	街	経	公
(1)	(2)①		(2)②	(3)

●河川事業（社・防）

１．支援策の概要

中心市街地における洪水の防止や地域のまちづくりと一体的に実施する河川の整備及び環境整備を行うものに支援を行います。

２．支援策の内容

（１）事業主体

河川管理者

（２）対象事業

以下のいずれかに該当し国の負担・補助等があるものが対象となります。

①中心市街地の区域内の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に効果のある事業であること。

②中心市街地の区域内の河川において、水辺空間の再生や地域住民等による施設の利活用を図るために実施する事業であること。

（３）国費率

各種河川事業に基づく

※地方公共団体向け補助金のうち、一部個別補助金として残るものもある。

（４）その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「Ⅳ認定申請マニュアル」（Ⅳ-2）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（河川事業）

②防災・安全交付金（河川事業）

３．問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

phone 03-5253-8111(内線 35-445)　fax 03-5253-1603

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課

phone 03-5253-8111(内線 35-543)　fax 03-5253-1604

市	都	街	経	公
(1)	(2)①		(2)②	(3)

●住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（社・防）

１．支援策の概要

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住空間の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川の整備に対して支援を行います。

２．支援策の内容

（１）事業主体

河川管理者

（２）対象事業

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住空間の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、基本計画等又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置付けられているものが対象となります。

（３）国費率

各種河川事業に基づく

※地方公共団体向け補助金のうち、一部個別補助金として残るものもある

（４）その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「Ⅳ認定申請マニュアル」（Ⅳ-2）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）

②防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）

３．問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課

phone 03-5253-8111(内線 35-543)　fax 03-5253-1604

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●住宅市街地基盤整備事業（社・防）

１．支援策の概要

住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅建設事業及び宅地開発事業（住宅宅地事業）並びに住宅ストックを有効活用するための改善事業の推進を図るため、これに関連する公共施設等を整備するものについて、総合的に支援を行います。

２．支援策の内容

（１）事業主体

地方公共団体等

（２）対象地域

住生活基本計画に定める重点供給地域等

（３）交付対象

公共施設整備　等

（４）国費率

公共施設整備：通常の国庫補助事業と同じ交付率　等

（５）その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「Ⅳ認定申請マニュアル」（Ⅳ-2）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）

②防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）

３．問合せ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室
phone 03-5253-8111(内線 39-395)　fax 03-5253-1628

市	都	街	経	公
(1)	(2)①		(2)②	(3)

●バリアフリー環境整備促進事業（社・防）

１．支援策の概要

バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定、及び基本構想等に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備に対し支援を行います。

２．支援策の内容

（１）対象者

地方公共団体
独立行政法人都市再生機構
民間事業者等
協議会

（２）対象地域

移動システム等整備事業にあっては下記①及び②を、認定特定建築物等整備事業のうち認定特定建築物の建築に関する事業にあっては下記の①、既設の特別特定建築物の改修に関する事業にあっては下記③の区域を対象とします。

① 三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、人口５万人以上の市の区域、一定の要件を満たす都市機能誘導区域等
② 公共的な特定建築物又は専ら高齢者等が利用する施設が整備等される区域で、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保する必要性が高い区域であること
③ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場へのアクセス経路沿道、又は国の制度に基づき 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連してバリアフリー化の取組みが必要とされる区域又は建築物の敷地

（３）交付対象

① 移動システム等整備事業
○基本構想等の策定
○移動システム等の整備
・屋外の移動システム（スロープ、エレベーター等）の整備
・建築物の新築又は改修に伴う一定の屋内の移動システムの整備
・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）の整備
・移動ネットワークの一部を形成する身体障害者用駐車施設の整備

② 認定特定建築物等整備事業
○認定特定建築物等に係る以下の整備費
・屋外の移動システムの整備
・屋内の移動システム（特別特定建築物の用途（店舗、飲食店、ホテル等専ら商業用に供するものを除く）に至る経路に係るものに限る。）の整備
・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）の整備

（４）国費率

1/3

３．問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課

phone 03-5253-8111(内線 39-654)　fax 03-5253-1631

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●優良建築物等整備事業(社・防)

１．支援策の概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行います。

２．支援策の内容

（１）対象者

地方公共団体
独立行政法人都市再生機構※
地方住宅供給公社
民間事業者等
※個別補助金で支援

（２）対象地域

三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、地方拠点都市地域、中心市街地、市街地総合再生計画区域、都市機能誘導区域内の公共交通要件を満たす区域　等

（３）事業タイプ

イ　優良再開発型

a 共同化タイプ　２人以上の地権者が敷地の共同化により建築物を整備する事業
b 市街地環境形成タイプ　良好な景観の形成等に配慮した協調的な建築物を整備する事業
c マンション建替タイプ　区分所有者が老朽化した共同住宅を建替する事業

ロ　市街地住宅供給型

a 中心市街地共同住宅供給タイプ　→●中心市街地共同住宅供給事業を参照

ハ　既存ストック再生型　既存建築物ストックを、現在の居住ニーズにあったストックに再生するもの

ニ　都市再構築型　中心拠点誘導施設等の整備を行う事業

（４）交付対象

・調査設計計画費
・土地整備費
・共同施設整備費　等

（５）国費率

1/3

３．問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課
phone 03-5253-8111(内線 39-654)　fax 03-5253-1631

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●住宅市街地総合整備事業（社・防）

１．支援策の概要

中心市街地等の既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進等を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等について総合的に助成を行います。

２．支援策の内容

（１）事業主体

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

（２）対象地域（要件）

〈整備地区の要件〉

①重点整備地区を一つ以上含む地区であること。

②面積が概ね５ha 以上（重点供給地域は概ね２ha 以上）であること。

③原則として住宅戸数密度が 30 戸/ha 以上の地区（連坦して土地利用転換が見込まれる地区を除く）であること。（街なか居住再生型を除く）

〈重点整備地区の要件〉

①面積が概ね１ha 以上（重点供給地域は概ね 0.5ha 以上）であること。

②次のいずれかの要件に適合すること。

ａ．拠点開発型（三大都市圏の既成市街地等において、原則として概ね１ha 以上かつ面積20%以上の拠点的開発を行う区域を含むこと）

ｂ．密集住宅市街地整備型（換算老朽住宅戸数 50 戸以上（重点供給地域は 25 戸以上）で、住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上であること）

ｃ．街なか居住再生型（中心市街地において、概ね 50 戸以上かつ 10 戸/ha 以上の住宅整備が見込まれること（ただし面積は概ね 30ha 以下））

（３）交付対象

①整備計画策定等事業（整備計画、事業計画策定等）

②市街地住宅等整備事業（調査設計計画、共同施設整備、公共空間整備等）

③居住環境形成施設整備事業（老朽建築物除却、地区公共施設整備等）

④延焼遮断帯形成事業（調査設計計画、土地整備、延焼遮断機能整備）

⑤住宅・建築物耐震改修事業（耐震改修等）

⑥民間賃貸住宅等家賃対策補助事業

⑦防災街区整備事業（調査設計計画、土地整備、共同施設整備）

⑧都市再生住宅等整備（調査設計計画、 従前居住者用賃貸住宅整備等）

⑨関連公共施設整備（道路、都市公園、下水道、 河川等）

⑩街なみ環境整備（地区施設、修景施設等の整備等）

⑪公営住宅整備事業等（公営住宅、 地域優良賃貸住宅の整備等）

⑫住宅地区改良事業等（住宅地区改良事業、改良住宅等改善事業等）

（４）国費率

事業主体により国費率が異なります。

（３）国費対象番号 ①～②、⑦： 1/3、1/2

③： 1/3、1/2、2/5

④、⑤： 1/3

⑥： 1/2

⑧： 1/3、1/2、2/3

⑨～⑫： 通常事業の交付率に準ずる

３．問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室

phone 03-5253-8111(内線 39-677)　fax 03-5253-1631

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●地域住宅計画に基づく事業（社・防）

１．支援策の概要

地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進することを支援するため、交付金を交付します。

２．支援策の内容

（１）交付対象者

地方公共団体（都道府県、市町村）

（２）交付対象事業

地域住宅計画に基づき実施される以下の事業等

①基幹事業

- 地域住宅政策推進事業
- 公営住宅整備事業等
- 住宅地区改良事業等
- 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）
- 都心共同住宅供給事業
- 市街地再開発事業
- 優良建築物等整備事業
- 住宅・建築物安全ストック形成事業
- 住宅市街地基盤整備事業
- 公的賃貸住宅家賃低廉化事業
- 災害公営住宅家賃低廉化事業

②効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

（３）国費率

国費算定対象事業費の原則 50%を助成

（４）その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「Ⅳ認定申請マニュアル」（Ⅳ-2）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（○○事業））

②防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業（○○事業））

３．問合せ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課

phone 03-5253-8111(内線 39-345)　fax 03-5253-1628

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●街なみ環境整備事業（社・防）

１．支援策の概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成するための支援を行います。

２．支援策の内容

（１）事業主体

市町村、法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会

（２）対象地域（要件）

〈街なみ環境整備促進区域の要件〉

①面積が 1ha 以上であること。

②次のいずれかの要件に該当する区域。

ａ．接道不良住宅*率 70%以上かつ、住宅密度 30 戸/ha 以上

ｂ．区域内の幅員 6m 以上の道路の延長が区域内の道路総延長の 1/4 未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の 3%未満である区域

ｃ．景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

*接道不良住宅とは、幅員 4m 以上の道路に接していない住宅をいう

〈街なみ環境整備事業地区〉

①街なみ環境整備促進区域において、地区面積が 0.2ha 以上であること。

②街づくり協定が締結されていること。ただし、景観計画、景観地区、歴史的風致維持向上計画の重点区域が定められている場合等には、街づくり協定が締結されているものとみなす。

（３）交付対象

①協議会活動助成事業

②整備方針策定事業

③街なみ整備事業（事業計画策定費、地区施設整備費、地区防災施設整備費等）

④街なみ整備助成事業（門、塀等移設費、分筆登記費、修景施設整備費等）

（４）国費率

1/2、1/3

３．問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室

phone 03-5253-8111(内線 39-677)　fax 03-5253-1631

市	都	街	経	公
(1)	(2)①		(2)②	(3)

●港湾事業（社・防）

１．支援策の概要

中心市街地の活性化に資する港湾施設の整備に対して支援を行います。

２．支援策の内容

（１）事業主体

港湾管理者

（２）交付対象

中心市街地の活性化に資する港湾事業

（３）国費率

各事業の国費率による

（４）その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「Ⅳ認定申請マニュアル」（Ⅳ－2）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（港湾事業）

②防災・安全交付金（港湾事業）

※港湾管理者が実施する事業

３．問合せ先

国土交通省 港湾局 計画課

phone 03-5253-8111(内線 46-324)　fax 03-5253-1650

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援（法）

１．支援策の概要

優良な民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構（以下「民間都市機構」という。）による以下の支援を行います。

まち再生出資業務

…都市再生に資する優良な民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、当該事業を行う民間事業者に対して、民間都市機構が当該事業の施行に要する費用の一部を出資等により支援するもの

２．支援策の内容

＜対象事業者＞

・民間事業者（ＳＰＣ）

＜対象区域＞

・都市再生整備計画の区域、都市機能誘導区域等

＜対象事業＞

・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと

・事業用地が 0.2 ヘクタール以上であること（医療・福祉、教育文化、商業の施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は 500 ㎡以上）

※　三大都市圏の既成市街地等内は原則 0.5 ヘクタール以上

※　都市機能誘導区域内は 0.1 ヘクタール以上(誘導施設※1を含む事業は 500 ㎡以上)

＜支援限度額＞

・次の①～③のうち、最も少ない額

① 総事業費の 50%

② 資本の 50%　（東日本大震災の被災地においては 80%）

③ 公共施設等※2の整備費　（都市機能誘導区域内は、公共施設等 ＋誘導施設※1）

＜その他支援条件＞

・竣工後 10 年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること。

※１：支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。

※２：公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）及び建築利便施設（エレベーター、共用通路等）を含む。

３．問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室

phone 03-5253-8111(内線 32-533)　fax 03-5253-1589

市	都	街	経	公
(1)	(2)①		(2)②	(3)

●都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））（貸）

１．支援策の概要

地方公共団体等に対し、道路、広場、駐車場、面整備の種地、代替地等中心市街地の整備改善に必要な土地の買取りに必要な資金を長期低利で貸し付けます。

２．支援策の内容

（１）対象者

地方公共団体、地方公共団体を通じ中心市街地整備推進機構

（２）対象都市

人口 10 万人以上の都市、地方拠点都市地域の中心となる都市

（３）対象用地

認定基本計画に定める認定中心市街地（３ha 以上であること等一定の条件を満たすもの）の区域内の土地（買取りを予定する用地の１／２以上が公共公益施設であること。）

（公共公益施設の例）

道路、鉄道、駐車場、公園、緑地、下水処理場、学校、図書館、病院、公営住宅、防災センター等。これらの施設の整備に伴う代替地。

（４）償還期間

10 年以内（４年以内の据置期間を含む。）

（５）償還方法

元金均等半年賦償還

（６）融資率

100％

（７）融資利率

０．０１％（平成２９年４月１日現在）

※金利は随時変動しますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

３．問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-754)　fax 03-5253-1591

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）（貸）

１．支援策の概要

エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対して、無利子で貸し付けを行います。

２．支援策の内容

（１）対象者

地方公共団体を通じ、都市再生推進法人又はまちづくり法人

（２）対象地域

良好な都市環境が創出される地区（都市再生緊急整備地域の区域、歴史的風致維持向上計画の区域、都市機能誘導区域（鉄道・地下鉄駅から半径 1km の範囲内、バス・軌道の停留所・停車場から半径 500m の範囲内の区域）等）

（３）対象事業

エリアマネジメント活動を目的とした都市環境維持・改善事業のうち以下のａ）、ｂ）を満たすもの

ａ）市町村が地域住民・民間事業者等と共同で策定した、エリアマネジメントにかかる計画を含む「都市再生整備計画（国土交通大臣に送付することにより都市再生整備計画の提出とみなされる立地適正化計画を含む。）」にもとづくもの

ｂ）ａ）の都市再生整備計画区域内における以下のもの

イ　都市開発事業

ロ　公共施設とこれに準ずる駐車場、その他都市利便施設整備事業

（４）償還期間

10 年以内（４年以内の据置期間を含む。）

（５）償還方法

元金均等半年賦償還

（６）国の貸付率

地方公共団体の貸付額の１／２以内（事業に要する額の１／４以内）

３．問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

phone 03-5253-8111(内線 32-553)　fax 03-5253-1589

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●民間まちづくり活動促進・普及啓発事業（補）

１．支援策の概要

市民・企業・NPO などの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に対し補助を行います。

２．支援策の内容

（１）事業主体

都市再生推進法人、社会実験・実証事業等協議会※又は民間事業者等

※景観協議会、市町村都市再生協議会

（２）対象地域

①のいずれかに該当する地区であって、かつ、②のいずれかに該当する地区とする。

①・都市再生緊急整備地域

・認定歴史的風致維持向上計画の重点区域

・観光圏整備計画に定める滞在促進地区内で認定観光圏整備実施計画に係る区域

・都市再開発方針が定められた区域

・景観計画の区域又は景観地区

・地区計画の区域として位置づけられた区域（位置づけられることが確実な区域も含む。）

・立地適正化計画の都市機能誘導区域（計画に定める見込み区域も含む）

②・現にある良好な都市機能及び都市環境を保全する必要があると認められる土地の区域

・公共公益施設の整備等に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な都市機能及び都市環境を創出する必要があると認められるもの

・地域の土地利用の動向等からみて、都市機能及び都市環境が悪化するおそれがあると認められる土地の区域

（３）補助対象

社会実験・実証事業等

民間まちづくり計画に基づく、民間の担い手が主体となった都市施設の整備・管理の本格実施に先立ち必要な社会実験、実証事業又は意識啓発等のソフト活動等に要する経費。

（４）国費率

・都市再生推進法人　　１／２以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

・社会実験・実証事業等協議会　１／２以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

・民間事業者等（地方公共団体から間接補助）

１／３以内かつ、地方公共団体が補助する額の１／２以内

各種条件があるので、詳細は「民間まちづくり活動促進事業制度要綱」「民間まちづくり活動促進事業交付要綱」を確認すること。

３．問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課
phone 03-5253-8111(内線 32-575)　fax 03-5253-1589
国土交通省 都市局 都市計画課
phone 03-5253-8111(内線 32-653)　fax 03-5253-1590
国土交通省 都市局 市街地整備課
phone 03-5253-8111(内線 32-745・32-733)　fax 03-5253-1591
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
phone 03-5253-8111(内線 32-984・32-963)　fax 03-5253-1593

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●鉄道駅総合改善事業費補助（補）

１．支援策の概要

【次世代ステーション創造事業】

駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るために、地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会（「駅まち会議」）において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や駅空間高度化機能施設の整備に対して支援を行います。

２．支援策の内容

（１）対象者

鉄軌道事業者

（２） 対象事業

駅改良及び駅改良と併せて行うバリアフリー施設、駅空間高度化機能施設の整備

①駅改良

・ホーム・コンコースの拡幅等による安全性・利便性の向上

・跨線橋や人工地盤等の整備

②バリアフリー化

・バリアフリー施設（エレベーター、ホームドア、多機能トイレ等）の整備

③駅空間高度化機能施設の整備

・生活支援機能施設（保育所、病院等）

・観光案内施設（観光案内所、手荷物預かり所等）

（３）補助率

補助対象経費の 1/3 以内

３．問合せ先

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課　駅機能高度化推進室

phone 03-5253-8111(内線 40-613)　fax 03-5253-1635

市	都	街	経	公
(1)	(2)①		(2)②	(3)

●鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）（補）

１．支援策の概要

踏切道における事故の防止と交通の円滑化を図るため、踏切遮断機や警報機の設置、障害物検知装置等の高規格保安設備の整備等に係る費用に対し補助を行います。

２．支援策の内容

（１）事業主体

鉄道事業者

（２）補助率

国：1/2 又は 1/3、地方公共団体：1/3

３．問合せ先

国土交通省 鉄道局 施設課

phone 03-5253-8111(内線 40-862)　fax 03-5253-1634

市	都	街	経	公
(1)	(2)①		(2)②	(3)

●地下鉄など鉄道整備に対する補助（補）

都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）／幹線鉄道等活性化事業費補助

１．支援策の概要

大都市圏における交通混雑の緩和、都市機能の維持・増進、空港利用者等の利便性の確保及び鉄道の利用者利便の増進を図るため、地下鉄整備事業、空港アクセス鉄道等整備事業、コミュニティ・レール化を行う事業等に対し、補助を行います。

２．支援策の内容

（１）都市鉄道整備事業費補助

・地下高速鉄道整備事業費補助

① 対象者

公営事業者、準公営事業者、東京地下鉄（株）

② 補助率

国：補助対象建設費の 35%（地方公共団体も同様の補助を実施）

・空港アクセス鉄道等整備事業費補助

① 対象者

公営事業者、準公営事業者

② 補助率

国：補助対象建設費の 15%（ニュータウン鉄道）

国：補助対象建設費の 18%（空港アクセス鉄道）

但し、大臣が定める事業については 1/3

（地方公共団体も同様の補助を実施）

（２）幹線鉄道等活性化事業費補助

① 対象者

既存路線の利便性向上等を図り、コミュニティ・レール化を行う地域公共交通活性化・再生法に基づく法定協議会又は第３セクター等

幹線鉄道の高速化、貨物鉄道の旅客線化等を行う第３セクター

② 補助率

コミュニティ・レール化　：国 1/3（地方公共団体も同様の補助を実施）

高速化、旅客線化　：国 2/10（地方公共団体も同様の補助を実施）

まちづくり連携高速化事業　：国 1/3（地方公共団体も同様の補助を実施）

乗継円滑化事業　：国 2/10（地方公共団体も同様の補助を実施）

３．問合せ先

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課

phone 03-5253-8111(内線 40-432)　fax 03-5253-1635

国土交通省 鉄道局 鉄道事業課　地域鉄道支援室

phone 03-5253-8111(内線 40-664)　fax 03-5253-1635

国土交通省 鉄道局 幹線鉄道課

phone 03-5253-8111(内線 40-322)　fax 03-5253-1635

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課　駅機能高度化推進室

phone 03-5253-8111(内線 57-852)　fax 03-5253-1635

市	都	街	経	公
(1)	(2)①		(2)②	(3)

●都市鉄道利便増進事業費補助（補）

１．支援策の概要

相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワーク（既存ストック）を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する事業に対し支援を行います。

２．支援策の内容

（１）対象地域

以下のいずれかの地域

- 首都圏の既成市街地又は近郊整備地帯
- 中部圏の都市整備区域
- 近畿圏の既成都市区域又は近郊整備区域
- 政令指定都市

（２）補助対象施設

都市鉄道等利便増進法による国土交通大臣の認定を受けた計画に基づく以下の事業において整備される鉄道施設（附帯施設を含む。）

・連絡線、相互直通施設又は追越施設の整備
・既設駅の改良

（３）補助対象事業者

第三セクター等公的主体（補助対象施設を整備する主体）

（４）補助率

補助対象経費の３分の１以内（地方公共団体と同額）

３．問合せ先

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課
phone 03-5253-8111（内線 40-454）　fax 03-5253-1635
国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室
phone 03-5253-8111（内線 57-852）　fax 03-5253-1635

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②		(3)

●地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備(直)

１．支援策の概要

地域のまちづくり計画をふまえ、地域内の重要な交流拠点となる官庁施設の整備を地方公共団体と連携しながら推進します。

２．支援策の内容

（１）対象施設

国の合同庁舎及び単独庁舎で、施設整備の計画が中心市街地の適切な位置にあるもの。

（２）整備の方針

① 官庁施設の効果的な整備

中心市街地の活性化等に資する官庁施設整備を地域と連携し効果的に実施。

② 地域における連携

地域の交流拠点として中心市街地の活性化に資する官庁施設の整備について、施設整備の計画段階から地方公共団体等と連携を図りつつ、国公有財産の最適利用、地域の特色や創意工夫を活かした魅力と賑わいのある拠点の形成、人の移動の円滑化に配慮して進めることにより、地域のまちづくり計画を推進するための取組を支援します。

３．問合せ先

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 計画課
phone 03-5253-8111(内線 23-228)　fax 03-5253-1542

市	都	街	経	公
(1)	(2)①		(2)②	(3)

●地域公共交通確保維持改善事業（補）

地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業

1．支援策の概要

多様な関係者の連携により、地方バス路線などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援します。

2．支援策の内容

（1）対象者

①地域公共交通確保維持事業

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者、離島航路事業者、航空運送事業者　等

②地域公共交通バリア解消促進等事業

一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、一般乗用旅客自動車運送事業者、鉄軌道事業者、国内一般旅客定期航路事業を営む者、本邦航空運送事業者　等

③地域公共交通調査等事業

地域における協議会（地域公共交通再編実施計画の策定に必要な調査及び地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価の取組については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会に限る。）、地方公共団体

（2）対象事業（協議会の議論を経て定められた計画に位置づけのある以下の事業）

①地域公共交通確保維持事業

・地域をまたがる幹線バス交通ネットワークの確保・維持
・幹線交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通等の確保・維持
・離島の生活に必要不可欠な航路・航空路の確保・維持　等

②地域公共交通バリア解消促進等事業

・バス、タクシー、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等
・地域鉄道の安全性向上に資する設備整備等
・バリアフリー化されたまちづくりの一環として、ＬＲＴ、ＢＲＴの導入等公共交通の利用環境改善

③地域公共交通調査等事業

・計画策定：地域公共交通網形成計画の策定等
・計画推進：地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価

（3）補助率

①地域公共交通確保維持事業

1/2　等

②地域公共交通バリア解消促進等事業

1/3　等

③地域公共交通調査等事業

計画策定：1/2（上限額 1,000 万円）

計画推進：1/2

３．問合せ先

国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通支援課
phone 03-5253-8111(内線 54-806)　fax 03-5253-1513

中心市街地の活性化に関する促進税制特例

中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、 主に以下の税制上の特例が措置されている。

中心市街地活性化に協力的な民間事業者・地権者等を支援

国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域

中心市街地整備推進機構の活用

○認定中心市街地の区域内にある土地等が公共施設の整備等のために中心市街地整備推進機構に買い取られる場合の特例措置
【所得税・法人税：1,500万円特別控除】
○土地等を中心市街地整備推進機構に譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例措置
【軽減税率：所得税・個人住民税
（2,000万円以下の部分）14％】

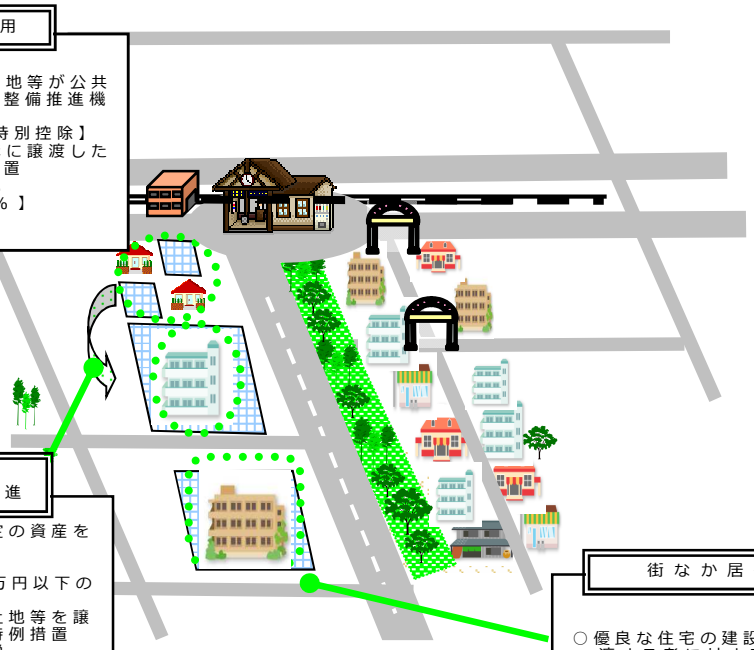

特定民間再開発事業及び特定の民間再開発事業の推進

○特定民間再開発事業のために特定の資産を買い換えた場合の特例措置
① 【課税繰延：所得税100％】
② 【軽減税率：所得税（6,000万円以下の部分）10％】
○特定の民間再開発事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例措置
【軽減税率：所得税・個人住民税
（2,000万円以下の部分）14％】

街なか居住の推進

○優良な住宅の建設事業に土地等を譲渡する者に対する特例
【課税繰延：所得税100％】

「人口減少社会」に対応した誰もが暮らしやすい「コンパクトなまちづくり」の実現

中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するために、以下の特例措置を講じています。

（ア）特定民間再開発事業における特定の資産の買換え等の特例①

（租税特別措置法第３７条の５）

特定民間再開発事業の用に供するために、認定中心市街地の区域内において特定の資産（事業用資産を除く。）を買い換えた場合に、所得税の課税繰延 100%の特例措置が適用されます。

本特例の適用を受けるためには、資産を譲渡し、当該譲渡を行った年の 12 月 31 日までに買換資産を取得しその買換資産を取得の日から１年以内に居住の用に供する（もしくは、供する見込みである）必要があります。

譲渡資産は、地上４階以上の中高層耐火建築物の建築をする特定民間再開発事業の用に供する土地（土地の上に存する権利を含む。）、もしくは、その土地の上に建てられた建物、構築物である必要があります。

ここでいう特定民間再開発事業とは以下の要件を満たす事業を指します。

- 事業区域面積が 1,000 ㎡以上
- 事業区域内に都市施設の用に供される土地または空地を確保する
- 事業区域の土地の従前地権者が二人以上
- 事業後の地権者が従前地権者一人以上を含む二人以上
- 上記要件を全て満たしていることについて都道府県知事が認定

買換資産は、当該中高層耐火建築物、もしくは、当該特定民間再開発事業が施行される地区内において、他の特定民間再開発事業等で建築された未使用の中高層耐火建築物である必要があります。

（イ）特定民間再開発事業における特定の資産の買換え等の特例②

（租税特別措置法第３７条の５）

前述の特定民間再開発事業の用に供するために、認定中心市街地の区域内の特定の資産を譲渡した者がやむを得ない事情により、買換資産を取得することが困難である事情があるとき、以下の特例措置が適用されます。

譲渡資産が、居住用資産の場合において、譲渡所得のうち 6,000 万円以下の部分について所得税 10%（本則 15%）の軽減税率が適用されます。

所得税の軽減税率措置を受ける場合、譲渡する居住用資産は譲渡した年の１月１日時点において所有期間が 10 年以下である必要があります。

買換資産を取得することが困難な事情とは、譲渡者又はその同居者が老齢である場

合又は身体上の障害を有する場合、当該中高層耐火建築物の用途がもっぱら業務の用に供する目的で設計されたものである場合、当該中高層耐火建築物の構造、配置、利用状況から居住の用に供することが困難であると認められる場合を指します。

（ウ）特定の民間再開発事業における土地等の譲渡の特例

（租税特別措置法第３１条の２）
（租税特別措置法第６２条の３）
（租税特別措置法第６８条の６８）
（地方税法附則第３４条の２）

特定の民間再開発事業の用に供するために、認定中心市街地の区域内において所有期間が５年を超える土地等を譲渡した場合に所得税、法人税、個人住民税の軽減措置が適用されます。

個人が譲渡した場合、当該譲渡所得の 2,000 万円以下の部分に関しては、所得税が 10%（本則 15%）、個人住民税が４％（本則５％）の軽減税率が適用されます。また、法人が譲渡した場合、法人税の５％追加課税の適用が除外されます。

本特例の適用を受けるためには、平成 31 年 12 月 31 日までの間に、土地（土地の上に存する権利を含む。）を譲渡する必要があります。

譲渡する土地は、認定中心市街地の区域内において地上階数４階以上の中高層耐火建築物を建築することを目的とする事業で、以下の要件を満たす事業の用に供する土地である必要があります。

・事業区域面積が 1,000 ㎡以上
・事業区域内に都市施設の用に供される土地または空地を確保する
・事業区域の土地の従前地権者が二人以上
・上記要件を全て満たしていることについて都道府県知事が認定

（エ）優良な住宅の建設事業を実施する者に土地等を譲渡する者に対する特例

（租税特別措置法第３７条の５第１項第２号）
（租税特別措置法第６５条の７）
（租税特別措置法第６８条の７８）

認定中心市街地の区域において、市町村長の認定を受けた優良な住宅の建設事業を実施する者に土地等を譲渡する者に対して、一定の要件を満たした場合に、所得税の課税繰延 100%の特例措置が適用されます。

本特例の対象は、個人が、中心市街地共同住宅供給事業（都市福利施設の整備を行う事業と一体的に行われるものに限る。）の区域内の土地等を耐火建築物又は準耐火

建築物に該当する共同住宅の建築をする事業の用に供するために譲渡した場合において、当該事業の施行により当該土地等の上に建築された共同住宅を取得し、かつ、当該個人の事業の用若しくは居住の用に供した場合等に限られます。

（オ）中心市街地整備推進機構に係る課税の特例措置①

（租税特別措置法第３４条の２）
（租税特別措置法第６５条の４）
（租税特別措置法第６８条の７５）

個人又は法人の有する土地等が地方公共団体又は一定の要件を満たす中心市街地整備推進機構に買い取られる場合に、所得の金額から 1,500 万円を控除する特例措置が適用されます。

本特例の適用は、地方公共団体又は市町村長の指定を受けた中心市街地整備推進機構が、中心市街地の活性化に関する法律に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画において定められた中心市街地の整備のために当該基本計画の内容に即して行う公共施設の整備等に関する事業の用に供するために、当該中心市街地の区域内にある土地等を買い取る場合に限られており、かつ、中心市街地整備推進機構については、解散した場合の残余財産の帰属等について一定の定めがある公益社団法人又は公益財団法人である必要があります。

（カ）中心市街地整備推進機構に係る課税の特例措置②

（租税特別措置法第３１条の２）
（租税特別措置法第６２条の３）
（租税特別措置法第６８条の６８）
（地方税法附則第３４条の２）

個人又は法人が、所有期間５年超の土地等を市町村長の指定を受けた中心市街地整備推進機構に譲渡した場合に、所得税、法人税、個人住民税の軽減措置が適用されます。

個人が譲渡した場合、当該譲渡所得の 2,000 万円以下の部分に関しては、所得税が 10%（本則 15%）、個人住民税が４％（本則５％）の軽減税率が適用されます。また、法人が譲渡した場合、法人税の５％追加課税の適用が除外されます。

本特例の適用を受けるためには、平成 31 年 12 月 31 日までの間に、土地（土地の上に存する権利を含む。）を譲渡する必要があります。

Ⅵ. 中心市街地活性化問い合わせ先一覧

○中心市街地活性化問い合わせ先一覧

（国土交通省関連）

国土交通省　都市局　まちづくり推進課
ＴＥＬ　０３－５２５３－８１１１（代表）
０３－５２５３－８４０７（直通）

北海道開発局　事業振興部　都市住宅課
ＴＥＬ　０１１－７０９－２３１１（代表）
０１１－７３８－０２３４（直通）

東北地方整備局　建政部　計画管理課
ＴＥＬ　０２２－２２５－２１７１（代表）

関東地方整備局　建政部　計画管理課
ＴＥＬ　０４８－６０１－３１５１（代表）
０４８－６００－１９０５（直通）

北陸地方整備局　建政部　計画・建設産業課
ＴＥＬ　０２５－２８０－８８８０（代表）
０２５－３７０－６５７１（直通）

中部地方整備局　建政部　計画管理課
ＴＥＬ　０５２－９５３－８５７１（直通）

近畿地方整備局　建政部　計画管理課
ＴＥＬ　０６－６９４２－１１４１（代表）
０６－６９４２－１０５６（直通）

中国地方整備局　建政部　計画・建設産業課
ＴＥＬ　０８２－２２１－９２３１（代表）
０８２－５１１－６１６５（直通）

四国地方整備局　建政部　計画・建設産業課
ＴＥＬ　０８７－８５１－８０６１（代表）
０８７－８１１－８３１４（直通）

九州地方整備局　建政部　計画・建設産業課
ＴＥＬ　０９２－４７１－６３３１（代表）
０９２－４７１－６３５５（直通）

内　閣　府　沖縄総合事務局　開発建設部　建設産業・地方整備課
ＴＥＬ　０９８－８６６－００３１（代表）
０９８－８６６－１９１０（直通）

（内閣府関連）

内閣府　地方創生推進事務局
ＴＥＬ　０３－５５１０－２１５１（代表）
０３－５５１０－２３３８（直通）
０３－５５１０－２２０９（直通）

※　相談いただく場合は、内容を漏れなく把握するため、メールでのご相談をお勧めします。
メールフォームはこちら https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/soudanform.html
来局されてのご相談を希望される場合は、相談時間の重複を避けるため、事前にメールまたは電話で来局される時間をご連絡いただきますようお願いします。

（経済産業省関連）

経済産業省　経済産業政策局　地域経済産業グループ　中心市街地活性化室
ＴＥＬ　０３－３５０１－３７５４

Ⅶ. 中心市街地の活性化に関する法律等

中心市街地の活性化に関する法律
（平成十年六月三日法律第九十二号）

最終改正：平成二七年九月一一日法律第六六号

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　基本方針（第八条）
第三章　基本計画の認定等（第九条―第十五条）
第四章　中心市街地の活性化のための特別の措置
　第一節　認定中心市街地における特別の措置（第十六条―第四十一条）
　第二節　認定民間中心市街地商業活性化事業に対する特別の措置（第四十二条―第四十七条）
　第三節　認定特定民間中心市街地活性化事業及び認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する特別の措置（第四十八条―第六十条）
　第四節　中心市街地の活性化のためのその他特別の措置（第六十一条―第六十五条）
第五章　中心市街地活性化本部（第六十六条―第七十五条）
第六章　雑則（第七十六条―第八十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上（以下「中心市街地の活性化」という。）を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（中心市街地）

第二条　この法律による措置は、都市の中心の市街地であって、次に掲げる要件に該当するもの（以下「中心市街地」という。）について講じられるものとする。

一　当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。

二　当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。

三　当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切で

あると認められること。

（基本理念）

第三条　中心市街地の活性化は、中心市街地が地域住民等の生活と交流の場であることを踏まえつつ、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることを基本とし、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、行われなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、中心市街地の活性化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、国の施策と相まって、効果的に中心市街地の活性化を推進するよう所要の施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第六条　事業者は、第三条の基本理念に配意してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する中心市街地の活性化のための施策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

（定義）

第七条　この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいい、「中小小売商業者」とは、主として小売業に属する事業を営む者であって、第四号から第七号までのいずれかに該当するものをいう。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五　資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時

使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六　企業組合

七　協業組合

八　事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

２　この法律において「商業基盤施設」とは、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設及び相当数の小売業の業務を行う者の業務の円滑な実施を図るための施設をいい、「商業施設」とは、小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設であって、商業基盤施設以外のものをいう。

３　この法律において「都市型新事業」とは、中心市街地に集まる一般消費者等の多様かつ高度な需要に即応して、新商品の生産若しくは新役務の提供又は商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式の改善を行う次に掲げる事業であって、中心市街地における事業の構造の高度化又は国民生活の利便の増進に寄与するものをいう。

一　主として一般消費者の生活の用に供される工業製品の製造又は加工の事業

二　役務をその媒体である物の提供を通じて提供する事業

４　この法律において「都市福利施設」とは、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市の居住者等の共同の福祉又は利便のため必要な施設をいう。

５　この法律において「公営住宅等」とは、地方公共団体、地方住宅供給公社その他公法上の法人で政令で定めるものが自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で建設する住宅をいう。

６　この法律において「中心市街地共同住宅供給事業」とは、この法律で定めるところに従って行われる共同住宅の建設及びその管理又は譲渡に関する事業並びにこれらに附帯する事業をいう。

７　この法律において「中小小売商業高度化事業」とは、次の各号に掲げる者が実施（第一号又は第二号に掲げる場合にあっては、第一号又は第二号に掲げる者の組合員又は所属員による実施を含む。）をする当該各号に定める事業をいう。

一　中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第四条第一項に規定する商店街振興組合等　主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う同項に規定する事業（事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。）

二　事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会　主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う店舗を一の団地に集団して設置する中小小売商業振興法第四条第二項に規定する事業

三　事業協同組合又は事業協同小組合　中小小売商業者である組合員のための中小小売商業振興法第四条第三項第一号に規定する共同店舗等（第六号において「共同店舗等」という。）の設置の事業

四　協業組合　中小小売商業振興法第四条第三項第二号に定める事業

五　二以上の中小小売商業者が合併をして設立された小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続している会社を含む。）当該会社の店舗等（中小小売商業振興法第四条第三項第二号に規定する店舗等をいう。次号において同じ。）の設置の事業

六　二以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社　当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む当該会社の店舗等の設置の事業

七　商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社であって政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）　商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するために行う中小小売商業振興法第四条第六項に規定する事業（事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。）

８　この法律において「特定商業施設等整備事業」とは、商業基盤施設又は相当規模の商業施設を整備する事業（前項に掲げるものを除く。）をいう。

９　この法律において「民間中心市街地商業活性化事業」とは、中心市街地における商業の活性化を促進するために行う次に掲げる事業であって、民間事業者が行うものをいう。

一　展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業

二　小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する研修その他の事業

１０　この法律において「中心市街地特例通訳案内士育成等事業」とは、通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、中心市街地における経済活力の向上を図るため、第三十六条第二項に規定する中心市街地特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業をいう。

１１　この法律において「特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一　中心市街地における都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設であって、相当数の企業等が利用するためのものを整備する事業

二　食品（飲食料品（花きを含む。）のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のものをいう。以下この号において同じ。）の小売業の業務を行う者（以下この号において「食品小売業者」という。）又は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人で食品小売業者を直接若しくは間接の構成員とするものの出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものが、相当数の食品小売業者の店舗が集積する施設で、当該施設と一体的に駐車場、休憩所その他の当該施設の利用者の利便の増進に資する施設が整備されているもの（これと一体的に設置される倉庫その他の食品に係る流通業務用の施設を含む。）を整備する事業で、中心市街地における食品の流通の円滑化に特に資するもの（第五十四条において「中心市街地食品流通円滑化事業」という。）

三　その全部又は一部の区間が中心市街地に存する路線に係る一般乗合旅客自動車運送事

業（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）を経営する者が当該事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業であって、国土交通省令で定めるもの

四　中心市街地における貨物の運送の効率化を図るために行う次に掲げる事業を併せて実施する事業（以下「貨物運送効率化事業」という。）

イ　特定の中心市街地から集貨された貨物の仕分又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分を専ら行うための次に掲げる施設であって政令で定めるものを整備する事業

（1）　貨物の積卸しのための施設

（2）　上屋又は荷さばき場

（3）　（1）又は（2）に掲げる施設に附帯する駐車場又は車庫

ロ　イに掲げる施設を利用して行う一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。）又は第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。以下同じ。）であって、国土交通省令で定めるもの

12　この法律において「特定民間中心市街地活性化事業」とは、中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び特定事業であって、民間事業者が行うものをいう。

13　この法律において「特定民間中心市街地経済活力向上事業」とは、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指した中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び第十一項第一号に掲げる事業であって、民間事業者が行うものをいう。

第二章　基本方針

第八条　政府は、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

二　中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三　中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項

四　中心市街地における土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する基本的な事項

五　中心市街地における都市福利施設を整備する事業に関する基本的な事項

六　公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の中心市街地における

住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する基本的な事項

七　中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

八　第四号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する基本的な事項

イ　公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業

ロ　特定事業

九　第四号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項

十　中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項

十一　特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項

十二　その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

3　政府は、基本方針を定めるに当たっては、前項第四号から第八号まで及び第十号に規定する事業及び措置が総合的かつ一体的に推進されるようこれを定めるものとする。

4　内閣総理大臣は、中心市街地活性化本部（第六十六条に規定する中心市街地活性化本部をいう。次条及び第十四条において同じ。）が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

5　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6　政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

7　第四項及び第五項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章　基本計画の認定等

（基本計画の認定）

第九条　市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2　基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　中心市街地の位置及び区域

二　土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

三　都市福利施設を整備する事業に関する事項

四　公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のため

の事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項（地方住宅供給公社の活用により中心市街地共同住宅供給事業を促進することが必要と認められる場合にあっては、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項）

五　中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

六　第二号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する事項

イ　公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業

ロ　特定事業

七　第二号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

八　中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

九　計画期間

3　前項各号に掲げるもののほか、基本計画を定める場合には、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　中心市街地の活性化に関する基本的な方針

二　中心市街地の活性化の目標

三　その他中心市街地の活性化に資する事項

4　第二項第二号から第六号までに掲げる事項には、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件（以下この項及び第四十一条において「施設等」という。）のうち、中心市街地の活性化に寄与し、道路（同法による道路に限る。第四十一条において同じ。）の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって、当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であって、同項又は同法第三十二条第三項の許可に係るものに関する事項を定めることができる。

5　基本計画は、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画との調和が保たれたものでなければならない。

6　市町村は、第一項の規定により基本計画を作成しようとするときは、第十五条第一項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されている場合には、基本計画に定める事項について当該中心市街地活性化協議会の意見を、同項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されていない場合には、第二項第五号に掲げる事項について当該市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会議所の意見を聴かなければならない。

7　市町村は、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実

施に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該地方住宅供給公社の同意を得なければならない。

8　市町村は、第四項に規定する事項を定めようとするときは、あらかじめ、道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の権限を有する道路管理者（同法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。第四十一条において同じ。）及び都道府県公安委員会の同意を得なければならない。

9　市町村は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、中心市街地において実施し又はその実施を促進しようとする中心市街地の活性化に係る事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この項において同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該市町村に対し、速やかに回答しなければならない。

10　内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、基本計画のうち第二項各号に掲げる事項（第四項の規定により同項に規定する事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　基本方針に適合するものであること。

二　当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

三　当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

11　内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、中心市街地活性化本部に対し、意見を求めることができる。

12　内閣総理大臣は、第十項の認定をしようとするときは、第二項第二号から第八号までに掲げる事項について、経済産業大臣、国土交通大臣、総務大臣その他の当該事項に係る関係行政機関の長（次条、第十二条及び第十三条において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

13　内閣総理大臣は、第十項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。

14　市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第六項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。

15　都道府県は、認定基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

（認定に関する処理期間）

第十条　内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第十項の認定に関する処分を行わなければならない。

2　関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第十項の認定に関する処

分を行うことができるよう、速やかに、同条第十二項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

（認定基本計画の変更）

第十一条　市町村は、認定基本計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

２　第九条第六項から第十五項まで及び前条の規定は、前項の認定基本計画の変更について準用する。

（報告の徴収）

第十二条　内閣総理大臣は、第九条第十項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）に対し、認定基本計画（認定基本計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

２　関係行政機関の長は、認定市町村に対し、認定基本計画（第九条第二項第二号から第八号までに掲げる事項に限る。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第十三条　内閣総理大臣は、認定基本計画が第九条第十項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

２　関係行政機関の長は、前項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

３　第九条第十三項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

４　市町村は、前項の規定により準用する第九条第十三項の規定により通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を、都道府県及び同条第六項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に通知するとともに、公表しなければならない。

（認定市町村への援助等）

第十四条　認定市町村は、中心市街地活性化本部に対し、認定基本計画の実施を通じて得られた知見に基づき、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、政府の中心市街地の活性化に関する施策の改善についての提案をすることができる。

２　中心市街地活性化本部は、前項の提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該認定市町村に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

３　国は、認定市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

４　前三項に定めるもののほか、国及び認定市町村は、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（中心市街地活性化協議会）

第十五条　第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

一　当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ　中心市街地整備推進機構（第六十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。次条、第十八条及び第十九条において同じ。）

ロ　良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であって政令で定める要件に該当するもの

二　当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ　当該中心市街地の区域をその地区とする商工会又は商工会議所

ロ　商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人等又は特定会社であって政令で定める要件に該当するもの

2　中心市街地において、第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業を実施しようとする者は、当該中心市街地において前項の規定による協議会が組織されていない場合にあっては、同項各号に掲げる者に対して、同項の規定による協議会を組織するよう要請することができる。

3　第一項各号に掲げる者は、同項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その旨及び内閣府令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

4　第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であって協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

一　当該中心市街地において第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業を実施しようとする者

二　前号に掲げる者のほか、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

三　当該中心市街地をその区域に含む市町村

5　前項に規定する者から同項の規定による申出があった場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

6　協議会は、必要があると認めるときは、第四項に規定する者に対し、協議会への参加を要請することができる。

7　協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の長並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年

法律第六十二号。第二十条において「民間都市開発法」という。）第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構の代表者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

8　協議会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を求めることができる。

9　協議会は、市町村に対し、第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について意見を述べることができる。

10　第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11　前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規約で定めるものとする。

第四章　中心市街地の活性化のための特別の措置

第一節　認定中心市街地における特別の措置

（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）

第十六条　認定基本計画において第九条第二項第二号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業であって土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画（認定基本計画において定められた中心市街地（以下「認定中心市街地」という。）の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体、中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、認定基本計画において第九条第二項第三号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）又は公営住宅等（認定基本計画において第九条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

2　土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第百八条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは「第三条第四項」と、「第百四条第十一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第十六条第二項において準用する第百四条第十一項」と読み替えるものとする。

3　施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する

者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。土地区画整理法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

4　土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

（路外駐車場についての都市公園の占用の特例等）

第十七条　市町村は、基本計画において、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備に関する事項を定めた場合であって、当該基本計画が第九条第十項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けたときは、同法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に関する事項の内容に即して、おおむねその位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を定めた路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めることができる。

2　市町村は、前項の規定により駐車場整備計画に都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要（以下この条において「特定駐車場事業概要」という。）を定めようとする場合には、当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、公園管理者（同法第五条第一項の公園管理者をいう。次項において同じ。）の同意を得なければならない。

3　前項の特定駐車場事業概要が定められた駐車場法第四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による駐車場整備計画の公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があった場合においては、当該占用が都市公園法第七条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、同法第六条第一項又は第三項の許可を与えるものとする。

（中心市街地公共空地等の設置及び管理）

第十八条　地方公共団体又は中心市街地整備推進機構は、認定中心市街地の区域内における国土交通省令で定める規模以上の土地又は建築物その他の工作物（以下この条において「土地等」という。）の所有者との契約に基づき、当該土地等に緑地、広場その他の公共空地、駐車場その他当該認定中心市街地の区域内の居住者等の利用に供する国土交通省令で定める施設（以下「中心市街地公共空地等」という。）を設置し、当該中心市街地公共空地等を管理することができる。

（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例）

第十九条　中心市街地整備推進機構が前条の規定により管理する中心市街地公共空地等内の樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法 の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び推進機構（中心市街地の活性化に関する法律第六十一条第一項の規定により指定され

た中心市街地整備推進機構をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「推進機構」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は推進機構」とする。

（民間都市開発法の事業用地適正化計画の認定の特例）

第二十条　認定中心市街地の区域内の民間都市開発事業（民間都市開発法第二条第二項に規定する民間都市開発事業をいう。）の用に供する一団の土地の形状、面積等を適正化する計画について、民間都市開発法第十四条の二第一項若しくは第二項又は第十四条の十三第一項の認定の申請があった場合における民間都市開発法第十四条の三の規定（民間都市開発法第十四条の十三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、民間都市開発法第十四条の三第一号中「次に掲げる」とあるのは、「次のイ、ハ及びニに掲げる」とする。

（都市計画に基づく事業の推進）

第二十一条　国及び地方公共団体は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、同法第七条の二 の都市再開発方針等又は同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に従い、認定基本計画の達成に資するため、土地区画整理事業又は市街地再開発事業の施行、道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（中心市街地共同住宅供給事業の計画の認定）

第二十二条　中心市街地共同住宅供給事業を実施しようとする者（地方公共団体を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、中心市街地共同住宅供給事業の実施に関する計画を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

２　前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域

二　共同住宅の規模及び配置

三　住宅の戸数並びに規模、構造及び設備

四　共同住宅の建設の事業に関する資金計画

五　住宅が賃貸住宅である場合にあっては、次に掲げる事項

イ　賃貸住宅の賃借人の資格並びに賃借人の募集及び選定の方法に関する事項

ロ　賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

ハ　賃貸住宅の管理の方法及び期間

六　住宅が分譲住宅である場合にあっては、次に掲げる事項

イ　分譲住宅の譲受人の資格並びに譲受人の募集及び選定の方法に関する事項

ロ　分譲住宅の価額その他譲渡の条件に関する事項

ハ　譲渡後の分譲住宅の用途を住宅以外の用途へ変更することを規制するための措置に関する事項

七　その他国土交通省令で定める事項

（認定の基準）

第二十三条　市町村長は、前条第一項の認定（以下この条から第二十九条までにおいて「計画の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る同項の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

一　第九条第二項第四号に掲げる事項として認定基本計画に定められているものに適合するものであること。

二　良好な住居の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。

三　都市福利施設（居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものに限る。以下この号及び第七号において同じ。）の整備と併せて建設し、又は都市福利施設と隣接し、若しくは近接するものであること。

四　共同住宅が地階を除く階数が三以上の建築物の全部又は一部をなすものであり、かつ、当該建築物の敷地面積が国土交通省令で定める規模以上であること。

五　住宅の戸数が、国土交通省令で定める戸数以上であること。

六　住宅の規模、構造及び設備が、当該住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

七　共同住宅の建設の事業（当該事業と併せて都市福利施設の整備を行う場合には当該都市福利施設の整備に関する事業を含む。）に関する資金計画が、当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。

八　住宅が賃貸住宅である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　賃貸住宅の賃借人の資格を、次の（1）又は（2）に掲げる者としているものであること。

（1）　自ら居住するため住宅を必要とする者

（2）　自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

ロ　賃貸住宅の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

ハ　賃貸住宅の賃借人の募集及び選定の方法並びに賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

ニ　賃貸住宅の管理の方法が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ホ　賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

九　住宅が分譲住宅である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　分譲住宅の譲受人の資格を、次の（1）から（3）までのいずれかに掲げる者としているものであること。

（1）　自ら居住するため住宅を必要とする者

（2）　親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

（3）　自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

ロ　分譲住宅の価額が、近傍同種の住宅の価額と均衡を失しないよう定められるものであるこ

と。

ハ　分譲住宅の譲受人の募集及び選定の方法並びに譲渡の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

ニ　譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十九条又は第七十六条の三第一項の規定による建築協定の締結により行われるものであることその他の国土交通省令で定める基準に従って行われるものであること。

（計画の認定の通知）

第二十四条　市町村長は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

（認定計画の変更）

第二十五条　計画の認定を受けた者（次条から第三十一条まで及び第八十二条において「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた第二十二条第一項の計画（第二十八条及び第三十一条において「認定計画」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2　前二条の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

（報告の徴収）

第二十六条　市町村長は、認定事業者に対し、中心市街地共同住宅供給事業の実施の状況について報告を求めることができる。

（地位の承継）

第二十七条　認定事業者の一般承継人又は認定事業者から中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域の土地の所有権その他当該中心市街地共同住宅供給事業の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

（改善命令）

第二十八条　市町村長は、認定事業者が認定計画（第二十五条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第三十一条において同じ。）に従って中心市街地共同住宅供給事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第二十九条　市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。

一　前条の規定による命令に違反したとき。

二　不正な手段により計画の認定を受けたとき。

2　第二十四条の規定は、市町村長が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

（費用の補助）

第三十条　地方公共団体は、認定事業者に対して、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

2　国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設された住宅の家賃又は価額）

第三十一条　認定事業者は、前条第一項の規定による補助に係る中心市街地共同住宅供給事業の認定計画に定められた賃貸住宅の管理の期間における家賃について、当該賃貸住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参酌して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

2　前項の賃貸住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があった場合として国土交通省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該賃貸住宅の建設に通常要すると認められる費用とする。

3　認定事業者は、前条第一項の規定による補助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設された分譲住宅の価額について、当該分譲住宅の建設に必要な費用、利息、分譲事務費、公課その他必要な費用を参酌して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

（資金の確保等）

第三十二条　国及び地方公共団体は、中心市街地共同住宅供給事業の実施のために必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。

（地方住宅供給公社の業務の特例）

第三十三条　地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項が定められた認定基本計画に係る認定中心市街地の区域内において、地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施並びに中心市街地共同住宅供給事業として自ら又は委託により行う共同住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び当該共同住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理の業務を行うことができる。

2　前項の規定により地方住宅供給公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び中心市街地の活性化に関する法律第三十三条第一項に規定する業務」とする。

（地方公共団体による住宅の建設）

第三十四条　地方公共団体は、中心市街地共同住宅供給事業の実施その他の認定中心市街地の区域内における住宅の供給の状況に照らして必要と認めるときは、良好な居住環境が確保された住宅の建設に努めなければならない。

2　国は、地方公共団体が認定中心市街地の区域内において第二十三条の基準に準じて国土交

通省令で定める基準に従い住宅の供給を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該住宅の建設に要する費用の一部を補助することができる。

（地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例）

第三十五条　認定市町村である市に対する地方住宅供給公社法第八条の規定の適用については、同条中「人口五十万以上の市」とあるのは、「人口五十万以上の市若しくは中心市街地の活性化に関する法律第十二条第一項に規定する認定市町村である市」とする。

（通訳案内士法の特例）

第三十六条　市町村が、基本計画において、中心市街地特例通訳案内士育成等事業を定めた場合であって、当該基本計画が第九条第十項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該中心市街地特例通訳案内士育成等事業に係る中心市街地特例通訳案内士については、次項から第十項まで、第八十一条、第八十二条（第三号から第五号までに係る部分に限る。）、第八十五条及び第八十六条に定めるところによる。

2　中心市街地特例通訳案内士は、その資格を得た認定中心市街地の区域において、報酬を得て、通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。第四項及び第六項において同じ。）を行うことを業とする。

3　中心市街地特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定は、適用しない。

4　第一項の認定を受けた市町村が行う当該認定に係る認定中心市街地の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該認定中心市街地の区域において、中心市街地特例通訳案内士となる資格を有する。

5　次の各号のいずれかに該当する者は、中心市街地特例通訳案内士となる資格を有しない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二　第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三　通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項おいて準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

七　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

八　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

九　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6　中心市街地特例通訳案内士は、その資格を得た認定中心市街地の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。

7　中心市街地特例通訳案内士は、その業務に関して中心市街地特例通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た認定中心市街地の区域を明示してするものとし、当該認定中心市街地の区域以外の区域を表示してはならない。

8　通訳案内士法第三章の規定は、中心市街地特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「中心市街地特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定市町村（中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する第十八条」と、同項並びに同法第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村の長」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「中心市街地特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

9　通訳案内士法第四章 の規定は、中心市街地特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村（中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村の長」と読み替えるものとする。

10　通訳案内士法第三十五条の規定は、中心市街地特例通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定市町村（中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けた市町村をいう。第三項において同じ。）の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定市町村の長」と読み替えるものとする。

（大規模小売店舗立地法の特例）

第三十七条　都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条、次条及び第六十五条において「都道府県等」という。）は、認定中心市街地の区域（当該区域内に第六十五条第一項の規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。）のうち、大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域（以下「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」という。）を定めることができる。

2　都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたときは、経済産業省令で定めるところにより、その内容を公告しなければならない。

3　前項の公告の日（第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、次条第一項において準用する前項の公告の日）以後は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域（第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、その変更後のもの）における大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第五条、第六条第一項から第四項まで、第七条から第十条まで、第十一条第三項、第十四条及び附則第五条の規定は、適用しない。

4　都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を作成しようとするときは、当該区域の存する認定市町村と協議しなければならない。

5　認定市町村は、認定基本計画を実施するため必要があると認めるときは、都道府県等に対し、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を記載した書面をもって第一種大規模小売店舗立地法 特例区域を定めるよう要請することができる。

6　都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催その他の住民等（当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域内に居住する者、当該区域において事業活動を行う者、当該区域をその地区に含む商工会又は商工会議所その他の当該区域に存する団体その他の当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者をいう。第八項及び第九項において同じ。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7　都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を公告し、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

8　前項の公告に係る第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案には、次項の規定により住民等が当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について都道府県等に意見を提出するに際し参考となるべき事項として経済産業省令で定めるものを記載した書類を添付しなければならない。

9　第七項の規定による公告があったときは、住民等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について、都道府県等に意見を提出することができる。

10　第一種大規模小売店舗立地法特例区域において大規模小売店舗を設置する者は、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営するよう努めなければならない。

11　前項の大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、当該大規模小売店舗を設置する者が同項の規定により適正な配慮をして行う当該大規模小売店舗の維持及び運営に協力するよう努めなければならない。

第三十八条　前条第二項及び第四項から第九項までの規定は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止について準用する。

2　第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止の際当該変更又は廃止により第一種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域において現に大規模小売店舗を設置している者は、前項において準用する前条第二項の公告の日以後最初に大規模小売店舗立地法第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨及び同項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県等に届け出なければならない。この場合においては、同法附則第五条の規定は、適用しない。

3　前項の規定による変更に係る事項の届出は、大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出とみなす。

4　第二項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出とみなす。ただし、同法第五条第三項及び第四項並びに第七条から第九条までの規定は、適用しない。

（機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務）

第三十九条　機構は、認定中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、認定中心市街地において、都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行う。

2　機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一　認定中心市街地における次に掲げる施設（イに掲げる施設にあっては、これと併せて整備

される商業施設を含む。）又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

イ　商業基盤施設

ロ　都市型新事業の技術に関する研究開発のための施設であって都市型新事業の技術に関する研究開発を行う者の共用に供するもの、都市型新事業の技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場又は都市型新事業に係る商品若しくは役務の展示及び販売若しくは提供のための施設

二　前項の規定により機構が行う都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は前号イ若しくはロに掲げる施設（以下この号において「工場等」という。）の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

三　前二号に掲げる業務に関連する技術的援助並びに中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための計画の策定に係る技術的援助

（共通乗車船券）

第四十条　運送事業者は、認定基本計画において第九条第二項第六号イに掲げる事項として定められた公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業を行うため、認定中心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地の区域内を移動する旅客を対象とする共通乗車船券（二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であって、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。）に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。

2　前項の届出をした者は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十六条第三項後段若しくは第三十六条後段、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第八条第一項後段（同法第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしたものとみなす。

（道路の占用の特例）

第四十一条　認定中心市街地の区域内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、認定基本計画の計画期間内に限り、認定基本計画に記載された第九条第四項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用（同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一　道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等（当該指定に係る種類のものに限る。）のためのものであること。

二　道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三　その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2　道路管理者は、前項第一号の道路の区域（以下この条において「特例道路占用区域」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3　道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

4　前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。

5　第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第四項の措置を記載した書面を添付して、」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

第二節　認定民間中心市街地商業活性化事業に対する特別の措置

（民間中心市街地商業活性化事業計画の認定）

第四十二条　民間中心市街地商業活性化事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、民間中心市街地商業活性化事業に関する計画（以下この条及び次条において「民間中心市街地商業活性化事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2　前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該民間中心市街地商業活性化事業計画に関し意見を付すことができる。

3　民間中心市街地商業活性化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　民間中心市街地商業活性化事業の目標及び内容

二　民間中心市街地商業活性化事業の実施時期

三　民間中心市街地商業活性化事業を行うのに必要な資金の額及び調達方法

4　経済産業大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その民間中心市街地商業活性化事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針のうち第八条第二項第七号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。

二　当該民間中心市街地商業活性化事業が確実に実施される見込みがあること。

5　経済産業大臣は、前項の認定を行ったときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。

（認定民間中心市街地商業活性化事業計画の変更等）

第四十三条　前条第四項の認定を受けた者（以下「認定民間中心市街地商業活性化事業者」という。）は、当該認定に係る民間中心市街地商業活性化事業計画（以下「認定民間中心市街地商業活性化事業計画」という。）を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければな

らない。

2　経済産業大臣は、認定民間中心市街地商業活性化事業者が作成した認定民間中心市街地商業活性化事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って民間中心市街地商業活性化事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

（機構の協力業務）

第四十四条　機構は、認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者の依頼に応じて、その行う民間中心市街地商業活性化事業（第七条第九項第二号に掲げる事業にあっては、中小小売商業者の経営のためにするものに限る。）に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第四十五条　中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一　中小企業者が認定民間中心市街地商業活性化事業計画に従って民間中心市街地商業活性化事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二　中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定民間中心市街地商業活性化事業計画に従って民間中心市街地商業活性化事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号及び次項において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2　前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（指導及び助言）

第四十六条　国及び地方公共団体は、認定民間中心市街地商業活性化事業者に対し、認定民間中心市街地商業活性化事業計画に係る事業を的確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第四十七条　経済産業大臣は、認定民間中心市街地商業活性化事業者に対し、民間中心市街地商業活性化事業の実施状況について報告を求めることができる。

第三節　認定特定民間中心市街地活性化事業及び認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する特別の措置

（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定）

第四十八条　特定民間中心市街地活性化事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者（第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者を、同項第七号に定める事業を実施しようとする場合にあっては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項に規定する事業及び同条第十一項各号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「特定民間中心市街地活性化事業者」という。）は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地活性化事業に関する計画（以下「特定民間中心市街地活性化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

２　前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定民間中心市街地活性化事業計画に関し意見を付すことができる。

３　特定民間中心市街地活性化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定民間中心市街地活性化事業の目標及び内容

二　特定民間中心市街地活性化事業の実施時期

三　特定民間中心市街地活性化事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

４　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定民間中心市街地活性化事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針のうち第八条第二項第七号及び第八号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。

二　当該特定民間中心市街地活性化事業が確実に実施される見込みがあること。

三　特定民間中心市街地活性化事業者が貨物運送効率化事業を実施する場合であって当該貨物運送効率化事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送（貨物自動車運送事業法第二条第七項の貨物自動車利用運送をいう。以下同じ。）に該当するときは、当該特定民間中心市街地活性化事業者が貨物利用運送事業法第六条第一項第一号から第四号まで又は貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

四　特定民間中心市街地活性化事業者が中小小売商業高度化事業を実施する場合にあっては、当該中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件として政令で定めるものに該当すること及び当該特定民間中心市街地活性化事業者が、経済産業省令

で定めるところにより、現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等（所有権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者をいう。第五十条において同じ。）の協力を得て行う取組であって、当該中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資するものを行うと見込まれること。

5　主務大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。

（認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等）

第四十九条　前条第四項の認定を受けた者（以下「認定特定民間中心市街地活性化事業者」という。）は、当該認定に係る特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」という。）を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　主務大臣は、認定特定民間中心市街地活性化事業者が作成した認定特定民間中心市街地活性化事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って特定民間中心市街地活性化事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

（特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定）

第五十条　特定民間中心市街地経済活力向上事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者（第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者を、同項第七号に定める事業を実施しようとする場合にあっては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項に規定する事業及び同条第十一項第一号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。第四項において「特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。）は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画（以下この条及び次条において「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2　前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に関し意見を付すことができる。

3　特定民間中心市街地経済活力向上事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標及び内容

二　特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施時期

三　特定民間中心市街地経済活力向上事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

四　第五十八条第一項に規定する大規模小売店舗立地法の特例の適用を受けようとする場合にあっては、その旨及び当該特例の適用を受けて設置しようとする大規模小売店舗の所在地その他経済産業省令で定める事項

4　経済産業大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定民間中心市街地経済活力向上事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項が基本方針のうち第八条第二項第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。

二　当該特定民間中心市街地経済活力向上事業が確実に実施される見込みがあること。

三　特定民間中心市街地経済活力向上事業者が中小小売商業高度化事業を実施する場合にあっては、当該中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件として政令で定めるものに該当すること及び当該特定民間中心市街地経済活力向上事業者が、経済産業省令で定めるところにより、現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等の協力を得て行う取組であって、当該中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資するものを行うと見込まれること。

5　経済産業大臣は、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に第三項第四号に掲げる事項が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該事項に係る大規模小売店舗の所在地の属する都道府県の知事に協議し、その同意を得なければならない。

6　都道府県は、前項の規定による協議があった場合において必要があると認めるときは、特定民間中心市街地経済活力向上事業者に対し、住民等（当該協議に係る大規模小売店舗の所在地の属する認定中心市街地の区域内に居住する者、当該区域において事業活動を行う者、当該区域をその地区に含む商工会又は商工会議所その他の当該区域に存する団体その他の第三項第四号に掲げる事項について意見を有する者をいう。第八項において同じ。）に、説明会の開催その他の第三項第四号に掲げる事項の内容を周知させるために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7　都道府県は、第五項の規定による協議があったときは、経済産業省令で定めるところにより、第三項第四号に掲げる事項について公告し、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

8　前項の規定による公告があったときは、住民等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された第三項第四号に掲げる事項について、都道府県に意見を提出することができる。

9　経済産業大臣は、第四項の認定を行ったときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。

（認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の変更等）

第五十一条　前条第四項の認定を受けた者（以下「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。）は、当該認定に係る特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（以下「認定特定

民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。）を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2　経済産業大臣は、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が作成した認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って特定民間中心市街地経済活力向上事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　前条第二項及び第四項から第九項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（機構の行う経済活力向上業務）

第五十二条　機構は、認定中心市街地における商業の活性化を促進するため、認定特定民間中心市街地活性化事業者又は認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者（第五十九条において「認定特定事業者」という。）が認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（次条及び第五十九条において「認定特定計画」という。）に従って行う特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行う。

2　機構は、認定中心市街地における経済活力の向上を促進するため、認定市町村に対し、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者（中小企業者及び一般社団法人、一般財団法人その他の経済産業省令で定める者であるものに限る。）が認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って行う特定民間中心市街地経済活力向上事業（経済産業省令で定めるものに限る。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金の一部の貸付けの業務を行う。

（中小企業信用保険法の特例）

第五十三条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下この条において「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下この条において「特別小口保険」という。）の保険関係であって、中心市街地商業等活性化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であって、認定特定計画に基づく第七条第七項第一号から第六号までに定める中小小売商業高度化事業又は同条第十一項第一号に掲げる特定事業（特定会社又は一般社団法人等が当該特定事業を実施する場合にあっては、当該特定会社又は当該一般社団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証（以下「中心市街地商業等活性化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	中心市街地商業等活性化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2　認定特定計画に基づく第七条第七項第七号に定める中小小売商業高度化事業又は同条第十一項第一号に掲げる特定事業（以下この条において「認定中小小売商業高度化支援等事業」という。）を実施する一般社団法人等（一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあっては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）であって、当該認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

3　普通保険又は無担保保険の保険関係であって、中心市街地商業等活性化支援関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であって、特定会社又は前項の一般社団法人等が行う認定中小小売商業高度化支援等事業（特定会社又は一般社団法人等が当該認定中小小売商業高度化支援等事業を実施する場合にあっては、当該特定会社又は当該一般社団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた者に係るものについての中小企業信用保険法第三条第一項並びに第三条の二第一項 及び第三項 の規定の適用については、同法第三条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等事業に必要な資金（以下「中心市街地商業等活性化支援資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、同法第三条の二第一項及び第三項中「八千万円」とあるのは

「一億六千万円（中心市街地商業等活性化支援資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、八千万円）」とする。

4　普通保険の保険関係であって、中心市街地商業等活性化関連保証又は中心市街地商業等活性化支援関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

5　普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、中心市街地商業等活性化関連保証又は中心市街地商業等活性化支援関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（食品流通構造改善促進機構の業務の特例）

第五十四条　食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、認定中心市街地における食品の流通の円滑化を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一　認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地食品流通円滑化事業（以下この条において「認定食品流通円滑化事業」という。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二　認定食品流通円滑化事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定食品流通円滑化事業に参加すること。

三　認定食品流通円滑化事業を実施する者の委託を受けて、認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って施設の整備を行うこと。

四　認定食品流通円滑化事業を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（食品流通構造改善促進法 の適用）

第五十五条　前条の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、食品流通構造改善促進法第十三条第一項中「前条第一号に掲げる業務」とあるのは「前条第一号に掲げる業務及び中心市街地の活性化に関する法律（以下「中心市街地活性化法」という。）第五十四条第一号に掲げる業務」と、同法第十四条第一項中「第十二条第一号に掲げる業務」とあるのは「第十二条第一号に掲げる業務及び中心市街地活性化法第五十四条第一号に掲げる業務」と、同法第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号中「第十二条各号に掲げる業務」とあるのは「第十二条各号に掲げる業務又は中心市街地活性化法第五十四条各号に掲げる業務」と、同項第三号中「この章」とあるのは「この章若しくは中心市街地活性化法」とする。

（道路運送法 の特例）

第五十六条　第七条第十一項第三号に掲げる事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化

事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って当該事業を行うに当たり道路運送法第十五条第一項の認可を受けなければならない場合又は同条第三項 若しくは同法第十五条の三第二項の届出を行わなければならない場合には、これらの規定にかかわらず、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

（貨物利用運送事業法 及び貨物自動車運送事業法 の特例）

第五十七条　貨物運送効率化事業を実施しようとする特定民間中心市街地活性化事業者であって第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第三条第一項の登録（以下この条において「第一種貨物利用運送事業登録」という。）を受けていないもの又は貨物自動車利用運送を行わないものとして貨物自動車運送事業法第三条の許可（同法第九条第一項の認可を含む。）を受けているものが特定民間中心市街地活性化事業計画に従って実施しようとする事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送に該当する場合において、当該特定民間中心市街地活性化事業者がその特定民間中心市街地活性化事業計画について第四十八条第四項の認定を受けたときは、当該特定民間中心市街地活性化事業者は、第一種貨物利用運送事業登録を受けたものとみなし、又は貨物自動車利用運送を行うものとしての同法第九条第一項の認可（以下「貨物自動車利用運送変更認可」という。）を受けたものとみなす。

２　前項の規定により第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自動車利用運送変更認可を受けたものとみなされる者については、当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画のうち貨物利用運送事業法第五条第一項第一号に掲げる事項に相当する部分が登録されたものとみなし、又は貨物自動車運送事業法第四条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる事項に相当する部分を同条第一項第二号の事業計画とみなして、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法の規定を適用する。

３　貨物運送効率化事業を実施しようとする特定民間中心市街地活性化事業者であって第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自動車利用運送変更認可を受けているもの（第一項の規定により第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自動車利用運送変更認可を受けたものとみなされる者を除く。）が特定民間中心市街地活性化事業計画に従って実施しようとする事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送に該当し、かつ、これを実施するに当たり貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をし、又は貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をしなければならない場合において、当該特定民間中心市街地活性化事業者がその特定民間中心市街地活性化事業計画について第四十八条第四項の認定を受けたときは、当該特定民間中心市街地活性化事業者は、これらの規定により変更登録を受け、若しくは届出をし、又は認可を受け、若しくは届出をしたものとみなす。

４　貨物運送効率化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送を行っている場合において、貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をし、又は貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受け、若しくは同条

第三項の規定による届出をしなければならない事項について、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者がその認定特定民間中心市街地活性化事業計画について第四十九条第一項の認定を受けたときは、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者は、これらの規定により変更登録を受け、若しくは届出をし、又は認可を受け、若しくは届出をしたものとみなす。

5　貨物運送効率化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者のうち第七条第十一項第四号ロに掲げる事業を実施する者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって政令で定めるもの又は一般社団法人である場合にあっては、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って行う第一種貨物利用運送事業であって荷主を認定特定民間中心市街地活性化事業者の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八条第一項及び第九条（同法第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6　貨物運送効率化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者たる第一種貨物利用運送事業者（第一種貨物利用運送事業登録を受けた者をいう。）が認定特定民間中心市街地活性化事業者たる他の運送事業者と認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って貨物利用運送事業法第十一条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従ってこれを変更したときも、同様とする。

7　第一項の規定により第一種貨物利用運送事業登録を受けたものとみなされる者に係る登録簿への記載その他の手続的事項については、国土交通省令で定める。

（大規模小売店舗立地法 の特例）

第五十八条　認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された第五十条第三項第四号に掲げる事項に係る大規模小売店舗（次項及び第三項において「認定特例大規模小売店舗」という。）については、大規模小売店舗立地法第五条、第六条第一項から第四項まで、第七条から第十条まで、第十一条第三項、第十四条及び附則第五条の規定は、適用しない。

2　認定特例大規模小売店舗を設置する者は、その認定特例大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該認定特例大規模小売店舗を維持し、及び運営するよう努めなければならない。

3　認定特例大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、当該認定特例大規模小売店舗を設置する者が前項の規定により適正な配慮をして行う当該認定特例大規模小売店舗の維持及び運営に協力するよう努めなければならない。

（指導及び助言）

第五十九条　国及び地方公共団体は、認定特定事業者に対し、認定特定計画に係る事業を的確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第六十条　主務大臣は、認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し、特定民間中心市街地活性化事業の実施状況について報告を求めることができる。

2　経済産業大臣は、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者に対し、特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施状況について報告を求めることができる。

第四節　中心市街地の活性化のためのその他特別の措置

（中心市街地整備推進機構の指定）

第六十一条　市町村長は、営利を目的としない法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構（以下「推進機構」という。）として指定することができる。

2　市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　推進機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4　市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（推進機構の業務）

第六十二条　推進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　中心市街地の整備改善に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二　中心市街地の整備改善に資する建築物その他の施設であって国土交通省令で定めるものを認定基本計画の内容に即して整備する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。

三　中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

四　中心市街地公共空地等の設置及び管理を行うこと。

五　中心市街地の整備改善に関する調査研究を行うこと。

六　前各号に掲げるもののほか、中心市街地の整備改善を推進するために必要な業務を行うこと。

（監督等）

第六十三条　市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進機構に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2　市町村長は、推進機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3　市町村長は、推進機構が前項の規定による命令に違反したときは、第六十一条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4　市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5　第三項の規定により第六十一条第一項の指定を取り消した場合における前条第三号に規定

する土地の取得に係る業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

（情報の提供等）

第六十四条　国及び関係地方公共団体は、推進機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

（大規模小売店舗立地法 の特例）

第六十五条　都道府県等は、中心市街地の区域（当該区域内に第三十七条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。）において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが必要な区域（以下「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」という。）を定めることができる。

2　第四項において準用する第三十七条第二項の公告の日（第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、第四項において準用する第三十八条第一項において準用する第三十七条第二項の公告の日）以後は、第二種大規模小売店舗立地法特例区域（第二種大規模小売店舗立地法 特例区域の変更があったときは、その変更後のもの）における大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出（第三十八条第三項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる第三十八条第二項の規定による変更に係る事項の届出及び同法附則第五条第四項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる同法附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出を含む。第五項において同じ。）に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、同法第五条第四項、第六条第四項、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

3　第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る大規模小売店舗立地法第五条第一項及び第六条第二項の規定による届出には、同法第五条第二項（同法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、経済産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

4　第三十七条第二項、第四項から第九項まで及び第三十八条第一項の規定は、第二種大規模小売店舗立地法特例区域について準用する。この場合において、第三十七条第四項中「認定市町村」とあるのは「市町村」と、同条第五項中「認定市町村は、認定基本計画を実施するため」とあるのは「市町村は、中心市街地において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図るため」と読み替えるものとする。

5　第二種大規模小売店舗立地法 特例区域の変更又は廃止があった場合においては、当該変更又は廃止により第二種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域に係る当該変更又は廃止前の大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項 若しくは第二項の規定による届出に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、当該変更又は廃止後においても、同法第五条第四項 、第六条

第四項、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

第五章　中心市街地活性化本部

（設置）

第六十六条　中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、中心市街地活性化本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第六十七条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基本方針の案の作成に関すること。

二　認定の申請がされた基本計画についての意見（第九条第十一項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣に対し述べる意見をいう。）に関すること。

三　前号に掲げるもののほか、基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（組織）

第六十八条　本部は、中心市街地活性化本部長、中心市街地活性化副本部長及び中心市街地活性化本部員をもって組織する。

（中心市街地活性化本部長）

第六十九条　本部の長は、中心市街地活性化本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

２　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（中心市街地活性化副本部長）

第七十条　本部に、中心市街地活性化副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

２　副本部長は、本部長の職務を助ける。

（中心市街地活性化本部員）

第七十一条　本部に、中心市街地活性化本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

２　本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第七十二条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用

を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務）

第七十三条　本部に関する事務は、内閣府において処理する。

（主任の大臣）

第七十四条　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第七十五条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章　雑則

（地方債についての配慮）

第七十六条　地方公共団体が認定基本計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（資金の確保）

第七十七条　国及び地方公共団体は、その財政収支の状況を踏まえつつ、認定基本計画の達成に資する施設の整備その他の事業に必要な資金の確保に努めなければならない。

（主務大臣）

第七十八条　第四十八条第一項、第二項、第四項及び第五項、第四十九条第一項及び第二項並びに第六十条第一項における主務大臣は、特定民間中心市街地活性化事業を所管する大臣とする。

（権限の委任）

第七十九条　この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（罰則）

第八十条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第三十八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者

二　第六十五条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第八十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第三十六条第六項の規定に違反した者

二　偽りその他不正の手段により中心市街地特例通訳案内士の登録を受けた者

三　第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

第八十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十条第一項の規定による補助を受けた認定事業者で、当該補助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設される住宅についての第二十八条の規定による市町村長の命令に違反したもの

二　第三十一条第一項又は第三項の規定に違反した者

三　第三十六条第七項の規定に違反した者

四　第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

五　第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八十三条　第二十六条、第四十七条又は第六十条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第八十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十条、第八十二条第一号若しくは第二号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第八十五条　第三十六条第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第八十六条　第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条　削除

第三条　削除

第四条　削除

（国の無利子貸付け等）

第五条　国は、当分の間、都道府県に対し、認定中心市街地における商業基盤施設又は商業施設を整備する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあってはその要する費用に充てる資金の一部を、市町村、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は中小小売商業高度化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者が行う場合にあってはそれらの者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2　国は、当分の間、市町村に対し、認定中心市街地における商業基盤施設又は商業施設を整備する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該市町村が自ら行う場合にあってはその要する費用に充てる資金の一部を、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は中小小売商業高度化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者が行う場合にあってはそれらの者に対し当該市町村が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3　前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5　国は、第一項又は第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6　地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附　則　（平成一〇年一〇月一日法律第一一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成一一年六月一一日法律第七三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十五条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附　則　（平成一一年六月一六日法律第七六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第八七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（検討）

第二百五十条　新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条　政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条　政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則（平成一一年一二月三日法律第一四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十四条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十五条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。

附　則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則（平成一一年一二月二二日法律第二二二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三　第四条の規定並びに第七条中中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第九条の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定、附則第十五条中激甚災害に

対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十三条の改正規定、附則第十六条の規定、附則第十八条中中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第五条の二の改正規定、附則第二十条中中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十一条の改正規定、附則第二十三条中中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）第八条の改正規定、附則第二十五条中エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第二十二条の改正規定、附則第二十六条、第二十七条及び第二十九条の規定、附則第三十条中中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二十五条の改正規定、附則第三十一条中新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第二十一条の改正規定、附則第三十二条中中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）第七条、第十二条及び附則第三条の改正規定、附則第三十四条中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十五条及び第二十七条の改正規定、附則第三十五条中中央省庁等改革関係法施行法第九百二条の改正規定並びに附則第三十六条の規定　平成十二年四月一日

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第二二三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成一二年三月三一日法律第一六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第八条及び第十条（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第二十四条及び第二十五条の改正規定に限る。）並びに附則第二条から第七条まで、第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条から第二十一条まで及び第二十九条の規定は平成十四年三月三十一日から、第四条、第六条、第九条及び第十条（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二十八条及び附則第二十三条の改正規定に限る。）並びに附則第八条、第九条、第十三条、第十六条及び第二十二条から第二十七条までの規定は同年四月一日から施行する。

附　則　（平成一二年五月一九日法律第七三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（平成一二年五月二六日法律第八六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附　則（平成一二年一二月一日法律第一三六号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（平成一三年六月二七日法律第七五号）　抄

（施行期日等）

第一条　この法律は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第九条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を構ずるものとする。

附　則（平成一三年一二月七日法律第一四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（平成一四年二月八日法律第一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（平成一四年三月三一日法律第一一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

附　則（平成一四年六月一二日法律第六五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十四条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八十六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において新社債等振替法、金融商品取引法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新社債等振替法第二条第十一項に規定する加入者保護信託、金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則（平成一四年六月一九日法律第七七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（平成一四年一一月二二日法律第一〇九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（平成一四年一二月六日法律第一三四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則（平成一四年一二月一一日法律第一四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、附則第三条に規定する法律の施行の日から起算して一月を超えない範囲内

において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十一条　この法律（附則第一条ただし書各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成一五年五月三〇日法律第五四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十八条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条　この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四十条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則（平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

附　則（平成一六年三月三一日法律第一四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成一六年四月二一日法律第三五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。

一　第二条、次条（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）附則第九条から第十八条までの改正規定を除く。）並びに附則第三条から第七条まで、第十一条、第二十二条及び第三十条の規定　公布の日

二　前号に掲げる規定以外の規定　独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時

附　則（平成一六年六月九日法律第八八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第百三十五条　この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第百三十七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の株式等の取引に係る決済制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則（平成一七年三月三一日法律第二一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成一七年四月二七日法律第三四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成一七年七月二六日法律第八七号）　抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附　則　（平成一八年六月二日法律第五〇号）　抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附　則　（平成一八年六月七日法律第五四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後十年以内に、第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律（以下「新法」という。）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「旧法」という。）第六条第一項の規定により作成された基本計画（以下「旧基本計画」という。）において同条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せて旧法第七条第一項に規定する施設の整備が定められている場合における同項の規定による当該土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例については、なお従前の例による。

第四条　この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の規定により指定されている中心市街地整備推進機構は、新法第五十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構とみなす。

２　前項において指定されたものとみなされた中心市街地整備推進機構は、新法第五十二条各号に掲げる業務のほか、旧法第十一条第二号に掲げる業務を行うものとする。この場合において、旧法第十二条及び第十三条の規定の適用については、なお従前の例による。

第五条　この法律の施行の際現に旧基本計画に旧法第十四条第一項の規定による路外駐車場の整備に関する事項が定められている場合における同条第二項の規定による特定駐車場事業概要を定める手続及び同条第三項の規定による都市公園の地下の占用の許可については、なお従前の例による。

第六条　この法律の施行前に旧法第十六条第一項の規定により認定の申請がされた同項の特定事業計画であってこの法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

２　前項の規定に基づき従前の例により認定を受けた旧法第十六条第一項の特定事業計画は、

第六項及び附則第十四条の規定の適用については、旧法第十七条第二項の認定特定事業計画とみなす。

3　前項の特定事業計画を実施する者は、附則第九条第二項、第十条第一項、第十二条、第十三条及び第十五条の規定の適用については、旧法第十七条第一項の認定特定事業者とみなす。

4　第二項の特定事業計画に基づく旧法第四条第四項第二号に掲げる特定事業は、附則第十条第二項の規定の適用については、旧法第二十六条第二項の認定中小小売商業高度化支援等事業とみなす。

5　第二項の特定事業計画に係る旧法第四条第四項第三号の中心市街地食品流通円滑化事業は、附則第十一条の規定の適用については、旧法第二十七条第一号の認定食品流通円滑化事業とみなす。

6　旧法第十七条第二項の認定特定事業計画の変更の認定及び取消しについては、なお従前の例による。

第七条　旧法第十九条第二項の中小小売商業高度化事業構想の変更の認定及び取消しについては、なお従前の例による。

第八条　この法律の施行前に旧法第二十条第一項の規定により認定の申請がされた同項の中小小売商業高度化事業計画であってこの法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての経済産業大臣の認定については、なお従前の例による。

2　前項の規定に基づき従前の例により認定を受けた旧法第二十条第一項の中小小売商業高度化事業計画は、第五項及び附則第十四条の規定の適用については、旧法第二十一条第二項の認定中小小売商業高度化事業計画とみなす。

3　前項の中小小売商業高度化事業計画を実施する者は、附則第十条第一項及び第十五条の規定の適用については、旧法第二十一条第一項の認定中小小売商業高度化事業者とみなす。

4　第二項の中小小売商業高度化事業計画に基づく旧法第四条第五項第七号の中小小売商業高度化事業は、附則第十条第二項の規定の適用については、旧法第二十六条第二項の認定中小小売商業高度化支援等事業とみなす。

5　旧法第二十一条第二項の認定中小小売商業高度化事業計画の変更の認定及び取消しについては、なお従前の例による。

第九条　この法律の施行の際現に旧法第二十二条第一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が整備し、又は管理している同号に規定する工場若しくは事業場又は施設に係る同号に規定する機構の業務については、なお従前の例による。

2　旧法第十七条第一項の認定特定事業者に関する旧法第二十二条第二項第一号に規定する債務の保証については、なお従前の例による。

第十条　旧法第十七条第一項の認定特定事業者及び旧法第二十一条第一項の認定中小小売商業高度化事業者に関する旧法第二十六条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保

証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例については、なお従前の例による。

2　旧法第二十六条第二項の認定中小小売商業高度化支援等事業を実施する公益法人であって、当該認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについての旧法第二十六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

第十一条　旧法第二十七条第一号の認定食品流通円滑化事業に係る同条各号に規定する食品流通構造改善促進機構の業務については、なお従前の例による。

第十二条　旧法第十七条第一項の認定特定事業者に係る旧法第二十九条の規定による道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の特例については、なお従前の例による。

第十三条　旧法第十七条第一項の認定特定事業者に係る旧法第三十条の規定による貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の特例については、なお従前の例による。

第十四条　この法律の施行の日前に、旧法第十七条第二項の認定特定事業計画又は旧法第二十一条第二項の認定中小小売商業高度化事業計画に係る商業基盤施設を設置した者について、地方公共団体が旧法第三十四条の規定により不動産取得税又は固定資産税に係る不均一の課税をした場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

第十五条　旧法第十七条第一項の認定特定事業者及び旧法第二十一条第一項の認定中小小売商業高度化事業者に関する旧法第三十六条に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2　新法第三十六条第一項に規定する第一種大規模小売店舗立地法特例区域又は新法第五十五条第一項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る公告の日前にした当該公告に係る区域内の大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。）に係る行為に対する大規模小売店舗立地法の罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成一九年六月一日法律第七〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（平成二三年五月二日法律第三五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（平成二三年五月二日法律第三七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三　附則第四十五条第二号の規定　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日

四　第二条の規定並びに附則第二十九条及び第四十二条の規定　公布の日から起算して三月を経過した日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の施行の日の翌日のいずれか遅い日

（罰則に関する経過措置）

第二十三条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十四条　附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成二三年六月二四日法律第七四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第七条　この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第百五十二条のうち中心市街地の活性化に関する法律第九条第六項の改正規定中「第九条第六項」とあるのは、「第九条第五項」とする。）

（罰則に関する経過措置）

第八十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合

におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則（平成二五年六月一四日法律第四四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則（平成二五年一一月二七日法律第八四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第百二条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等の効力）

第百条　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第百一条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則（平成二五年一二月一三日法律第一〇三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

附　則（平成二六年四月二五日法律第三〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後平成三十六年三月三十一日までの間に、この法律による改正後の中心市街地の活性化に関する法律（次条において「新法」という。）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（基本計画に関する経過措置）

第三条　新法第九条第五項の規定は、この法律の施行後に認定又は変更の認定の申請がされた基本計画に適用し、この法律の施行前に認定又は変更の認定の申請がされた基本計画については、なお従前の例による。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の中心市街地の活性化に関する法律第三十八条第一項（同項第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し、又は管理している同号イ若しくはロの施設に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務については、同項の規定は、この法律の施行後もなおその効力を有する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成二六年五月二一日法律第四一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（平成二七年五月七日法律第二〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（平成二七年五月二七日法律第二九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条（中小企業信用保険法附則に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第五条から第十二条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二七年七月一五日法律第五六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。）、同法第十条第二項の改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。）及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定　公布の日

（政令への委任）

第十九条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（平成二七年九月一一日法律第六六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条の規定　公布の日

（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

中心市街地の活性化に関する法律施行令
（平成十年七月二十三日政令第二百六十三号）

最終改正：平成二六年七月二日政令第二四一号

内閣は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四条第三項第三号及び第六号、第四項第三号及び第五号イ並びに第五項第七号、第七条第一項及び第三項、第十一条第三号、第十八条第一項、第二十条第四項（同法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条、第二十五条、第二十六条第五項、第三十条第五項並びに第四十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業者の範囲）

第一条　中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

２　法第七条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

一　事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

二　水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

三　商工組合及び商工組合連合会

四　商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

（特定会社の要件）

第二条　法第七条第七項第七号の政令で定める要件は、株式会社にあっては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下この条、第六条並びに第十二条第五項第二号及び第六項第一号において同じ。）の議決権に占める中小企業者以外の会社（以下この条及び第十二条第六項第一号において「大企業者」という。）の有する議決権の割合が二分の一未満であること（独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する場合にあっては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後において、総株主の議決権に占める大企業者の有する議決権の割合が二分の一未満となることが確実と認められる

こと）、持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第六条及び第十二条第五項第二号において同じ。）にあってはその社員（業務執行権を有しないものを除く。）に占める大企業者の割合が二分の一未満であることとする。

（中心市街地食品流通円滑化事業の実施主体に出資又は拠出する法人等）

第三条　法第七条第十一項第二号の事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一　事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

二　協業組合、商工組合及び商工組合連合会

三　生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合並びに生活衛生同業組合連合会

四　消費生活協同組合連合会

五　農業協同組合連合会

六　漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会

七　森林組合連合会

2　法第七条第十一項第二号の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものは、食品の小売業の振興を図ることを目的とする法人とする。

（貨物運送効率化事業に係る施設）

第四条　法第七条第十一項第四号イの政令で定める施設は、特定の中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達を継続して行う一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けた者をいう。）又は第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業について同法第三条第一項の登録を受けた者をいう。）の全部又は大部分が利用するための施設とする。

（中心市街地の活性化に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等）

第五条　法第九条第四項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一　広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

二　食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

三　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

（中心市街地活性化協議会を組織することができる者の要件）

第六条　法第十五条第一項第一号ロに規定する会社についての政令で定める要件は、当該会社が株式会社である場合にあっては総株主の議決権に占める市町村（組織しようとする中心市街地活性化協議会に係る中心市街地をその区域に含む市町村をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社である場合にあってはその社員のうちに市町村があることとする。

2　法第十五条第一項第二号 ロの政令で定める要件は、一般社団法人又は一般財団法人である

場合にあっては一般社団法人であってその社員のうちに市町村があること又は一般財団法人であってその基本財産の全部若しくは一部が市町村により拠出されていること、特定会社である場合にあっては株式会社であって総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が百分の三以上であること又は持分会社であってその社員のうちに市町村があることとする。

（保留地において都市福利施設を設置する者）

第七条　法第十六条第一項の政令で定める者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

（都市福利施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準）

第八条　法第十六条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

（中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用に係る国の補助）

第九条　法第三十条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用（共同住宅の建設に係るものに限る。）のうち共同住宅の共用部分及び入居者の共同の福祉のため必要な施設であって国土交通省令で定めるもの（以下この条及び次条において「共同住宅の共用部分等」という。）に係る費用に対して地方公共団体が補助する額（その額が共同住宅の共用部分等に係る費用の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額）に二分の一を乗じて得た額とする。

（地方公共団体が行う住宅の建設に要する費用の補助）

第十条　法第三十四条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、地方公共団体が行う住宅の建設に要する費用のうち共同住宅の共用部分等に係る費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

（安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準）

第十一条　法第四十一条第一項第三号の政令で定める基準は、第五条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

一　自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に掲げる一般国道をいう。）にあっては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道（同法第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。）又は市町村道（同法第三条第四号に掲げる市町村道をいう。）にあってはこれらの規定に規定する幅員を参酌して同法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

二　広告塔又は看板の表示部分を車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていること。

（中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件）

第十二条　法第四十八条第四項第四号（法第四十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第五十条第四項第三号（法第五十一条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の政令で定める要件は、法第七条第七項第一号に定める事業については、次のとおりとする。

一　当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。

二　当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者（サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であって、法第七条第一項第二号から第七号までのいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

三　当該商店街振興組合等の組合員又は所属員がその店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業にあっては、当該組合員又は所属員が新設し、又は改造する店舗その他の施設の敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、又は改造する店舗その他の施設に係る部分が三分の二以上であり、かつ、当該組合員又は所属員の二分の一以上（経済産業省令で定める場合にあっては、当該組合員又は所属員のうち経済産業省令で定める数以上の者）が当該事業に参加すること。

2　法第四十八条第四項第四号 及び第五十条第四項第三号 の政令で定める要件は、法第七条第七項第二号に定める事業については、次のとおりとする。

一　事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会（以下この項において「事業協同組合等」という。）の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。

二　当該事業協同組合等の組合員又は所属員の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

三　当該事業協同組合等の全ての組合員又は所属員が当該団地に店舗を設置すること。

3　法第四十八条第四項第四号及び第五十条第四項第三号の政令で定める要件は、法第七条第七項第三号に定める事業については、次のとおりとする。

一　当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。

二　当該組合の組合員の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

三　当該組合の組合員であって中小小売商業者であるものの全てが当該共同店舗において小売業に属する事業を営むこと。

四　当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が経済産業省令で定める面積以上であること。

4　法第四十八条第四項第四号及び第五十条第四項第三号の政令で定める要件は、法第七条第七項第四号に定める事業については、次のとおりとする。

一　当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。

二　当該組合が中小小売商業者であること。

三　当該組合が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。

四　当該店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が前項第四号の経済産業省令で定める面積以上であること。

5　法第四十八条第四項第四号及び第五十条第四項第三号の政令で定める要件は、法第七条第七項第五号及び第六号に定める事業については、次のとおりとする。

一　当該合併若しくは出資をしようとし、又は当該出資をしている中小小売商業者の数が経済産業省令で定める数以上であること。

二　法第七条第七項第六号に掲げる会社にあっては、株式会社であって総株主の議決権に占める中小小売商業者の有する議決権の割合が十分の七以上であること又は持分会社であってその社員（業務執行権を有しないものを除く。）に占める中小小売商業者の割合が二分の一を超えていること。

三　法第七条第七項第五号に定める事業又は同項第六号に定める事業のうち店舗等の設置の事業にあっては、当該会社が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。

四　法第七条第七項第六号に定める事業のうち共同店舗等の設置の事業にあっては、当該共同店舗が主として同号に掲げる会社又はその会社に出資しようとする、若しくは出資している中小小売商業者が営む小売業に属する事業の用に供されること。

五　当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第三項第四号の経済産業省令で定める面積以上であること。

6　法第四十八条第四項第四号及び第五十条第四項第三号の政令で定める要件は、法第七条第七項第七号に定める事業については、次のとおりとする。

一　法第七条第七項第七号の特定会社が株式会社であって当該事業を実施する場合には、次のいずれにも該当するものであること。

イ　当該特定会社に出資しようとし、又は出資している者の三分の二以上が中小企業者であること。

ロ　当該特定会社の株主のうち、その有する議決権の総株主の議決権に占める割合が最も高いものが、大企業者でないこと。

ハ　当該特定会社の株主のうち、その有する議決権の総株主の議決権に占める割合が経済産業省令で定める割合以上であるものが、いずれも大企業者でないこと。

二　共同店舗を設置する場合にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

イ　当該共同店舗において事業を営む者の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

ロ　当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第三項第四号

の経済産業省令で定める面積以上であること。

（保険料率）

第十三条　法第五十三条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあっては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項 に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条において同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあっては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

（貨物利用運送事業法 の特例に係る組合又はその連合会）

第十四条　法第五十七条第五項の政令で定める組合又はその連合会は、次のとおりとする。

一　事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会

二　商工組合又は商工組合連合会

（中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地）

第十五条　法第六十二条第三号の政令で定める土地は、次のとおりとする。

一　道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供する土地

二　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

三　法第六十二条第二号に規定する施設の整備に関する事業の用に供する土地

四　中心市街地の区域内において行われる前三号に規定する事業に係る代替地の用に供する土地

（権限の委任）

第十六条　法第四十条第一項 、第四十八条第四項、第四十九条第一項及び第二項、第五十六条並びに第六十条第一項の規定による国土交通大臣の権限は、地方運輸局長に委任する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成十年七月二十四日）から施行する。

（国の貸付金の償還期間等）

第二条　法附則第五条第三項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

2　前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）

第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第五条第一項及び第二項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

3　国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

4　国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

5　法附則第五条第六項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附　則　（平成一一年六月二三日政令第二〇四号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十一年七月一日から施行する。

附　則　（平成一一年八月一八日政令第二五六号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、都市基盤整備公団法（以下「公団法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附　則　（平成一一年一二月三日政令第三八六号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成一二年三月二九日政令第一三二号）

（施行期日）

1　この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成十二年度から平成十五年度までの間における第一条の規定による改正後の小規模企業者等設備導入資金助成法施行令第四条第一項の規定の適用については、同項中「県の特別会計」とあるのは、「中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十二号）第四条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第十条第二項に規定する県の特別会計の決算上の同法第二条第二項に規定する中

小企業設備近代化資金の貸付額及び県の特別会計」とする。

附　則（平成一二年六月七日政令第三一一号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則（平成一二年九月一三日政令第四二三号）

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則（平成一四年二月八日政令第二七号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一四年一〇月三〇日政令第三二一号）

この政令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附　則（平成一六年五月二六日政令第一八一号）　抄

この政令は、機構の成立の時から施行する。

附　則（平成一六年一〇月二七日政令第三二六号）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附　則（平成一七年三月三一日政令第一〇三号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附　則（平成一八年四月二六日政令第一八〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附　則（平成一八年八月一一日政令第二六五号）

この政令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）の施行の日（平成十八年八月二十二日）から施行する。

附　則　（平成一九年三月二日政令第三九号）

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附　則　（平成二三年三月三〇日政令第四九号）

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。

附　則　（平成二五年九月一九日政令第二七六号）

この政令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

附　則　（平成二六年七月二日政令第二四一号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月三日）から施行する。

国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則
（平成十八年八月十八日国土交通省令第八十二号）

最終改正：平成二六年七月二日国土交通省令第六三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第八十六条第一項、第八十七条第一項 及び第九十七条第一項、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第九項第三号及び第四号、第十八条、第二十二条第一項及び第二項第七号、第二十三条第四号から第六号まで、第八号及び第九号、第二十五条第一項、第三十一条第一項から第三項まで、第三十四条第二項、第三十九条第一項、第四十七条第七項並びに第五十二条第二号並びに中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）第八条の規定に基づき、国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　耐火構造の住宅　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二 イに掲げる基準に適合する住宅をいう。

二　準耐火構造の住宅　耐火構造の住宅以外の住宅で、建築基準法第二条第九号の三 イ若しくはロのいずれかに該当するもの又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の住宅として次に掲げる要件に該当するものをいう。

イ　外壁及び軒裏が、建築基準法第二条第八号に規定する防火構造であること。

ロ　屋根が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

ハ　天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に十五分間以上耐える性能を有するものであること。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、住宅の各部分が、防火上支障のない構造であること。

（法第七条第十一項第三号の国土交通省令で定める事業）

第二条　中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）第七条第十一項第三号の国土交通省令で定める事業は、その全部又は一部の区間が中心市街地に存する路線に係る運行系統ごとの運行回数を増加させる事業とする。

（法第七条第十一項第四号の国土交通省令で定める事業）

第三条　法第七条第十一項第四号ロの国土交通省令で定める事業は、特定の中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達を同号イに掲げる施設を利用して行う第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業について同法第三条第一項の登録を受けた者をいう。）の需要に応

じ、当該中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達をまとめて行う事業とする。

（換地計画の認可申請手続）

第四条　法第十六条第一項に規定する土地区画整理事業の施行者は、土地区画整理法第八十六条第一項後段又は第九十七条第一項の認可を申請しようとするときは、認可申請書に法第十六条第一項後段の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（各筆換地明細）

第五条　法第十六条第一項に規定する土地区画整理事業にあっては、土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）別記様式第六（一）の「記事」欄には、同様式備考6によるもののほか、従前の土地又は換地処分後の土地につき、法第十六条第一項の規定により保留地として定める場合に、その旨を記載するものとする。

（各筆各権利別清算金明細）

第六条　法第十六条第一項に規定する土地区画整理事業にあっては、土地区画整理法施行規則別記様式第七（一）の「記事」欄には、同様式の備考8によるもののほか、従前の土地又は換地処分後の土地につき、法第十六条第一項の規定により保留地を定める場合に、その旨を記載するものとする。

（中心市街地公共空地等を設置する土地等の規模）

第七条　法第十八条の国土交通省令で定める規模は、緑地、広場その他の公共空地を設置し、当該中心市街地公共空地等を管理する場合にあっては同条 の契約に係る土地の面積が三百平方メートル、駐車場を設置し、当該中心市街地公共空地等を管理する場合にあっては同条の契約に係る土地のうち自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートルとする。

（計画の認定の申請）

第八条　法第二十二条第一項の認定の申請は、別記様式第一の申請書を市町村長に提出して行うものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域及び都市福利施設（居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものに限る。以下同じ。）の位置を表示した付近見取図

二　縮尺、方位、中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域の境界線及び当該区域内における共同住宅の位置を表示した配置図

三　縮尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

四　認定を申請しようとする者が当該認定に係る中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者であることを証する書類

五　住宅が賃貸住宅である場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額を記載した書類

六　住宅が分譲住宅である場合にあっては、近傍同種の住宅の価額を記載した書類

（計画の記載事項）

第九条　法第二十二条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　共同住宅の建設の事業の実施時期

二　都市福利施設が新たに整備される場合にあっては、当該都市福利施設の整備の事業の実施時期

（法第二十三条第四号 の国土交通省令で定める規模）

第十条　法第二十三条第四号の国土交通省令で定める規模は、三百平方メートルとする。

（法第二十三条第五号の国土交通省令で定める戸数）

第十一条　法第二十三条第五号の国土交通省令で定める戸数は、十戸とする。

（規模、構造及び設備の基準）

第十二条　法第二十三条第六号の国土交通省令で定める規模、構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

一　各戸が床面積（共同住宅の共用部分の床面積を除く。以下同じ。）五十平方メートル（現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）がない者の居住の用に供する住宅にあっては、二十五平方メートル）以上であり、かつ、二以上の居住室を有するものであること。

二　耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。

三　各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。

（法第二十三条第八号 ハの国土交通省令で定める基準）

第十三条　法第二十三条第八号ハの国土交通省令で定める基準は、次条から第十九条までに定めるとおりとする。

（賃借人の募集方法）

第十四条　賃貸住宅を法第二十三条第八号イ（１）に掲げる者に賃貸する者（以下「一般賃貸人」という。）は、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として市町村長が認めるものを入居させる場合を除くほか、当該賃貸住宅の賃借人を公募しなければならない。

２　前項の規定による公募は、市町村長が定めるところにより、賃借りの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等の方法により広告して行わなければならない。

３　前二項の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。

一　賃貸する住宅が中心市街地共同住宅供給事業により建設されたものであること。

二　賃貸住宅の所在地、戸数、規模及び構造

三　一般賃貸人の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

四　賃借人の資格

五　家賃その他賃貸の条件

六　賃借りの申込みの期間及び場所

七　申込みに必要な書面の種類

八　賃借人の選定方法

4　前項第六号の申込みの期間は、少なくとも一週間としなければならない。

（賃借人の選定）

第十五条　賃借りの申込みを受理した戸数が賃貸住宅の戸数を超える場合においては、一般賃貸人は、抽選その他公正な方法により賃借人を選定しなければならない。

（賃借人の選定の特例）

第十六条　一般賃貸人は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で市町村長が定める基準に適合するものについては、一回の募集ごとに賃貸しようとする住宅の戸数の五分の一を超えない範囲内の戸数（地域の実情を勘案して当該市町村長が別に戸数を定める場合には、その戸数）について、前二条に定めるところにより当該賃貸住宅の賃借人を選定することができる。

（賃貸借契約の解除）

第十七条　一般賃貸人は、貸借人が不正の行為によって賃貸住宅を賃借りしたときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件としなければならない。

（賃貸条件の制限）

第十八条　賃貸住宅を賃貸する者（以下「賃貸人」という。）は、毎月その月分の家賃を受領すること及び家賃の三月分を超えない額の敷金を受領することを除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としてはならない。

（転貸の条件）

第十九条　法第二十三条第八号イ（2）に掲げる者に賃貸住宅を賃貸する賃貸人は、転借人の資格、転借人の選定方法、家賃その他転貸の条件に関し、同条第八号イ（（2）を除く。）、ロ、ハ及びニ並びに法第三十一条第一項及び第二項の規定に準じて賃借人が当該賃貸住宅を転貸することを賃貸の条件としなければならない。

（管理の方法の基準）

第二十条　法第二十三条第八号ニの国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

一　賃貸人は、賃貸住宅の管理を行うために必要な資力及び信用並びにこれを的確に行うために必要な経験及び能力を有する者で市町村長が定める基準に該当する者に当該賃貸住宅の管理を委託し、又は当該賃貸住宅を賃貸すること。ただし、当該賃貸人が当該基準に該当する者であり、かつ、当該賃貸住宅の管理を自ら行う場合には、この限りでない。

二　賃貸住宅の修繕が計画的に行われるものであること。

三　賃貸人は、賃貸住宅の賃貸借契約書並びに家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類をその事務所に備え付けること。

（法第二十三条第八号 ホの国土交通省令で定める期間）

第二十一条　法第二十三条第八号 ホの国土交通省令で定める期間は、十年とする。ただし、住宅事情の実態により必要があると認められるときは、市町村長は、十年を超え二十年以下の範囲内

で、その期間を別に定めることができる。

（法第二十三条第九号 ハの国土交通省令で定める基準）

第二十二条　法第二十三条第九号ハの国土交通省令で定める基準は、次条から第二十六条までに定めるとおりとする。

（譲受人の募集方法）

第二十三条　分譲住宅を法第二十三条第九号イ（１）又は（２）に掲げる者に譲渡する者（以下「一般譲渡人」という。）は、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において分譲住宅に入居させることが適当である者として市町村長が認めるものを入居させる場合を除くほか、当該分譲住宅の譲受人を公募しなければならない。

２　前項の規定による公募は、市町村長が定めるところにより、譲受けの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等の方法により広告して行わなければならない。

３　前二項の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。

一　譲渡する住宅が中心市街地共同住宅供給事業により建設されたものであること。

二　分譲住宅の所在地、戸数、規模及び構造

三　一般譲渡人の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

四　譲受人の資格

五　価額その他譲渡の条件

六　譲受けの申込みの期間及び場所

七　申込みに必要な書面の種類

八　譲受人の選定方法

４　前項第六号の申込みの期間は、少なくとも一週間としなければならない。

（譲受人の選定）

第二十四条　譲受けの申込みを受理した戸数が分譲住宅の戸数を超える場合においては、一般譲渡人は、抽選その他公正な方法により譲受人を選定しなければならない。

（譲受人の選定の特例）

第二十五条　一般譲渡人は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で市町村長が定める基準に適合するものについては、一回の募集ごとに譲渡しようとする住宅の戸数の五分の一を超えない範囲内の戸数（地域の実情を勘案して市町村長が別に戸数を定める場合には、その戸数）について、前二条の定めるところにより当該分譲住宅の譲受人を選定することができる。

（譲渡条件の制限）

第二十六条　分譲住宅を譲渡する者（以下「譲渡人」という。）は、住宅、住宅に付随する土地又は借地権の価額を受領することを除くほか、譲受人から金品を受領し、その他譲受人の不当な負担となることを譲渡の条件としてはならない。

（法第二十三条第九号ニの国土交通省令で定める基準）

第二十七条　法第二十三条第九号ニの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が建築基準法第六十九条又は第七十六条の三第一項 の規定による建築協定の締結により行われるものであること。

二　譲渡後の分譲住宅の用途を住宅以外の用途へ変更してはならないことを譲渡契約の内容とするものであること。

（法第二十五条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第二十八条　法第二十五条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　住宅の戸数の変更のうち、五分の一未満の戸数の変更（変更後の戸数が十戸以上である場合に限る。）

二　共同住宅の建設又は都市福利施設の整備の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の六月以内の変更

（中心市街地の活性化に関する法律施行令第九条 の国土交通省令で定めるもの）

第二十九条　中心市街地の活性化に関する法律施行令第九条 の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　廊下及び階段

二　エレベーター及びエレベーターホール

三　立体的遊歩道及び人工地盤施設

四　通路

五　駐車場

六　児童遊園、広場及び緑地

七　給水施設、排水施設、ごみ処理施設、電気施設、ガス施設、熱供給施設及び情報通信施設

八　機械室及び管理事務所

九　電波障害防除設備

十　集会施設

十一　電話施設

十二　防災関連施設

十三　高齢者等生活支援施設

十四　子育て支援施設

（賃貸住宅の家賃）

第三十条　法第三十一条第一項の国土交通省令で定める額は、一月につき、次に掲げる額を合計した額とする。

一　賃貸住宅（都市福利施設であって市町村長が定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）を期間三十五年、利率年九パーセントで毎月元利均等に償却するものとして算出した額

二　賃貸住宅の建設に要した費用（昇降機設置工事費、暖房設備設置工事費、冷房設備設置

工事費、給湯設備設置工事費、浴槽及びふろがまの設置工事費並びに特殊基礎工事費を除く。）に千分の一・四を乗じて得た額

三　賃貸住宅について、昇降機、暖房設備、冷房設備、給湯設備又は浴槽及びふろがまを設置した場合においては、当該設備の工事費に、次に掲げる工事費の区分に応じ、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額（イからハまでに掲げる工事費にあっては、当該額に当該設備の保守に要する費用の月割額を加えた額）

イ　昇機設置工事費　千分の一・五

ロ　暖房設備設置工事費　千分の一・五

ハ　冷房設備設置工事費　千分の一・五

ニ　給湯設備設置工事費　千分の十五・四

ホ　浴槽及びふろがまの設置工事費　千分の十・八

四　賃貸住宅の災害による損害を補てんするための損害保険又は損害保険に代わるべき火災共済に要する費用の月割額

五　賃貸住宅の建設のため通常必要な土地又は借地権を取得する場合に通常必要と認められる価額に千二百分の五を乗じて得た額（当該賃貸住宅について、地代を必要とする場合においては、当該額に、当該地代の月割額と借地契約に係る土地の価額に千二百分の六を乗じて得た額のいずれか低い額を加えた額）

六　賃貸住宅又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額の月割額

七　前各号の規定により算出した額の合計額に百分の二を乗じて得た額

2　認定事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の建設及び管理をする賃貸住宅で、かつ、同時期に賃借人の募集を行うものについて、住宅相互間における家賃の均衡を図るため必要があると認める場合においては、各戸の床面積、位置及び形状による利便の度合いを勘案して定める調整額を同項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を家賃の額とすることができる。ただし、この場合において、家賃の額の合計額は、同項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

3　認定事業者は、賃貸住宅の維持及び管理を行うため必要があると認める場合においては、当該賃貸住宅に係る推定再建築費（昇降機設置工事、暖房設備設置工事、冷房設備設置工事、給湯設備設置工事、浴槽及びふろがまの設置工事並びに特殊基礎工事に係る推定再建築費に相当する額を除く。）に千分の一・四を乗じて得た額を第一項第二号に掲げる額とし、昇降機設置工事、暖房設備設置工事、冷房設備設置工事、給湯設備設置工事、浴槽及びふろがまの設置工事に係る推定再建築費に相当する額に、当該推定再建築費に相当する額の区分に応じ、それぞれ第一項第三号イからホまでに掲げる率を乗じて得た額（昇降機設置工事、暖房設備設置工事及び冷房設備設置工事に係る推定再建築費に相当する額にあっては、当該乗じて得た額に当該設備の保守に要する費用の月割額を加えた額）を同号に掲げる額とすることができる。

第三十一条　法第三十一条第二項の国土交通省令で定める基準は、賃貸住宅の推定再建築費

が、当該賃貸住宅の建設費に一・五を乗じて得た額を超えることとする。

2　賃貸住宅が前項の基準に該当する場合における前条第一項第一号の規定の適用については、同号中「賃貸住宅（都市福利施設であって市町村長が定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）」とあるのは、「賃貸住宅（都市福利施設であって市町村長が定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）に国土交通大臣が建築物価の変動を考慮して地域別に定める率を乗じて得た額」とする。

（分譲住宅の価額）

第三十二条　法第三十一条第三項の国土交通省令で定める額は、次に掲げる額を合計した額とする。

一　分譲住宅（都市福利施設であって市町村長が定めるものを含む。以下この条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）

二　分譲住宅を建設するために借り入れた資金の利息（借り入れた資金の額に利率年十パーセントを乗じて得た額を限度とする。）

三　分譲住宅又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額

四　分譲事務費等について市町村長が定めた方法により算出した額

2　認定事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の建設した分譲住宅で、かつ、同時期に譲受人の募集を行うものについて、住宅相互間における価額の均衡を図るため必要があると認める場合においては、各戸の床面積、位置及び形状による利便の度合いを勘案して定める調整額を同項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を価額とすることができる。ただし、この場合において、価額の合計額は、同項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

3　認定事業者は、特別の事情がある場合においてやむを得ないときは、第一項の規定にかかわらず、市町村長の承認を得て、分譲住宅の価額を別に定めることができる。

（法第三十四条第二項の国土交通省令で定める基準）

第三十三条　法第三十四条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるもののほか、住宅が賃貸住宅である場合にあっては次条から第四十二条まで、住宅が分譲住宅である場合にあっては第四十三条から第四十八条までに定めるとおりとする。

一　法第九条第二項第四号に掲げる事項として認定基本計画に定められているものに適合するものであること。

二　良好な住居の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。

三　都市福利施設の整備と併せて建設し、又は都市福利施設と隣接し、若しくは近接するものであること。

四　共同住宅が地階を除く階数が三以上の建築物の全部又は一部をなすものであり、かつ、当該建築物の敷地面積が三百平方メートル以上であること。

五　住宅の戸数が、十戸以上であること。

六　住宅の規模、構造及び設備が、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　各戸が床面積五十平方メートル（同居親族がない者の居住の用に供する住宅にあっては、二十五平方メートル）以上であり、かつ、二以上の居住室を有するものであること。

ロ　耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。

ハ　各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。

（賃借人の資格）

第三十四条　賃貸住宅の賃借人の資格は、次に掲げる者とする。

一　自ら居住するため住宅を必要とする者

二　自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

（賃借人の募集方法）

第三十五条　賃貸住宅を前条第一号に掲げる者に賃貸する地方公共団体（以下第三十八条までにおいて単に「地方公共団体」という。）は、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として当該地方公共団体の長が認めるものを入居させる場合を除くほか、当該賃貸住宅の賃借人を公募しなければならない。

2　前項の規定による公募は、地方公共団体の長が定めるところにより、賃借りの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等の方法により広告して行わなければならない。

3　前二項の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。

一　賃貸住宅が法第三十四条第二項に規定する賃貸住宅であること。

二　賃貸住宅の所在地、戸数、規模及び構造

三　地方公共団体の名称

四　賃借人の資格

五　家賃その他賃貸の条件

六　賃借りの申込みの期間及び場所

七　申込みに必要な書面の種類

八　賃借人の選定方法

4　前項第六号の申込みの期間は、少なくとも一週間としなければならない。

（賃借人の選定）

第三十六条　賃借りの申込みを受理した戸数が賃貸住宅の戸数を超える場合においては、地方公共団体は、抽選その他公正な方法により賃借人を選定しなければならない。

（賃借人の選定の特例）

第三十七条　地方公共団体は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で当該地方公共団体の長が定める基準に適合するものについては、一回の募集ごとに賃貸しようとする住宅の戸数の五分の一を超えない範囲内の戸数（地域の実情を勘案して当該地方公共

団体の長が別に戸数を定める場合には、その戸数）について、前二条に定めるところにより当該賃貸住宅の賃借人を選定することができる。

（賃貸借契約の解除）

第三十八条　地方公共団体は、貸借人が不正の行為によって賃貸住宅を賃借りしたときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件としなければならない。

（賃貸条件の制限）

第三十九条　地方公共団体は、毎月その月分の家賃を受領すること及び家賃の三月分を超えない額の敷金を受領することを除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としてはならない。

（転貸の条件）

第四十条　第三十四条第二号に掲げる者に賃貸住宅を賃貸する地方公共団体は、転借人の資格、転借人の選定方法、家賃その他転貸の条件に関し、法第二十三条第八号イ（（2）を除く。）、ロ、ハ及びニ並びに法第三十一条第一項及び第二項の規定に準じて賃借人が当該賃貸住宅を転貸することを賃貸の条件としなければならない。

（管理の方法の基準）

第四十一条　賃貸住宅の管理の方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　地方公共団体は、賃貸住宅の管理を行うために必要な資力及び信用並びにこれを的確に行うために必要な経験及び能力を有する者で当該地方公共団体の長が定める基準に該当する者に当該賃貸住宅の管理を委託し、又は当該賃貸住宅を賃貸すること。ただし、当該地方公共団体が当該賃貸住宅の管理を自ら行う場合には、この限りでない。

二　賃貸住宅の修繕が計画的に行われるものであること。

三　地方公共団体は、賃貸住宅の賃貸借契約書並びに家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類を当該地方公共団体の事務所に備え付けること。

（管理の期間）

第四十二条　賃貸住宅の管理の期間は、十年以上でなければならない。

（譲受人の資格）

第四十三条　分譲住宅の譲受人の資格は、次のいずれかに掲げる者とする。

一　自ら居住するため住宅を必要とする者

二　親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

三　自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

（譲受人の募集方法）

第四十四条　分譲住宅を前条第一号又は第二号に掲げる者に譲渡する地方公共団体（以下第四十六条までにおいて単に「地方公共団体」という。）は、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において分譲住宅に入居させることが適当である者として当該地方公共団体の長が認めるものを入居させる場合を除くほか、当該分譲住宅の譲受人を公募しなければならない。

2　前項の規定による公募は、地方公共団体の長が定めるところにより、譲受けの申込みの期間の

末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等の方法により広告して行わなければならない。

3　前二項の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。

一　分譲住宅が法第三十四条第二項に規定する分譲住宅であること。

二　分譲住宅の所在地、戸数、規模及び構造

三　地方公共団体の名称

四　譲受人の資格

五　価額その他譲渡の条件

六　譲受けの申込みの期間及び場所

七　申込みに必要な書面の種類

八　譲受人の選定方法

4　前項第六号の申込みの期間は、少なくとも一週間としなければならない。

（譲受人の選定）

第四十五条　譲受けの申込みを受理した戸数が分譲住宅の戸数を超える場合においては、地方公共団体は、抽選その他公正な方法により譲受人を選定しなければならない。

（譲受人の選定の特例）

第四十六条　地方公共団体は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で当該地方公共団体の長が定める基準に適合するものについては、一回の募集ごとに譲渡しようとする住宅の戸数の五分の一を超えない範囲内の戸数（地域の実情を勘案して当該地方公共団体の長が別に戸数を定める場合には、その戸数）について、前二条の定めるところにより当該分譲住宅の譲受人を選定することができる。

（譲渡条件の制限）

第四十七条　地方公共団体は、住宅、住宅に付随する土地又は借地権の価額を受領することを除くほか、譲受人から金品を受領し、その他譲受人の不当な負担となることを譲渡の条件としてはならない。

（譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制）

第四十八条　地方公共団体は、譲渡後の分譲住宅の用途を住宅以外の用途へ変更してはならないことを譲渡契約の内容としなければならない。

（非居住者の代理人）

第四十九条　本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、中心市街地特例通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であって、中心市街地特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。

2　次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受け

ることがなくなった日から二年を経過しないもの

二　法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

（登録事項）

第五十条　法第三十六条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　資格を取得した外国語の種類

三　非居住者にあっては、その代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（中心市街地特例通訳案内士登録簿の様式）

第五十一条　法第三十六条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条の中心市街地特例通訳案内士登録簿は、別記様式第二による。

（登録の申請）

第五十二条　法第三十六条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記様式第三による中心市街地特例通訳案内士登録申請書を、認定市町村の長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　健康診断書

二　法第三十六条第四項に規定する研修を修了したことを証する書類（以下「修了証明書」という。）の写し

三　履歴書

四　写真（最近六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・五センチメートルのものであって、台紙を付けないものをいう。第五十五条及び第五十六条第一項において同じ。）

五　非居住者にあっては、その代理人に中心市街地特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき当該非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面及び当該代理人が法人である場合にあっては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

3　認定市町村の長は、法第三十六条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者又はその代理人に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第三十条の七第四項又は第六項の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（法第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者）

第五十三条　法第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な

認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする。

（中心市街地特例通訳案内士登録証の様式）

第五十四条　法第三十六条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十二条の中心市街地特例通訳案内士登録証は、別記様式第四による。

（登録事項の変更の届出）

第五十五条　中心市街地特例通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があったときは、別記様式第五による登録事項変更届出書に登録証、当該変更が行われたことを証する書面及び写真二葉を添えて、認定市町村の長に提出しなければならない。

（登録証の再交付の申請等）

第五十六条　中心市街地特例通訳案内士は、法第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の規定により登録証の再交付の申請をしようとするときは、別記様式第六による登録証再交付申請書に、亡失した場合にあっては修了証明書の写し及び写真二葉を、著しく損じた場合にあっては当該登録証、修了証明書の写し及び写真二葉を添えて、これを認定市町村の長に提出しなければならない。

２　中心市街地特例通訳案内士は、前項の申請をした後、亡失した登録証を発見したときは、遅滞なく、これを認定市町村の長に返納しなければならない。

（登録の抹消に関する届出）

第五十七条　法第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の規定により同条第一項第一号から第三号での規定のいずれかに該当することとなった旨の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録抹消事由届出書に登録証を添えて、認定市町村の長に提出しなければならない。

一　氏名及び住所

二　中心市街地特例通訳案内士の氏名及び住所（その相続人が届出をする場合に限る。）

三　登録番号及び登録年月日

四　該当することとなった抹消の事由及びその期日

２　前項に規定するもののほか、法第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第一項第二号又は第三号（法第三十六条第五項第一号に該当する場合に限る。）に該当することとなった旨の届出をしようとする場合には、前項の届出書にその旨を証する書面を添えて、認定市町村の長に提出しなければならない。

３　認定市町村の長は、第一項の届出をしようとする者又はその代理人に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第三十条の七第四項 又は第六項 の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（登録の抹消の通知等）

第五十八条　認定市町村の長は、法第三十六条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十五条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は法第三十六条第八項において読み替

えて準用する通訳案内士法第二十六条 の規定により中心市街地特例通訳案内士の登録を抹消したときは、その旨を登録の抹消の処分を受けた者に通知しなければならない。

2　前項に規定する者（法第三十六条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、前項の通知を受けた日から起算して十日以内に、登録証を認定市町村の長に返納しなければならない。

（登録簿の登録の訂正等）

第五十九条　認定市町村の長は、法第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の規定による届出があったとき、又は法第三十六条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十五条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の登録を抹消したときは、登録簿の当該中心市街地特例通訳案内士に関する登録を訂正し、又は消除した旨を登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正又は消除の理由及びその年月日を記載するものとする。

（証明書の様式）

第六十条　法第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第三項の証明書は、別記様式第七による。

（聴聞の方法の特例）

第六十一条　認定市町村の長は、法第三十六条第九項において読み替えて準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、あらかじめ、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。

（団体の届出）

第六十二条　法第三十六条第十項において読み替えて準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体は、その設立の日から二週間以内に、次に掲げる事項を当該団体を構成する中心市街地特例通訳案内士の業務区域を管轄する認定市町村の長に届け出なければならない。

一　目的

二　名称

三　設立年月日

四　法人の設立について許可を受けている場合には、その年月日及び主務官庁の名称

五　事務所の所在地

六　役員又は代表者若しくは管理人の氏名及び住所

七　社団である場合には、構成員の氏名（構成員が社団又は財団である場合には、その名称及び役員又は代表者若しくは管理人の氏名）

八　定款若しくは寄附行為又は規約

2　前項の規定により届出をした団体は、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、二週間以内に、その旨を書面で認定市町村の長に届け出なければならない。

3　第一項の規定により届出をした団体が解散したときは、解散のときの役員又は代表者若しくは管理人は、二週間以内に、その解散事由を認定市町村の長に届け出なければならない。

（共通乗車船券）

第六十三条　法第四十条第一項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を共同で提出しなければならない。

一　共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名又は名称及び住所

二　共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の氏名又は名称

三　割引を行おうとする運賃又は料金の種類

四　発行しようとする共通乗車船券の名称

五　発行しようとする共通乗車船券の発行価額

六　発行しようとする共通乗車船券に係る期間、区間その他の条件

（第一種貨物利用運送事業登録に係る手続的事項）

第六十四条　地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）は、法第五十七条第一項の規定により第一種貨物利用運送事業登録を受けたものとみなされる者がある場合には、当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画に記載されている事項のうち貨物利用運送事業法第五条第一項第一号に掲げる事項に相当するもの及び同項第二号に掲げる事項を同項の第一種貨物利用運送事業者登録簿に記載するものとする。

２　地方運輸局長は、法第五十七条第三項又は第四項の規定により貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受けたものとみなされる者又は同条第三項の届出をしたものとみなされる者がある場合には、当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画に記載されている事項のうち同法第四条第一項各号に掲げる事項に相当するもの（同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の届出をしなければならない事項に該当する事項に限る。）に係る登録の変更を行うものとする。

（法第六十二条第二号の国土交通省令で定める建築物その他の施設）

第六十五条　法第六十二条第二号の国土交通省令で定める建築物その他の施設は、次に掲げるものとする。

一　都市機能の増進に資する建築物

二　道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設又は公用施設

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）の施行の日（平成十八年八月二十二日）から施行する。

附　則　（平成一九年三月二八日国土交通省令第二〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則（平成二一年四月三〇日国土交通省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二三年八月二日国土交通省令第六一号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附　則（平成二六年七月二日国土交通省令第六三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月三日）から施行する。

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）

平成 26 年 4 月 4 日
衆議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　中心市街地活性化基本計画の実施に関しては、計画の実効性を確保するための定期的なフォローアップを十分行うとともに、評価指標についても検討し、必要に応じて基本計画の変更等を求めるなど、PDCAサイクルを確立すること。

二　少子高齢化社会が進展する中、真の中心市街地活性化を実現するために、子育て、介護等を含む幅広い施策の実施に注力していくこと。その際、それぞれ固有の課題を抱え、それに応じた対応策を必要とする全国の中心市街地に対し、各地の取組の実例等幅広い情報の提供に努めること。また、計画づくりや事業の実施等に時間を要することを勘案し、中長期的な制度継続と財源確保に万全を期すこと。

三　施策の実施に当たっては、関係各省が連携を密にして市町村の取組及び民間の事業を支援することとし、各省所管の施策を積極的かつ効果的に実施するとともに、各省の連携体制に関して市町村側のニーズを十分把握し、連携不足が指摘されるような場合には迅速な改善を行うこと。また、各省の連携に当たっては、中心市街地活性化本部が明確なビジョンを示し、施策の総合調整を行うとともに、実効性のあるワンストップサービスの構築等の具体的な対応を行うこと。特に、施策を推進する人材の育成・確保に向けた支援措置を検討すること。

四　中心市街地特例通訳案内士の制度運用に当たっては、通訳案内士を依頼する訪日外国人の満足度を低下させることのないように、中心市街地特例通訳案内士の語学能力や基本的な日本社会・文化に対する理解等の水準を十分に確保するとともに、地域における通訳案内士に対するニーズにも考慮しつつ国家試験に合格した通訳案内士の活用が図られるよう指導すること。また、中心市街地特例通訳案内士の名称については、国家試験に合格した通訳案内士と混同が起こらないよう十分に配慮し、両者の区別が明確になるような略称の使用に努めること。

五　空き地、空き家、空き店舗など、計画区域内の遊休資産の有効活用が重要であることに鑑み、流動性の向上や合意形成を促すため、税制措置を含む施策を早急に検討すること。

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）

平成26年4月17日
参議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　中心市街地活性化基本計画の実施に関しては、計画の実効性を確保するための定期的なフォローアップを十分行うとともに、適切な評価指標の在り方についても検討し、必要に応じて基本計画の変更等を求めるなど、PDCA サイクルを確立すること。併せて、中心市街地の一層の活性化に向けて、これまで講じられてきた予算、税制等の支援措置が中心市街地にもたらした効果及び課題について更なる検証・評価を行い、支援措置の在り方を検討すること。

二　少子高齢化や都市機能の郊外移転等が進展する中、中心市街地活性化を効果的に実現するために、子育て、医療・介護等を含む幅広い施策の実施に注力していくこと。その際、それぞれ固有の課題を抱え、それに応じた対応策を必要とする全国の中心市街地に対し、各地の取組の実例等幅広い情報の提供に努めること。

三　中心市街地活性化施策の実施に当たっては、関係各省が連携を密にすることで各省所管の施策を積極的かつ効果的に実施するとともに、市町村側のニーズを十分把握し、連携不足が指摘されるような場合には迅速な改善を行うこと。その際、中心市街地活性化本部が明確なビジョンを示し、施策の総合調整を行うとともに、実効性のあるワンストップサービスの構築等の具体的な対応を行うこと。

四　中心市街地活性化基本計画の実施その他のマネジメントを行うためには、まちづくりに関する知識やノウハウを有するタウンマネージャー等の人材の育成・確保が重要であることに鑑み、まちづくりに関わる人材の量的・質的な充足のため、研修を通じた人材の掘り起こし及び能力向上を図るとともに、中心市街地活性化協議会及びまちづくり会社等における活躍の場を提供するための環境整備に努めること。

五　中心市街地特例通訳案内士の制度運用に当たっては、通訳案内士を依頼する訪日外国人の満足度を低下させることのないよう、語学能力や基本的な日本社会・文化に対する理解等の水準を十分に確保すること。

六　空き地、空き家、空き店舗など、計画区域内の遊休資産の有効活用が重要であることに鑑み、流動性の向上や合意形成を促すため、税制措置を含む施策を早急に検討すること。